

平成 29 年度
行政改革研究会報告書

平成 30 年 2 月
行政改革研究会

目次

○まえがき	1
○行政改革研究会設置要綱	2
○行政改革研究会委員名簿	4
○「行政改革研究会」について	5
1. 「行政改革研究会」設立の経緯	5
2. 「行政改革研究会」の概要	10
○平成 29 年度行政改革研究会部会報告書	
1. 「窓口業務改革の推進」部会報告書 ～窓口業務改革における課題と解決策について～ （「窓口業務改革の推進」部会）	
2. 「地方公共団体相互間の協力」部会報告書 ～「地方公共団体相互間の協力」に係る課題と解決策について～ （「地方公共団体相互間の協力」部会）	
3. 「PPP・PFIの推進」部会報告書 ～PPP・PFIの推進に資する有用情報について～ （「PPP・PFIの推進」部会）	

まえがき

平成11年以来推進されてきた「平成の合併」により、県内では、平成15年4月1日の神流町を始めとして18件の市町村合併が行われた。その結果、平成の合併前に70あった市町村は、35市町村へと再編され、広域圏の姿も大きく変化することとなった。

この間、各市町村においては、合併協議会や住民説明会等、様々な場所で、将来を見据えた熱心な議論が重ねられ、熟考の上でそれぞれの決断に至った訳であるが、合併の有無に関わらず、この期間が各市町村にとって、将来を改めて見つめ直す貴重な機会となった。

さて、群馬県が新しいかたちになってからおよそ7年が経過したが、引き続き国と地方を通じた厳しい財政状況の下、地方分権の進展や進行する少子高齢化・人口減少問題への対応、多様化する行政需要等、市町村を取り巻く環境は、より複雑に、より厳しさを増し、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化が更に求められているところである。

人的・財政的な資源が限られた中で、多様化する行政需要に如何に対応していくべきなのか。

これまでも、各市町村は共同処理や民間委託等、様々な手法を駆使して業務の効率化を図ってきた。また、前出のとおり市町村合併により広域圏の姿が変わり、連携の方法も変化した。更には、平成17年から全国的に実施された集中改革プランにより、職員数の見直しが図られた。

このような状況下で更なる行財政基盤の強化が求められる今、行政改革の推進を妨げる、従前とは異なった課題が存在することは想像するに難くない。

行政改革研究会は、こうした市町村の現状を把握し、市町村に共通する課題について検討するため、平成29年3月27日に県内市町村の行政改革担当課長10名と、市長会及び町村会の各事務局長、県市町村課長により設置された。

行政改革研究会では、課題の具体的な検討をする組織として、「窓口業務改革の推進」、「地方公共団体相互間の協力」、「PPP・PFIの推進」の3つの研究部会を設置した。各々の部会においては、他県や県内の市町村の実態把握、先進事例の収集及び先進自治体との意見交換会等を通して検討を重ね、収集した情報と基本的な考え方を整理し、報告書としてまとめるに至った。

他の自治体で実践している行政改革の様々な手法は、我が自治体でも実施可能であるのか。もし、可能であり、効果が期待できるにも関わらず実施していないのであれば、それは住民サービスの低下に繋がる可能性がある。まずは、広範囲に情報を収集し、当該団体における実施の可否と是非を検討し、スピード感を持って実践することが重要である。

本書は、3つの部会において検討した結果を報告するものであるが、ご覧いただいた皆様が多少なりとも参考としていただき実践に結びつけていただくことにより、初めて意義を持つものである。

各市町村のたゆまぬ行政改革の検討過程において、その一助となれば幸いである。

平成30年2月

行政改革研究会会長 布施 正明

行政改革研究会設置要綱

(目的)

第1条 県及び県内市町村は、効果的かつ効率的な行政運営を実現するとともに、共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討を行うため、行政改革研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次の事項について研究及び検討を行う。

- (1) 県内市町村が連携して実現する効果的かつ効率的な行政運営に関する事項
- (2) 県内市町村において共通する行政課題の解決に関する事項
- (3) その他研究会の目的の達成に必要な事項

(構成)

第3条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 研究会の会議は、会長が招集し、主宰する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

(部会)

第4条 研究会は、必要に応じて、研究会が決定した研究事項の具体的な研究及び検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、研究及び検討の結果を研究会に報告するものとする。
- 3 部会は、県及び参加を希望する県内市町村の職員をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 7 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

(事務局)

第5条 群馬県総務部市町村課に事務局を設置し、研究会及び部会における庶務等処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

(別表) 行政改革研究会の構成員名簿

	区 分	職 名
1	会 長	群馬県総務部市町村課長
2	副会長	行政改革研究会の構成員のうちから会長が指名する者
3	委 員	前橋市総務部行政管理課長 高崎市総務部企画調整課長 桐生市総務部総務課長 沼田市総務部企画課長 館林市政策企画部企画課長 神流町総務課長 中之条町総務課長 東吾妻町企画課長 川場村総務課長 明和町総務課長 群馬県市長会事務局長 群馬県町村会事務局長

行政改革研究会 委員名簿

会 長	布 施 正 明	群馬県総務部市町村課長
副会長	藤 井 一 幸	前橋市総務部行政管理課長
	太 田 直 樹	高崎市総務部企画調整課長
	青 木 紀 夫	桐生市総務部総務課長
	石 井 旭	沼田市総務部企画課長
	栗 原 誠	館林市政策企画部企画課長
	黒 田 幸 男	神流町総務課長
	鈴 木 幸 一	中之条町総務課長
	水 出 智 明	東吾妻町企画課長
	千木良 澄 夫	川場村総務課長
	瀬 下 嘉 彦	明和町総務課長
	正 田 吉 一	群馬県市長会事務局長
	梅 村 透	群馬県町村会事務局長

(敬称略)

行政改革研究会 事務局

関 根 則 子	群馬県総務部市町村課行政係
川 辺 雄 滋	同上
舟 田 任 志	同上

「行政改革研究会」について

1. 「行政改革研究会」設立の経緯

(1) 県内市町村の現状

我が国の人口は平成 27 年の国勢調査によれば 1 億 2,711 万人であるが、この結果は大正 9 年の調査開始以来、初めて減少したと報じられており、本格的な人口減少社会を迎えつつある。県の人口については 1960 年代の高度経済成長期からほぼ一貫して増加し続けたが、平成 16 年（2004 年）7 月の 203 万 5 千人をピークに減少に転じた。国立社会保障・人口問題研究所は、本県の人口が平成 22 年の 201 万人から 30 年後の 2040 年には 37 万 8 千人減少し、163 万人になると推計しており、高齢化率については、約 23.6%から約 36.6%に上昇するとしている。【図 1、2 参照】

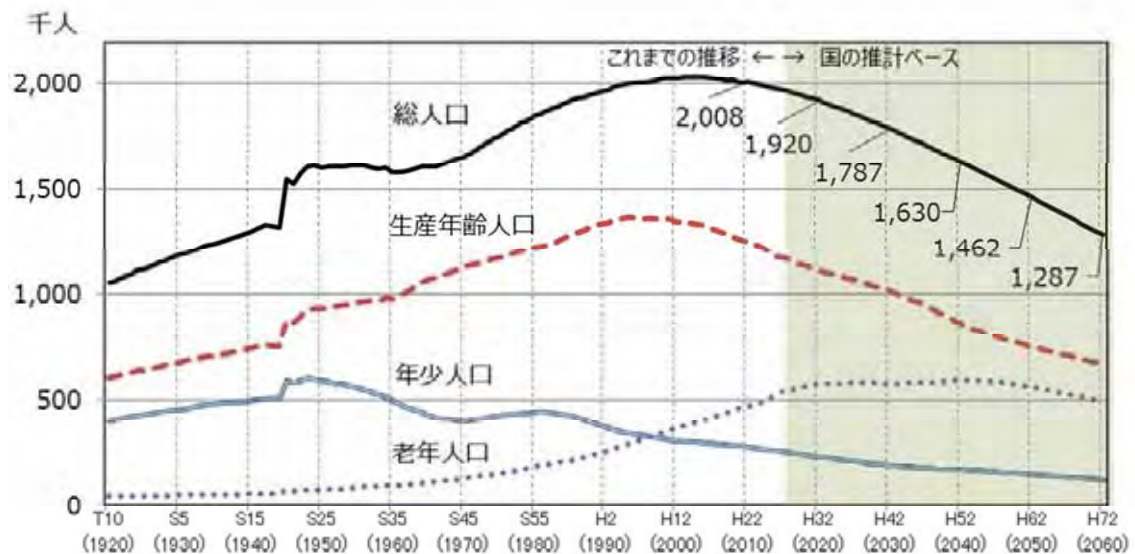
人口減少・少子高齢化が進行することにより、生産人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障に係る財政負担の増加等が予測され、地方公共団体における財政状況はなお一層厳しさを増すことが危惧される所である。

県内市町村の現在の財政状況については、平成 28 年度の経常収支比率の平均が前年度から 2.3 ポイント悪化して 93.1%となっており、全国平均の 92.5%と比較しても 0.6%高くなっている。中期的な推移を見ると、平成 3 年度には 70%台に、6 年度には 80%台に、そして 16 年度には 90%台へと上昇し、その後一時期は 80%台に戻ったものの、近年では 90%台で高止まりしている状況である。これは、社会保障のための経費の増加や、地方税・地方交付税等の経常一般財源の伸び悩みなどから上昇傾向にあるものであり、財政の硬直化が進み、弾力性が失われている状況が続いている。

また、平成 28 年度決算における県内市町村の実質公債費比率の平均は、平成 28 年度の 7.0%から 0.2 ポイント改善して 6.8%となっており、全国平均の 6.9%とほぼ同水準である。実質公債費比率の算定は平成 17 年度から行っているところ、18 年度をピークに低下傾向にあるが、厳しい財政状況から大きな社会資本への投資を抑制する傾向があるとされており、その財源である地方債の借入も抑制傾向にある。

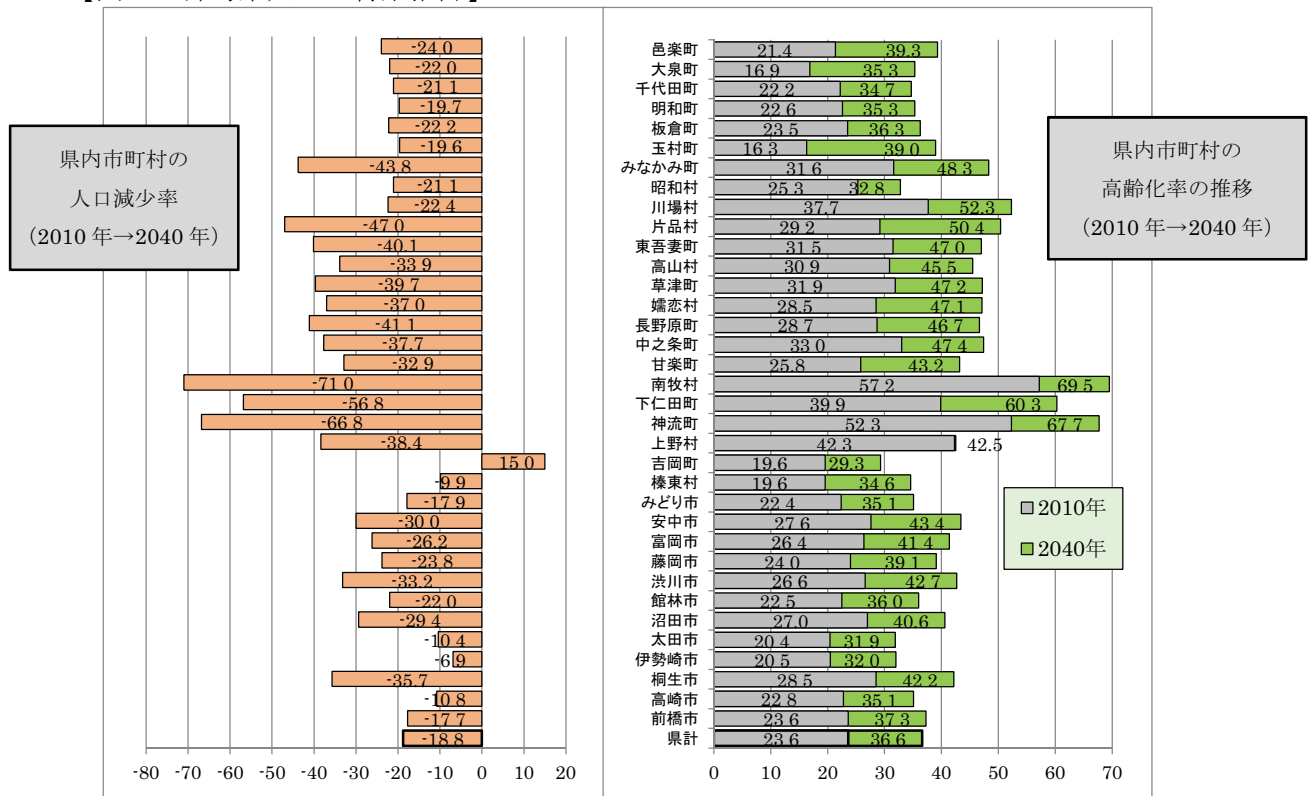
一方、地方公共団体の行財政運営を担う県内市町村の総職員数の推移については、集中改革プランの実施や平成の合併を進める中で職員数の見直しが行われ、平成 9 年 4 月 1 日の 25,240 人をピークに 19 年連続で減少し続けている状況である。平成 28 年 4 月 1 日の総職員数は 21,067 人であり、ピーク時に比べ 16.5%の減となっている。【図 3 参照】

【図 1 群馬県人口（年齢 3 区分別）の推移・推計】



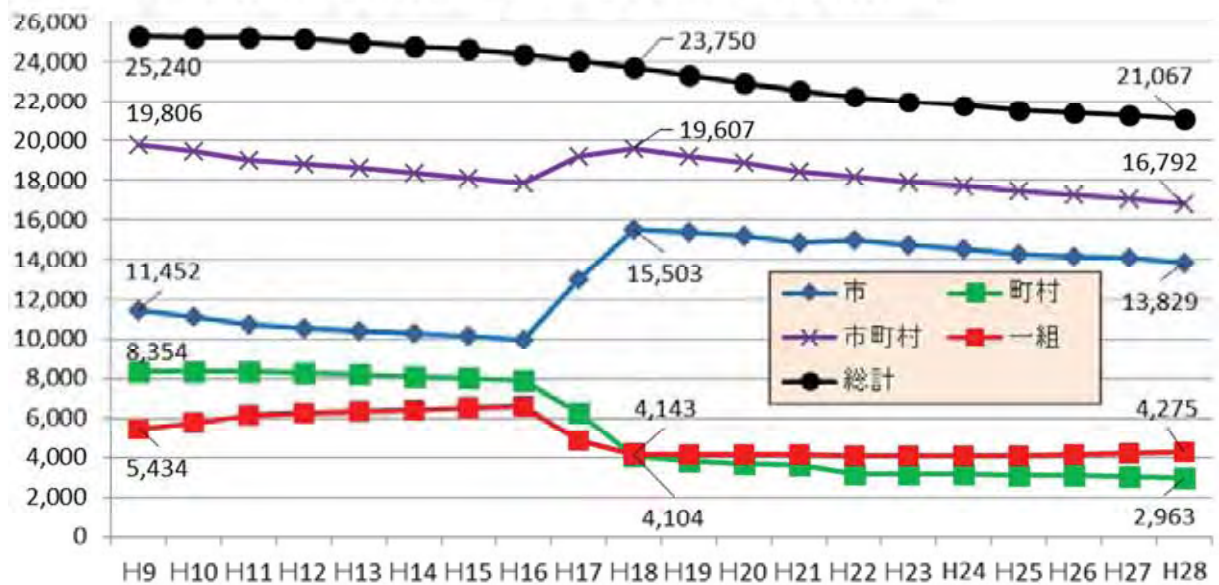
(出典) 群馬県『群馬県版総合戦略』

【図2 群馬県人口の将来推計】



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

【図3 県内市町村における職員数の推移 (一部事務組合の職員も含む)】

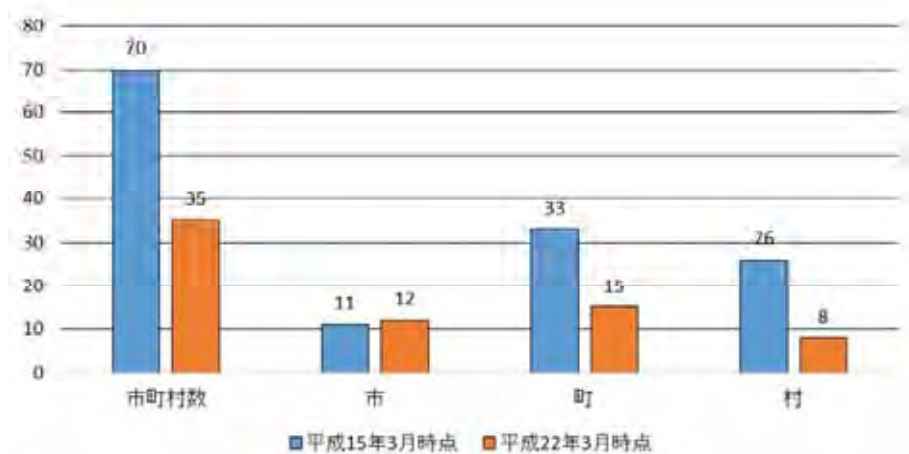


(2) 平成の合併

地方分権の進展、少子高齢化や人口減少の問題、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、基礎自治体とされる市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方分権の担い手となる市町村の行財政基盤の強化することを目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併（平成の合併）が推進された。

本県においては、平成15年4月1日の神流町から平成22年3月28日の中之条町まで、18件の合併が行われ、県内市町村は、平成の合併前の70市町村から35市町村へと大きく再編された。結果として、市町村の人口規模は総じて拡大し、人口1万人未満の町村数は24から9に減少し、一方で人口30万人を超える都市が2市誕生した。県内の広域圏の姿も大きく変化することとなった。【図4、5参照】

【図4 県内市町村数の推移】



↓	平成15年3月時点	市町村数	中核市	特例市	その他の市	町	村
		70		2	9	33	26
	平成22年3月時点	市町村数	中核市	特例市	その他の市	町	村
		35	2	2	8	15	8

【図5 平成の合併前と合併後の県内市町村】



名称	(関係市町村)	合併期日
① 神流町	(万場町・中里村)	H15. 4. 1
② 前橋市	(前橋市・大胡町・宮城村・粕川村)	H16.12. 5
	(前橋市・富士見村)	H21.5. 5
③ 伊勢崎市	(伊勢崎市・赤堀町・(佐)東村・境町)	H17. 1. 1
④ 沼田市	(沼田市・白沢村・利根村)	H17. 2.13
⑤ 太田市	(太田市・尾島町・新田町・藪塚本町)	H17. 3.28
⑥ 桐生市	(桐生市・新里村・黒保根村)	H17. 6.13
⑦ みなかみ町	(月夜野町・水上町・新治村)	H17.10. 1
⑧ 藤岡市	(藤岡市・鬼石町)	H18. 1. 1
	(高崎市・倉洲村・箕郷町・群馬町・新町)	H18. 1.23
⑨ 高崎市	(高崎市・榛名町)	H18.10. 1
	(高崎市・吉井町)	H21. 6. 1
⑩ 渋川市	(渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村)	H18. 2.20
⑪ 安中市	(安中市・松井田町)	H18. 3.18
⑫ 富岡市	(富岡市・妙義町)	H18. 3.27
⑬ みどり市	(笠懸町・大間々町・(勢)東村)	H18. 3.27
⑭ 東吾妻町	((吾)東村・吾妻町)	H18. 3.27
⑮ 中之条町	(中之条町・六合村)	H22. 3.28

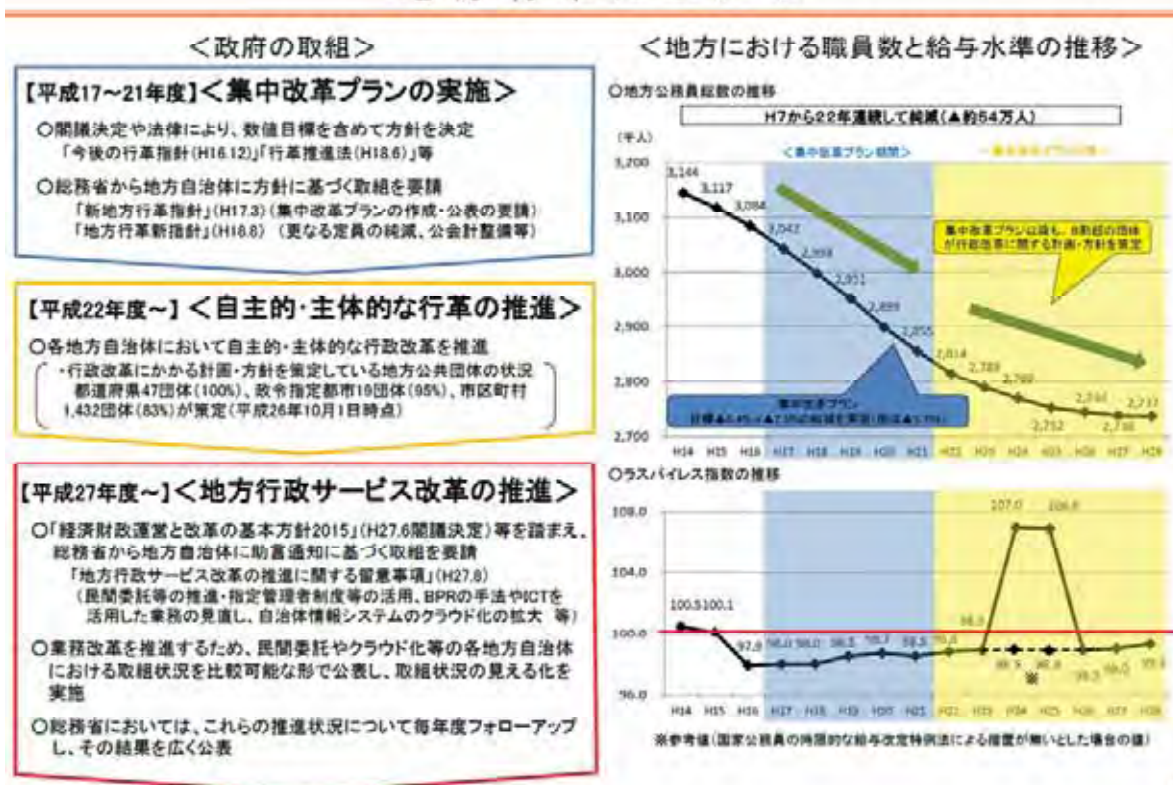
(3) 近年の地方行政改革の経緯

地方行政改革における近年の政府の取組を振り返ると、まず、集中改革プランの期間とされた平成17年度からの5年間では、行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表が地方公共団体に要請され、更なる定員の純減や給与の適正化、公会計整備等の改革が進められた。

集中改革プランの期間が終了した平成22年度以降は、各地方公共団体の自主的・主体的な行政改革が推進され、全国で8割以上の団体において行政改革にかかる計画・方針が策定され、更なる行政改革の取組が行われた。

平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」等が閣議決定され、これを踏まえ、総務省は同年8月に「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を示し、「行政サービスのオープン化・アウトソーシングの等の推進」、「自治体情報システムのクラウド化の拡大」、「公営企業・第三セクター等の経営健全化」、「地方自治体の財政マネジメントの強化」及び「PPP/PFIの拡大」について、より積極的な業務改革の推進に努めるよう、地方公共団体に對し要請された。

地方行革について



(出典) 総務省資料

(4) 行政改革研究会の設置

地方公共団体は、前述のとおり厳しい財政状況下においても、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化などの社会経済情勢の変化に適切に対応し、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが求められている。

一方で、これまでの行政改革や定員適正化への取組から職員数が減少しているため、県内各市町村が、持続可能な行政サービス提供体制を維持するためには、民間委託の推進や、指定管理者制度の導入、窓口業務改革などの更なる業務改革に取り組むとともに、市町村間の連携など、あらゆる手法を検討する必要がある。

本県では、行政運営の効率化や最適化を実現するため、県内各市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究・検討を行うことを目的として、平成29年3月に「行政改革研究会」を設置した。

2. 「行政改革研究会」の概要

平成 29 年 3 月 28 日、県内 10 市町村の行政改革担当課長、市長会及び町村会の各事務局長、県総務部市町村課長で構成する「行政改革研究会」を設置した。

同会において研究するテーマの設定にあたっては、県内市町村を対象として「行政改革分野における重点事項」についてアンケート調査を実施し、回答数の多かった「窓口業務改革の推進」、「地方公共団体相互間の協力」及び「PPP・PFI の推進」の 3 つの課題を選定した。

その上で、各々の課題について調査研究等の実質的な作業を行う「研究部会」を設置した。「研究部会」は、県内市町村の希望を募り、各々 10 市町村の担当職員により構成することとなった。

<概 要>

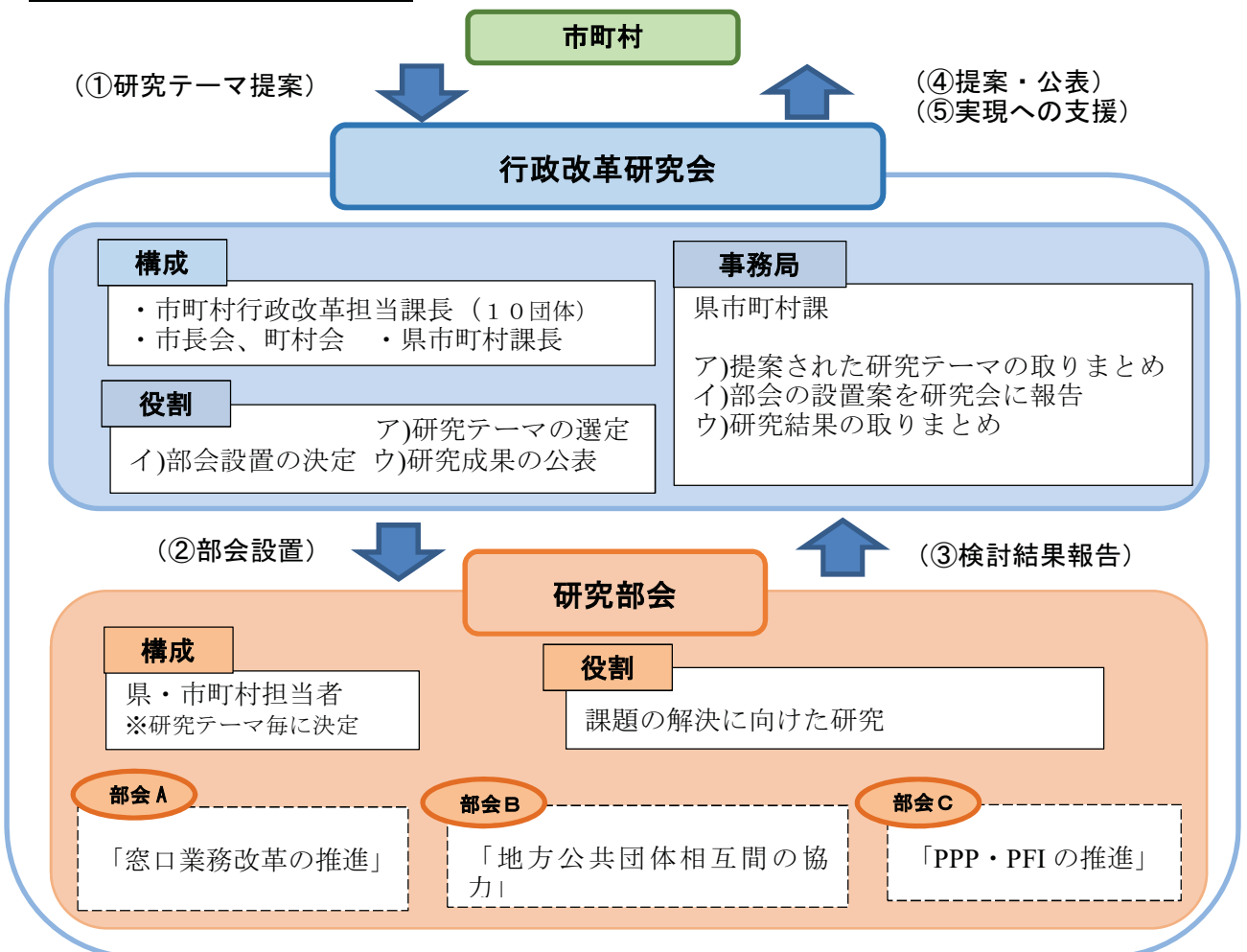
ア 研究会の構成等

- ・研究会 … 県市町村課長を会長として、市町村の行政改革担当課長、市長会、町村会により構成
- ・研究部会 … 課題の調査研究等、実質的な作業を行う。

イ 事務の流れ

- (ア) 研究会は、県と市町村の意見を聴取し、研究テーマを設定
↓
- (イ) 研究会において研究テーマごとに研究部会を設置。
↓
- (ウ) 研究部会により、テーマに係る調査・研究を行い、結果を研究会に報告
↓
- (エ) 研究会において研究部会の報告を精査し、市町村に提案

行政改革研究会の組織と仕組み



「窓口業務改革の推進」部会報告書

～窓口業務改革における課題と解決策について～

平成 29 年 12 月 27 日

「窓口業務改革の推進」部会

目次

I	はじめに	1
II	現状と課題	3
III	総合窓口	6
	1. 総合窓口とは	6
	2. 先進自治体の取組状況	7
	(1) 「窓口業務改革の取組（総合窓口の設置）」に係る調査概要	7
	(2) 「窓口業務改革の取組（総合窓口の設置）」に係る調査の結果概要	8
	ア 総合窓口の種類	8
	イ 総合窓口における対応可能業務	9
	ウ 総合窓口の設置によるメリット	10
	エ 総合窓口の設置によるデメリット	13
	オ 総合窓口設置にあたり苦勞した点・課題とその解決方法	18
	(3) 先進自治体との意見交換会（新潟県長岡市）	21
	(4) 先進自治体との意見交換会（鳥取県鳥取市）	23
	3. 課題の解決策と留意事項	24
IV	窓口業務の民間委託	26
	1. 窓口業務の民間委託とは	26
	2. 先進自治体の取組状況	27
	(1) 「窓口業務改革の取組（窓口業務の民間委託）」に係る調査概要	27
	(2) 「窓口業務改革の取組（窓口業務の民間委託）」に係る調査の結果概要	28
	ア 民間委託実施業務	28
	イ 窓口業務の民間委託によるメリット	29
	ウ 窓口業務の民間委託によるデメリット	31
	エ 委託する上での苦勞した点・課題とその解決方法	32
	(3) 先進自治体との意見交換会（東京都足立区）	36
	3. 地方独立行政法人の活用（参考）	39
	4. 課題の解決策と留意事項	42
V	まとめ	46
VI	参考資料	49

I はじめに

○ 部会設立の経緯

- ・ 地方公共団体は、「厳しい財政状況」「人口減少と高齢化の進行」「多様な行政需要への対応」など様々な課題に直面しており、その課題解決にあたり、人的・財政的に限られた資源の中で、更なる業務改革の推進が求められている。
- ・ この実情を踏まえ、県内各市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究・検討を行う場として、平成 29 年 3 月、県市町村課内に「行政改革研究会」が設置された。
- ・ その研究会の部会の一つとして、「経済財政運営と改革の基本方針」において、窓口業務の民間委託等の推進が盛り込まれていることや総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日通知）において、行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進について助言され、特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しを重点的に実施することが示されたことなどから、各市町村の取組を促進することを目的として「窓口業務改革の推進」部会が設置された。

○ 部会方針及び目標の設定

- ・ 各市町村が窓口業務の改善手法（総合窓口の設置や窓口業務の民間委託の実施等）の導入を検討できる環境を整備することが重要である。
- ・ 当部会では、窓口業務改革として「総合窓口の設置」及び「窓口業務の民間委託」に係る以下の各市町村の状況等を踏まえ、目標を第 1 回部会において決定し、調査・研究を実施した。
⇒ 多くの市町村で、窓口業務改革に取り組む必要性は認識しているが、各団体における進捗状況は様々である。

【目標】 窓口業務改革における課題の整理と先進事例等の調査・研究により、その解決策等の取りまとめを行う。

○ 「窓口業務改革の推進」部会 構成員名簿

< 構成員 >

(部会長)	金子 敦 司	桐生市総務部総務課
	信澤 和 秀	前橋市総務部行政管理課
	増子 直 之	桐生市総務部総務課
	山崎 恭 兵	太田市企画部企画政策課
	武井 良 和	沼田市総務部企画課
	小林 美 貴	館林市政策企画部企画課
	関口 礼 二	渋川市企画部事務管理課
	松本 雅 之	富岡市市長公室企画政策課
	蜂須賀 徹	東吾妻町企画課
	金子 喜一郎	みなかみ町総務課
	小林 未 歩	大泉町企画部企画課

(敬称略)

< 事務局 >

	関根 則 子	群馬県総務部市町村課行政係
	川辺 雄 滋	同上
	舟田 任 志	同上

○ 開催実績

	開催日	検討内容
第1回	平成29年 5月26日	・窓口業務改革の取組状況の説明及び部会方針の決定
第2回	平成29年 7月4日	・先進自治体への取組状況調査の実施手法の検討
第3回	平成29年 9月8日	・先進自治体の事例発表及び意見交換会 (新潟県長岡市、東京都足立区)
その他	平成29年 10月12日	・「窓口業務改革による住民サービスの向上、業務の効率化」に関する研修会【県内全市町村向け研修会】
第4回	平成29年 10月12日	・先進自治体等との意見交換会(総務省、鳥取県鳥取市) ・先進自治体への取組状況調査の結果報告 ・窓口業務改革に取り組む上での課題の解決策と留意事項の検討
第5回	平成29年 12月27日	・報告書の取りまとめ

II 現状と課題

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」（地方自治法第1条の2）と規定され、様々な取組を行っている。特に、基礎自治体である市区町村においては、住民からの申請や届出の受付、住民への証明書や通知等の交付など幅広い分野の窓口業務が行われている。

一方で、急激な人口減少と少子高齢化に直面しており、地方公共団体における人的・財政的な経営資源の制約が強まる中、質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するための改革が求められている。

「経済財政運営と改革の基本方針」では、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革が推進され、また「業務改革モデルプロジェクト」の実施により、具体的な支援が行われているところである。

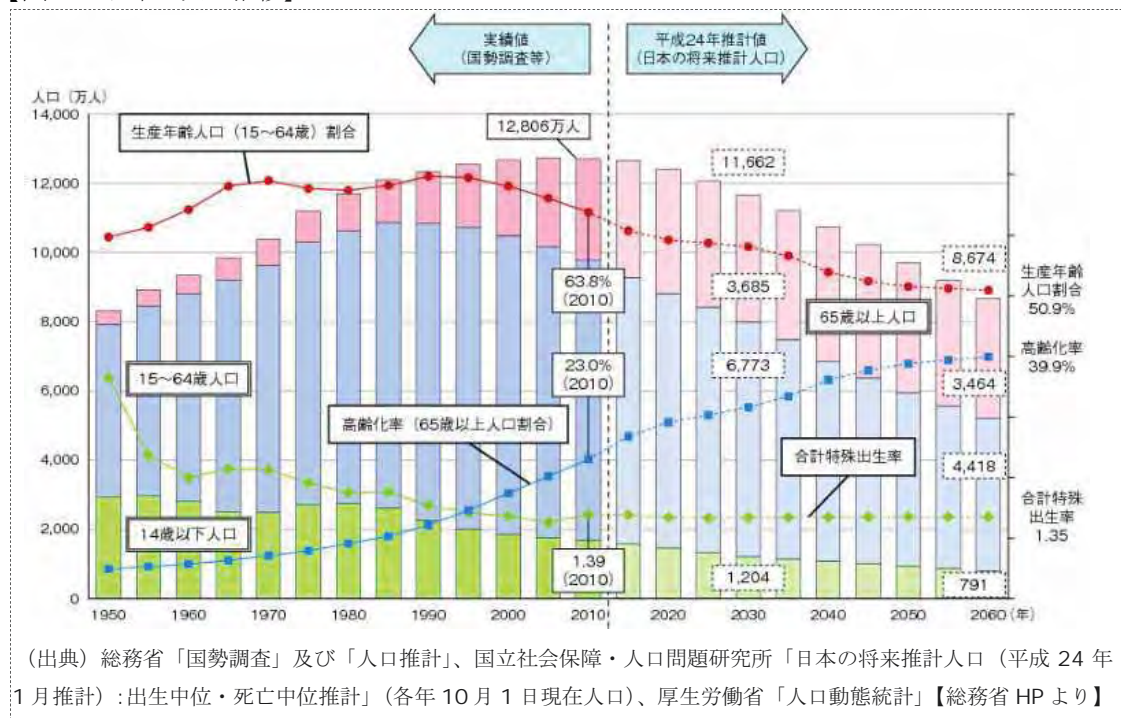
このような状況の中、各団体においては、歳出効率化と住民ニーズを踏まえた行政サービス向上の両立を実現するため、限られた経営資源を効率的に活用する業務改革の取組が不可欠となっている。一部の市区町村では、住民の利便性の向上や満足度の向上、行政事務の効率化を実現するため、「総合窓口の設置」や「窓口業務の民間委託」などの「窓口業務改革」に取り組んでいる。

平成28年4月実施の総務省による「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査（以下、「行政改革の取組状況等調査」という。）」結果によると、平成28年4月1日時点において、全市区町村（1,741団体）のうち総合窓口を設置していると回答した団体が213団体（12.2%）、窓口業務の民間委託を実施していると回答した団体が275団体（15.8%）となっている。

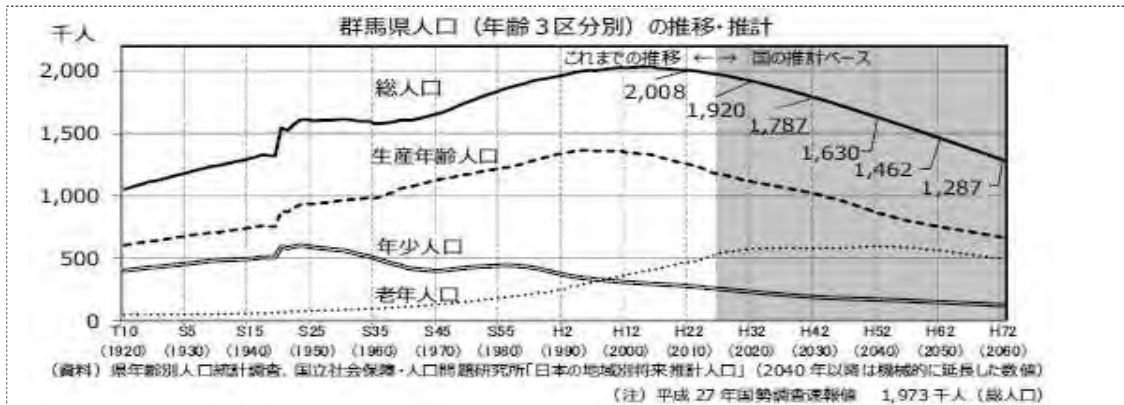
一方、県内市町村においては、総務省の同調査結果によると「総合窓口を設置している」と回答した団体はなく、「窓口業務の民間委託を実施している」と回答した団体は3団体（8.6%）となっており、窓口業務改革の取組は進んでいない。

このような状況を踏まえ、県内市町村が窓口業務改革に取り組む上での検討の一助とするため、総合窓口の設置や窓口業務の民間委託の実施にあたっての課題を整理し、先進事例の調査・研究を行うことによりその解決方法等を取りまとめ、情報提供することが重要となる。

【図1 日本の人口推移】



【図2 本県の人口の推移・推計】



「経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）」

〔3〕 地方行財政改革・分野横断的な取組等

- ・(中略) BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開(中略)を加速する。
- ・(中略) 窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年(平成32年度)までに倍増させる。

「経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抄）」

5 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

- ・窓口業務の適正な民間委託等の加速(中略)をはじめとする様々な取組の全国展開(中略)を軸に、各種取組を進める。
- ・窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定フォーマットを作成・公表し、各自治体での活用を促す。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抄）」

3. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政等④ 広域化・共同化や業務改革等の推進

業務改革モデルプロジェクトの実施、標準委託仕様書等の取組の拡充、歳出削減効果測定の簡便なツール策定等を通じ、窓口業務の民間委託の全国展開を進める。

業務改革モデルプロジェクト

地方自治体における、①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務について、民間企業の協力のもとBPR¹の手法を活用しながら、ICT化・オープン化・アウトソーシングなど、住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援する取組 【H28、H29 予算：1.0億円】

¹ Business Process Re engineering (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング) の略。
「コスト、品質、サービス、スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネス・プロセスを根本的に考え直し、抜本的にそれをデザインし直すこと」(M・ハマー(1990) Reengineering Work : Don't Automate, Obliterate)。

【表1 平成28年地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査結果（全国）】

窓口業務の民間委託の実施状況 (平成28年4月1日現在)			
	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	275団体	1,741団体	15.8%
指定都市	16団体	20団体	80.0%
特別区	18団体	23団体	78.3%
中核市	27団体	43団体	62.8%
指定都市・中核市以外の市	179団体	727団体	24.6%
町村	35団体	928団体	3.8%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

総合窓口の導入状況 (平成28年4月1日現在)			
	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	213団体	1,741団体	12.2%
指定都市	6団体	20団体	30.0%
特別区	6団体	23団体	26.1%
中核市	9団体	43団体	20.9%
指定都市・中核市以外の市	115団体	727団体	15.8%
町村	77団体	928団体	8.3%

住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。

※内閣府通知
 「市区町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業所に委託することが可能な業務の範囲について」（平成20年1月17日発出、平成27年6月4日改正）

総務省ホームページより<http://www.soumu.go.jp/main_content/000474979.pdf>

【表2 平成28年地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査結果（県内）】

(1) 窓口業務の民間委託の実施状況			
	群馬県(平成28年4月1日現在)		
	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	3団体	35団体	8.6%
指定都市	0団体	0団体	0.0%
特別区	0団体	0団体	0.0%
中核市	0団体	2団体	0.0%
指定都市・中核市以外の市	2団体	10団体	20.0%
町村	1団体	23団体	4.3%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託

(2) 総合窓口の導入状況				
	群馬県(平成28年4月1日現在)			
	導入団体数	市区町村数	割合	導入検討団体
全市区町村	0団体	35団体	0.0%	3団体
指定都市	0団体	0団体	0.0%	0団体
特別区	0団体	0団体	0.0%	0団体
中核市	0団体	2団体	0.0%	0団体
指定都市・中核市以外の市	0団体	10団体	0.0%	2団体
町村	0団体	23団体	0.0%	1団体

Ⅲ 総合窓口

1. 総合窓口とは

総合窓口とは、住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組とされている。

広範な業務を総合窓口において対応するため、概ね以下のような「総合窓口のパターン」が想定される。

なお、パターンについては、一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターの資料を参考とさせていただいた。

【総合窓口のパターン】

タイプ	概要
人海戦術型	<ul style="list-style-type: none">一つの窓口で受付を行い、業務内容に応じて各業務担当職員が入れ替わり対応する方法。現行の業務担当の事務の範囲で対応が可能となるが、職員を多数配置する必要があること、特定業務に集中した場合に窓口で住民を待たせてしまうなどの課題がある。
スーパーマン型	<ul style="list-style-type: none">窓口対応を行う職員に対して、対象業務範囲すべての研修等を行い、住民の対応を一人で完結させる方法。応用として、申請書等の受付はパート職員等で実施し、後方支援でスーパーマン型の職員を配置するという方法も考えられるが、広範な業務知識を多数の職員に習得させること、業務の権限を幅広く与える必要があることなど、制度上の課題の解決が必要となる。
業務連携型	<ul style="list-style-type: none">窓口では、受付・交付等の直接的な住民対応のみを行い、実際の届出の処理、証明書発行等は従来どおり各業務担当部門で実施する方法。これまで各部門に存在した窓口部分のみを集約し、申請書等を（紙又はデータで）業務担当部門に転送して処理を行う。窓口と処理部門が切り離されるため、書類不備等の対応、待ち時間を増加させない仕組みの構築、データで連携する場合のシステム対応などが必要となる。
インテリジェント型	<ul style="list-style-type: none">窓口で必要となる手続き等について、対象となる業務範囲の受付、入力、異動、出力までの一連の処理を一つのシステム上で完結させることで、対応する職員の業務知識が最小限でも対応可能とする方法。システム化に当たっては、市町村固有の制度等も含め、現在実施している事務の棚卸、システム化範囲の決定、システムで自動判定する内容の整理等、多大な準備が必要となる。

2. 先進自治体の取組状況

(1) 「窓口業務改革の取組（総合窓口の設置）」に係る調査概要

総合窓口を設置する上での課題やその解決策など、県内市町村が総合窓口の設置を検討するにあたって有用となる情報を収集・分析するため、先進自治体の取組状況を把握することを目的に、調査を実施した。

調査対象

「行政改革の取組状況等調査」において、「総合窓口設置済み」と回答した団体のうち、以下に該当する団体

- ・ 近隣の都道府県に属する市町村
(茨城県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県)
- ・ 岐阜県に属する市町村
(総合窓口のパターンとして資料を参照した一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターの所在県)
- ・ その他、内閣府資料等において先進事例として取り上げられている団体
(千葉県鴨川市、神奈川県海老名市、大阪府池田市、山口県萩市、福岡県篠栗町、熊本県上天草市)

調査項目

- ・ 総合窓口の種類
- ・ 総合窓口における対応可能業務
- ・ 総合窓口の設置に要した経費等
- ・ 総合窓口のメリット・デメリット
- ・ 総合窓口の設置に向けて協力を得た民間事業所等
- ・ 総合窓口設置にあたり苦勞した点や課題とその解決方法

(2) 「窓口業務改革の取組（総合窓口の設置）」に係る調査の結果概要

ア 総合窓口の類型

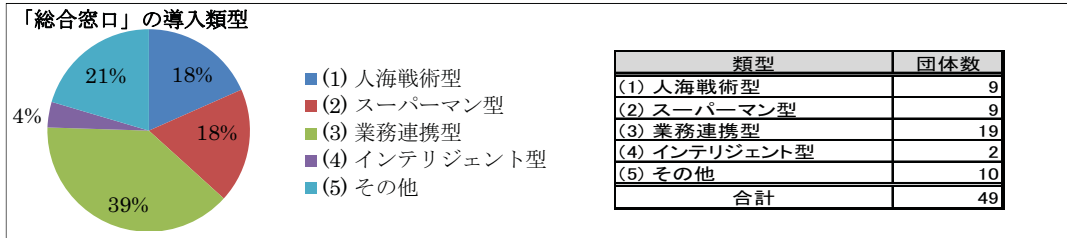
(ア) 総合窓口の類型別の団体数

- ・ 各市区町村において導入した総合窓口について、次の4つのタイプのいずれに該当するか、回答を求めた。
- 【人海戦術型、スーパーマン型、業務連携型、インテリジェント型】
- ・ 回答のあった49団体のうち最も多かったのは「業務連携型」であり、19団体(38.7%)であった。次いで、「人海戦術型」及び「スーパーマン型」が各9団体(各18.4%)、「インテリジェント型」が2団体(4.1%)であり、5つのタイプに分類できない「その他」と回答した団体は10団体(20.4%)であった。
- ・ 「その他」の10団体は、具体的には「人海戦術型とスーパーマン型」、「スーパーマン型と業務連携型」、「業務連携型とインテリジェント型」などの複合型と回答した団体である。

(イ) 総合窓口の類型と団体規模の相関関係

- ・ 回答のあった49団体のうち、人口規模が1万人未満の団体は4団体であり、10万人を超える団体は19団体であった。
- ・ 1万人未満の4団体のうち3団体は「業務連携型」であり、他の1団体は「インテリジェント型」であった。
- ・ 10万人を超える19団体のうち最も多いのは「業務連携型」であり、6団体である。次いで「スーパーマン型」が4団体、「人海戦術型」が3団体であった。
- ・ 「スーパーマン型」と回答した団体は全体で9団体であったが、このうち4団体は10万人を超える団体であり、人口規模の大きい団体における「スーパーマン型」の導入割合が比較的高い傾向が見られる。

【図3 「総合窓口」の導入類型】



【総合窓口の類型ごとの団体規模】

1. 人海戦術型 導入団体		3. 業務連携型 導入団体		5. その他	
団体区分	人口 (H29.1.1)	団体区分	人口 (H29.1.1)	団体区分	人口 (H29.1.1)
1 町	10,778	1 町	8,346	1 町	25,403
2 町	20,744	2 村	9,113	2 市	55,681
3 町	20,779	3 町	9,943	3 市	66,251
4 町	30,984	4 町	11,194	4 市	75,421
5 市	35,765	5 町	12,146	5 市	100,069
6 市	59,522	6 町	15,402	6 市	102,077
7 市	112,766	7 町	20,056	7 市	143,570
8 市	131,061	8 町	26,276	8 市	144,698
9 市	154,241	9 町	31,440	9 市	241,272
9 団体		10 町	32,153	10 市	522,282
		11 市	33,984	10 団体	
		12 市	38,171		
		13 市	69,132		
		14 市	159,590		
		15 市	162,078		
		16 市	199,718		
		17 市	247,040		
		18 市	274,977		
		19 市	595,495		
		19 団体			
2. スーパーマン型 導入団体		4. インテリジェント型 導入団体			
団体区分	人口 (H29.1.1)	団体区分	人口 (H29.1.1)		
1 町	29,732	1 町	4,759		
2 市	49,772	2 町	21,644		
3 市	68,127				
4 市	71,584				
5 市	94,934				
6 市	196,910				
7 市	169,532				
8 市	194,574				
9 市	382,001				
9 団体		2 団体			

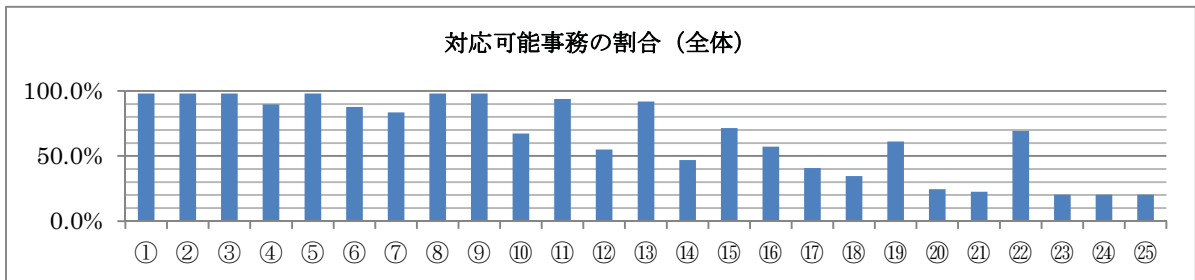
イ 総合窓口における対応可能業務

- 総合窓口において対応する業務については、内閣府通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業所に委託することが可能な業務の範囲等について」（平成 20 年 1 月 17 日発出、平成 27 年 6 月 4 日改正）において示された「民間委託が可能とされる 25 の窓口業務」を参考に回答を求めたものである。
- 「①住民異動届」や「②住民票の写し等の交付」、「③戸籍の附票の写しの交付」、「⑤戸籍謄本抄本等の交付」、「⑧印鑑登録」、「⑨印鑑登録証明書の交付」、「⑩埋葬・火葬許可」、「⑬地方税法に基づく納税証明書の交付」については、調査対象の 9 割以上の団体が対応可能と回答している。
- 調査対象団体が少ないことから類型ごとに傾向を示すことは難しいが、人海戦術型では最も多い平均 18 業務の対応が可能であり、最も少ないインテリジェント型でも平均 11.5 業務となっている。総合窓口化により事務の集約化が図られている。
- 当該 25 の窓口業務以外で、対応可能と回答のあった業務としては、「パスポートの申請・交付」、「文化施設、スポーツ施設、学校等の施設利用の受付」、「高齢者福祉サービスの受付」、「福祉医療に関する申請受付」、「保育サービスの申請受付」、「児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する申請受付」、「マイナンバー関連の申請受付（カード交付等）」などであった。

●対応可能業務

区分	業務名	人海戦術型		スバマン型		業務連携型		インテリジェント型		その他		全体	
		9 団体		9 団体		19 団体		2 団体		10 団体		49 団体	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
市民	①住民異動届	9	100.0%	9	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	9	90.0%	48	98.0%
	②住民票の写し等の交付	9	100.0%	9	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	9	90.0%	48	98.0%
	③戸籍の附票の写しの交付	9	100.0%	9	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	9	90.0%	48	98.0%
	④戸籍の届出	9	100.0%	8	88.9%	17	89.5%	1	50.0%	9	90.0%	44	89.8%
	⑤戸籍謄本抄本等の交付	9	100.0%	9	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	9	90.0%	48	98.0%
	⑥中長期在留者に係る住居地の届出	9	100.0%	8	88.9%	16	84.2%	1	50.0%	9	90.0%	43	87.8%
	⑦特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可証等の交付	8	88.9%	8	88.9%	15	78.9%	1	50.0%	9	90.0%	41	83.7%
	⑧印鑑登録	9	100.0%	9	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	9	90.0%	48	98.0%
	⑨印鑑登録証明書の交付	9	100.0%	9	100.0%	19	100.0%	2	100.0%	9	90.0%	48	98.0%
	⑩住居表示証明書の交付	5	55.6%	6	66.7%	14	73.7%	1	50.0%	7	70.0%	33	67.3%
	⑪埋葬・火葬許可	9	100.0%	8	88.9%	19	100.0%	1	50.0%	9	90.0%	46	93.9%
	⑫自動車臨時運行許可	6	66.7%	4	44.4%	9	47.4%	1	50.0%	7	70.0%	27	55.1%
税	⑬地方税法に基づく納税証明書の交付	9	100.0%	8	88.9%	17	89.5%	2	100.0%	9	90.0%	45	91.8%
教育	⑭転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知	6	66.7%	5	55.6%	6	31.6%	0	0.0%	6	60.0%	23	46.9%
保険・介護	⑮国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	6	66.7%	7	77.8%	14	73.7%	1	50.0%	7	70.0%	35	71.4%
	⑯後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者等の交付	6	66.7%	4	44.4%	12	63.2%	1	50.0%	5	50.0%	28	57.1%
	⑰妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	5	55.6%	6	66.7%	6	31.6%	0	0.0%	3	30.0%	20	40.8%
	⑰介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	4	44.4%	3	33.3%	7	36.8%	0	0.0%	3	30.0%	17	34.7%
年金	⑲国民年金関係の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付	6	66.7%	6	66.7%	12	63.2%	0	0.0%	6	60.0%	30	61.2%
衛生	⑳飼い犬の登録	2	22.2%	1	11.1%	8	42.1%	0	0.0%	1	10.0%	12	24.5%
	㉑狂犬病予防注射済票の交付	2	22.2%	1	11.1%	8	42.1%	0	0.0%	0	0.0%	11	22.4%
子ども	㉒児童手当の各種請求書・届出書の受付	7	77.8%	8	88.9%	12	63.2%	1	50.0%	6	60.0%	34	69.4%
障害	㉓精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	3	33.3%	0	0.0%	4	21.1%	0	0.0%	3	30.0%	10	20.4%
	㉔身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付	3	33.3%	0	0.0%	4	21.1%	0	0.0%	3	30.0%	10	20.4%
	㉕療育手帳の交付	3	33.3%	0	0.0%	4	21.1%	0	0.0%	3	30.0%	10	20.4%
1 団体当たりの平均対応可能事務数		18 事務		16 事務		16.7 事務		11.5 事務		15.9 事務		16.5 事務	

対応可能事務の割合（全体）



ウ 総合窓口の設置によるメリット

(ア) 共通事項

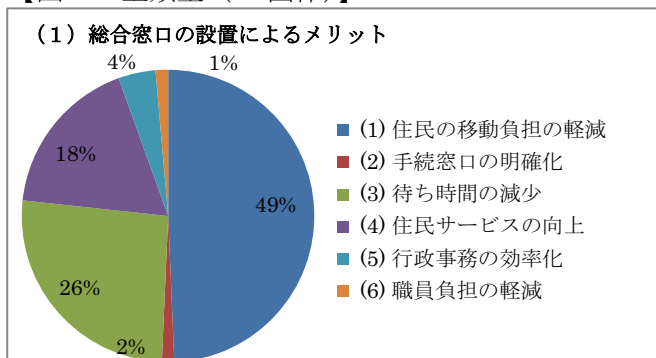
- ・ 49 団体による回答（自由記載）を整理すると、住民サービスの向上に関するメリットと行政側のメリットの2つに分類することができるが、全回答のうち9割以上が住民サービスの向上に係るものであった。
- ・ 住民サービスの向上に関するメリットの具体的な内容は、「住民の移動負担の軽減」、「手続き窓口の明確化」や「待ち時間の減少」等である。
- ・ 行政側におけるメリットについての回答は少数ではあったが「行政事務の効率化」につながったと回答する団体や「職員の負担が軽減された」と回答した団体があった。

また、事務が効率化されたことにより、「超過勤務の削減」や「職員がより専門性の高い業務に専念できる環境の整備」につながったという意見もあった。

(イ) 類型別の傾向

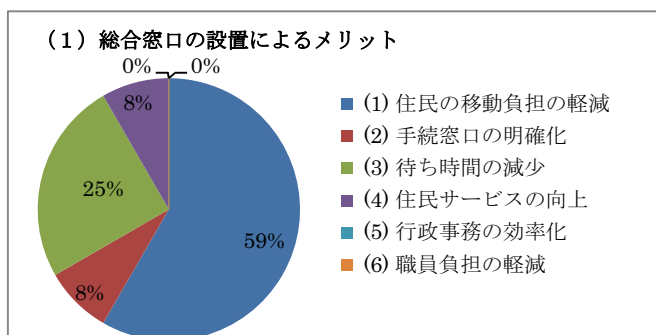
- ・ 類型ごとの傾向をみると、「人海戦術型」については、全類型の分布に比べ、「住民の移動負担の軽減」の占める割合が高く、行政側のメリットに関する回答はなかった。
- ・ 「スーパーマン型」については、「住民の移動負担の軽減」の占める割合がやや高く、こちらも行政側のメリットに関する回答はなかった。
- ・ 「業務連携型」については、回答団体が多いためか、全類型の分布と傾向は変わらない。
- ・ 「インテリジェント型」については回答団体が2団体と少ないが、「住民の移動負担の軽減」等の住民サービスの向上と「職員負担の軽減」という回答があった。
- ・ 「その他」の10団体は、複合型の団体であるが、「待ち時間の減少」と「行政事務の効率化」の占める割合が、比較的高くなっている。

【図4 全類型（49団体）】



項目	団体数
(1) 住民の移動負担の軽減	36
(2) 手続窓口の明確化	1
(3) 待ち時間の減少	19
(4) 住民サービスの向上	13
(5) 行政事務の効率化	3
(6) 職員負担の軽減	1

【図5 人海戦術型（9団体）】

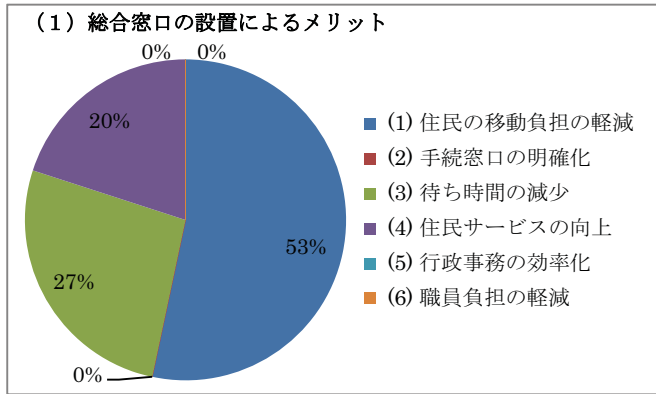


項目	団体数
(1) 住民の移動負担の軽減	7
(2) 手続窓口の明確化	1
(3) 待ち時間の減少	3
(4) 住民サービスの向上	1
(5) 行政事務の効率化	0
(6) 職員負担の軽減	0

抜粋) 主な回答

- ・ 市民サービスの向上（待ち時間の減少、来庁者の移動負担の軽減）が図られた。
- ・ 来庁者が、手続窓口について迷うことが少なくなった。

【図6 スーパーマン型（9団体）】

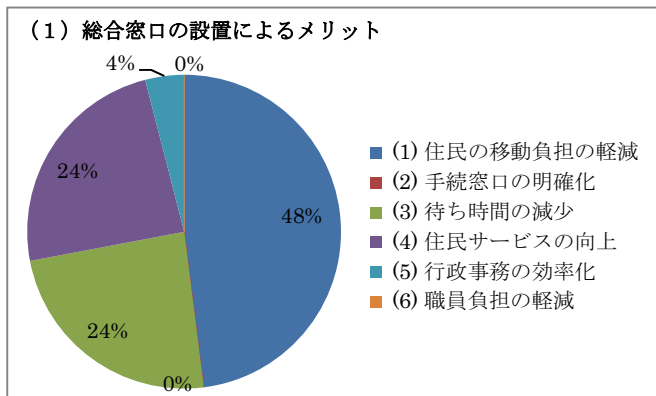


項目	団体数
(1) 住民の移動負担の軽減	8
(2) 手続窓口の明確化	0
(3) 待ち時間の減少	4
(4) 住民サービスの向上	3
(5) 行政事務の効率化	0
(6) 職員負担の軽減	0

抜粋) 主な回答

- ・ワンストップサービスにより来庁者の移動、事情説明について負担を軽減できた。
- ・住民サービスの向上（待ち時間の減少、来庁者の移動負担の軽減）につながった。
- ・プライバシーの保護（お客様を番号で呼ぶ方式に変更）、処理時間の違う来庁者の振り分けによる効率化、フロアマネージャーの導入による効率化など。
- ・受付と処理の分化による効率化が図られた。
- ・人件費の削減につながった。
- ・職員が内部事務に集中でき効率化された。

【図7 業務連携型（19団体）】



項目	団体数
(1) 住民の移動負担の軽減	12
(2) 手続窓口の明確化	0
(3) 待ち時間の減少	6
(4) 住民サービスの向上	6
(5) 行政事務の効率化	1
(6) 職員負担の軽減	0

抜粋) 主な回答

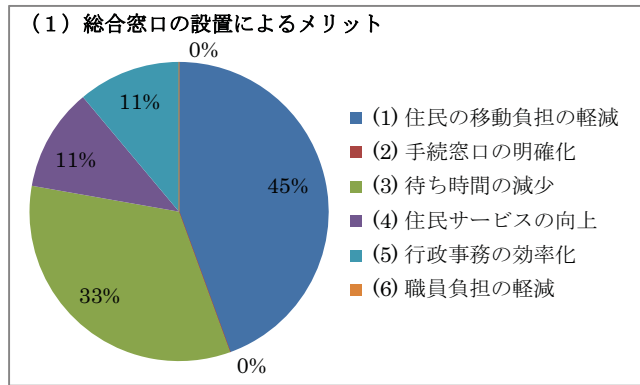
- ・手続きに要する時間の減少、来庁者の移動負担の軽減につながった。
- ・住民が来庁した際、最初に総合窓口を訪れることにより、来庁者の用件に係る部署等が把握できるため、住民サービスの向上につながった。
- ・住民負担の軽減、行政事務の効率化が図られた。

【インテリジェント型（2団体）】

(1) 総合窓口の設置によるメリット

- ・住民サービスの向上として来庁者の移動負担が軽減された。
- ・窓口のワンストップ化による住民サービスの向上につながった。
- ・職員負担が軽減された。

【図8 その他（10団体）】



項目	団体数
(1) 住民の移動負担の軽減	8
(2) 手続窓口の明確化	0
(3) 待ち時間の減少	6
(4) 住民サービスの向上	2
(5) 行政事務の効率化	2
(6) 職員負担の軽減	0

抜粋) 主な回答

- ・市民の利便性向上（待ち時間の減少、移動の負担軽減、手続きの簡便化）が図られた。
- ・住民サービスの向上（来庁者の移動負担軽減、申請行為に対する負担軽減）が図られた。
- ・業務担当部門の業務の効率化が図れた（超勤の削減、より専門性の高い用務に専念できる環境）。

エ 総合窓口の設置によるデメリット

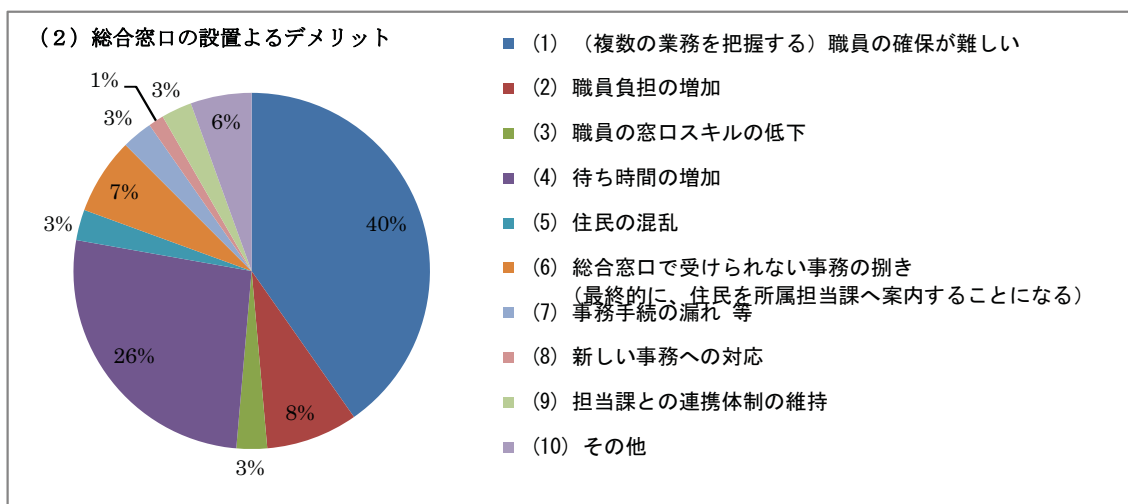
(ア) 共通事項

- ・ 4つの類型に共通して最も多い回答は、「複数の業務を把握する職員の確保と育成が難しい」という点であった(29 団体)。これは、総合窓口では、スーパーマン型や業務連携型等、一人の職員が幅広い業務を取り扱う必要があるため、または業務について幅広い知識が必要となるために生じるデメリットである。「人海戦術」型については、案件ごとに担当職員が入れ替わって対応するため、同様のデメリットはないように思えるが、「人海戦術」型の総合窓口導入団体であっても「職員の確保と育成が困難」な点を回答する団体があった。これは担当業務以外に来庁者が必要とする手続を速やかに把握し、当該事務の担当職員を招集する必要があるためである。
- ・ 次に多い回答は「待ち時間の増加」である(19 団体)。先に、総合窓口設置のメリットとして「待ち時間の減少」が挙げられているところであるが、総合窓口では、軽易な業務と複雑な業務の双方を取り扱う場合があることから、軽易な手続申請のみを必要とする場合には、待ち時間の増加に繋がってしまうことがあるという事情であった。
- ・ また、「総合窓口において対応していない事務の捌き」を問題であると回答するものがある。具体的には、住民からの申請を受け付け、内容の聴き取り等の事務処理中に、総合窓口では処理できず担当課への案内が必要であることが判明した場合や、総合窓口において手続を終了した後、当該制度の詳細な説明を求められた場合など、総合窓口にて受け付けるのではなく、当初から所属課へ案内した方がスムーズに処理できた場合があったというものである。

(イ) 類型別の傾向

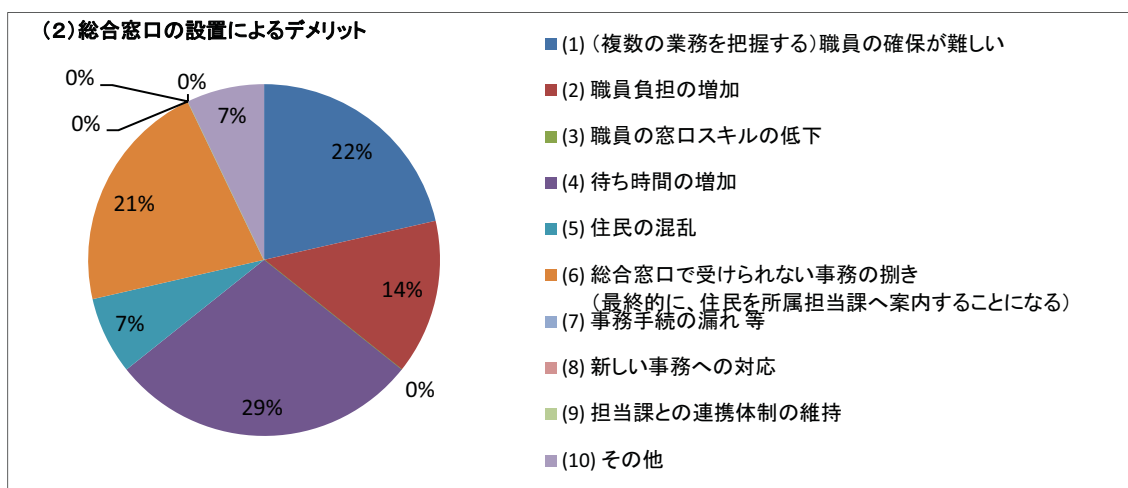
- ・ 類型ごとの傾向をみると、「人海戦術」型については、全類型の分布に比べ、「総合窓口で受けられない事務の捌き」の占める割合が高く、「待ち時間の増加」についてもやや高めの結果となっている。また、「複数の業務を把握する職員の確保」は全類型において占める割合に比べ、その約半数となっている。その他、「手続ごとに異なる職員が対応するため住民が混乱する」という指摘をした団体があった。
- ・ 「スーパーマン型」については、「複数の業務を把握する職員の確保」と「職員負担の増加」が全類型の分布に比べ高くなっている。その他、「新しい事務における即時対応が困難」である点を回答した団体があった。
- ・ 「業務連携型」については、「職員負担の増加」と「待ち時間の増加」が全類型の分布に比べ、占める割合が高いが、「事務手続きの漏れ」や「担当課との連絡体制の維持」については低くなっている。
- ・ 「インテリジェント型」については、実施団体が2団体と少数ではあるが、対応する職員の確保と育成や、窓口業務に関する職員のスキルの低下が挙げられた。
- ・ 「その他」の10 団体は、複合型の団体であるが、「待ち時間の増加」という回答が全類型の分布に比べ高くなっている。

【図9 全類型（49団体）】



項目	団体数
(1) (複数の業務を把握する) 職員の確保が難しい	29
(2) 職員負担の増加	6
(3) 職員の窓口スキルの低下	2
(4) 待ち時間の増加	19
(5) 住民の混乱	2
(6) 総合窓口で受けられない事務の捌き (最終的に、住民を所属担当課へ案内することになる)	5
(7) 事務手続の漏れ等	2
(8) 新しい事務への対応	1
(9) 担当課との連携体制の維持	2
(10) その他	4

【図10 人海戦術型（9団体）】

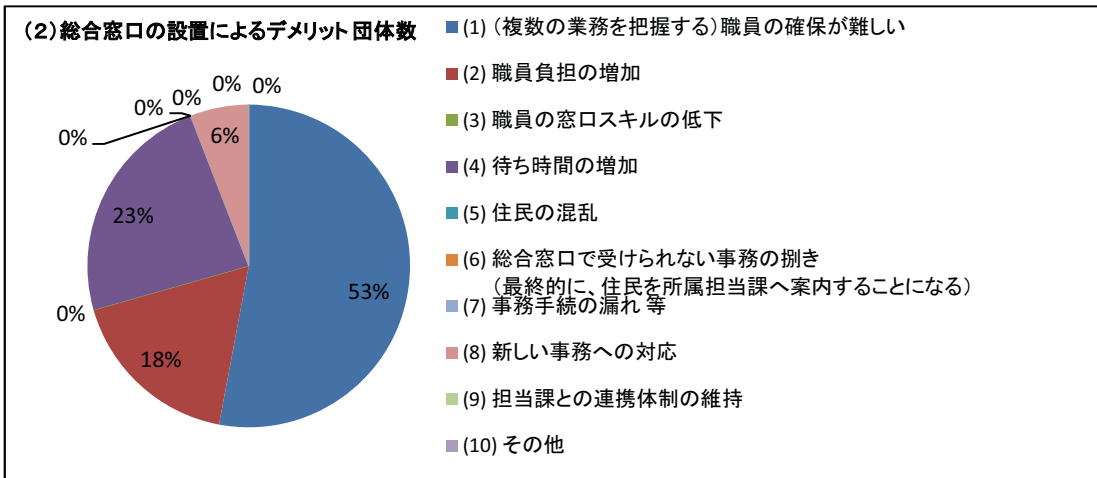


項目	団体数
(1) (複数の業務を把握する) 職員の確保が難しい	3
(2) 職員負担の増加	2
(3) 職員の窓口スキルの低下	0
(4) 待ち時間の増加	4
(5) 住民の混乱	1
(6) 総合窓口で受けられない事務の捌き (最終的に、住民を所属担当課へ案内することになる)	3
(7) 事務手続の漏れ等	0
(8) 新しい事務への対応	0
(9) 担当課との連携体制の維持	0
(10) その他	1

抜粋) 主な回答

- ・ 取り扱う業務が広範であり、対応できる人員の確保が困難である。
- ・ 繁忙期（4月）と職員異動時期が重なり、異動直後の職員には負担が大きい。
- ・ 軽易な業務と複雑な業務が混在するため、申請者によっては、待ち時間が増加する。
- ・ 手続ごとに異なる職員が対応するため住民が混乱する。
- ・ 総合窓口のみで対応できない業務は、最終的に担当課に移動してもらう必要があるため、始めから担当課の窓口を案内した方が良いことも多い。
- ・ スペースに限りがあるため、プライバシーに配慮を要する相談は窓口で受けられない。
(異動手続き窓口を長時間使用することにもなる。)

【図 11 スーパーマン型（9 団体）】

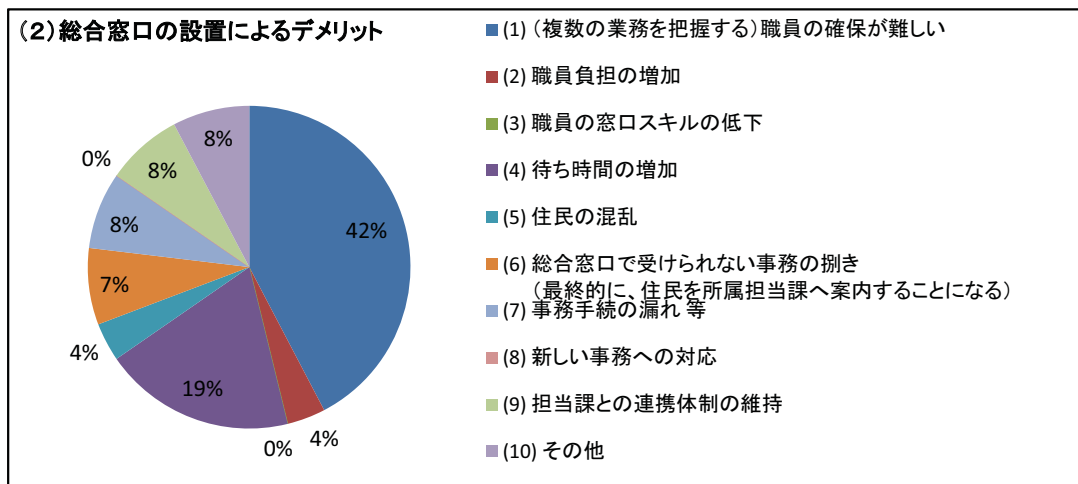


項目	団体数
(1) (複数の業務を把握する) 職員の確保が難しい	9
(2) 職員負担の増加	3
(3) 職員の窓口スキルの低下	0
(4) 待ち時間の増加	4
(5) 住民の混乱	0
(6) 総合窓口で受けられない事務の捌き (最終的に、住民を所属担当課へ案内することになる)	0
(7) 事務手続の漏れ等	0
(8) 新しい事務への対応	1
(9) 担当課との連携体制の維持	0
(10) その他	0

抜粋) 主な回答

- ・ 多岐にわたる業務内容を理解する職員の確保と育成が難しい。
(繁忙期が定期人事異動の時期と重なる)
- ・ 他部署からの受付処理依頼件数が際限なく増加している。
- ・ 職員 1 人にかかる負担が大きい。
- ・ 軽易な業務と複雑な業務が混在するため、申請者によっては、待ち時間が増加する。
- ・ 来庁者本人が移動しないことから、待ち時間を長く感じるため苦情の増加
- ・ 新しい事務における即時対応が困難

【図 12 業務連携型（19 団体）】



項目	団体数
(1) (複数の業務を把握する)職員の確保が難しい	11
(2) 職員負担の増加	1
(3) 職員の窓口スキルの低下	0
(4) 待ち時間の増加	5
(5) 住民の混乱	1
(6) 総合窓口で受けられない事務の捌き (最終的に、住民を所属担当課へ案内することになる)	2
(7) 事務手続の漏れ等	2
(8) 新しい事務への対応	0
(9) 担当課との連携体制の維持	2
(10) その他	2

抜粋) 主な回答

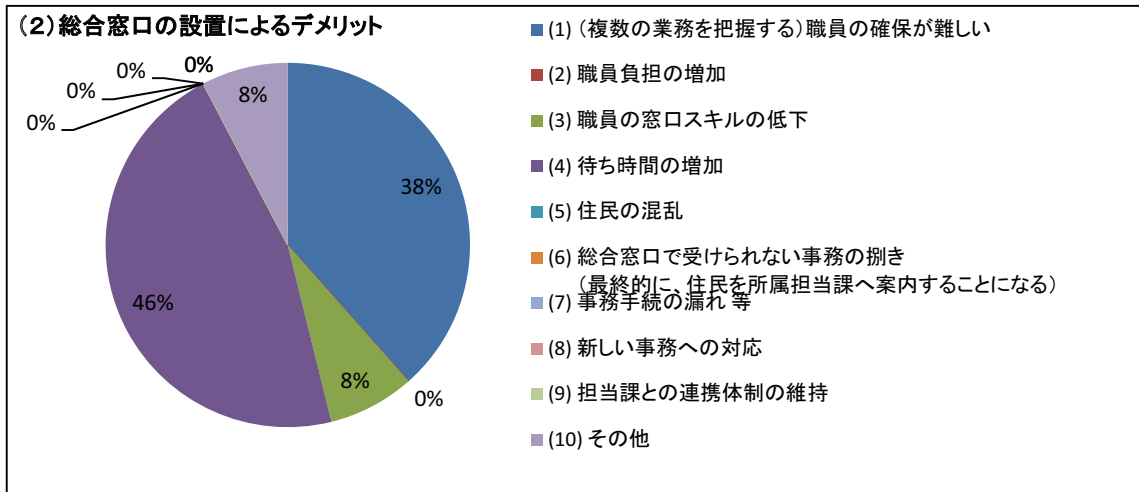
- ・業務内容が複雑かつ多岐に渡るため、職員の育成が難しい（添付書類の不足等が発生）。
- ・総合窓口担当職員は、業務全体の内容を把握する必要があるが、人事異動直後は難しい。
- ・総合窓口設置課と業務担当課の連携体制を維持することが課題
- ・詳細な説明を求められた場合に対応できず、担当部署にて対応してもらうことになった。
- ・軽易な業務と複雑な業務が混在するため、申請者によっては、待ち時間が増加する。
- ・市民課窓口（総合窓口）による対応のため、他課（保険年金課、こども課等）業務の適切な説明ができない場合、案内や交付物が漏れてしまうこともある。
- ・総合窓口として設置した「窓口サービス課」の名称が抽象的で業務内容がイメージしにくいいため、「市民課」など一般的な名称を使用して住民に説明する方が伝わりやすい場合がある。

【インテリジェント型（2 団体）】

(2) 総合窓口の設置デメリット

- ・複数の業務内容を理解する職員の確保と育成が難しい。
- ・窓口業務に関する職員のスキルが低下する。

【図 13 その他（10 団体）】



項目	団体数
(1) (複数の業務を把握する)職員の確保が難しい	5
(2) 職員負担の増加	0
(3) 職員の窓口スキルの低下	1
(4) 待ち時間の増加	6
(5) 住民の混乱	0
(6) 総合窓口で受けられない事務の捌き (最終的に、住民を所属担当課へ案内することになる)	0
(7) 事務手続の漏れ等	0
(8) 新しい事務への対応	0
(9) 担当課との連携体制の維持	0
(10) その他	1

抜粋) 主な回答

- ・窓口が集中するため、申請者によっては待ち時間が増加する。
- ・来庁者からのクレーム、相談等が集中する傾向にあり、適切・迅速に対応することが難しい。
- ・複数の業務内容を理解する職員の確保と育成が困難である。
- ・軽易な業務と複雑な業務が混在するため、申請者によっては待ち時間が増加する場合がある。
- ・(発券機を導入) 番号札を取るため、数分で終了する申請、数十分必要な申請もあり、市民にとって待ち時間の平等感がわかりづらい。
- ・総合窓口の運営は平成 20 年度から始まり、総合窓口導入前に担当課で受付業務を経験した職員がいないため、窓口の繁忙時に担当課の協力を求めることが難しくなった。

オ 総合窓口設置にあたり苦勞した点・課題とその解決方法

総合窓口の設置にあたって苦勞した点や課題、またその解決方法について調査した結果を、総合窓口の類型ごとに次の(1)から(10)の区分に分類して整理した。

- (1) フロアレイアウトに関すること
- (2) 人材の育成・配置に関すること
- (3) 対象事務の選定に関すること
- (4) 担当課との調整・連携に関すること
- (5) 業務手続の統一・制度改正への対応に関すること
- (6) 職員の事務負担に関すること
- (7) 業務の集中に関すること
- (8) 職員の意識統一に関すること
- (9) 来庁者の振り分けに関すること
- (10) その他

【人海戦術型（9団体）】

(1)フロアレイアウト

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	業務が広範囲であるため窓口スペースが狭く、混雑が避けられない。	来庁者の待ちスペースを拡充し、廊下に長椅子等を設置した。
市	待合スペースや通路幅の確保	職員個々の事務机を廃止し、長机にするなど什器を全て入れ替え、事務室内の省スペースを図った。

(2)人材の育成・配置

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	複数の業務内容を理解する職員の確保と育成が難しい。	マニュアルを作成すると共に、実務経験者を配置した。

(3)対象事務の選定

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	総合化できる事務の整理と連携方法の模索	・地区事務所でも取り扱っている業務をベースに整理し、総合化したほうが良いものとし、良いものを仕分けし、対応した。 ・連携する市民課と保険年金課で何度も微調整を行い、スムーズな連携方法を模索し、対応している。

(4)担当課との調整・連携

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
町	行革担当課と窓口担当課との調整	各課長による検討委員会、担当者によるワキングチームを複数回開催し、検討を重ねた。
市	関係各課との連携や調整	関連部署の次長、課長担当者等で、毎週会議を開催し、課題解決に向けた協議を重ねた。
町	発行できる証明の調整	・担当課でない証明と総合窓口で発行できる証明の内部調整と、住民行政システムのオンライン化とシステム調整より解決

(5)業務手続の統一・制度改正への対応 ※なし

(6)職員の事務負担

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
町	窓口担当課の負担がどのくらい増すのかを想定すること。	人的な貼り付けを行わずに実施に至ったが、業務を限定して(住基・戸籍及び税証明等)実施することで対応した。

(7)業務の集中

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	「総合窓口課」との名の下に依頼業務が殺到する。	基本は担当部署がない庁舎の申請業務を受付し、その外に関しては担当課と協議の上、業務を遂行する。

(8)職員の意識統一

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	職員の意識の統一(総合窓口の趣旨の理解)	職員数減少に伴い、担当課より総合窓口に向向くのが困難になったこともあったが、所属長の理解の上、職員への指導を図った。
町	手続をする職員の意識改革	業務担当職員が総合窓口まで端末や資料を持って説明や手続に「来る」という感覚がしばらく浸透せず、また時には不在ということもあり、定着するまでに時間がかかった。

(9)来庁者の振り分け

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
町	開設当初の窓口に来られた方への説明	フロアマネージャーを設置し、住民一人一人に説明・案内を実施した。

(10)その他 ※なし

【スーパーマン型（9団体）】

(1)フロアレイアウト

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	フロアレイアウト	先進地視察の実施や関係各課との協議を実施
市	フロアレイアウト	関連課職員出席の会議で協議
市	狭小なスペースの有効活用	別棟に複数の課を移動させた。

(2)人材の育成・配置

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	業務の習得	業務研修を実施

(3)対象事務の選定

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	取扱い業務の選定	関連課職員出席の会議で協議
市	総合窓口で取り扱う業務の検討	総合窓口を実施する課が中心となり、各担当課と調整を行った。

(4)担当課との調整・連携

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	関係各課との連携、取り扱い業務の整理	総合窓口実施部会を設置し、細部の調整を図る。
市	担当業務の調整	新庁舎建設に向け、検討中

(5)業務手続の統一・制度改正への対応

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	取扱業務の手続統一	業務ごとのマニュアル作成
市	マニュアル作成	各関連課で作成
町	総合窓口担当課で取り扱う事務手続の整理	住民利便性の観点から議論を重ね整理
市	各業務ごとの事務手続の統一 など	他課業務との打ち合わせ及び研修 課内ミーティングや課題の整理、職員同士の情報の共有化

(6)職員の事務負担

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	取り扱う業務の増加による事務負担	他課業務との打ち合わせ及び研修 課内ミーティングや課題の整理、職員同士の情報の共有化

(7)業務の集中

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	窓口利用者の集中による待ち時間の増	処理時間の違う来庁者の振り分けによる効率化

(8)職員の意識統一 ※なし

(9)来庁者の振り分け

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	目的による来庁者の振り分け	ロビーアシスタントを配置し総合窓口と担当課のいずれかが適当な窓口へ案内する。

(10)その他 ※なし

【業務連携型（19団体）】

(1)フロアレイアウト ※なし

(2)人材の育成・配置

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	ワンストップ型の実現に向けた人材確保と育成	現状に即した人材の配置
町	幅広い知識が必要とされる	研修等による職員の育成
村	接遇研修	マニュアルに沿って定期的に接遇研修を行う（一部慣れない職員もいる）。

(3)対象事務の選定

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	行革担当課と総合窓口設置課・業務担当課との調整（総合窓口で取り扱う業務の選別・研修の実施等）	ワーキングチームを発足し、県内先進事例の視察を実施 各課の全ての窓口業務を集約 各ワーキングチームごとに総合窓口で取り扱う業務の選定 総合窓口担当職員を対象に新たに取り扱い業務の研修を実施 ※都度、庁内の全体協議会において検討結果の協議・決定を行った。
市	サービス業務の特定（サービスの範囲）	市民のニーズに合わせたサービスの検討
市	総合窓口の取り扱いメニューの選定	各課から手続き一覧を作成・提出してもらい、検討した。
町	窓口対応業務の整理	業務一覧を作成し業務整理を徹底する（各課との業務内容のすり合わせが重要）。

(4)担当課との調整・連携

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	行革担当課と窓口担当課との調整	年に数回の係ごとの研修
市	行革担当課と窓口担当課との調整	総合窓口設置に当たり、関係課からなる検討委員会を設立し、協議を重ねた。
市	関係各課等の業務連携には、多岐にわたる来庁者個々の状況に応じて、きめ細かくかつ適正に対応するには限界がある。	市民課では年度当初、個別に担当課の事務手続き等についての情報収集をし、窓口案内に不備がないようになっている。
市	行革担当課と窓口担当課との調整	随時協議を重ねて計画を策定・推進した。
町	庁内各課の連携方法	専門的な内容の場合は、随時の連絡により担当者間の確認を行い適切な対応をする。

(5)業務手続の統一・制度改正への対応

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
市	各業務ごとの事務手続の統一	年に数回の係ごとの研修
市	各業務ごとの事務手続の統一	マニュアル等を作成
町	法改正、システム改修等への対応	業務の内容が変更になる際には、マニュアルの見直し、各業務内容の担当による研修を実施して対応

(6)職員の事務負担

団体名	総合窓口設置にあたって苦労した点や課題	解決方法
村	職員負担	庁内職員で交代で当番をまわしているが、現場のある職場は留守がちで事務職場に当番が偏るということもある。

(7)業務の集中 ※なし

(8)職員の意識統一 ※なし

(9)来庁者の振り分け ※なし

(10)その他

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	・総合窓口の完全無休化を実施しているが、休日の各種証明書等の交付事務については、平日に予約を受けた利用者へのサービス提供に留まっている。 ・休日に戸籍担当職員やシステム担当職員を勤務させるまでの人員はなく、住民基本台帳システム等を稼働させていないため、証明等の即日交付はしていない状況である。	・休日交付に係る事前予約について、市民に広報周知を図ること。 ※ 平成29年1月23日から個人番号カードを利用したコンビニ交付を開始 取得できる証明書を、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写しとし、サービスの提供時間を年末年始を除く毎日の午前6時30分から午後11時までとし、利用することができる店舗を日本全国の主なコンビニとした。
町	・以前は税務証明は税務課で発行していたが、今回より総合窓口で発行するため、証明書の取り扱いについて細心の注意が必要である。	戸籍証明書については専門的な知識を有するが、税務関係については知識が無いため、課内での研修を行った。

【インテリジェント型（2団体）】

(1)フロアレイアウト ※なし

(2)人材の育成・配置

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
町	複数の業務内容を窓口担当が覚えることに時間を要す。	業務内容を熟知している職員がついてある一定期間一緒に対応する。

(3)対象事務の選定

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
町	委託業務内容の調整	全課ヒアリングにより、委託可能業務を洗い出し

(4)担当課との調整・連携 ※なし

(5)業務手続の統一・制度改正への対応 ※なし

(6)職員の事務負担 ※なし

(7)業務の集中 ※なし

(8)職員の意識統一 ※なし

(9)来庁者の振り分け ※なし

(10)その他

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
町	派遣から請負契約の変更に伴う、職員の理解や労働条件の調整	請負契約に関する説明会や臨時職員に対する個々の面談を実施

【その他（10団体）】

(1)フロアレイアウト

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	フロア面積が限られることによる窓口レイアウト	すべての届け出をワンストップサービスで行うことは困難と判断し、検討を重ねた結果、対応時間が長くなる手続きについては関係帳票類を打ち出し担当課へ案内することとした。

(2)人材の育成・配置

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	総合窓口で受付する幅広い知識が必要になる。	担当課と連携、研修の実施、マニュアル等の作成により対応
市	各業務内容に対する人員配置	業務が集中する繁忙期には、他課からの職員の協力体制を取る、併任辞令体制を実施している。

(3)対象事務の選定

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	総合窓口で取り扱う業務の選定	各課窓口業務の洗い出し、総合窓口で対応可能かどうかの整理
市	窓口業務の事務処理フローの検討	・新規導入した番号発券機等の操作勉強会を実施 ・職員、来庁者の導線等を想定したシミュレーションの実施
市	対象業務の絞り込み	庁内関係課によるワーキンググループにおいて、各業務の内容や利用者のニーズ等を踏まえて、ワンストップ化の効果や実現性が高い業務を抽出
市	担当課受付業務の総合窓口への振り分け	政策推進課が担当課と市民窓口課の各担当者と連携して運用可能な業務の洗い出しを行った。

(4)担当課との調整・連携

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	関係課との調整	調整会議の開催、担当者レベルでの打合せ
市	総合窓口における責任と担当課の役割	担当課とのダブル体制の構築 手続において個別の事業による相談が生じた場合は、担当課が総合窓口をサポートし、市民サービスを専門性の部分で支えるダブル体制を原則とする。

(5)業務手続の統一・制度改正への対応

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	業務マニュアルがあっても詳細が不明な場合がある。	原課職員を定期異動で配置する。接客困難時には担当課から電話で職員を呼び出す。
市	総合窓口主管課で新規に取扱うこととなった業務への対応	・総合窓口稼働前に新規取扱業務の研修 ・稼働後一定期間、主管課職員の協力を要請
市	申請様式の統一	条例等を改正して各種受給者証再交付の申請書を統一した。

(6)職員の事務負担 ※なし

(7)業務の集中

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	繁忙期に多数の来客が滞留し混乱をきたす。	番号発券機を導入した。
市	申請書記入不備等により、受付窓口が混雑する。	フロアアドバイザーによる窓口案内や申請書記入方法案内により対応

(8)職員の意識統一 ※なし

(9)来庁者の振り分け ※なし

(10)その他

団体名	総合窓口設置にあたって苦勞した点や課題	解決方法
市	発券システムが複雑かつ大きくなったため、導入当初はセッティング及び障害対応にかなりの時間を要した。	
市	業務に必要なオンラインシステム(住基・福祉)の利用環境の確保	情報システム部門と連携し、両システムの利用環境を確保した専用端末を設置

(3) 先進自治体との意見交換会（新潟県長岡市）

新潟県長岡市では、平成 24 年 4 月 1 日に、市役所や市議会議場、アリーナ、市民交流ホールなどが一体となった複合施設「アオーレ長岡」を整備し、中心市街地のにぎわい創出等に取り組んでいる。また、当該施設の市役所窓口を総合窓口を導入し、「市民により便利な市役所」の実現を目指している。

当部会では、先進事例のひとつである長岡市の取組に関する状況を伺うため、事例発表を行っていただいたのち、部会構成員との意見交換を実施した。



ア 取組の背景・目的

平成 16 年の中越大震災により旧本庁舎の耐震性不足を認識したこと、過去 3 度の合併により庁舎スペース不足であったことや市役所機能が分散化されていたこと、中心市街地の空洞化対策や交通弱者対策、市民力・地域力を生かしたまちづくりの必要性などを背景に、市役所機能の長岡駅前への移転が決定された。

市役所機能の移転にあたって、駅前にあえて分散配置することにより、ついで効果による住民の回遊性やまちなかの賑わい創出、まちに溶け込んだ「市民の協働による開かれた市役所」スタイルの確立、交通の拡散によるスムーズな流れによる効果を生み出している。

このような背景と取組の中で、市役所機能を駅前に分散配置したことによる市民のたらい回しを防ぐことを目的に、建物ごとの役割分担（すみ分け）を明確にするとともに、市民の身近な手続きをアオーレ長岡に総合窓口を設置して一元化することが必要とされた（約 990 ある手続きメニューのうち約 6 割を総合窓口で取り扱っている）。

また、庁舎移転にあたり、新しい市役所のすがたとして「市民により便利な市役所」、「市民に開かれた交流拠点」、「次世代に誇れる市役所」の柱を掲げ、そのひとつである「市民により便利な市役所」の実現のため、「①たらいまわしのない市役所、②時間を大切にす市役所、③信頼される市役所」の視点から、総合窓口の導入がなされた。



イ 取組内容

①総合窓口を構成する 11 の窓口

- ・「従来の課」の表示から「目的別の表示」へ変更

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| ①総合ガイド | ②市役所なんでも窓口 | ③証明書発行窓口 |
| ④住所変更戸籍届出窓口 | ⑤マイナンバーカード窓口 | ⑥パスポート窓口 |
| ⑦健康保険年金窓口 | ⑧福祉窓口 | ⑨市営住宅窓口 |
| ⑩税金窓口 | ⑪会計窓口 | |



②総合窓口を運営する 13 課と執務室

- ・ 1 階に窓口機能を集約
(1階から3階に分散されていた「住民異動」「福祉」「税金」などの窓口を集約化)
- ・ 2階にバックヤードを整備(専門的業務等への対応は、2階から担当職員が赴き対応)

③窓口の開設時間を拡大

- ・ 平日 午前8時30分から午後8時まで
- ・ 土日祝日 午前9時から午後5時まで

④「ワンストップサービス」の提供

- ・ ワンストップ証明
(市民課発行の各種証明書と税関係の証明書を同一窓口にて発行)
- ・ ワンストップ届出
(ライフイベント【転入、転出、出生、死亡、婚姻など】と併せて必要な手続を同一フロアで処理)

⑤総合案内サービスの強化

- ・ 市役所コンシェルジュの配置【係長級3名】
(市役所全体の案内や担当課への取次ぎ、市役所サービス全般の初動相談を対応)
- ・ 案内誘導員の配置【非正規職員4名】
(アオーレ長岡全体の施設案内や各窓口への案内対応)

⑥日常的な町内会相談窓口を設置

(様々な案件に対応し、必要に応じて担当職員を呼び出し)

⑦「おもてなしの心」でお客様をお迎え

- ・ 総合窓口は長岡市役所の顔。お客様の心に寄り添った対応を重視している。
- ・ 「おもてなしの心」三か条(お客様をこころよくお迎えする、お客様に不快を与えない、お客様に満足していただく)を総合窓口職員に徹底している。(『総合窓口「おもてなしブック」』の配布、研修会の実施)。

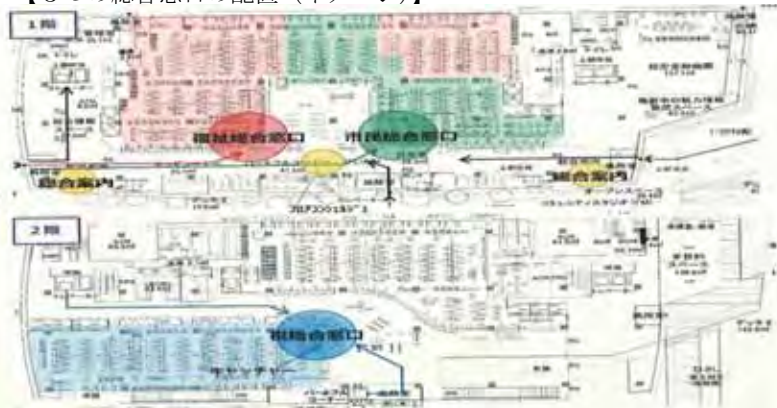
(4) 先進自治体との意見交換会（鳥取県鳥取市）

鳥取県鳥取市では、平成31年度の本庁舎の新築移転に伴い、3つの総合窓口（市民総合窓口、福祉総合窓口、税総合窓口）を設置し、市民の窓口移動に係る負担を最小限に抑えけるとともに、ICTやアウトソーシングをより積極的・効果的に活用することで職員の負担軽減を図ることを目指している。

平成28年度には、総務省の「業務改革モデルプロジェクト事業」を活用し、総合窓口の導入とアウトソーシングの一体的な推進について検討した。具体的には、窓口サービスに係る業務について、市民課を中心に、関係各部署がBPRを実施し、業務フローの分析・見直しを行った。その結果として、ライフイベント手続きごとの処理時間の短縮効果が導き出された。総合窓口設置後は、情報連携と並行処理により、現行と比較して、転入手続きが48.5分、転出が30分、出生が6分、結婚が45分の時間短縮が見込まれ、併せてアウトソーシング導入による歳出削減効果も算出された。

当部会では、先進事例のひとつである鳥取市の取組に関する状況を伺うため、県内全市町村向けの研修会を開催したのちに、部会構成員との意見交換を実施した。

【3つの総合窓口の配置（イメージ）】



業務改革モデルプロジェクト取組状況（鳥取市）

OH28年度取組概要
総合窓口化、アウトソーシングの導入に向け、ライフイベントに係る市民課業務を中心にBPR実施。業務インデックスという手法を活用し、幅広く棚卸しを行いながら、業務フローの分析・見直しを行い、ライフイベント手続き毎の処理時間短縮効果を導いた。

OH29年度以降取組内容（予定） ★H31年総合窓口化の導入に向けた取組★

平成29年						平成30年						平成31年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
各窓口担当課において、個別業務ごとに業務分析及び委託内容の確定						マニュアルの整備・事業者による人材確保・教育・研修						アウトソーシング一部実施			
アウトソーシング化における選取の事業者に見積もり依頼及び基本方針・仕様書の作成						業者選定						アウトソーシング本格実施			
※忙期・閑散期などの業務量の増減に合わせた人員体制の検討															

BPRによる業務量分析 例「業務インデックス」(抄)

所属	大区分	中区分	小区分	年間手続件数	手続時間(分)			
					受付	入力	審査	計
市民課	証明交付	住民票の写し	住民票の写しの請求	61,855	3	2	2	7
市民課	証明交付	住民票の写し	広域交付住民票申請	79	2	10	3	15

担当者ヒアリング、又はシミュレーションによる算出

現行手続の流れ

73.5分 **市民課** 住民異動届、印鑑登録、マイナンバーカード処理、小中学校転入学

5分

58分 **保険年金課** 国民健康保険、小児特別医療費、市可処分指定費、国民年金など

5分

17分 **児童家庭課** 鳥取子育てパスポート・とりっこカード、児童手当

「転入」手続き終了まで**158.5分**

総合窓口設置後の手続の流れ

30分 **基本届出** 住民異動届(受付)、関連手続きの確認

5分

◆ワンストップ窓口に対応

58分 **市民課** 住民異動届(作成・交付等)、印鑑登録、マイナンバーカード処理、小中学校転入学

同時並行

58分 **保険年金課** 国民健康保険、小児特別医療費、市可処分指定費、国民年金など

17分 **児童家庭課** 鳥取子育てパスポート・とりっこカード、児童手当

「転入」手続き終了まで**110分**

【平成28年度 業務改革モデルプロジェクト最終報告書概要】

団体名	人口 (H27推定)	窓口数	モデル事業概要	新業務フローのポイント	改革前業務量(年間)	アウトソーシング業務量(年間)	歳出効率化効果(年間)																				
鳥取県 鳥取市	193,094	1本庁舎 8総合支所	窓口事務処理の段階別 に業務分析及びアウト ソーシング検討を実施	○基本届出を総合窓口でワンストップ受付し、各担当課が同時並行処理 ○ライフイベント毎に対象業務を抽出し、BPRを実施。 ◆H31新庁舎完成～段階的アウトソーシング実施	69,152.6時間 (約37.2人分) ＜参考＞委託前12,966.9時間 (約7.0人分)	最大53,440.2時間 (約28.7人分) ※数値に委託可割(1/4)	(所要手続時間)(分) <table border="1" style="font-size: small; text-align: center;"> <tr> <th>年経</th> <th>現在</th> <th>削減</th> <th>削減率</th> </tr> <tr> <td>転入</td> <td>158.5</td> <td>48.5</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>転出</td> <td>92</td> <td>30</td> <td>32.6%</td> </tr> <tr> <td>出生</td> <td>102</td> <td>6</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>結婚</td> <td>173.5</td> <td>45</td> <td>25.9%</td> </tr> </table> (効果額)最大3,300万円	年経	現在	削減	削減率	転入	158.5	48.5	30.6%	転出	92	30	32.6%	出生	102	6	5.9%	結婚	173.5	45	25.9%
年経	現在	削減	削減率																								
転入	158.5	48.5	30.6%																								
転出	92	30	32.6%																								
出生	102	6	5.9%																								
結婚	173.5	45	25.9%																								

3. 課題の解決策と留意事項

先進自治体の取組事例等を踏まえ、総合窓口の設置にあたって検討すべき課題や留意事項を整理し、課題を解決するため方法を検討した結果は、以下のとおりである。

(1) フロアレイアウトに関すること

- ・総合窓口複数の業務が集約されることから住民が集中し、混雑することが想定されるが、窓口スペースが限られるため、解消が難しい。

【解決策】

- ①待合スペースの拡充
- ②事務室の省スペース化による窓口スペースの確保
※例：事務機の廃止や什器の入替え、課の配置換えなど
- ③総合窓口で対応する事務の精査と絞り込みの実施
※例：対応に時間を要する事務は、関係帳票類を打ち出し、担当課への案内対応とする。

(2) 職員の確保・育成に関すること

- ・複数の申請手続を総合窓口において取り扱うため、幅広い業務内容を理解する職員が求められるが、人材の育成や確保が難しい。

【解決策】

- ①業務マニュアルの作成
- ②担当課職員を講師にした研修会の実施と十分な研修期間の確保
- ③実務経験者を配置するなど現状に即した職員配置
- ④業務繁忙期に他課から職員を派遣するなどの応援体制の構築（併任辞令体制）

(3) 対象事務の選定に関すること

- ・総合窓口において対応する業務の整理と連携方法の模索が課題である。

【解決策】

- ①支所・出張所において取り扱う業務（出先の所掌事務）をベースに検討
- ②総合窓口を運用する課が中心となり、各所管課との調整を実施
※例：住民異動（転入・転出）に伴う手続から派生するものに限定する。
- ③各担当課が事務手続一覧を作成し、検討を実施
※例：市民に身近な手続を総合窓口の対象事務とする。
- ④住民ニーズに合わせたサービスの検討
※例：職員が日々受ける住民からの要望などを把握し、検討に活かす。

(4) 担当課との調整・連携体制の構築に関すること

- ・行政改革担当課と窓口業務の所管課との調整・連携体制の構築が難しい。

【解決策】

- ①所属長（課長）による検討委員会、担当者によるワーキンググループ等を設置して調整
- ②年度当初に担当課の事務手続等について情報収集し、窓口案内に不備がないか確認
- ③総合窓口と担当課とのダブル体制を構築して対応
※窓口手続において個別事業による相談が生じた場合は、担当課が総合窓口をサポートし、市民サービスを専門性の部分で支えるダブル体制を原則とする。

(5) 業務手続の統一・制度改正への対応に関すること

- ・業務手続の統一や制度改正があった場合の対応が難しい。

【解決策】

- ①業務マニュアルの作成
※制度改正時には、マニュアルを直し、担当課による研修会を開催する。
- ②関係課との打合せや研修会の実施

- ③業務課題を整理し、職員間で情報の共有を図る。
- ④所管課職員を定期異動で配置する。接客困難時は所管課に応援を要請する。

(6) 職員の事務負担に関すること

- ・総合窓口化することによる職員の事務負担増の推計が難しい。
- ・複数の業務を取り扱うことにより、事務負担が増加する。

【解決策】

- ①取扱い業務を限定（住基・戸籍及び税証明等に限定）
- ②関係課との打合せや研修会の実施
- ③課題を整理し、職員間で情報の共有を図る。

(7) 業務が集中すること

- ・「総合窓口」という名称から、依頼業務が集中する。
- ・窓口利用者が集中することにより、待ち時間が増加する。

【解決策】

- ①処理時間の異なる来庁者を振り分けることにより効率的に事務処理を行う。
- ②番号発券機を導入することにより来庁者を整理する。
- ③職員（フロアアドバイザー）を配置し、窓口案内や申請書記入方法の案内を行い、窓口業務の効率化を図る。
- ④コンビニ交付の導入や自動証明書交付機の設置により、窓口における業務量を削減する。

(8) 職員の意識統一に関すること

- ・「総合窓口」を設置する趣旨や意義の理解が進まない。
- ・手続を行う職員の意識改革が進まない。

【解決策】

- ①所属長の理解を得て、職員指導を徹底
- ②現状や総合窓口の導入後の効果等を分析し、導入により自治体が目指すべき姿の具体的なイメージを構築
- ③先進自治体の成功事例を参考に、導入意義を周知

(9) 来庁者の振り分けに関すること

- ・「総合窓口」で対応すべきか、「担当課」で処理すべきかの判断が困難である。

【解決策】

- ①職員（フロアマネージャー、ロビーアシスタント等）を配置し、住民の用件を確認した上で総合窓口と担当課のいずれかの適切な窓口を案内する。

IV 窓口業務の民間委託

1. 窓口業務の民間委託とは

住民票の異動届の受付や住民票の写しの交付に関する業務など、市町村における窓口業務のうち事実上の行為または補助的な業務について、業務の効率性等の観点から、民間事業者に委託するものである。

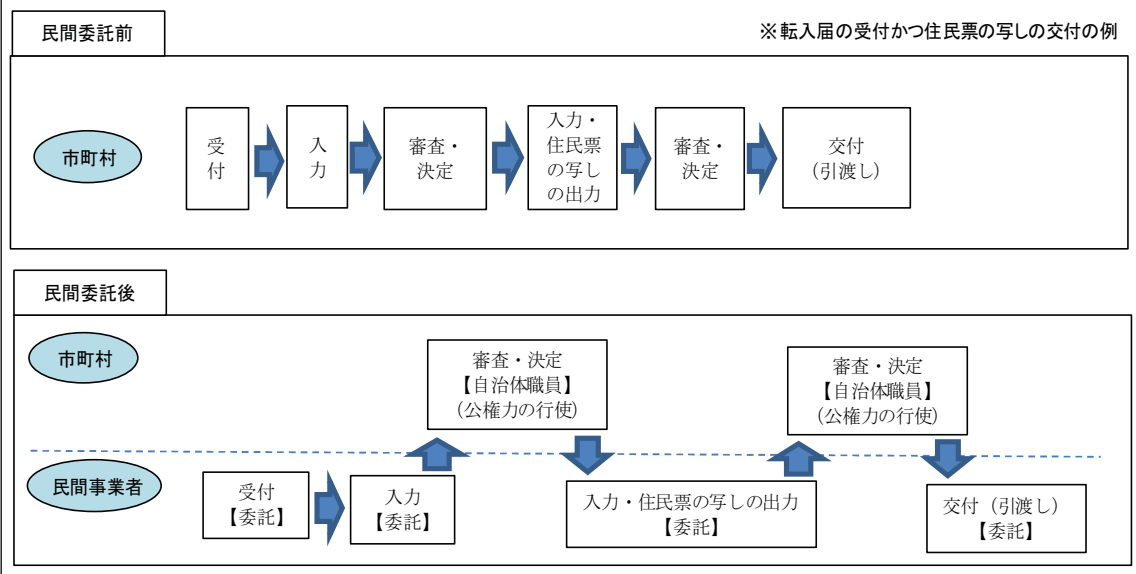
窓口業務については、内閣府から「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業所に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成20年1月17日発出、平成27年6月4日改正)(以下、「内閣府通知」という。)が通知され、下記25業務の委託可能な範囲等が整理されている。

本部会の研究にあたっては、当該25業務を基本に研究・検討を行った。

【内閣府通知において整理された25の窓口業務】

- ①住民異動届 ②住民票の写し等の交付 ③戸籍の附票の写しの交付
- ④地方税法に基づく納税証明書の交付 ⑤戸籍の届出、⑥戸籍謄本抄本等の交付
- ⑦中長期在留者に係る住居地の届出
- ⑧特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可証等の交付
- ⑨印鑑登録 ⑩印鑑登録証明書の交付 ⑪住居表示証明書の交付
- ⑫転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知
- ⑬埋葬・火葬許可
- ⑭国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付
- ⑮後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付
- ⑯介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付
- ⑰国民年金関係の各種届出書・申出書・申請書・請求書の交付
- ⑱妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付
- ⑲飼い犬の登録 ⑳狂犬病予防注射済票の交付 ㉑児童手当の各種請求書・届出書の受付
- ㉒精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付
- ㉓身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付
- ㉔療育手帳の交付 ㉕自動車臨時運行許可

【民間委託のイメージ】



2. 先進自治体の取組状況

(1) 「窓口業務改革の取組（窓口業務の民間委託）」に係る調査概要

窓口業務の民間委託を実施する上での課題やその解決策など、県内市町村が窓口業務の民間委託を検討するにあたって有用となる情報を収集・分析するため、先進自治体の取組状況を把握することを目的に、調査を実施した。

調査対象

「行政改革の取組状況等調査」において、「窓口業務の民間委託有」と回答した団体のうち、以下に該当する団体

- ・近隣の都道府県に属する市町村
(茨城県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県)
- ・岐阜県に属する市町村
(「総合窓口の設置」に関する調査と同一としたもの)
- ・その他、内閣府資料等*において先進事例として取り上げられた団体
(東京都足立区、神奈川県海老名市、大阪府池田市、鳥取県北栄町、山口県萩市、福岡県篠栗町、熊本県上天草市)
- ・福島県、鳥取県、福岡県、熊本県に属する町村
(「町村」部の調査対象団体数を確保するため、調査対象としたもの)

「※」

- ・「窓口業務の民間委託と自治体クラウド（事例と分析、広域化・共同化（事例）」
http://www5.cao.go.jp/keizai_shimon/kaigi/special/reform/koukyou/01_jirei/index.html (内閣府 HP)
- ・「地方行政サービス改革の取組について」（群馬県市町村行政担当課長会議（H28.12.20） 総務省資料）

調査項目

- ・委託実施業務及び業務の年間処理件数等
- ・委託先及び委託選定方法、委託金額等
- ・委託する上で苦勞した点・課題とその解決方法

【項目】

- ①委託業務の切り分けが困難（公権力の行使との関係性）
 - ②労働者派遣法との関係への配慮（偽装請負への懸念）
 - ③個人情報の取扱いへの不安
 - ④接遇低下への懸念
 - ⑤待ち時間の増加への懸念
 - ⑥窓口が縦割りになることへの懸念
 - ⑦職員にノウハウが蓄積されないこと
 - ⑧受託できる業者が少数であること
 - ⑨職員団体等との調整（人員削減の関係）
 - ⑩その他（自由記載）
- ・委託によるメリット・デメリット
 - ・委託により削減された職員数、削減された経費

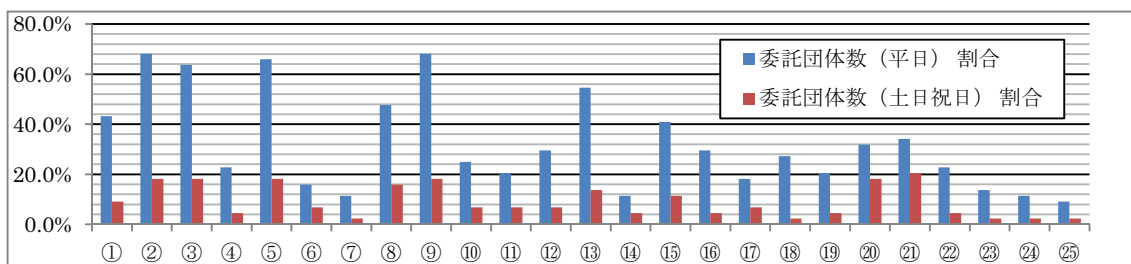
(2)「窓口業務改革の取組（窓口業務の民間委託）」に係る調査の結果概要

ア 民間委託実施業務

- ・ 内閣府通知において示されている「民間委託が可能とされる 25 の窓口業務」を参考に回答を求めたものである。
- ・ 「②住民票の写し等の交付」、「③戸籍の附票の写しの交付」、「⑤戸籍謄本抄本等の交付」、「⑨印鑑登録証明書の交付」については、調査対象の 6 割以上の団体において、民間委託されている状況にある。
- ・ また、「①住民異動届」、「⑧印鑑登録」、「⑬地方税法に基づく納税証明書の交付」、「⑮国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付」事務については、調査対象の 4 割以上の団体において、民間委託が実施されている状況にある。

窓口業務の民間委託実施業務(回答団体数:44団体)

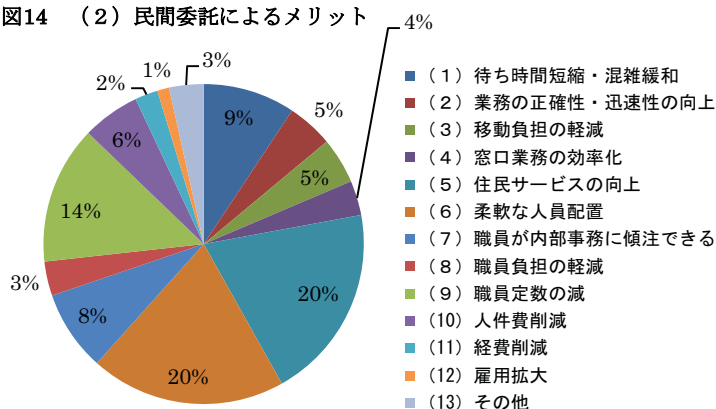
区分	業務名	委託団体数 (平日)		委託団体数 (土日祝日)	
		団体数	割合	団体数	割合
市民	①住民異動届	19	43.2%	4	9.1%
	②住民票の写し等の交付	30	68.2%	8	18.2%
	③戸籍の附票の写しの交付	28	63.6%	8	18.2%
	④戸籍の届出	10	22.7%	2	4.5%
	⑤戸籍謄本抄本等の交付	29	65.9%	8	18.2%
	⑥中長期在留者に係る住居地の届出	7	15.9%	3	6.8%
	⑦特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可証等の交付	5	11.4%	1	2.3%
	⑧印鑑登録	21	47.7%	7	15.9%
	⑨印鑑登録証明書の交付	30	68.2%	8	18.2%
	⑩住居表示証明書の交付	11	25.0%	3	6.8%
	⑪埋葬・火葬許可	9	20.5%	3	6.8%
	⑫自動車臨時運行許可	13	29.5%	3	6.8%
税	⑬地方税法に基づく納税証明書の交付	24	54.5%	6	13.6%
教育	⑭転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知	5	11.4%	2	4.5%
保険・介護	⑮国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	18	40.9%	5	11.4%
	⑯後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者等の交付	13	29.5%	2	4.5%
	⑰妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	8	18.2%	3	6.8%
	⑰介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	12	27.3%	1	2.3%
年金	⑰国民年金関係の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付	9	20.5%	2	4.5%
衛生	⑳飼い犬の登録	14	31.8%	8	18.2%
	㉑狂犬病予防注射済票の交付	15	34.1%	9	20.5%
こども	㉒児童手当の各種請求書・届出書の受付	10	22.7%	2	4.5%
障害	㉓精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	6	13.6%	1	2.3%
	㉔身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付	5	11.4%	1	2.3%
	㉕療育手帳の交付	4	9.1%	1	2.3%



イ 窓口業務の民間委託によるメリット

- 44 団体による回答（自由記載）を整理すると、大きく「住民サービスの向上」に関するもの、「人員配置」に関するもの、「経費削減」に関するものの3つに分類することができる。
- 中でも最も多くの回答があったのは「住民サービスの向上」関係であり、32 団体（回答団体の 72%、以下同じ。）に上った。具体的な内容は、民間のノウハウの導入による「待ち時間短縮・混雑の緩和」、「業務の正確性・迅速性の向上」、「移動負担の軽減」及び「窓口業務の効率化」である。
- 「人員配置」関係について回答があったのは 23 団体（52%）である。具体的な内容は、「柔軟な人員配置」、「職員が内部事務に傾注できる。」、「職員の負担軽減」といったものである。これらは、結果として業務の効率化や時間外勤務の削減に繋がったという補足意見もあった。
- 「経費削減」関係については 15 団体（34%）から回答があった。具体的な内容は、「職員定数の減」、「人件費の削減」、「経費削減」である。
- 回答のあった 44 団体においては、大半の団体で、住民サービスについての何らかの向上が図られていると認識されていることが認められるが、経費削減に関する回答は 3 割とやや少ない傾向であった。
- 上記の 3 つの分類以外の回答としては、民間委託により「休日出勤がなくなり職員負担の軽減につながった」とするものや、「地域の雇用の拡大が見込まれる」とする回答もあった。

図14 (2) 民間委託によるメリット



メリット	団体数
住民サービスの向上	32
(1) 待ち時間短縮・混雑緩和	8
(2) 業務の正確性・迅速性の向上	4
(3) 移動負担の軽減	4
(4) 窓口業務の効率化	3
(5) 住民サービスの向上	17
適切な人員配置	23
(6) 柔軟な人員配置	17
(7) 職員が内部事務に傾注できる	7
(8) 職員負担の軽減	3
経費削減	15
(9) 職員定数の減	12
(10) 人件費削減	5
(11) 経費削減	2
(12) 雇用拡大	1
(13) その他	3

※重複回答があるため、「住民サービスの向上」、「適切な人員配置」、「経費削減」回答団体数とその内訳数が一致しない。

抜粋) 主な回答

【(1) ~ (5) 住民サービスの向上】

- 混雑の緩和、待ち時間の短縮につながった。
- 処理日数が大幅に短縮された。
- 業務の正確性が向上した。
- 民間のノウハウの導入により接遇の質が向上した。
- 民間の接客水準、技術力等の導入、繁閑に応じた柔軟な人員配置により住民サービスの向上が図られる。
- 窓口業務の効率化につながった。
- 土日祝日の委託を行うことで利用者の利便性が高まった。
- 市民サービスの維持・向上（委託事業者による継続的な接遇研修）につながった。
- 人事異動に関係なく、常に同じクオリティの窓口サービスを提供することができる。

【（６）柔軟な人員配置】

- ・職員の人事異動や削減に影響を受けることなく、住民サービスの質が維持されている。
- ・人事異動に左右されない人員配置ができる。

（４月繁忙期の新任教育が不要。また熟練したスタッフによる対応が可能）

- ・窓口専門の委託職員が配置されることで、市民への印象が向上した。
- ・昼休み中も十分な人員が確保されているため、この時間帯の混雑の緩和につながった。
- ・繁忙期及び閑散期への人員調整が可能となり、安定した機能が発揮されている。
- ・柔軟な人員配置が可能となり、混雑の緩和につながった。

（業務月及び期間等に３増員配置している。）

- ・業務繁忙に応じて、柔軟かつスピーディーな人員配置が可能となった。
（委託仕様書に「市が必要と認めた時は、協議のうえ、職員を加配」等と明記）
- ・窓口業務に習熟した委託職員が配置され、安定した市民対応が可能となった。

【（７）～（９）経費削減】

- ・職員定数の削減や人件費の削減につながった。
- ・時間外勤務及び人件費の削減、業務の繁忙に応じた人員の安定的な確保が可能になった。
- ・定員削減や柔軟な人員配置が可能となった。

【（１０）職員が内部事務に傾注できる】

- ・委託した業務に従事していた職員を優先度の高い業務へ投入できる。
- ・日中窓口や電話対応せざるを得なかった時間を、他の事務に集中できる。
- ・職員の窓口業務に対する負担が軽減され、通常業務に注力することができ、業務の効率化、時間外勤務の削減が図られた。
- ・職員が委託業務以外の業務（保険料の滞納対策や介護保険事業所の指導）に注力できる。

【（１１）職員負担の軽減】

- ・休日に職員を配置する必要がなくなった。

【（１２）雇用拡大】

- ・委託事業者による地域住民の雇用拡大が見込まれる。

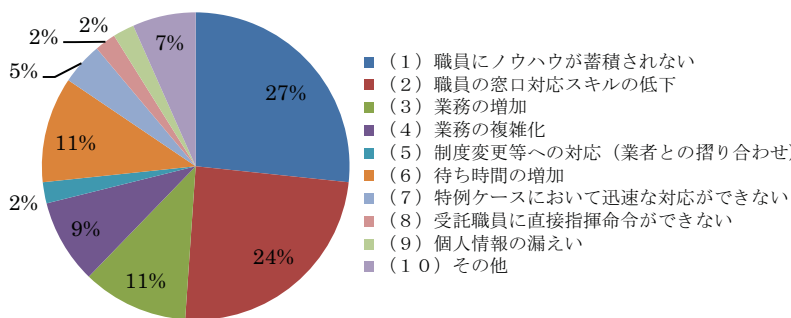
【（１３）その他】

- ・職員の意識改革（その他窓口を担当する正社員が比較対象となる）

ウ 窓口業務の民間委託によるデメリット

- ・ 44 団体による回答（自由記載）を整理すると、「職員にノウハウが蓄積されない」（12 団体）ことや「職員の窓口対応のスキルの低下」（11 団体）をデメリットとして回答した団体が多くなっている。
- ・ また、一連の事務処理の中に民間事業者や市区町村職員などの複数の組織が関係することから、「業務の処理方法の複雑化」（5 団体）や「業務の増加」（4 団体）、民間事業者と職員による二重の内容確認による「待ち時間の増加」（5 団体）についても比較的多くの回答があった。
- ・ 職員の窓口対応のノウハウやスキルの低下は、民間委託の実施により職員が窓口業務に直接的に携わらなくなることにより生じ得るものであり、最も多くの団体がデメリットとして挙げている。
- ・ 業務の処理方法については、民間委託により、当然のこととして民間業者と市区町村職員が同じスペースで連携することが必要となるため、場合によっては複雑になり、来庁者の待ち時間の増加や、職員の業務自体の増加を指摘する団体が少なからずあった。
- ・ その他、委託事務によっては、「制度変更や運用の変更に対応するため民間事業者との調整が常時必要になること」や「業務に関する指示を直接行うことができずに時間を要すること」といった点を指摘する団体もある。

図15 (3) 民間委託によるデメリット



デメリット	団体数
(1)職員にノウハウが蓄積されない	12
(2)職員の窓口対応スキルの低下	11
(3)業務の増加	5
(4)業務の複雑化	4
(5)制度変更等への対応（業者との摺り合わせ）	1
(6)待ち時間の増加	5
(7)特例ケースにおいて迅速な対応ができない	2
(8)受託職員に直接指揮命令ができない	1
(9)個人情報の漏えい	1
(10)その他	3

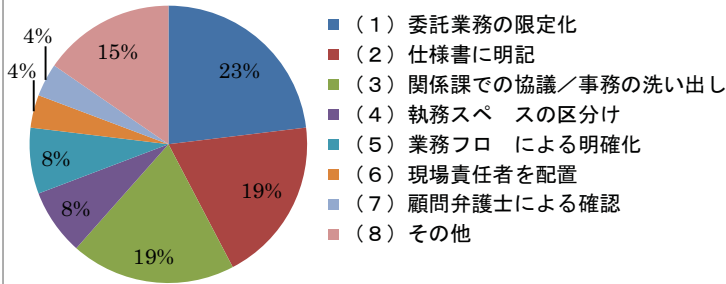
抜粋) 主な回答

- ・ 職員にノウハウが蓄積されない。
- ・ 受託者側の社員の入れ替わりがある。受託者側もノウハウが蓄積されない。
- ・ 職員が窓口で対応しないため、年数を重ねるごとに、業務内容を理解する職員が少なくなり、職員の育成やスキル低下などで問題が生じている。
- ・ 委託始期が年度当初であるため、業務繁忙期や職員の人事異動時期に重なり、一時的に所属における業務負荷が増加する。
- ・ 運用の変更や新しい制度の影響を受けやすい業務を委託しているため、受注者と発注者間の業務内容のすり合わせが常時必要である。
- ・ 多種多様な住民の事情とそれに伴う要望がある中で、複数の職員が関わることになるため処理に時間がかかる。
- ・ 待ち時間が増加した。
- ・ 届出等を受付する事業者と住民異動を処理する町職員との情報伝達が、必要不可欠となっている。
- ・ 業務について直接の指揮命令が行えない。指揮命令が伝わるのに時間がかかる。
- ・ 個人情報の漏えいの恐れがある。
- ・ 業務は一緒だが、組織が違うため意識に相違がある。

エ 委託する上で苦労した点・課題とその解決方法

【図 16 委託業務の切り分けが困難（公権力の行使との関係性）】

①委託業務の切り分けが困難 （公権力の行使との関係性）



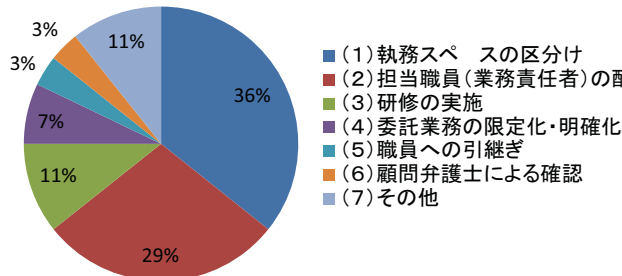
解決方法	団体数
(1) 委託業務の限定化	6
(2) 仕様書に明記	5
(3) 関係課での協議／事務の洗い出し	5
(4) 執務スペースの区分け	2
(5) 業務フローによる明確化	2
(6) 現場責任者を配置	1
(7) 顧問弁護士による確認	1
(8) その他	4

抜粋) 主な回答

- ・委託業務範囲を明確にしてフローに落とし込む。顧問弁護士によるリーガルチェックを行う。
- ・委託事務一覧及び業務仕様書により、委託業務を明確化する。
- ・毎月、業者のエリアマネージャーとスタッフリーダーを交えた定例会を開催し、業務内容等を協議する。
- ・各関連する業務の担当課と委託業務可否の切り分け調整を行った。
- ・全課ヒアリングによる委託可能業務の洗い出し
- ・ワンストップ窓口検討委員会（窓口業務の民間委託可能な業務に関する調査等を行う）を設置し、民間委託の対象となる業務の精査を行った。

【図 17 労働者派遣法との関係への配慮（偽装請負への懸念）】

②労働者派遣法との関係への配慮 （偽装請負への懸念）

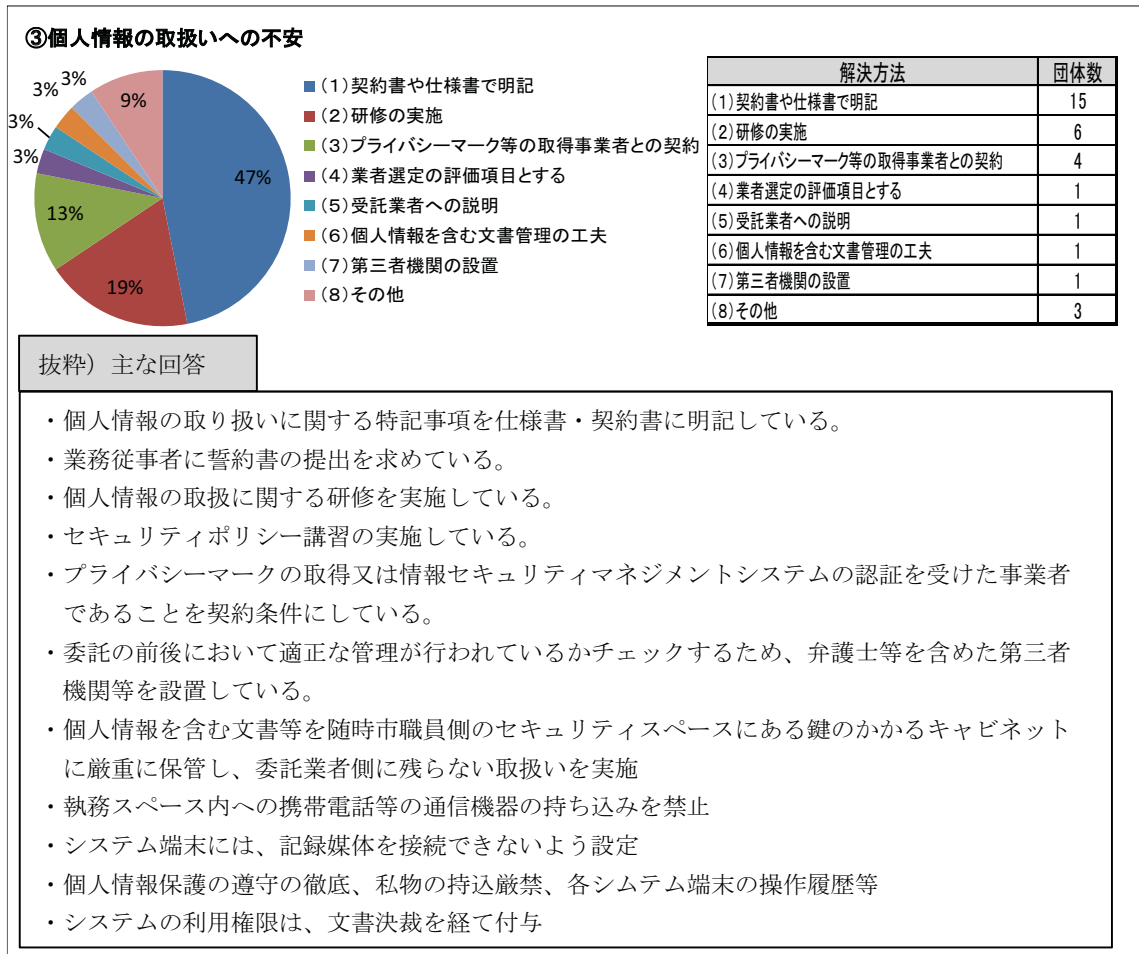


解決方法	団体数
(1) 執務スペースの区分け	10
(2) 担当職員（業務責任者）の配置	8
(3) 研修の実施	3
(4) 委託業務の限定化・明確化	2
(5) 職員への引継ぎ	1
(6) 顧問弁護士による確認	1
(7) その他	3

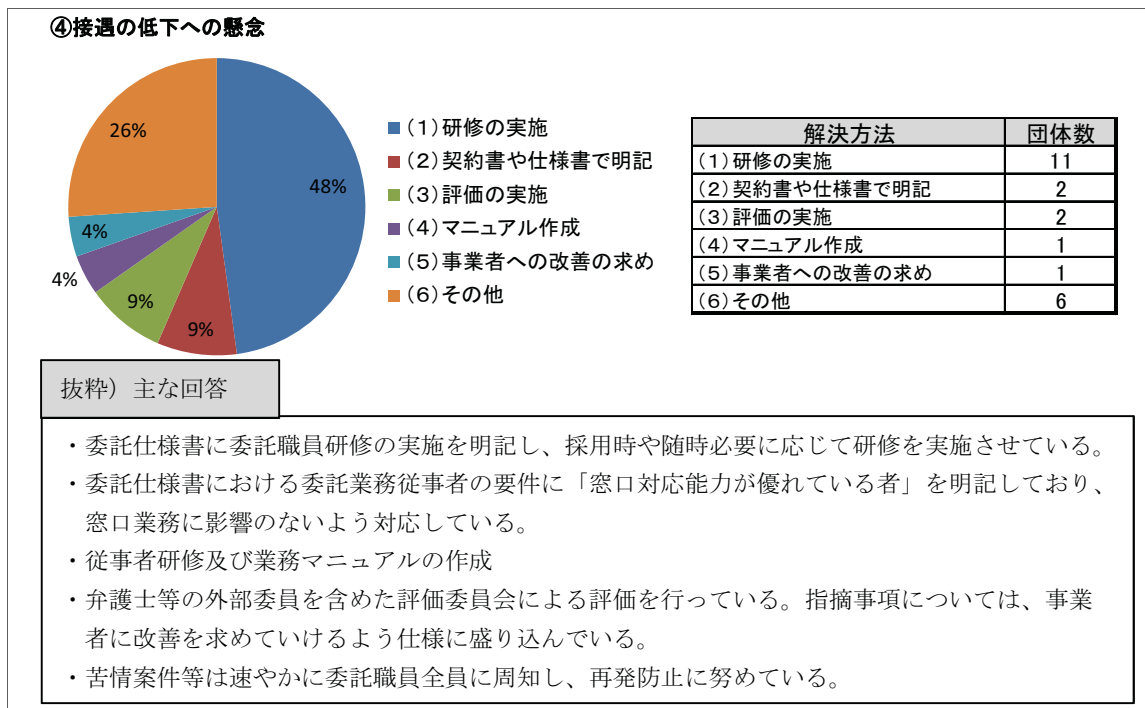
抜粋) 主な回答

- ・パーテーションを設置し、発注者と受注者の業務区域を明確にしている。
- ・業務に関する質疑や伝達事項等は業務責任者（窓口監督者）を通じて行う。
- ・業務指導は、委託業者の現場管理者（リーダー、サブリーダー）のみに行うよう徹底
- ・現場での指揮命令を行わないよう各種会議で徹底（必ず責任者を通す）
- ・受注者が業務従事者に研修を行う。必要に応じてフォローアップ研修を発注者と協議して実施することを仕様書に明記している。
- ・研修等により、労働者派遣及び請負に関する正しい理解と労働者派遣法の遵守を図っている。
- ・仕様書に記載のない事項は市職員が引き継ぎ、指揮命令等が発生しない体制を構築している。
- ・業務範囲を明確にしてフローに落とし込む。顧問弁護士によるリーガルチェックを行う。

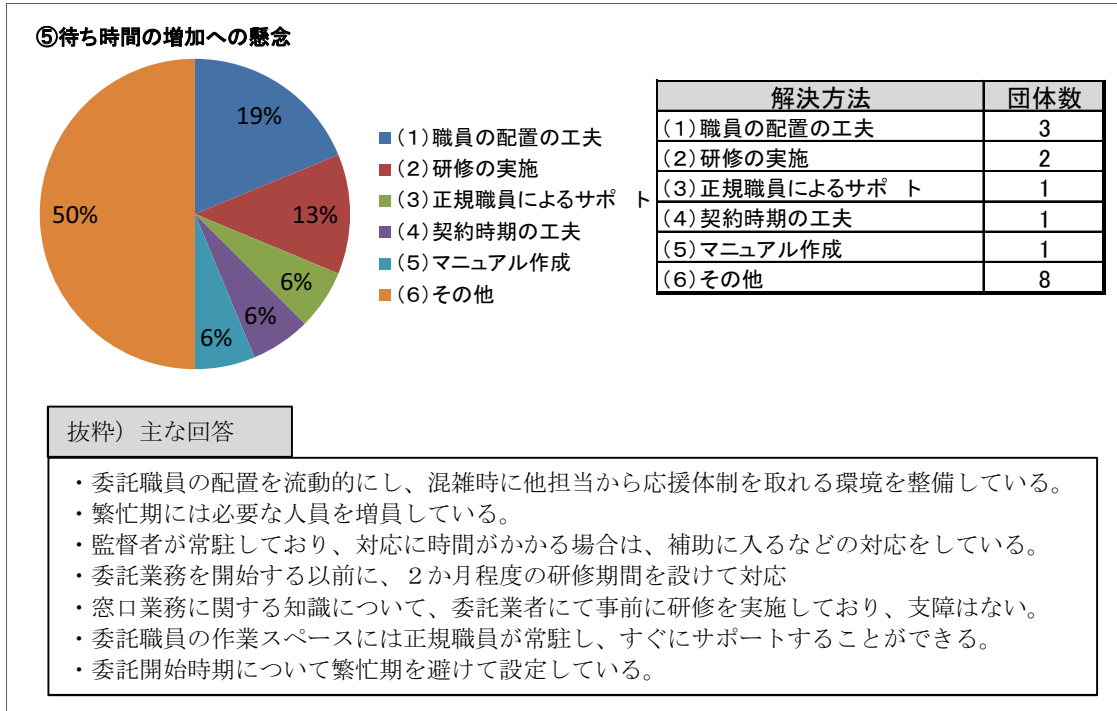
【図 18 個人情報の取扱いへの不安】



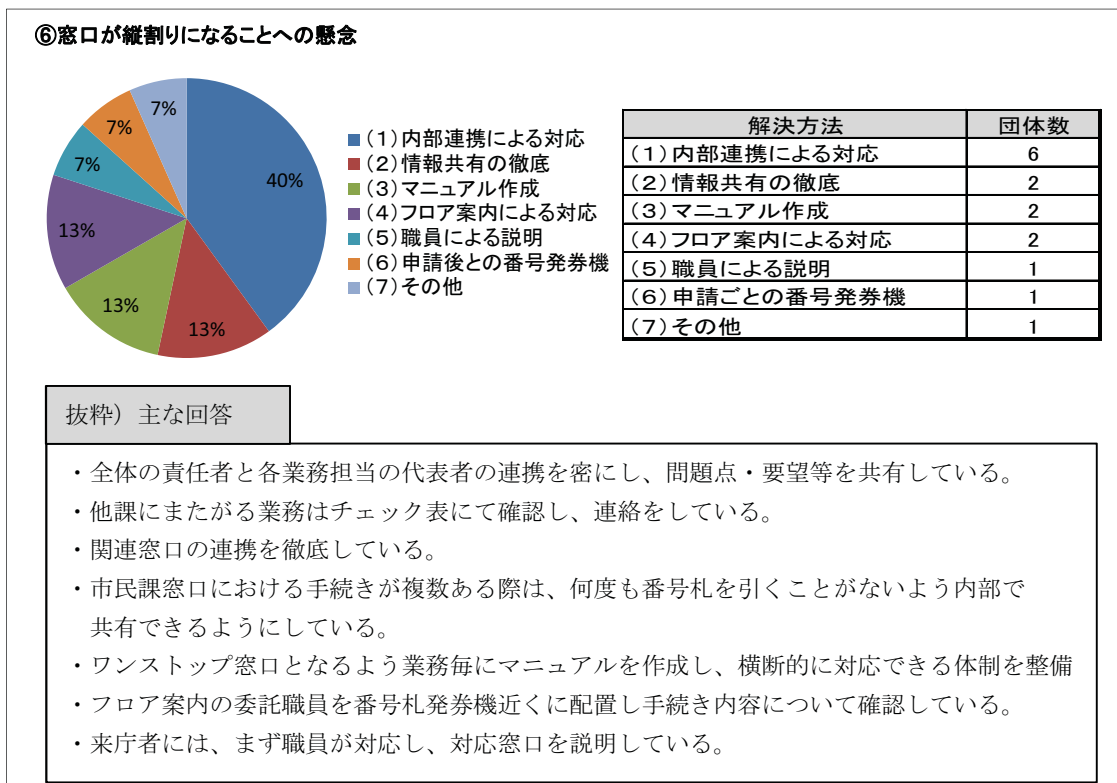
【図 19 待遇低下への懸念】



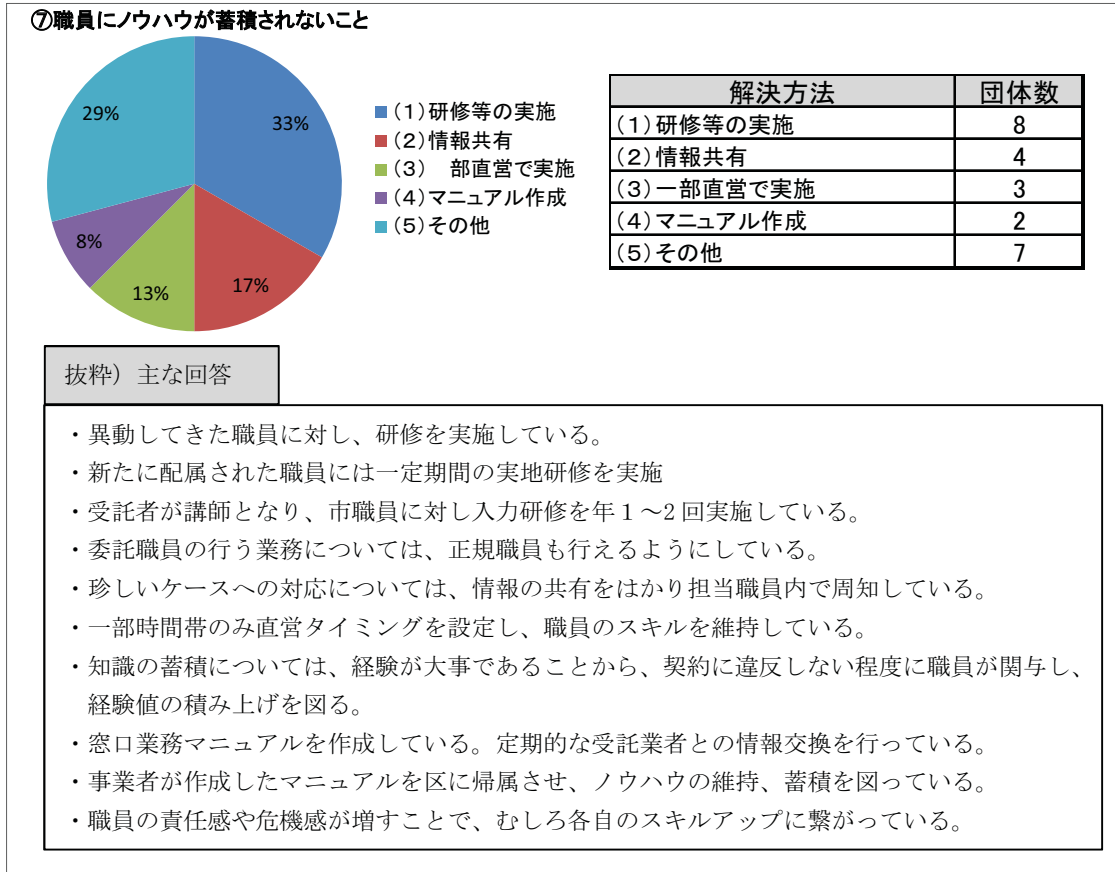
【図 20 待ち時間の増加への懸念】



【図 21 窓口が縦割りになることへの懸念】



【図 22 職員にノウハウが蓄積されないこと】



【⑧受託できる業者が少数であること】

解決方法
<ul style="list-style-type: none"> ・受託業者に対して十分な準備期間を設けることで解決する。 業者のセミナーによれば、契約締結後半年程度の準備期間を要するとのこと。 ・立地や受託できる業者の信頼性などの条件があり、少数になることはやむを得ない。 ・窓口業務委託を請負う業者について常に情報収集している。 ・公募期間の延長をはかる等

【⑨職員団体等との調整（人員削減の関係）】

解決方法
<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託する件については、導入前に交渉済み。 ・民間の知恵を活かした行政運営の推進を掲げ、委託化を行っている。 ・団塊の世代の大量退職を迎えるに当たり導入したため調整不要 ・人員削減の現状や人事異動に影響のない安定した市民サービスの維持 ・職員組合も職員数が減少する中、民間委託はやむを得ないとの見解

【⑩その他（自由記載）】

解決方法
<ul style="list-style-type: none"> ・業務ごとに外部委員を含めた評価委員会を設けている。 事業者には、評価結果を反映し、業務品質やサービス水準の維持、向上に努めてもらっている。

(3) 先進自治体との意見交換会（東京都足立区）

東京都足立区では、戸籍住民課や国民健康保険課などの「窓口業務」を民間委託し（専門定型業務の民間委託）、子どもの貧困対策や地域包括ケアシステムの構築など新たな喫緊の課題に、人員や財源の重点配分を行っている。

当部会では、先進事例のひとつである足立区の取組に関する状況を伺うため、事例発表を行っていただいたのち、部会構成員との意見交換を実施した。



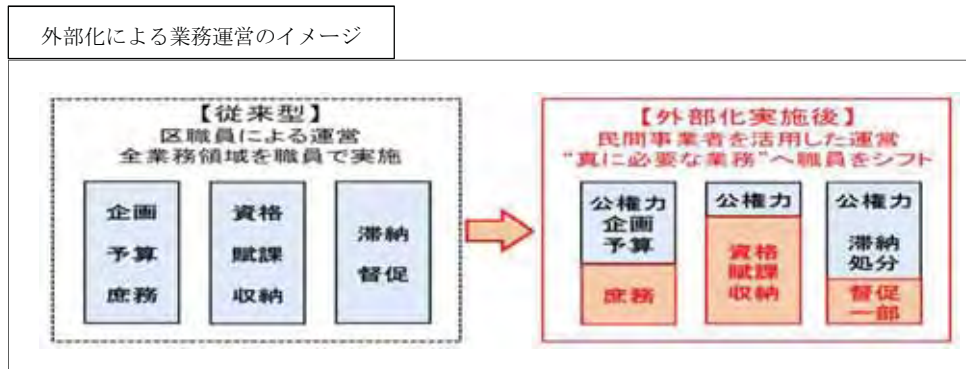
ア 取組の背景・目的

- ・行政改革により職員定数が削減される一方で（▲2,415人【H25 S57】）、増加する行政需要（学校施設の老朽化対策、子どもの貧困対策等）への対応が求められていること。
- ・技能労務に関する職員の退職不補充や業務の民間委託への移行推進、公立保育園の民営化、OA化など事務の効率化、公の施設に対する指定管理者制度の導入など、従来型の行政改革手法に取り組んできたが、一定の限界に達しつつあったこと。

⇒新たな行政改革手法として「専門定型業務」に対する民間委託を実施

イ 取組内容

- ・新たな行政改革手法として、「専門定型業務」の民間委託を平成25年度から実施。
- ・専門定型業務とは、「専門性は高いが定型的な処理を繰り返す業務」を指す。
- ・当該専門定型業務については、“公権力を伴わない業務であり、かつ判断基準やフローが明確化・可視化できる業務”について、適正な民間委託を実施している。
- ・具体的な事務の大きな流れとしては、『各課で処理される業務把握・分析』⇒『適切な委託範囲の設定』⇒『業務フロー・マニュアルの作成』の流れとなる。
- ・平成29年度において、5業務（戸籍窓口業務、国民健康保険業務、会計管理業務、介護保険業務、保健センター窓口業務）の外部化を実施している。



民間委託対象業務

業務名		期 間
1	戸籍窓口業務	H26.1～本稼動、H28.4～本稼動(2クール目) ※H24年度に業務分析、H25.4～12.移管準備
2	国民健康保険業務	H28.4～本稼動 ※H25年度に業務分析、H26.4～移管準備 H27.4～人材派遣投入
3	会計管理業務	H28.4～本稼動 ※H25年度に業務分析、H26.4～移管準備 H27.4～部分的外部化(二段階で業務拡大)
4	介護保険業務	H28.4～本稼動 ※H25年度に業務分析、H26.4～外部化業務拡大
5	保健センター窓口業務	H29.4～本稼動 ※H28年度に業務分析、H28.4～人材派遣投入

ウ 民間委託により得られる効果

民間委託の活用を検討する際、当該業務に相当する人件費と民間委託経費との見合いによってコストメリットを算出する。現状、窓口業務は、多くの団体において非常勤職員や臨時職員が対応しているため、民間委託に伴う大幅な削減効果を見込むことが難しい。

従って、以下のような民間委託による効果を複合的に織り交ぜながら、民間委託の実施可能性や効果を検討し、その合意を得ることが重要であると考えている。

民間委託により得られる効果

効果	内 容
1 区民サービスの向上	・民間の高度な接客水準等、ノウハウを最大限活用。 ・民間視点を活かした窓口サービスの質の向上。
2 業務運営コストの低減	・区民サービスを維持または向上しつつ、職員定数の削減等により業務運営コストを削減。
3 優先度の高い業務領域への職員シフト	・定型業務処理の民間活用により財源と職員を生み出し、新たな行政需要及び喫緊の課題に対応。 ・職員のコア業務への集中(企画業務、指導・管理業務)。
4 業務執行体制の適正化	・職員が行う業務と事業者に委ねるべき業務の精査による執行体制の適正化。
5 地域経済の活性化	・外部化に伴う民間事業者の参入を通じた、地域住民の雇用拡大への期待。

「1__区民サービスの向上」では、区職員が受託従事者の接客水準等に影響を受け、区職員のサービス水準が向上するといった副次的効果も期待される。

「2__業務運営コストの低減」については、既に業務で非常勤職員等の活用をしている場合は効果が薄くなるものの、民間委託による他の効果要素とともに複合的な説明をすることが重要となる。

また、「4__業務執行体制の適正化」とは、民間委託の検討にあたってはその前提として業務フローや業務マニュアルの作成など業務の見える化に取り組むこととなるため、既存の業務や事務処理が見直され、適正で効率的な業務執行体制に寄与するというものである。

エ 課題・対策

①「公権力の行使」にかかる業務の整理・見直し

- ・審査決定に関する入力や押印については公権力の行使に該当することから職員業務へ変更し、現在、適正な委託を実施している。
- ・申請の不備(書類不備、記載事項不十分の申請者への対応)については場合により「事実上の不受理処分」と見なされることから職員業務へ変更し、現在、適正な委託を実施している。

②「偽装請負」につながりかねない業務／スキームの見直し

- ・受託事業者への指揮命令を前提としたスキームは、意図的であるか否かを問わず労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）等の違反となる。
- ・職員の意識徹底、レイアウト変更による区側と従事者側の業務混在を防止、適正な人数による責任者同士の業務調整を実施。
※受託事業者の事業運営上の独立性は確保されなければならない。

③「個人情報保護」に向けた各種対策

- ・受託（民間）事業者が、自治体が保有する住民の個人情報を取り扱うため、個人情報の適正かつ厳重な管理と運用が求められる。
- ・業者選定の過程における評価・チェック体制を構築（「個人情報保護のチェック・管理体制」を評価項目とし、得点比率を高く設定）、委託実施後の評価・チェック機関と機能を構築（外部の第三者を委員に加えた委託業務評価委員会の設置）、さらには個人情報保護条例改正による罰則強化（受託事業者の従事者に対する罰則の適用等）により対応。

④「受託事業者の業務のノウハウ」の継承

- ・受託事業者が変更となった場合、前受託事業者が保有する業務フローやマニュアルは著作権の問題により前受託事業者に帰属するため、変更後の受託事業者が利用・活用できないという課題がある（スムーズな受託業者の変更が困難になる）。
- ・業務フローやマニュアルの著作権が区に帰属することを取り決めることで事業継続性や安定的な業務運営の確保を図っている。なお、本取り決めにより、受託事業者変更時の効率的な業務分析が可能となる。

3. 地方独立行政法人の活用（参考）

地方独立行政法人法の一部改正を含む地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が、平成 29 年 6 月 9 日に公布され、地方独立行政法人の業務に窓口関連業務が追加される等の改正が行われた。

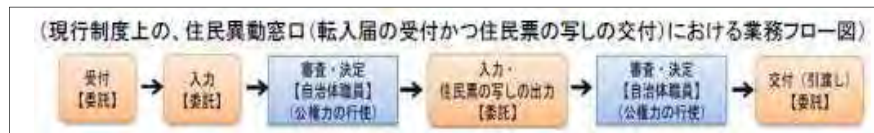
市区町村の窓口業務の担い手として、民間事業者だけでなく地方独立法人が位置づけられた改正であり、窓口業務改革に取り組む上で検討すべき事項である。

（1）地方独立行政法人法の改正の背景について

～第 31 次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」～

外部資源の活用としては、民間委託を進めていくことが有力な手段のひとつであり、これまで民間委託については、単純定型的業務を中心に活用が進められてきたが、近年は、市町村において、窓口関連業務のうち法令に基づく申請の受付等の定型的業務についても活用することが新たに始まっている。

しかし、窓口関連業務のように、一部審査や交付決定等の公権力の行使が含まれる場合には、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難であることから、民間委託を行いつらい状況にある。



第 31 次地方制度調査会が、平成 28 年 3 月に公表した「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」では、このような状況を踏まえ、こうした窓口関連業務のように、公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について外部資源を活用する場合には、市町村が業務や組織に対して強く関与することができ、かつ、具体的な業務執行は法人の自主性・自律性に委ねられ、迅速な意思決定や、業務のノウハウの蓄積、職員の専門性の確保、柔軟な人事運営等のメリットが期待できる地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも選択肢のひとつとして考えられると指摘された。

また、市町村間の広域連携が困難な地域においては、事務量が少ないことから、単独では外部資源の確保が困難であることを踏まえ、地方公共団体が共同して設立した地方独立行政法人に、特定の事務を処理させる方法も選択肢のひとつとして考えられることが指摘された。

（2）地方独立行政法人法の改正内容について

～地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加等～

①窓口関連業務の追加

改正内容の一つとして、地方独立行政法人の業務に「申請等関連事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務）が追加され、窓口関連業務のうち、個別具体の事案に応じた判断が必要ない定型的な業務について、公権力の行使にわたるものを含めて行うことができることとされた。

申請等関係事務については、地方独立行政法人法別表に定められており、以下の事務が該当する。

【地方独立行政法人が行うことができる窓口関連業務の内容】

- ①戸籍法による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ②墓地、埋葬等に関する法律による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ③身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

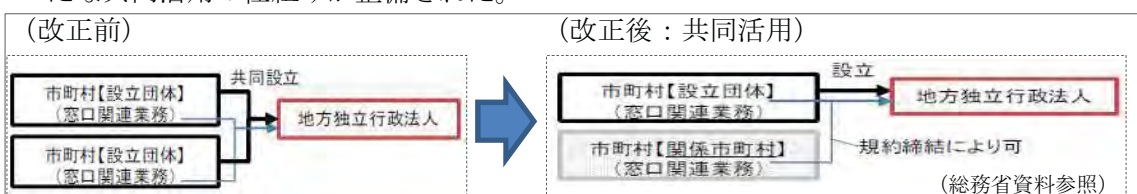
- ④精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑤地方税法による証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑥狂犬病予防法による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑦道路運送車両法による臨時運行の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑧出入国管理及び難民認定法による中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑨国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑩国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務（当該支給及び免除を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑪母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑫住民基本台帳法による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑬児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑭高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの
- ⑮日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑯介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑰電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑱行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑲都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑳市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ㉑上記のほか、政令で定める事務
- ㉒上記のほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの
- ㉓上記に掲げる事務に係る地方自治法第 227 条の規定による手数料の徴収
- ㉔①から㉒までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第 2 条第 3 号に規定する申請に対する同条第 2 号に規定する処分に関して行政庁が行うこととされている事務であって総務省令で定めるもの

②地方独立行政法人の共同活用

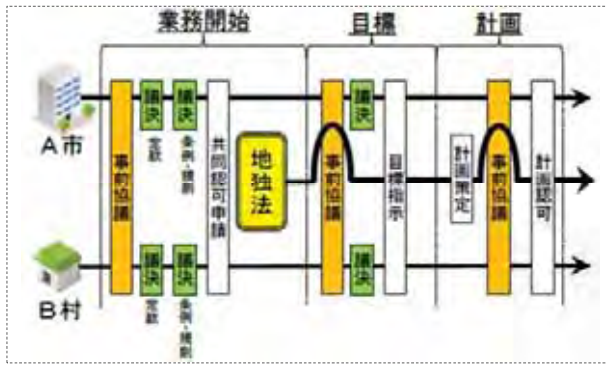
地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加に加えて、複数市町村による地方独立行政法人の共同活用を可能とする新たな仕組みも導入された。

現行制度上、複数の地方公共団体が設立団体として地方独立行政法人を「共同設立」し、活用することは可能であるが、設立団体間の事前協議が繁雑であることやガバナンスが複雑化することなどの課題が指摘されていた。

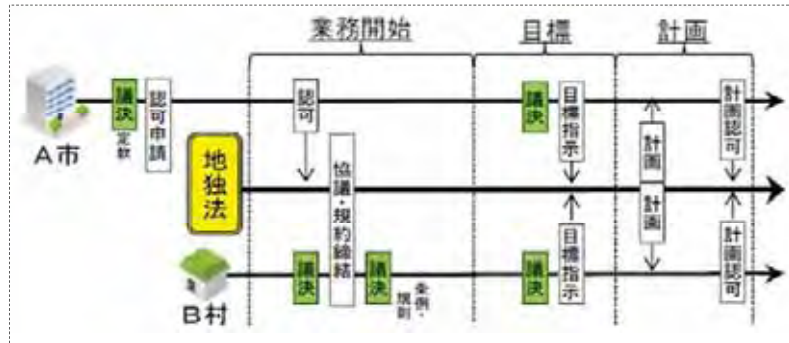
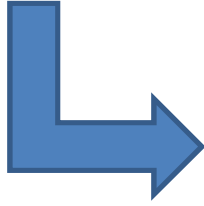
改正法では、市町村は、自ら設立するのではなく、連携中枢都市等が設立した地方独立行政法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることを可能とする新たな共同活用の仕組みが整備された。



(改正前)



(改正後：共同活用)



(総務省資料参照)

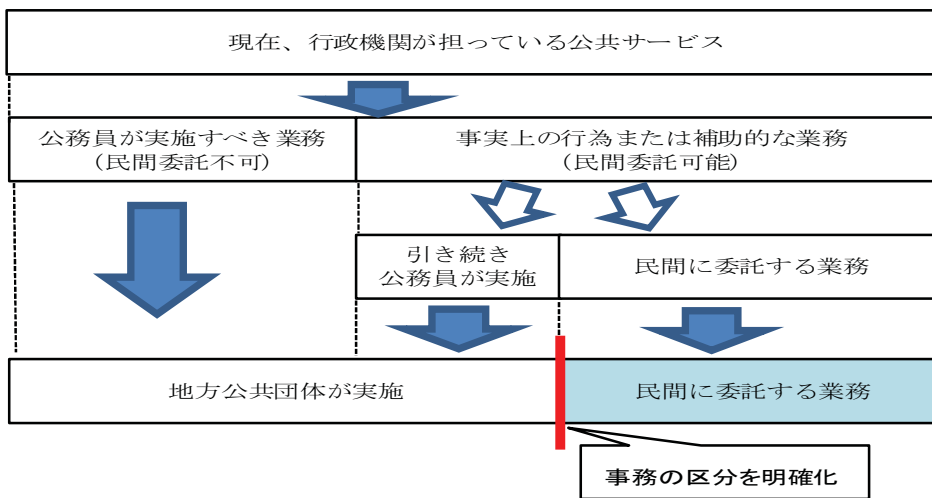
4. 課題の解決策と留意事項

先進自治体の取組事例等を踏まえ、窓口業務の民間委託を実施するにあたって検討すべき課題や留意事項を整理し、課題を解決するため方法を検討した結果は以下のとおりである。

(1) 委託業務の切り分けが困難である（公権力の行使との関係）。

- ・民間委託を検討する場合には、現在市区町村が担っている住民サービスを、「市区町村職員が実施すべき業務（民間事業者による実施は不可）」と、「事実上の行為または補助的な業務（民間事業者による実施が可能）」に分け、区分けされた「事実上の行為又は補助的な業務」について、業務の効率性等の観点から、「引き続き職員が行っていく業務」と、「請負（委託）により行っていく業務」を、各市区町村の判断で決定する。
- ・このように、民間委託をする事務を抽出する際の事務の切り分けを課題として捉え、対応が必要とされる。

【委託範囲の明確化にあたってのフロー】



【解決策】

- ①委託業務の明確化
 - ・委託事務一覧や業務仕様書により、委託業務を明確化する。
 - ・委託業務範囲を明確にし、業務フローに落とし込む。
- ②委託業者との連携
 - ・定期的に委託業者との打合せを行い、業務内容等を協議する。
- ③関係課との協議
 - ・業務担当課と委託業務の可否（業務の切り分け）について調整する。
 - ・全課ヒアリングによる委託可能業務の洗い出しを行う。
- ④第三者による確認
 - ・顧問弁護士によるリーガルチェックを行う。
- ⑤地方独立行政法人の活用
 - ・地方独立行政法人を設立し、市町村の窓口業務を行わせる。

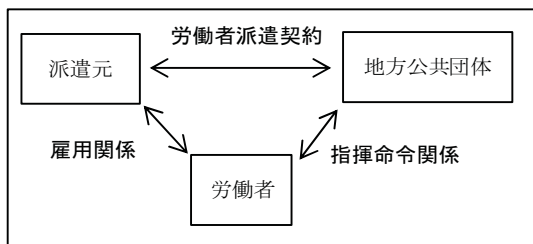
(2) 労働者派遣法との関係への配慮が必要である（偽装請負への懸念）。

- ・偽装請負とは、契約上は請負（委託）とされているが、発注者が民間事業者の労働者を指揮命令するなど、実質的に労働者派遣法の「労働者派遣事業」に該当するものを指す。
- ・「請負契約」や「委託契約」などの契約の名称に関わらず、実際の業務において、地方公共団体が民間事業者の労働者に対して、指揮命令を行った場合には、労働者派遣事業であるとみなされる。その場合には、労働者派遣法に規定される必要な手続や措置が行われていない場合、同法に違反する行為と判断される。

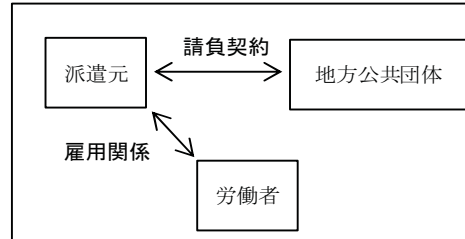
- ・労働者派遣は、労働者を「他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」であり、この有無により、労働者派遣を業として行う労働者派遣事業と請負により行われる事業とが区分される。
- ・「他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させる」ものではないとして、労働者派遣事業に該当せず、請負により行われる事業に該当すると判断されるためには、第1に、当該労働者の労働力を当該事業主が自ら直接利用することであり、当該労働者の作業の遂行について、当該事業主が直接指揮監督のすべてを行うこと、第2に、当該業務を自己の業務として相手方から独立して処理することであり、当該業務が当該事業主の業務として、その有する能力に基づき自己の責任の下に処理されることが必要とされる。
- ・民間委託を実施する際には、上記のような偽装請負に当たらないような業務運営体制となるよう配慮すべき点を課題として捉え、対応が必要とされる。

● 労働者派遣事業と請負(委託)との差異について

【労働者派遣事業】



【請負(委託)】



【解決策】

- ①業務スペースの区分け
 - ・パーテーションを設置し、職員と受託事業者の業務区域を明確に区分する。
- ②「業務責任者」の配置
 - ・伝達事項等は、受託事業者から派遣される「責任者」を介して行うことを徹底する。
- ③委託業務の限定化・明確化／職員への引継ぎ
 - ・委託業務範囲を明確にし、業務フローに落とし込む。
 - ・仕様書に記載されていない事項は、職員が引き継ぎ対応する。
- ④研修等の実施
 - ・労働者派遣及び請負に関する正しい理解を図るため、受託事業者による研修を実施する。
 - ・各種会議の場において、受託事業者への指揮命令を行わないよう周知、徹底する。
- ⑤第三者による確認
 - ・顧問弁護士によるリーガルチェックを行う。
- ⑥地方独立行政法人の活用
 - ・地方独立行政法人を設立し、市町村の窓口業務を行わせる。

(3) 民間事業者個人情報を取り扱わせることが不安である。

- ・窓口業務を民間委託することは、民間事業者に住民に関する膨大な個人情報を取り扱わせることになるため、個人情報適正に取り扱われ、漏洩等が生じないように必要な体制を整備するなど、特段の配慮が求められる。
- ・外部委託事業者からの情報漏洩等の事案を防止するため、情報セキュリティを確保できる外部委託事業者を選定し、契約で遵守事項を定めるとともに、定期的に対策の実施状況を確認するなどの対応が必要とされる。

【解決策】

- ①受託事業者の選定
 - ・「プライバシーマーク」や「情報セキュリティマネジメントシステム認証」などの

- 第三者機関の認証を受けた事業者と契約する。
 - ・選定評価項目に「個人情報保護及びコンプライアンス」を明記し、加点配分する。
- ②契約書及び仕様書等に明記
 - ・個人情報の取扱いに関する特記事項を契約書及び仕様書に明記する。
 - ・受託事業者に帰すべき情報漏洩やその他被害に対する損害賠償責任を明記する。
 - ・受託業務従事者から機密保持等に関する誓約書を提出させる。
- ③受託事業者における従業員への研修体制を適宜確認する。
- ④個人情報保護条例を改正して受託事業者に関する規定を追加し、罰則の対象とする。
- ⑤第三者機関（弁護士等）を設置し、受託事業者の管理状況を評価・確認する。
- ⑥システム関係
 - ・ID、パスワード等による資格確認を徹底する。
 - ・操作者の権限に応じたシステム利用制限を実施する。
 - ・各システム端末の操作履歴等を確認し、不正行為を監視する。
 - ・執務室内への私物の持込厳禁とする。
- ⑦個人情報を含む文書等の保管
 - ・自治体側の鍵付きキャビネットにて保管し、受託事業者側に文書が残らないよう配慮する。
 - ・自治体の承認なく持ち出しすることのないよう徹底する。

（４） 接遇の低下への懸念がある。

【解決策】

- ①研修の実施
 - ・仕様書に受託事業者側の職員研修の実施について明記し、採用時や必要に応じて研修を実施させる。
 - ・研修の実施状況を適時確認する。
- ②業務マニュアルを作成する。
- ③第三者機関の設置
 - ・評価委員会を設置して評価し、指摘事項の改善を受託事業者に求める。

（５） 待ち時間が増加することへの不安がある。

【解決策】

- ①研修期間の確保
 - ・委託開始前に、十分な研修期間（例：3ヶ月）を設ける。
- ②委託開始時期の設定
 - ・委託業務の繁忙期を避けて契約を締結する。
- ③職員配置
 - ・委託職員を流動的に配置、混雑時に他担当からの応援態勢を構築して対応する。
 - ・業務繁忙期には、人員を増員して対応する。
- ④業務マニュアルを作成する。

（６） 窓口が縦割りになることへの懸念がある。

【解決策】

- ①内部の連携や情報共有の充実
 - ・他課にまたがる業務については、チェック表作成して処理する。
 - ・複数の手続がある場合には、内部で情報共有を図り対応する。
 - ・問題点や要望等について、情報共有して対応する。
 - ・受託事業者との定期的な会議を開催し、連携や情報共有を図る。
- ②業務マニュアルを作成し、横断的に対応できる体制を整備する。
- ③職員（フロア案内）を配置し、手続内容の確認と申請に応じた窓口案内を実施する。

(7) 職員にノウハウが蓄積されないことへの懸念がある。

【解決策】

①研修の実施

- ・受託事業者による市町村職員への研修を実施する。
- ・異動により配置された職員への研修（一定期間の実地研修を含む）を実施する。

②情報の共有

- ・定期的な業務報告する場を設け、情報共有を行う。
- ・珍しい事案への対応など、情報共有を図り周知する。

③マニュアルの作成

- ・窓口業務マニュアルを作成する。
- ・受託事業者が作成したマニュアルを自治体の所有としてノウハウを蓄積する。

(8) 委託できる事業者が少数である。

【解決策】

①他の業務と併せての委託化を検討する。

②委託業者の公募期間を延長して行う。

③委託業者が受託するにあたって、十分な準備期間を設ける。

④市町村の窓口業務を行う地方独立行政法人を設立する。

(9) (民間委託による職員削減の不安から) 職員団体との調整が必要である。

【解決策】

①民間の知恵を活かした行政運営を掲げ、委託化を推進する。

②以下のような委託による効果を説明し、理解を求める。

- ・住民サービスが向上する。
- ・業務運営コストが低減する。
- ・優先度の高い業務への職員配置が可能となり、業務自体の運営改善につながる。
- ・業務執行体制の適正化が図られる。
※業務委託する上で、業務の見える化（業務フロー・マニュアルの作成など）され、業務運営の見直しにつながる。
- ・地域経済の活性化につながる。 など。

【参考文献】

※「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」（内閣府公共サービス改革推進室）

※「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」

（総務省行政管理局公共サービス改革推進室）

※「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）

V まとめ

これまで、「総合窓口の設置」及び「窓口業務の民間委託」に先進的に取り組む市区町村に対する抽出調査と先進自治体との意見交換を通して、取組状況の把握及び課題の整理とその解決策について検討し、取りまとめを行った。

1 総合窓口の設置

総合窓口の設置に関する抽出調査では、類型別（一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター資料を参考）に、設置にあたってのメリットやデメリット、課題及びその解決方法を調査し、49団体から回答を得た。

まず、回答をいただいた49団体の種類の分布についてであるが、最も多いのは「業務連携型」であり、全体の4割を占め、最も少ないのは「インテリジェント型」であり2団体のみであった（【図3】）。もっとも、複数の種類の複合型という回答も10団体からあり、総合窓口については、各団体が各々の実情に応じ、最も適した方法を模索しながら導入している様子がうかがえる。

総合窓口を設置することによる各類型の共通したメリットは、やはり住民サービスの向上に尽き、その具体的内容は、「住民の移動負担の軽減」や「待ち時間の減少」などである。少数ではあるが、「行政事務の効率化につながった。」、「職員の負担が軽減された。」といった行政側のメリットを挙げる団体もあった（【図4】）。

デメリットについては、各類型に共通して、「複数の業務を把握する職員の確保と育成が難しい」点が挙げられた（回答団体の59%。以下同じ。【図9】）。スーパーマン型では、職員が多岐にわたる業務内容を把握する必要があるためであるが（100% 【図11】）、人海戦術型や業務連携型であっても、総合窓口で扱っている業務全体を把握する人材は必要とされており、少なからず同様の課題を有していることがわかる（33.3% 【図10】（57.8% 【図12】））。

また、「待ち時間の増加」についても全類型で課題として挙げられた（38.7% 【図9】）。総合窓口のメリットがほぼ「住民サービスの向上」に集約されていると考えられるところ、デメリットとしても挙げられている点は留意すべきである。

該当する団体に、待ち時間が増加する具体的な事例を聴取したところ、例えば、①総合窓口で扱う業務には軽易なものや複雑なものが混在していることから、軽易な手続申請のみを必要とする来庁者の待ち時間が増加する事例、②総合窓口にて受付したが、事務処理を行う中で総合窓口では処理できない内容であったことが判明し、所管課へ事務処理を移した事例、③総合窓口で事務処理を完了した後、詳細な制度説明等を求められ、所管課を案内した事例などがあるということであった。

来庁者の申請内容によっては、総合窓口で受付をするまでの待ち時間や、全ての事務処理を完了するまでの時間が増加する場合があります。これは留意すべき点である。

次に、抽出調査や、先進自治体との意見交換会等により把握したメリット及びデメリットを踏まえ、総合窓口の設置にあたって検討すべき課題や留意事項について、次のカテゴリー別に課題に対する解決策を取りまとめた。（24頁参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) フロアレイアウトに関する事(2) 職員の確保・育成に関する事(3) 対象事務の選定に関する事(4) 担当課との調整・連携体制の構築に関する事(5) 業務手続の統一・制度改正への対応に関する事(6) 職員の事務負担に関する事(7) 業務が集中すること(8) 職員の意識統一に関する事(9) 来庁者の振り分けに関する事 |
|---|

例えば、デメリットとして最も多くの回答があった「幅広い業務内容を把握する職員の確保や育成に関する課題」に対しては、業務マニュアルの作成や事務所管課による研修会の実施と十分な研修期間の確保、実務経験者の配置や業務繁忙期における他課からの応援体制の構築などをその解決策として整理した。

また、次に回答の多くあった「待ち時間の増加」に対しては、番号発券機の導入やフロアマナー等職員の配置することなどにより待ち時間の異なる来庁者を整理する方法、コンビニ交付や自動証明書交付機の設置による窓口業務量の削減などがその解決策として挙げられた。

その他のカテゴリについても、総合窓口を設置しようとする場合に直面する可能性の高い課題であり、先進自治体から収集した情報をベースに解決策をまとめたものである。

総合窓口については、団体規模によって効果の有無が異なる場合も考えられるが、導入していない団体にあつては、当該団体ではどの類型が適しているのか、導入の支障となる課題は克服できるのか、よく検証し、導入の可否又は是非を検討することが重要である。

2 窓口業務の民間委託

窓口業務の民間委託に関する抽出調査では、内閣府通知に示されている委託可能な窓口業務を基本に、委託によるメリットやデメリット、課題及びその解決方法を調査し、44 団体から回答を得た。

窓口業務を民間委託することによるメリットとしては、大きく「住民サービスの向上」、「人員配置」、「経費削減」の3つに分類することができる（【図 14】）。

中でも最も多くの回答があったのは、「住民サービスの向上」であり、具体的には、「待ち時間の短縮」や「混雑の緩和」、「業務の正確性・迅速性の向上」などが挙げられる（回答団体の 72%。以下同じ。）。

「人員配置」関係については、具体的な内容は、「柔軟な人員配置」、「職員が内部事務に傾注できる」、「職員の負担軽減」といったものである（52%）。これらについては、結果として業務の効率化や時間外勤務の削減に繋がったという補足意見もあった。

「経費削減」関係については 19 団体（34%）から回答があり、具体的な内容は、「職員定数の減」、「人件費の削減」等である。

回答のあった 44 団体においては、大半の団体で、住民サービスについての何らかの向上が図られていると認識されていることが認められるが、経費削減に関する回答は 3 割とやや少ない傾向であった。

上記の 3 つの分類以外の回答としては、民間委託により「休日出勤がなくなり職員負担の軽減につながった」とするものや、「地域の雇用の拡大が見込まれる」とする回答もあった。

前述のとおり、「経費削減」の効果を回答した団体は 3 割にとどまっているが、地方自治体における人的・財政的な制限が厳しい中においては、委託費の内容や職員の配置等について、常に再検証するよう努めることが重要である。

デメリットについては、民間委託することにより「職員にノウハウが蓄積されない」点（27%）や「職員の窓口対応スキルの低下」（25%）が多く挙げられている。また、一連の事務処理において民間事業者と市町村職員が各々関わることになるため、業務の処理方法が複雑化して待ち時間が増加する点も挙げられている（【図 15】）。さらには、偽装請負の懸念や個人情報の取扱いへの不安なども民間委託を実施する上での課題とされている。

次に、調査等により把握したメリット及びデメリットを踏まえ、窓口業務の民間委託を実施するにあたって検討すべき課題や留意事項について、次のカテゴリ一別に課題に対する解決策を取りまとめた。（42 頁参照）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 委託業務の切り分けが困難である（公権力の行使との関係）(2) 労働者派遣法との関係への配慮が必要である（偽装請負への懸念）(3) 民間事業者個人情報を取り扱わせることが不安である(4) 接遇の低下への懸念がある |
|--|

- (5) 待ち時間が増加することへの不安がある
- (6) 窓口が縦割りになることへの懸念がある
- (7) 職員にノウハウが蓄積されないことへの懸念がある
- (8) 委託できる事業者が少数である
- (9) (民間委託による職員削減の不安から) 職員団体との調整が必要である

職員のノウハウや窓口対応スキルの維持に対しては、研修の実施や受託事業者との情報共有の徹底、マニュアルの作成などが解決策として挙げられ、待ち時間の増加に対しては、受託事業者の従業員に対する研修期間を十分に確保することや業務繁忙期を避けて契約を締結すること、業務の繁閑に応じた職員配置を可能にすること、マニュアルの作成などを解決策として整理した。

また、偽装請負の懸念に対しては、職員と受託事業者との業務スペースを明確に区分することにより業務混在を防止することや、適正な人数による業務責任者の配置により対応することなどが解決策として考えられ、個人情報の取扱いへの不安に対しては、第三者機関の認証を受けた事業者であること、個人情報保護やコンプライアンスに関する事項を事業者の選定項目として位置づけるなどの事業者選定に関する工夫、契約書及び仕様書等に個人情報の取扱いに関する特記事項を明記することや情報漏洩に関する損害賠償責任の明記、個人情報保護条例の改正による受託事業者に関する項目の追加などがその解決策として考えられる。

その他のカテゴリについても、窓口業務の民間委託を実施しようとする場合に直面する可能性の高い課題であり、先進自治体から収集した情報をベースに解決策をまとめたものである。民間委託の実施にあたり支障となる課題が克服できるのか、検証し、実施の可否又は是非を検討することが重要である。

3 今後について

以上、「総合窓口の設置」及び「窓口業務の民間委託」について、課題と解決策等を取りまとめてきたが、今後は、県内各市町村がそれぞれの実情に応じ、これらの導入について、検討を進められることが期待される。その際には、本報告書を検討の一助として御活用いただきたい。

なお、「窓口業務改革」については、総務省においても「地方行政サービス改革」を推進するにあたり力を入れている事項であり、今後も様々な動きがあり得るため、その動向に注視する必要があることに留意されたい。

近いところでは、今後、総務省公共サービス改革推進室から、窓口業務について標準的な業務フローに基づく民間委託のための業務マニュアル・標準委託仕様書が作成、提示されることが予定されている。

また、先進事例の情報収集も重要であるが、本部会において先進自治体として意見交換を行った鳥取市が平成 28 年度に活用した、総務省自治行政局が実施する「業務改革モデルプロジェクト」について、平成 29 年度も全国からの募集により選ばれた 7 団体において実施されていることから、その取組結果が参考になるものと思われる。

その他、地方独立行政法人法の改正により可能となった窓口関連業務への地方独立行政法人の活用についても、今後の全国における活用事例を参考に、導入の可能性を検討することが必要である。

最後になるが、我が国が人口減少・高齢化社会に突入し、行政需要が多様化している中で、各地方自治体がいかに効率的・効果的に行政サービスを提供していくことができるのか、その手腕が住民から期待されているところである。当部会において研究した「窓口業務改革」は行政改革の手法の一つにすぎないが、これも含め、あらゆる分野において、たゆまぬ行政改革に取り組むことが求められている。

VI 参考資料

- ・「窓口業務改革の取組」に係る調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
- ・『「窓口業務改革の取組」に係る調査』調査表（総合窓口の設置）・・・・・・・・ 資料 2
- ・『「窓口業務改革の取組」に係る調査』調査表（窓口業務の民間委託）・・・・ 資料 3
- ・『「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」の改定』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 4
- ・「業務改革モデルプロジェクト」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 5
（平成 29 年 10 月 12 日『「窓口業務改革による住民サービスの向上、業務の効率化」に関する研修会』資料抜粋）
- ・「業務改革モデルプロジェクト（募集結果概要）」・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 6
（平成 29 年 10 月 12 日『「窓口業務改革による住民サービスの向上、業務の効率化」に関する研修会』資料抜粋）
- ・「平成 28 年度 業務改革モデルプロジェクト最終報告会概要・・・・・・・・ 資料 7
（平成 29 年 10 月 12 日『「窓口業務改革による住民サービスの向上、業務の効率化」に関する研修会』資料抜粋）
- ・「平成 29 年度 業務改革モデルプロジェクト事業委託団体一覧・・・・・・・・ 資料 8
（平成 29 年 10 月 12 日『「窓口業務改革による住民サービスの向上、業務の効率化」に関する研修会』資料抜粋）

市第 3 1 5 2 0 号
平成 2 9 年 7 月 2 5 日

各市町村行政改革担当課長 様

群馬県総務部市町村課長 布施 正明
(行政改革研究会会長)

『窓口業務改革の取組』に係る調査について（依頼）

本県では、平成 2 9 年 3 月 2 1 日に、行政運営の効率化や最適化の実現を目的に、市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討する場として、「行政改革研究会」を立ち上げ、研究テーマ毎に 3 つの部会を設置いたしました。

このうちの 1 つである「窓口業務改革の推進」部会では、「窓口業務改革（総合窓口の設置・窓口業務の民間委託）における課題の整理と先進事例の調査・研究によるその解決策等のとりまとめを行う」ことをテーマとして、現在研究及び検討を進めているところであり、この度、当該部会において、標記調査を実施することになりました。

つきましては、業務御多忙の折、大変恐れ入りますが、御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

担 当	群馬県総務部市町村課行政係	川辺
電 話	0 2 7 2 2 6 2 2 1 2	
E-mail	kawabe-y@pref.gunma.lg.jp	

(公印省略)
市第315 20号
平成29年7月25日

各市町村行政改革担当課長 様

窓口業務改革の推進部会会長 金子 敦司

『窓口業務改革の取組』に係る調査について (依頼)

本県では、行政運営の効率化や最適化を図ることを目的に、県内市町村及び県とが連携し、各市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討を行う場として「行政改革研究会」を設置しており、その一つの部会である「窓口業務改革の推進」部会において、「窓口業務改革における課題の整理と先進事例の調査・研究」を行っております。

本県における窓口業務改革の実施団体が少ないことから、県外市町村における取組状況等について参考とさせていただきたく、この度、標記調査を実施することといたしました。

つきましては、業務御多忙中誠に恐縮ではありますが、貴団体の状況について、下記により御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 調査対象団体

総務省が実施する「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 (H28.4.1時点)」において、総合窓口の設置状況又は窓口業務の民間委託状況を「実施済み」と回答した団体

2 回答方法

別添の調査表を御記入の上、以下の担当者まで電子メールにて御回答ください。

- ・調査表1 「総合窓口の設置に係る調査表」
- ・調査表2 「窓口業務の民間委託に係る調査表」

※各調査表の記入方法に従い作成をお願いします。

※窓口業務改革の取組が「総合窓口設置」又は「窓口業務の民間委託」いずれかのみである団体におかれては、該当する調査表のみ作成の上、御回答ください。

3 回答期限

平成29年8月14日 (月)

担 当	「窓口業務改革の推進」部会事務局 (群馬県総務部市町村課行政係) 川辺
電 話	027 226 2212
E mail	kawabe_y@pref.gunma.lg.jp

●窓口業務改革の取組(総合窓口の設置)に係る調査

団体名	
所属名(部課係)	
担当者氏名	
E-mail	
電話番号	

総合窓口の設置

地方行政サービス改革に関する取組状況調査(H28.4.1時点)において、「総合窓口設置済み」と回答した貴団体の取組状況についてお伺いいたします。

(1)設置済みの総合窓口の類型等について、御回答ください。

- ・① 回答欄のプルダウンリストから、貴団体の総合窓口に近い類型を選択してください。
- ・② 「その他」を選択した場合には、下記にその概要を御記入ください。
- ・③ 「①」で選択した類型の総合窓口を導入した理由を御記入ください。

【類型】

※人海戦術型

- ・一つの窓口で受付を行い、業務内容に応じて各業務担当職員が入れ替わり対応するもの

※スーパーマン型

- ・窓口対応を行う職員に対して、対象業務範囲のすべての研修等を行い、住民対応を一人で完結させるもの

※業務連携型

- ・窓口では、受付・交付等の直接的な住民対応のみを行い、実際の届出の処理、証明書発行等は従来どおり各業務担当部門で実施するもの。
- ・これまで各部門に存在した窓口部分のみを集約し、申請書等を(紙又はデータで)業務担当部門に転送して処理を行う。

※インテリジェント型

- ・窓口で必要となる手続き等について、対象となる業務範囲の受付、入力、異動、出力までの一連の処理を一つのシステム上で完結することで、対応する職員の業務知識が最小限でも対応可能とするもの。

【回答】

① 類型	
② 「①」にて「その他」を選択した場合には、下記にその概要を御記入ください。	
③ 「①」で選択した類型に該当する総合窓口を導入した理由について御記入ください。	

(2)総合窓口において対応可能な業務等について、御回答ください。

- ・① 総合窓口において対応できる業務について、御回答ください。
①～②⑤の業務の他、該当する業務がある場合には、②⑥以下に業務名を御記入の上、「対応の可否」を選択してください。
- ・② 「①」において「否」を選択した場合、その理由について記入例を参考に、御記入ください。

【回答】

業務名	① 対応の可否	② 「①」で「否」を選択した場合、その理由について、記入例をもとに御記入ください。
【記入例】〇〇に関する届出	可	
【記入例】●●に関する届出	否	検討中
【記入例】▲▲証明書の交付	否	特に理由なし
【記入例】■ ■許可	否	●●の理由により対象としていない。
①住民異動届		
②住民票の写し等の交付		
③戸籍の附票の写しの交付		
④地方税法に基づく納税証明書の交付		
⑤戸籍の届出		
⑥戸籍謄抄本等の交付		
⑦中長期在留者に係る住居地の届出		
⑧特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付		
⑨印鑑登録		

⑩印鑑登録証明書の交付		
⑪住居表示証明書の交付		
⑫転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)		
⑬埋葬・火葬許可		
⑭国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付		
⑮後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付		
⑯介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付		
⑰国民年金関係(老齢福祉年金等、特別障害給付金を含む。)の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付		
⑱妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付		
⑲飼い犬の登録		
⑳狂犬病予防注射済票の交付		
㉑児童手当の各種請求書・届出書の受付		
㉒精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付(市町村の経由事務)		
㉓身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付(市町村の経由事務)		
㉔療育手帳の交付(市町村の経由事務)		
㉕自動車臨時運行許可		
㉖		
㉗		
㉘		
㉙		
㉚		

(3)総合窓口の設置に要した経費等について、御回答ください。

【回答】

① 庁舎の建て替え、改修に伴い、総合窓口の設置を検討した場合には、回答欄に「○」を記入ください。				回答欄
② 設置に要した費用【金額(千円/単位)】 ※①の回答に関係なく、御回答ください。 ※「設置に要した費用」には、実際の導入経費(システム改修費等)だけでなく、「総合窓口を導入するかどうか」を検討するために要した費用(例:情報収集に要した費用等)についても含めて御回答ください。				
合計	施設・設備改修費	システム改修費	その他	備考
				(※その他の内訳等を御記入ください。)
③ 「総合窓口の導入」後の効果測定の実施の「有無」について御回答ください。 「有」と回答した場合には、測定した範囲について、御記入ください。 (例:「経費節減効果」や「住民サービスの満足度の向上効果」等)				回答欄(実施の有無)
				回答欄(測定範囲) 【例】住民満足度
④ 「住民情報関連システム」のベンダー名について、御回答ください。				回答欄
				【例】●●株式会社

(4)総合窓口の設置に向けて協力を得た民間事業者等について、御回答ください。

【回答】

会社名	協力を得た分野	経費
【例】●●株式会社 ▲▲株式会社	〇〇業務の業務分析 総合窓口設置に関する全体のコンサル業務一式	2,000千円／年 3,000千円(H29～H31 契約)

(5)総合窓口の設置によるメリット・デメリットについて、御回答ください。

【回答】

	内容
メリット	【例】・住民サービスの向上(待ち時間の減少、来庁者の移動負担の軽減) など
デメリット	【例】 ・複数の業務内容を理解する職員の確保と育成が難しい。 ・軽易な業務と複雑な業務が混在するため、申請者によっては、待ち時間が増加する。

(6)総合窓口設置にあたり「苦労した点や課題」と「その解決方法」について、御回答ください。

【回答】

課題・苦労した点	解決方法
【例】 ・行革担当課と窓口担当課との調整 ・各業務ごとの事務手続の統一 など	【例】 ※左記に記入した課題ごとに、解決方法を記入。

●窓口業務改革の取組(民間委託)に係る調査

団体名	
所属名(部課係)	
担当者氏名	
E-mail	
電話番号	

窓口業務の民間委託

地方行政サービス改革に関する取組状況調査(H28.4.1時点)において、窓口業務の民間委託状況を「委託有」と回答した貴団体の取組状況についてお伺いいたします。

(1) 委託実施業務及び業務の年間処理件数等について、御回答ください。

下記の(ア)及び(イ)の業務について、「民間委託の有無」、「土日祝日の委託の有無」及び「委託業務ごとの年間処理件数(直近3年以内で把握している事務処理件数)」について御回答ください。

(ア)内閣府通知により整理された25業務

・平成20年1月17日付け内閣府通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」において、委託可能な範囲が整理された窓口25業務。

(イ)その他事務(行が不足する場合には追加してください)

・(ア)以外で、民間委託を実施している業務がある場合には、業務名を記入の上、処理件数を回答ください。

【回答】

区分	業務名	委託有無	土日祝日の委託の有無	処理件数	業務名	委託有無	土日祝日の委託の有無	処理件数
(ア) 内閣府通知により整理された25業務	【例】●●届	有	有	2,000件(H27)	⑬埋葬・火葬許可			
	①住民異動届				⑭国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付			
	②住民票の写し等の交付				⑮後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付			
	③戸籍の附票の写しの交付				⑯介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付			
	④地方税法に基づく納税証明書の交付				⑰国民年金関係(老齢福祉年金等、特別障害給付金を含む。)の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付			
	⑤戸籍の届出				⑱妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付			
	⑥戸籍謄抄本等の交付				⑲飼い犬の登録			
	⑦中長期在留者に係る住居地の届出				⑳狂犬病予防注射済票の交付			
	⑧特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付				㉑児童手当の各種請求書・届出書の受付			
	⑨印鑑登録				㉒精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付(市町村の経由事務)			
	⑩印鑑登録証明書の交付				㉓身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付(市町村の経由事務)			
	⑪住居表示証明書の交付				㉔療育手帳の交付(市町村の経由事務)			
(イ) その他	⑫転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)				㉕自動車臨時運行許可			
	⑫				⑲			
	⑬				⑳			
	⑭				㉑			

(2)「(1)」において、「委託有」と回答した業務ごとに、委託先及び委託金額等について、御回答ください。

(1)において、委託「有」と回答した業務ごとに、「委託先」、「業者選定方法」及び「委託金額」について御回答ください。
 ※下記「業務名」欄には、(1)で回答した業務名に付された番号(①等)を御記入ください。

【回答】

業務名	委託先	選定方法	委託金額 (千円)	備考
【例】①	●●株式会社	随意契約	90千円	単年度契約(H29)
【例】①②③	株式会社▲▲	プロポーザル方式	2,000千円	契約期間(H29～H31)

(3) 委託する上での課題(苦労した点)とその解決方法について、御回答ください。

・回答欄に列記した「民間委託を実施する上で課題(苦労した点)と考えられる項目」への対応方法について御回答ください。
 ・列記した項目以外に、課題(苦労した点)がある場合には、「⑩その他(自由記載)」欄以下に御記入をお願いします。

【回答】

課題・苦労した点	解決方法
①委託業務の切り分けが困難 (公権力の行使との関係性)	
②労働者派遣法との関係への配慮 (偽装請負への懸念)	
③個人情報の取扱いへの不安	
④接遇の低下への懸念	
⑤待ち時間の増加への懸念	
⑥窓口が縦割りになることへの懸念	
⑦職員にノウハウが蓄積されないこと	
⑧受託できる業者が少数であること	
⑨職員団体等との調整(人員削減関係)	
⑩その他(自由記載)	

(4) 委託によるメリット・デメリットについて、御回答ください。

(1)において、委託「有」と回答した業務ごとに、委託によるメリット・デメリットについて御回答ください。
 ※回答欄「業務名」には、(1)で回答した業務名に付された番号(①等)を御記入ください。

【回答】

	業務名	内容
メリット	【例】①	【例】 ・定員削減や柔軟な人員配置が可能となった。 ・人件費以外の経費削減につながった ・混雑の緩和につながった など
デメリット	【例】①	【例】 ・接遇が低下した。 ・待ち時間が増加した。 ・職員にノウハウが蓄積されない。 など

(5) 委託により削減された職員数、削減された経費について、御回答ください。

(1)において、委託「有」と回答した業務ごとに、委託による職員数及び経費の削減効果について御回答ください。
 ※下記業務名には、(1)で回答した業務名に付された番号(①等)を御記入ください。

【回答】

業務名	職員数 (委託前)	職員数 (委託後)	削減人数	削減経費 (千円)【年額】	備考
【例】①	48	40	▲ 8	3,334	
【例】①②③	15	10	▲ 5	5,000	
			0		
			0		

事務連絡
平成27年6月4日

各都道府県知事
（行政改革担当課、市区町村担当課扱い）
各政令指定都市長
（行政改革担当課扱い） } 殿

内閣府公共サービス改革推進室

「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」の改定

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成20年1月17日付当室事務連絡「公共サービス改革基本方針」の改定（市町村の窓口関連業務24事項に関し官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等）について」において、市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について周知したところですが、その後の関係諸法令の改正等を踏まえた改定を行い、ホームページに掲載致しましたので、業務の参考としてください。

都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対して本通知について周知されますよう、ご協力お願いいたします。

内閣府公共サービス改革推進室ホームページアドレス

(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/tsuchi/madoguchi/pdf/24.pdf>)

連絡先：内閣府公共サービス改革推進室

担当者：大表 電話：03-5501-2059（直通）

佐々木 電話：03-5501-1661（直通）

渡邊 電話：03-5501-1876（直通）

市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する
官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に
委託することが可能な業務の範囲等について

平成27年6月4日
内閣府 公共サービス改革推進室

内閣府公共サービス改革推進室では、「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）において、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされたことを踏まえ、関係省との協議の上、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、平成20年1月17日付け事務連絡「公共サービス改革基本方針」の改定（市町村の窓口関連業務24事項に関し官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等）により地方公共団体に周知を行っていましたが、その後、委託することが可能な業務の一部について、法令改正がなされたこと等を踏まえ、同事務連絡を新たに改定しましたので、通知いたします。

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・ 別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
- ・ 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

以下は窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。

(1) 市町村の適切な管理

- ・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。
- ・ また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿（住民基本台帳、戸籍簿、学齢

簿、犬登録原簿等)の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は
確実に行ってください。

- ・ なお、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者これらを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。
- ・ 市町村職員が委託先職員に指揮命令して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければなりませんのでご留意ください。

(2) 個人情報の保護

窓口業務の実施にあたっては住民に関する各種個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例の規定に受託した民間事業者及びその従業員を追加し、罰則規定の対象とするなどの整備を行う必要があるほか、当該業務の内容に応じた情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に対する特段の配慮をお願いします。

(3) 公共サービス改革法の規定との関係

【公共サービス改革法第34条(特定公共サービス)について】

公共サービス改革法第34条の規定については、官署内に市町村職員が常駐しない事例を想定した上で、民間事業者と同条第1項各号の証明書等交付業務を委託により取り扱わせる場合の特例として定めているものであり、この規定に基づいて民間事業者が取り扱える業務の範囲は、本人請求等の「受付」と当該請求にかかる証明書等の「引渡し」の業務に限られるのは、従前のおりです。

当該業務について同法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施して民間事業者に業務を委託した場合は、同法におけるみなし公務員規定その他の規定も適用されます。

【今回の市町村の適切な管理における民間事業者への委託について】

今回整理された業務については、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情に応じて条例等で手続を整備することにより、官民競争入札又は民間競争入札等を実施することが可能ですが、現行法の範囲内で行うものについては、公共サービス改革法の規定は適用されませんので、ご留意ください。

問い合わせ先

問い合わせ内容	所管部署名	電話番号
全般に関する事項	内閣府公共サービス改革推進室	03-5501-2059
総務省の所管事項	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室	03-5253-5519
法務省の所管事項	法務省大臣官房秘書課組織係	03-3592-5399
文部科学省の所管事項	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室	03-6734-2007
厚生労働省の所管事項	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室	03-5253-1111 (7789)
国土交通省の所管事項	国土交通省自動車局自動車情報課	03-5253-8588

市町村の適切な管理のもと
市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
住民異動届	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民異動届の受付に関する業務 ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 住民票の記載に関する業務 ・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 転出証明書の作成に関する業務 ・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 転出証明書の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	総務省
住民票の写し等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 住民票の写し等の作成に関する業務 ・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 住民票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	総務省

<p>戸籍の附票の写しの交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・ 第三者（自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>総務省</p>
<p>地方税法に基づく納税証明書の交付</p>	<p>以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと（庁舎内）において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。</p>	<p>総務省</p>
<p>戸籍の届出</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の各届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出人の確認、届書の記載事項及び添付書類の確認 2 戸籍の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、1の届出人の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第53条の2において準用する第11条の2第3号に規定する本人確認（問を発してする本人確認）については、市町村職員の裁</p>	<p>法務省</p>

	<p>量的判断を伴うものであるため、民間事業者へ委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p> <p>また、2の戸籍の記載業務（端末操作を含む。）のうちの移記事項の記載については、移記を要するか否かにつき、法令・通達等に照らして明白ではなく、高度な判断を要する場合には、市町村職員においてその判断をして、記載する必要があるため、民間事業者へ委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p>	
戸籍謄抄本等の交付	<p>1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者の確認、請求書の記載事項及び添付書類の確認 ・ 第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。 <p>2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 戸籍謄抄本等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ ただし、1の請求者の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第11条の2第3号に規定する本人確認（問を発してする本人確認）は、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者へ委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。</p>	法務省
中長期在留者に係る住居地の届出	<p>1 住居地の届出の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 ・ 代理人からの届出の受付も含む。 <p>2 在留カードへの住居地の記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カードへの記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 在留カードの返還に関する業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	法務省

<p>特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請・届出の受付に関する業務（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第4条第4項に規定する審査を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・申請者・届出人の確認、申請・届出書の記載事項、添付書類の確認 ・代理人及び取次者（ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則第17条第2項第1号に該当する場合に限る。）からの申請・届出の受付も含む。 2 特別永住者証明書への住居地及び交付年月日の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者証明書への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 特別永住許可書及び特別永住者証明書の交付（特別永住者証明書については再交付を含む）・特別永住者証明書の返還・失効した特別永住者証明書の返納に関する業務 4 その他、事実上の行為又は補助業務 <p>※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	<p>法務省</p>
<p>転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知（教育委員会から市町村に事務委任されている場合）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学齢簿への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助業務 	<p>文部科学省</p>
<p>埋葬・火葬許可</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合に 	<p>厚生労働省</p>

	<p>は、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>3 埋葬・火葬許可証の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	
<p>国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p>	<p>1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認</p> <p>2 被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>3 被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>4 被保険者証等の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p>	<p>1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認</p> <p>2 被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>3 被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>4 被保険者証等の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末への入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>国民年金関係（老齢福祉年金等、特別障害給付金も含む。）の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 届出書・申出書・申請書・請求書（以下「届出書等」という。）の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者等の確認、届出書等の記載事項、添付書類の確認 2 受付処理簿に記載する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 届出書等の報告・送付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出書等の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠届の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認 2 母子健康手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>飼い犬の登録</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項の確認 2 原簿への記載 <ul style="list-style-type: none"> ・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 犬鑑札の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>狂犬病予防注射済票の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防注射済証等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。） 2 狂犬病予防注射済票の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>児童手当の各種請求書・届出書の受付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 2 受給者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 通知書等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。 4 通知書等の送付に関する業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>

	<p>※ 精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	
<p>身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付（市町村の經由事務）</p>	<p>1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 <p>2 身体障害者手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>療育手帳の交付（市町村の經由事務）</p>	<p>1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 <p>2 療育手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>自動車臨時運行許可</p>	<p>1 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 <p>2 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業務</p> <p>4 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務</p> <p>5 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合</p>	<p>国土交通省</p>

	<p>における督促に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話等による催告業務 <p>6 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	
--	--	--

(注) 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。(総務省)

業務改革モデルプロジェクト

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

- ・(中略)BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開(中略)を加速する。
- ・(中略)窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

5 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

- ・窓口業務の適正な民間委託等の加速(中略)をはじめとする様々な取組の全国展開(中略)を軸に、各種取組を進める。
- ・窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定フォーマットを作成・公表し、各自治体での活用を促す。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抄)

3. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政等④ 広域化・共同化や業務改革等の推進

業務改革モデルプロジェクトの実施、標準委託仕様書等の取組の拡充、歳出削減効果測定の簡便なツール策定等を通じ、窓口業務の民間委託の全国展開を進める。



地方自治体における、①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務について、民間企業の協力のもとBPR※の手法を活用しながら、ICT化・オープン化・アウトソーシングなど、住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施。

【H28、H29予算：1.0億円】

※BPR (Business Process Reengineering) : 業務プロセスの再構築

(具体的な取組)

- 政令指定都市等、規模の大きな自治体は一定取組が進んでいることから、今後取組が期待される人口規模10~20万人程度の団体を主なターゲットとして、2016~18年度の各年度でモデル団体を公募の上選定。(複数団体による共同提案も募集)
- BPRの手法を活用した業務分析や計画策定などの検討経費について国費で支援。
- ⇒ 汎用性のあるモデルを構築(業務改革におけるBPRの過程を含め、そのノウハウを抽出し公表)。他の自治体へ全国展開。

業務改革モデルプロジェクト（募集結果概要）

スケジュール

- 募集期間：平成29年4月10日～5月10日
- 契約締結：平成29年6月以降
- 選定・公表：平成29年6月5日
- 事業報告：平成30年2月末

提案事業概要

- ①窓口業務改革又は②内部管理業務改革に向けてBPRの手法を活用した業務分析や計画策定等を実施する取組
- ①窓口業務改革（総合窓口化とアウトソーシング一体化を行う取組）
 - ・住民異動、戸籍届出、各種証明書発行、国民健康保険、介護保険等、別々の窓口で行っている事務手続きをワンストップ化する総合窓口の実施を念頭に業務フローを見直し、待ち時間の短縮等住民の利便性向上につなげるもの。
 - ・ワンストップ窓口において、単に職員を集約するのではなく、入力業務等のバックヤード業務について、アウトソーシングを積極的に活用し、業務の効率化を図るもの。
- ②内部管理業務改革（庶務事務の集約化を行う取組）
 - ・人事・給与・旅費・福利厚生などの庶務業務について、各職員がシステム入力を行うよう業務フローを見直し、各課における庶務業務を集約化することで、業務の効率化を図るもの。

委託団体数

- 委託団体数：7団体（①窓口業務2団体、②窓口業務と内部管理業務にまたがるもの5団体）
 - ①・・・船橋市（千葉県）、彦根市（滋賀県）
 - ②・・・北見市（北海道）、草津市（滋賀県）、河内長野市（大阪府）、須恵町（福岡県）、宇城市（熊本県）

事業実施のポイント

- 民間事業者の知見やBPRの手法を活用しつつ、自治体職員自らが業務の棚卸しや業務分析、利用者（住民）ニーズの把握を実施し、効果的な業務フローを構築。
- 業務フローの見直しにあわせて、アウトソーシングによる業務の効率化を検討。
- ①と②の複合的な取組や関連する他の業務改革との複合的改革、時期ごとの繁閑への対応や窓口で対応を要する業務自体の質・量を軽減する新たな仕組みの導入等は引き続き模索。
- 国の取組（業務マニュアル・標準委託仕様書（案）の活用可能性の検証、歳出効率化等の成果の把握手法の検討、大都市以外の地方部の自治体の担い手確保等の課題解決方法の聴取等）との協力も視野。

平成28年度 業務改革モデルプロジェクト最終報告会概要

資料7

団体名	人口 (H27.1.1現在)	窓口数	モデル事業概要	新業務フローのポイント	改革前業務量(年間)	アウトソーシング業務量(年間)	歳出効率化効果(年間)																				
岐阜県 高山市	91,571	1本庁 9支所	本庁舎及び9支所の窓口を同時に改革	○支所完結処理の増加(支所→本庁の報告・連絡業務の削減その他所掌の見直し) ◆H30～証明書総合窓口、H31後半～総合窓口、H32～外部委託化へ段階的に実施(予定)	[本庁分]41,242時間 (約22.2人分) [支所分]10,082時間 (約5.4人分)	最大24,665時間 (約13.3人分)	約1,800万円																				
兵庫県 神戸市	1,550,831	1本庁 9区役所 1支所 2出張所等	総合窓口化と電子申請・郵送申請の拡大を同時に実施	○対面の窓口業務から電子上の処理への移行(電子申請可能なもの、困難なものも仕分けを実施) ◆H29.7月～事務センター運用開始、以後段階的に業務拡大	184,559時間 (約98人分)	67,270時間 (約35人分)	約9,300万円																				
鳥取県 鳥取市	193,064	1本庁 8総合支所	窓口事務処理の段階別に業務分析及びアウトソーシング検討を実施	○基本届出を総合窓口でワンストップ受けし、各担当課が同時並行処理 ○ライフイベント毎に対象業務を抽出し、BPRを実施。 ◆H31新庁舎完成～段階的アウトソーシング実施	69,152.6時間 (約37.2人分) <参考>委託済12,966.9時間 (約7.0人分)	最大53,440.2時間 (約28.7人分) ※新たに委託可能なもの	(所要手続時間)(分) <table border="1"> <tr><td>手続</td><td>現在</td><td>削減</td><td>削減率</td></tr> <tr><td>転入</td><td>158.5</td><td>48.5</td><td>30.6%</td></tr> <tr><td>転出</td><td>92</td><td>30</td><td>32.6%</td></tr> <tr><td>出生</td><td>102</td><td>6</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>結婚</td><td>173.5</td><td>45</td><td>25.9%</td></tr> </table> (効果額)最大3,300万円	手続	現在	削減	削減率	転入	158.5	48.5	30.6%	転出	92	30	32.6%	出生	102	6	5.9%	結婚	173.5	45	25.9%
手続	現在	削減	削減率																								
転入	158.5	48.5	30.6%																								
転出	92	30	32.6%																								
出生	102	6	5.9%																								
結婚	173.5	45	25.9%																								
鳥取県 北栄町	15,664	1本庁 1分庁	総合窓口業務と窓口業務以外の定型的業務の集約及びアウトソーシングを一体的に実施	○庶務業務及びその他定型業務を事務センター(仮称)を設置し実施。(総合窓口と同一事業者に委託予定) ○庁内全業務を対象にBPRを実施	[庁内全業務] 正規職員:256,882時間 臨時職員:78,176時間	[事務センター]正規:6,911時間 (3.7人分) 臨時:8,646時間 [本庁窓口]正規:9,413時間 (約5人分) 臨時:10,220時間	(効果額)678万円 (正規職員業務時間) 16,324時間																				
愛媛県 西予市	41,119	1本庁 4支所 10出張所	総合窓口化と予約制窓口、オンライン窓口、申請書記載支援など複線的な窓口業務改革	○基本届出を市民課でワンストップ受けし各担当課が同時並行処理 ○その他相談発生手続には予約制を導入 本庁・支所間で確認等が必要な手続にはオンライン窓口を導入	[本庁]41,116時間 (約22.1人分)	[本庁]24,891時間 (約13.4人分) [支所]12,337時間 (約6.6人分) [新・コンシェルジュ]4,140時間 (約2.2人分)	(手続時間)(分) <table border="1"> <tr><td>手続</td><td>現在</td><td>削減</td><td>削減率</td></tr> <tr><td>出生</td><td>53</td><td>17</td><td>32%</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>61</td><td>7.7</td><td>13%</td></tr> <tr><td>転入</td><td>129</td><td>55</td><td>43%</td></tr> </table> (効果額)約2,115万円 (捻出された人的資源) 37,232時間(約20人分)	手続	現在	削減	削減率	出生	53	17	32%	死亡	61	7.7	13%	転入	129	55	43%				
手続	現在	削減	削減率																								
出生	53	17	32%																								
死亡	61	7.7	13%																								
転入	129	55	43%																								
大分県 別府市	121,100	1本庁 3出張所	必要な外部人材を域内民間事業者との連携により域内で確保することを検討	○地域内の社会福祉法人による受託、障害者を雇用しての窓口業務実施 ○コンシェルジュが手続案内及び申請書作成支援を行い、ワンストップ窓口による各届出の一括受付・処理 ◆H30～法人施設内に出張所設置、育成期間を経てH32～アウトソーシング開始	29,717時間 (約16.0人分)	9,072時間 (約4.8人分)	(住民の窓口滞在時間)(分) <table border="1"> <tr><td>手続</td><td>現在</td><td>削減</td><td>削減率</td></tr> <tr><td>出生</td><td>58.0</td><td>9.9</td><td>17%</td></tr> <tr><td>転入</td><td>75.2</td><td>14.7</td><td>20%</td></tr> <tr><td>転出</td><td>54.5</td><td>6.7</td><td>12%</td></tr> <tr><td>転居</td><td>67.7</td><td>12.5</td><td>18%</td></tr> </table> 注)これら数字は、受託事業者のスキルを考慮せずに積算等した理論値	手続	現在	削減	削減率	出生	58.0	9.9	17%	転入	75.2	14.7	20%	転出	54.5	6.7	12%	転居	67.7	12.5	18%
手続	現在	削減	削減率																								
出生	58.0	9.9	17%																								
転入	75.2	14.7	20%																								
転出	54.5	6.7	12%																								
転居	67.7	12.5	18%																								
沖縄県 南城市	42,178	1本庁 1分庁 2出張所	島部の小規模団体における窓口業務改革	○フロアマナーが申請データ入力支援を行い、総合窓口からシステムを通じ、各担当課が同時並行処理	22,320時間 (約12人分) 現在委託済5,764時間 (約3.5人分)	14,413時間 (8.6人分)	(手続所要時間:転入の例) 21分→13分(38.1%削減) (捻出された人的資源) 約978時間(約30.5人分)																				

応募団体名	人口	取組内容の特徴	選定理由	応募団体名	人口	取組内容の特徴	選定理由																					
北海道 北見市	119,135	<p>窓口支援システムを活用した地方都市における業務平準化モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自に構築した「窓口支援システム」※を活用しながら、BPRの手法により、業務集約化・アウトソーシングを検討。 ・本庁と出先機関が互いに連携し、入力・審査などの事後処理を遠隔分散・共同処理する新たな業務フローを試行し、業務の平準化と繁閑の吸収について検証 ・マイナナンバーカードにおける4情報読取の活用など、新たに受付迅速化となる手法を研究 <p>※各種証明書の申請を1枚で行う「かんたん証明申請」(平成28年度愛媛県主催「行革甲子園」1位) 住民異動届を職員が応対の流れの中でシステム出力する「かんたん異動届」などを実施</p>	<p>独自に構築した「窓口支援システム」の更なる利活用、複数窓口の共同処理、マイナナンバーカードの利活用など総合的な業務改革の取組のモデルとして採択</p>	滋賀県 草津市	132,116	<p>利便性の向上のための総合窓口化及びアウトソーシングとおうみ自治体クラウド協議会を母体とする共同アウトソーシングによる広域展開検討事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おうみ自治体クラウド協議会※を母体とした広域展開事業(近隣他市との共同アウトソーシングの導入)による、さらなる事務の効率化及びコスト削減を検討 ・内部管理業務である会計事務の集約化・アウトソーシングを併せて検討 <p>※草津市を含む6市</p>	<p>自治体クラウド協議会を母体とした広域的な業務改革としての取組のモデルとして採択</p>	千葉県 船橋市	630,185	<p>窓口業務プロセス改革事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務プロセスの「可視化」によって、業務フローを再構築 ・本庁における申請書作成と手続き案内のワンストップ化(ナビゲーション機能を備えた申請書支援システム、マイナナンバーカードの活用) ・本庁における証明事務の集約とアウトソーシング化(窓口申請と郵送申請を統合) ・本庁と出先窓口の入力業務集約とアウトソーシング化 ・ICTを活用した出先窓口の取扱業務拡大(テレビ会議システムの活用) 	<p>窓口業務プロセスの可視化、案内のワンストップ化、マイナナンバーカードの活用、事務の集約化、出先窓口の機能向上など総合的な業務改革の取組のモデルとして採択</p>	大阪府 河内 長野市	107,890	<p>総合的庁内業務改革及び広域連携による共同処理業務改革検証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に導入している広域連携による共同処理業務※(福祉、まちづくり、環境)について、広域連携業務の拡大、既存業務のアウトソーシングを検討 ・窓口業務、内部管理業務を併せて業務の棚卸・仕分けを実施し、業務の手法見直し、アウトソーシングを検討 <p>※河内長野市を含む6市町村</p>	<p>広域連携による共同処理業務の対象拡大・アウトソーシング検討を実施する改革であり、共同処理による広域展開事業としての取組のモデルとして採択</p>	滋賀県 彦根市	112,657	<p>総合窓口導入とアウトソーシングの一体的促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な窓口サービスに加え、移住や観光などの各種サービスの相談機能を統合した「何でも相談所」を設置 ・BPRを活用した業務見直しにより、「何でも相談所」の業務のアウトソーシングを検討 ・窓口事務処理の段階別(フロント、ミドル、バック)に業務分析・アウトソーシングの検討を実施 	<p>基本的な窓口サービスに加え、移住や観光業務などの各種相談業務のワンストップ化・アウトソーシング化を実施する改革であり、窓口業務の適正な民間委託が可能な範囲の把握に資する取組のモデルとして採択</p>	福岡県 須恵町	27,825	<p>自治体連携業務改革アウトソーシング推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模自治体において、窓口業務及び内部管理業務の総合的な集約化・アウトソーシングを検討 ・基幹システムを共同で運用している他自治体との広域連携※を検討。他自治体との業務比較によりベストプラクティスを整理 ・民間事業者と連携したアウトソーシングを検討し、事業量を確保。受け皿となる事業者を調査(新設も検討) <p>※須恵町含む3町</p>	<p>小規模自治体において、他自治体、民間事業者との広域連携を進め、さらに、受け皿となる企業を新たに確保することを検討する取組のモデルとして採択</p>	熊本県 宇城市	59,928		<p>RPA等を活用した窓口業務改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務について、RPA※(Robotic Process Automation)による業務自動化を検証 ・人とRPAによって効果的な案内を行うハイブリッド型総合窓口を設置 ・マイナナンバーカードの活用等による申請書等の簡素化 ・遠隔地において審査等ができる仕組みを導入し、支所の事務を効率化 <p>※AI等による業務効率化・自動処理技術</p>	<p>RPA(AI等)による業務効率化・自動処理技術(審査)を活用した窓口業務、内部管理業務改革であり、最新の技術を活用した取組のモデルとして採択</p>
千葉県 船橋市	630,185	<p>窓口業務プロセス改革事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務プロセスの「可視化」によって、業務フローを再構築 ・本庁における申請書作成と手続き案内のワンストップ化(ナビゲーション機能を備えた申請書支援システム、マイナナンバーカードの活用) ・本庁における証明事務の集約とアウトソーシング化(窓口申請と郵送申請を統合) ・本庁と出先窓口の入力業務集約とアウトソーシング化 ・ICTを活用した出先窓口の取扱業務拡大(テレビ会議システムの活用) 	<p>窓口業務プロセスの可視化、案内のワンストップ化、マイナナンバーカードの活用、事務の集約化、出先窓口の機能向上など総合的な業務改革の取組のモデルとして採択</p>	大阪府 河内 長野市	107,890	<p>総合的庁内業務改革及び広域連携による共同処理業務改革検証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に導入している広域連携による共同処理業務※(福祉、まちづくり、環境)について、広域連携業務の拡大、既存業務のアウトソーシングを検討 ・窓口業務、内部管理業務を併せて業務の棚卸・仕分けを実施し、業務の手法見直し、アウトソーシングを検討 <p>※河内長野市を含む6市町村</p>	<p>広域連携による共同処理業務の対象拡大・アウトソーシング検討を実施する改革であり、共同処理による広域展開事業としての取組のモデルとして採択</p>	滋賀県 彦根市	112,657	<p>総合窓口導入とアウトソーシングの一体的促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な窓口サービスに加え、移住や観光などの各種サービスの相談機能を統合した「何でも相談所」を設置 ・BPRを活用した業務見直しにより、「何でも相談所」の業務のアウトソーシングを検討 ・窓口事務処理の段階別(フロント、ミドル、バック)に業務分析・アウトソーシングの検討を実施 	<p>基本的な窓口サービスに加え、移住や観光業務などの各種相談業務のワンストップ化・アウトソーシング化を実施する改革であり、窓口業務の適正な民間委託が可能な範囲の把握に資する取組のモデルとして採択</p>	福岡県 須恵町	27,825	<p>自治体連携業務改革アウトソーシング推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模自治体において、窓口業務及び内部管理業務の総合的な集約化・アウトソーシングを検討 ・基幹システムを共同で運用している他自治体との広域連携※を検討。他自治体との業務比較によりベストプラクティスを整理 ・民間事業者と連携したアウトソーシングを検討し、事業量を確保。受け皿となる事業者を調査(新設も検討) <p>※須恵町含む3町</p>	<p>小規模自治体において、他自治体、民間事業者との広域連携を進め、さらに、受け皿となる企業を新たに確保することを検討する取組のモデルとして採択</p>	熊本県 宇城市	59,928		<p>RPA等を活用した窓口業務改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務について、RPA※(Robotic Process Automation)による業務自動化を検証 ・人とRPAによって効果的な案内を行うハイブリッド型総合窓口を設置 ・マイナナンバーカードの活用等による申請書等の簡素化 ・遠隔地において審査等ができる仕組みを導入し、支所の事務を効率化 <p>※AI等による業務効率化・自動処理技術</p>	<p>RPA(AI等)による業務効率化・自動処理技術(審査)を活用した窓口業務、内部管理業務改革であり、最新の技術を活用した取組のモデルとして採択</p>								
滋賀県 彦根市	112,657	<p>総合窓口導入とアウトソーシングの一体的促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な窓口サービスに加え、移住や観光などの各種サービスの相談機能を統合した「何でも相談所」を設置 ・BPRを活用した業務見直しにより、「何でも相談所」の業務のアウトソーシングを検討 ・窓口事務処理の段階別(フロント、ミドル、バック)に業務分析・アウトソーシングの検討を実施 	<p>基本的な窓口サービスに加え、移住や観光業務などの各種相談業務のワンストップ化・アウトソーシング化を実施する改革であり、窓口業務の適正な民間委託が可能な範囲の把握に資する取組のモデルとして採択</p>	福岡県 須恵町	27,825	<p>自治体連携業務改革アウトソーシング推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模自治体において、窓口業務及び内部管理業務の総合的な集約化・アウトソーシングを検討 ・基幹システムを共同で運用している他自治体との広域連携※を検討。他自治体との業務比較によりベストプラクティスを整理 ・民間事業者と連携したアウトソーシングを検討し、事業量を確保。受け皿となる事業者を調査(新設も検討) <p>※須恵町含む3町</p>	<p>小規模自治体において、他自治体、民間事業者との広域連携を進め、さらに、受け皿となる企業を新たに確保することを検討する取組のモデルとして採択</p>	熊本県 宇城市	59,928		<p>RPA等を活用した窓口業務改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務について、RPA※(Robotic Process Automation)による業務自動化を検証 ・人とRPAによって効果的な案内を行うハイブリッド型総合窓口を設置 ・マイナナンバーカードの活用等による申請書等の簡素化 ・遠隔地において審査等ができる仕組みを導入し、支所の事務を効率化 <p>※AI等による業務効率化・自動処理技術</p>	<p>RPA(AI等)による業務効率化・自動処理技術(審査)を活用した窓口業務、内部管理業務改革であり、最新の技術を活用した取組のモデルとして採択</p>																
熊本県 宇城市	59,928		<p>RPA等を活用した窓口業務改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理業務について、RPA※(Robotic Process Automation)による業務自動化を検証 ・人とRPAによって効果的な案内を行うハイブリッド型総合窓口を設置 ・マイナナンバーカードの活用等による申請書等の簡素化 ・遠隔地において審査等ができる仕組みを導入し、支所の事務を効率化 <p>※AI等による業務効率化・自動処理技術</p>	<p>RPA(AI等)による業務効率化・自動処理技術(審査)を活用した窓口業務、内部管理業務改革であり、最新の技術を活用した取組のモデルとして採択</p>																								

「地方公共団体相互間の協力」部会報告書

～「地方公共団体相互間の協力」に係る課題と解決策について～

平成 30 年 1 月 25 日

「地方公共団体相互間の協力」部会

目 次

I	はじめに	1
1	「地方公共団体相互間の協力」部会について	1
(1)	部会設置の経緯	1
(2)	部会方針及び目標の設定	1
(3)	「地方公共団体相互間の協力」部会 構成員名簿	1
(4)	開催実績	2
2	国の動向について	3
II	本県内市町村の現状と課題	4
1	本県内市町村の現状と課題	4
(1)	現状と課題	4
(2)	平成の合併	6
2	本県内市町村における共同処理の状況	8
(1)	地方自治法上の共同処理制度について	8
(2)	県内市町村における共同処理の状況	8
3	調査による本県内市町村の現状と課題の把握	10
(1)	「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」の実施	10
(2)	『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の実施	12
III	市町村間又は県と市町村の連携への支援	14
1	全国の各都道府県における支援状況	14
(1)	『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』の実施	14
(2)	奈良県との意見交換会	16
2	市町村における課題を解決するための仕組みの検討・提案	19
(1)	市町村における課題を解決するための仕組みの検討	19
(2)	市町村における課題を解決するための仕組みの提案	20
IV	個別事案の検討	23
1	公平委員会に係る事務についての検討	23
(1)	『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の実施	23
(2)	新潟県市町村総合事務組合との意見交換会	28
(3)	「公平委員会に係る事務」に関する課題の検討	30
2	電算システムの共同化についての検討	37
(1)	『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の実施	37
(2)	吾妻広域町村圏振興整備組合との意見交換会	40
(3)	「電算システムの共同化」に関する課題の検討	42
V	おわりに	48
VI	参考資料	51

I はじめに

1. 「地方公共団体相互間の協力」部会について

(1) 部会設置の経緯

地方公共団体は、「厳しい財政状況」、「人口減少と高齢化の進行」、「多様な行政需要への対応」等様々な課題に直面しているが、その課題解決にあたっては、人的・財政的に限られた資源の中で業務改革を推進していくことが求められている。

しかし、限られた資源の中で、県・市町村が単独で業務改革の推進を行うには限界があり、それぞれが有する資源を県全体で有効活用していくことが必要である。

このような実情を踏まえ、本県においては、県内各市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究・検討を行う場として、平成29年3月に「行政改革研究会」を設置し、その下部組織として、市町村間又は県と市町村の連携について研究及び検討を行うことを目的として「地方公共団体相互間の協力」部会を設置した。

(2) 部会方針及び目標の設定

本部会では、県内市町村において広域連携の状況等を踏まえ、以下のとおり「目標」を第1回部会において決定し、調査・研究を実施した。

【目標】 市町村間又は県と市町村の連携における課題の整理や具体的な事例の調査・研究によりその解決策等の検討を行う。

(3) 「地方公共団体相互間の協力」部会 構成員名簿

<構成員>

(部会長) 萩原 圭	沼田市総務部企画課
松本 雅之	富岡市市長公室企画政策課
瀧上 守	上野村総務課
今井 和則	南牧村総務部村づくり・雇用推進課
水出 浩之	中之条町総務課
萩原 喜隆	長野原町企画政策課
狩野 久良	片品村総務課
小菅 喜仁	川場村総務課
高際 淳至	板倉町総務課
高瀬 磨	明和町総務課

(敬称略)

<事務局>

関根 則子	群馬県総務部市町村課行政係
川辺 雄滋	同上
舟田 任志	同上

(4) 開催実績

	開催日	検討内容
第1回	平成29年 5月25日	・ 現行の共同処理制度の概要や共同処理の状況把握及び部会方針の決定
第2回	平成29年 7月5日	・ 県内市町村で共同処理の検討の必要性がある事務を把握するため、「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」の実施を決定
第3回	平成29年 9月8日	・ 共同処理が進まない理由や「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」の結果から選定した「公平委員会に係る事務」及び「電算システムの共同化」について追加調査の実施を決定
第4回	平成29年 10月31日	・ 先進的な取組を行っている団体（吾妻広域町村圏振興整備組合、新潟県市町村総合事務組合、奈良県）の職員を講師として招き、事例発表及び意見交換会を実施 ・ 全国の各都道府県の取組状況等を把握するために調査の実施を決定
第5回	平成29年 12月4日	・ 市町村間又は県と市町村の連携を検討する仕組みの提案及び各都道府県の取組状況等の調査結果を報告
第6回	平成30年 1月25日	・ 「行政改革研究会」に提出する報告書の承認

2. 国の動向について

市町村間又は県と市町村の連携については、地方制度調査会において数次にわたり、言及されており、第31次地方制度調査会においては、各市町村の資源を有効に活用する観点からも柔軟かつ積極的に進めていく必要があるとされている。

総務省においては、平成26年地方自治法改正により創設された連携協約に基づく新たな広域連携である「連携中枢都市圏」を促進するとともに、併せて「定住自立圏」の形成を引き続き進めることとしている。¹

また、平成28年度から「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会²」が設置され、都道府県等による補完等について、①都道府県と市町村の役割分担に関する通念と実態の乖離、②戦後における市町村規模能力や構成の変化等に着目し、検討がなされ、報告書³が提示された。

以上、国においても、市町村間又は県と市町村の連携について、検討必要な事項と捉え、積極的な取組や議論等がなされているところである。

【地方制度調査会における市町村間又は県と市町村の連携に関する議論】

第29次地方制度調査会答申（抄）

（今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申）

- ・市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完等の多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべきであるとの考えが示された。

第30次地方制度調査会答申（抄）

（大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申）

- ・都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢である。
- ・答申に基づき、都道府県が市町村の事務の実施を代替する手法である「事務の代替執行」及び地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度が創設された。

第31次地方制度調査会答申（抄）

（人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申）

- ・あらゆる行政サービスを単独で提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体相互間の連携により提供することを柔軟かつ積極的に進めていく必要があるとの考え方が提示された。

¹ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成29年12月22日閣議決定）」に記載

² 総務省自治行政局市町村課を事務局として、第31次地方制度調査会答申で言及された市町村間の広域連携が困難な地域における都道府県等による補完の具体化を検討することを目的として設置された。

³ 「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書」

II 本県内市町村の現状と課題

1. 本県内市町村の現状と課題

(1) 現状と課題

我が国の人口は平成 27 年の国勢調査によれば 1 億 2,711 万人であるが、この結果は大正 9 年の調査開始以来、初めて減少したと報じられており、本格的な人口減少社会を迎えつつある。県の人口については 1960 年代の高度経済成長期からほぼ一貫して増加し続けたが、平成 16 年（2004 年）7 月の 203 万 5 千人をピークに減少に転じた。国立社会保障・人口問題研究所は、本県の人口が平成 22 年の 201 万人から 30 年後の 2040 年には 37 万 8 千人減少し、163 万人になると推計しており、高齢化率については、約 23.6% から約 36.6% に上昇するとしている。【図 1、2 参照】

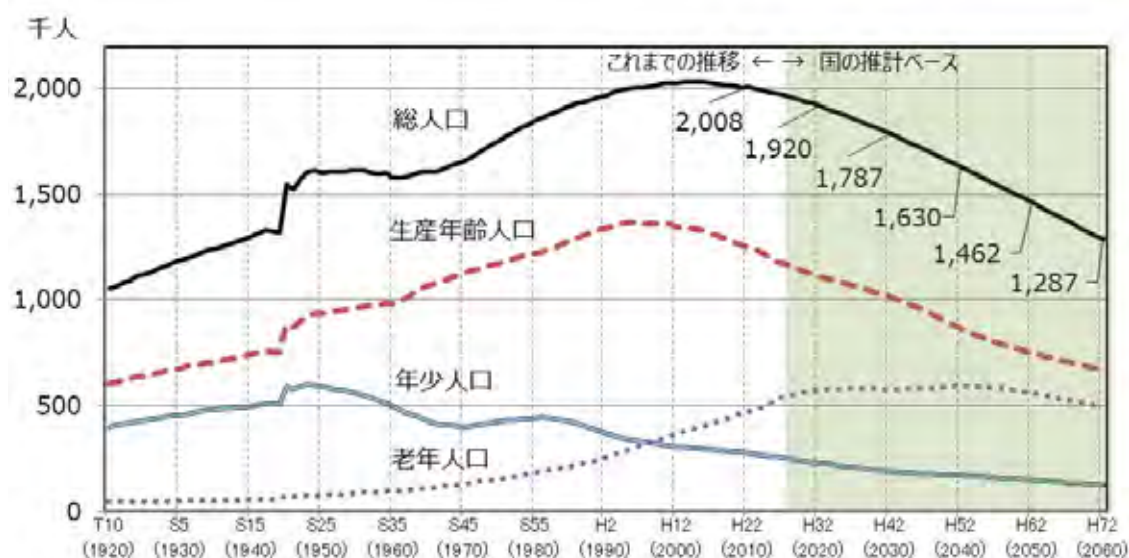
人口減少・少子高齢化が進行することにより、生産人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障に係る財政負担の増加等が予測され、地方公共団体における財政状況はなお一層厳しさを増すことが危惧されるところである。

県内市町村の現在の財政状況については、平成 28 年度の経常収支比率の平均が前年度から 2.3 ポイント悪化して 93.1% となっており、全国平均の 92.5% と比較しても 0.6% 高くなっている。中期的な推移を見ると、平成 3 年度には 70% 台に、6 年度には 80% 台に、そして 16 年度には 90% 台へと上昇し、その後一時期は 80% 台に戻ったものの、近年では 90% 台で高止まりしている状況である。これは、社会保障のための経費の増加や、地方税・地方交付税等の経常一般財源の伸び悩み等から上昇傾向にあるものであり、財政の硬直化が進み、弾力性が失われている状況が続いている。

また、平成 28 年度決算における県内市町村の実質公債費比率の平均は、平成 28 年度の 7.0% から 0.2 ポイント改善して 6.8% となっており、全国平均の 6.9% とほぼ同水準である。実質公債費比率の算定は平成 17 年度から行っているところ、18 年度をピークに低下傾向にあるが、厳しい財政状況から大きな社会資本への投資を抑制する傾向があると言われており、その財源である地方債の借入も抑制傾向にある。

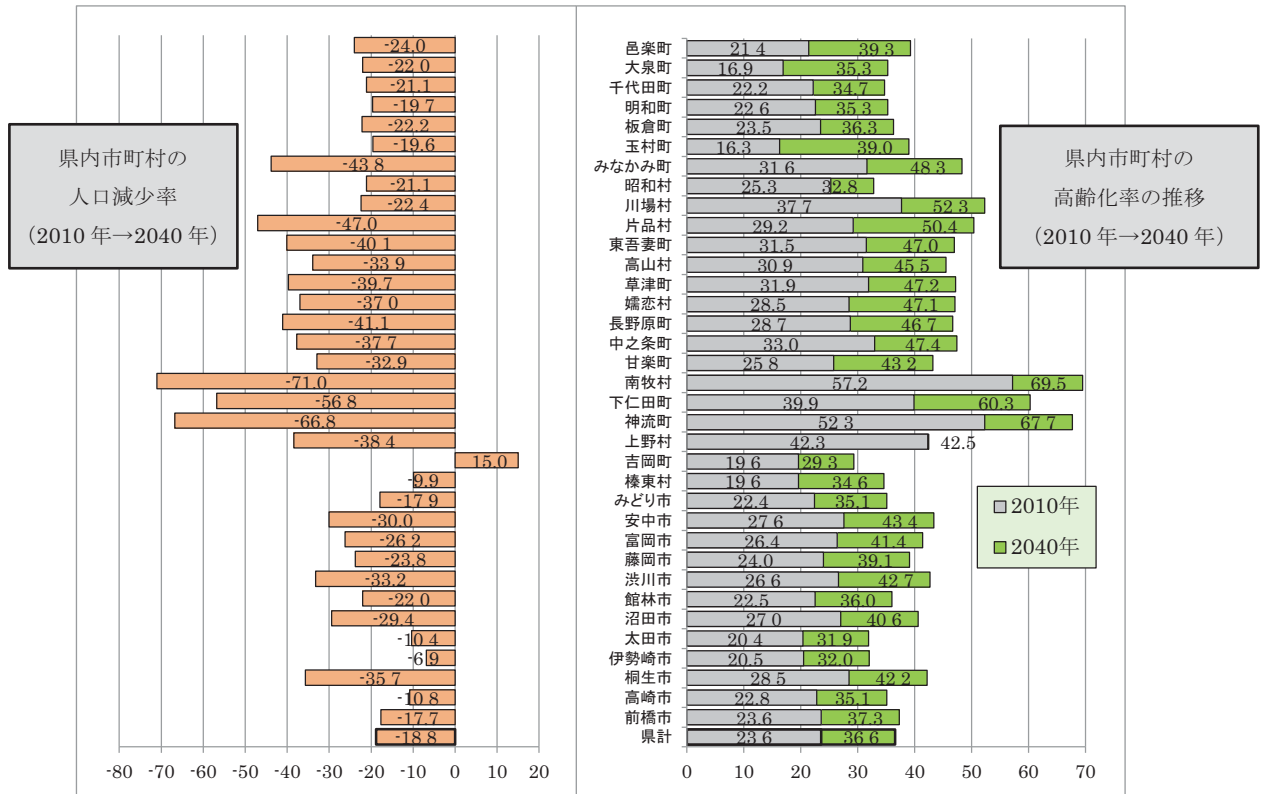
一方、地方公共団体の行財政運営を担う県内市町村の総職員数の推移については、集中改革プランの実施や平成の合併を進める中で職員数の見直しが行われ、平成 9 年 4 月 1 日の 25,240 人をピークに 19 年連続で減少し続けている状況である。平成 28 年 4 月 1 日の総職員数は 21,067 人であり、ピーク時に比べ 16.5% の減となっている。【図 3 参照】

【図 1 群馬県人口（年齢 3 区分別）の推移・推計】



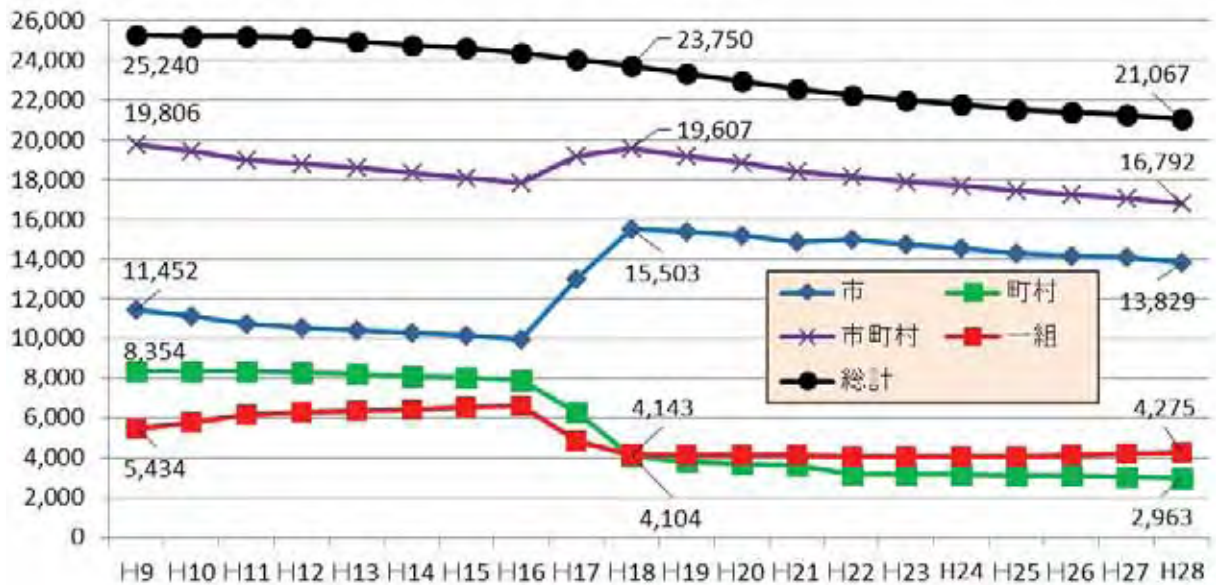
(出典) 群馬県「群馬県版総合戦略」

【図2 群馬県人口の将来推計】



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

【図3 県内市町村における職員数の推移(一部事務組合の職員も含む)】

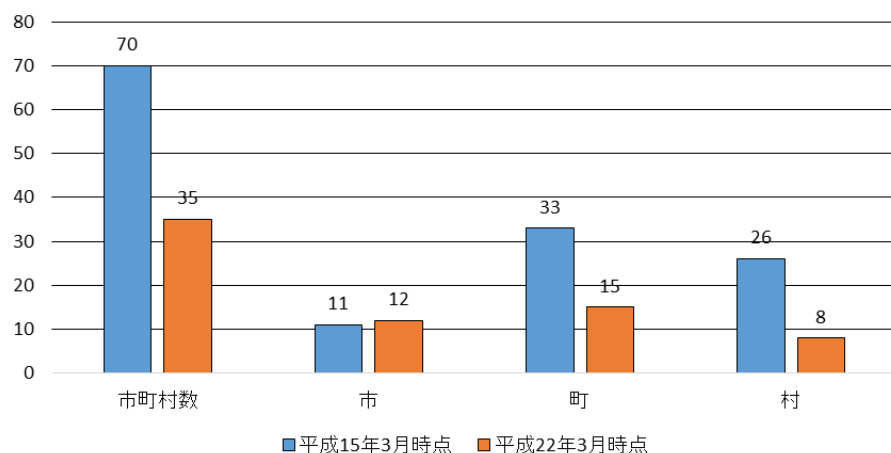


(2) 平成の合併

地方分権の進展、少子高齢化や人口減少の問題、国・地方を通じた財政の著しい悪化等、基礎自治体とされる市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方分権の担い手となる市町村の行財政基盤の強化することを目的として、平成 11 年以来、全国的に市町村合併（平成の合併）が推進された。

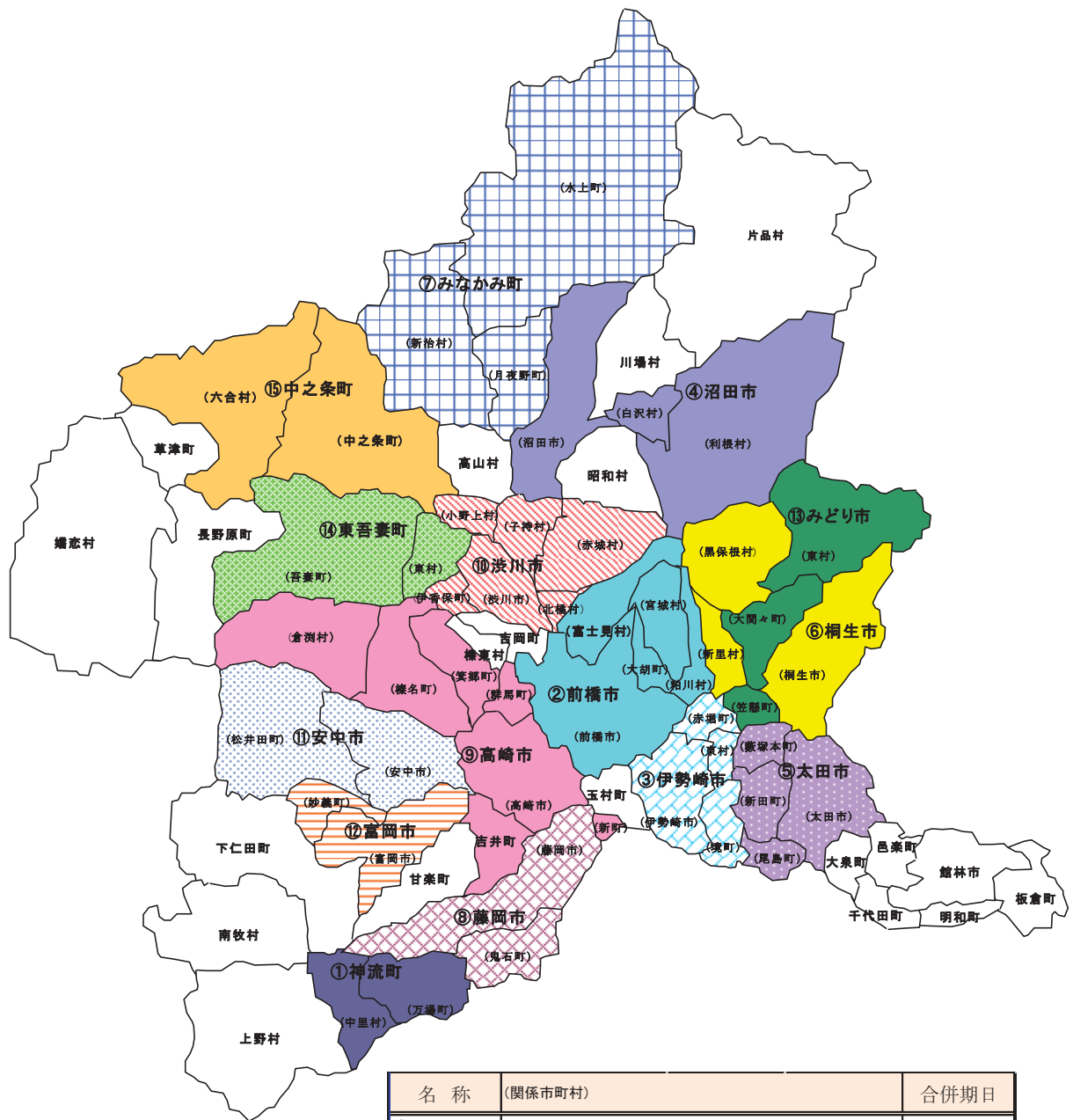
本県においては、平成 15 年 4 月 1 日の神流町から、平成 22 年 3 月 28 日の中之条町まで、18 件の合併が行われ、県内市町村は、平成の合併前の 70 市町村から 35 市町村へと大きく再編された。結果として、市町村の人口規模は総じて拡大し、人口 1 万人未満の町村数は 24 から 9 に減少し、一方で人口 30 万人を超える都市が 2 市誕生した。県内の広域圏の姿も大きく変化することとなった。【図 4、5 参照】

【図 4 県内市町村数の推移】



↓	平成 15 年 3 月時点	市町村数	中核市	特例市	その他の市	町	村
		70		2	9	33	26
	平成 22 年 3 月時点	市町村数	中核市	特例市	その他の市	町	村
		35	2	2	8	15	8

【図5 平成の合併前と合併後の県内市町村】



名称	(関係市町村)	合併期日
① 神流町	(万場町・中里村)	H15. 4. 1
② 前橋市	(前橋市・大胡町・宮城村・粕川村)	H16.12. 5
	(前橋市・富士見村)	H21.5. 5
③ 伊勢崎市	(伊勢崎市・赤堀町・(佐)東村・境町)	H17. 1. 1
④ 沼田市	(沼田市・白沢村・利根村)	H17. 2.13
⑤ 太田市	(太田市・尾島町・新田町・藪塚本町)	H17. 3.28
⑥ 桐生市	(桐生市・新里村・黒保根村)	H17. 6.13
⑦ みなかみ町	(月夜野町・水上町・新治村)	H17.10. 1
⑧ 藤岡市	(藤岡市・鬼石町)	H18. 1. 1
⑨ 高崎市	(高崎市・倉沢村・箕郷町・群馬町・新町)	H18. 1.23
	(高崎市・榛名町)	H18.10. 1
	(高崎市・吉井町)	H21. 6. 1
⑩ 渋川市	(渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村)	H18. 2.20
⑪ 安中市	(安中市・松井田町)	H18. 3.18
⑫ 富岡市	(富岡市・妙義町)	H18. 3.27
⑬ みどり市	(笠懸町・大間々町・(勢)東村)	H18. 3.27
⑭ 東吾妻町	((吾)東村・吾妻町)	H18. 3.27
⑮ 中之条町	(中之条町・六合村)	H22. 3.28

2. 本県内市町村における共同処理の状況

(1) 地方自治法上の共同処理制度について

市町村間又は県と市町村が連携する手段として、地方自治法に基づく共同処理制度があり、ごみ処理や消防等の幅広い事務に活用されてきた。

従前からの制度としては「協議会」（同法第 252 条の 2 の 2）、「機関等の共同設置」（同法第 252 条の 7）、「事務の委託」（同法第 252 条の 14）、「一部事務組合」（同法第 284 条）、「広域連合」（同法第 284 条）がある。【図 6 参照】

また、平成 26 年度に地方自治法の改正により、「連携協約」（同法第 252 条の 2）及び「事務の代替執行」（同法第 252 条の 16 の 2）制度が新たに創設されている。

【図 6 事務の共同処理の現況と課題】

事務の共同処理の現況と課題					
<地方自治法上の共同処理制度>					
	一部事務組合	広域連合	協議会(管理執行協議会)	機関等の共同設置	事務の委託
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格を有するため、財産の保有が可能 ○固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合と共通点が多く、同一特徴を有する傾向 ○国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能な点、規約の変更を要することが可能な点が、一部事務組合と異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○各構成団体の長等の名において事務を管理執行 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属 ○権限の移動を伴わない 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○管理執行する権限が受託側に移り、委託側は権限を失う ○権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●構成団体が増加するほど、機動的な意思決定が難しい ●構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ●数がさほど増加していない ●国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない ●一部事務組合の課題とほぼ共通 	<ul style="list-style-type: none"> ●機動的な意思決定が難しい ●責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない ●名称が共同処理機構を想起しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続が煩雑 ●議員の共同設置に関しては、事務分掌の変更等の点に関係する議決が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる ●受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う
活用事例	ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場 など	後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理 など	宝くじの発行事務、職業兩水管理、視覚覚教室、教科用図書採択 など	介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事 など	公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理 など
<地方自治法に基づかない共同処理>					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の相互併任による任意組織→地方税の滞納整理 など ○ 地方公共団体間での民事上の委託契約→ごみの焼却を委託しているケース など ○ 定住自立圏形成協定→市町村相互の役割分担が連携事項などの協力関係全般を包括的に締結 など 					

(出典) 総務省 HP

(2) 県内市町村における共同処理の状況

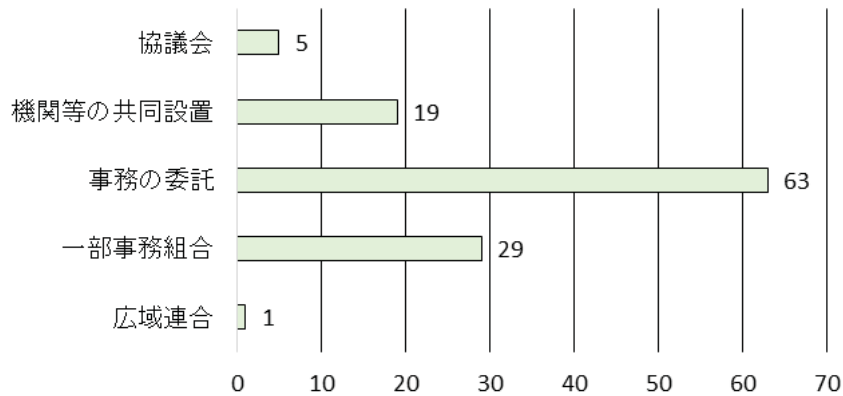
平成 29 年 4 月 1 日現在の県内市町村における共同処理の状況については、「協議会」が 5 件 (16 団体)⁴、「機関等の共同設置」が 19 件 (31 団体)、「事務の委託」が 63 件 (29 団体)、「一部事務組合」が 29 件 (29 団体)、「広域連合」が 1 件 (1 団体) となっており、「連携協約」及び「事務の代替執行」については、該当がない。【図 7 参照】

また、共同処理している主な事務としては、「し尿処理」が 14 件 (17 団体)、「ごみ処理」が 14 件 (17 団体)、「消防」が 10 件 (19 団体)、「病院」が 7 件 (7 団体)、「行政不服審査法上の附属機関」が 7 件 (12 団体)、「公平委員会」が 6 件 (18 団体)、「介

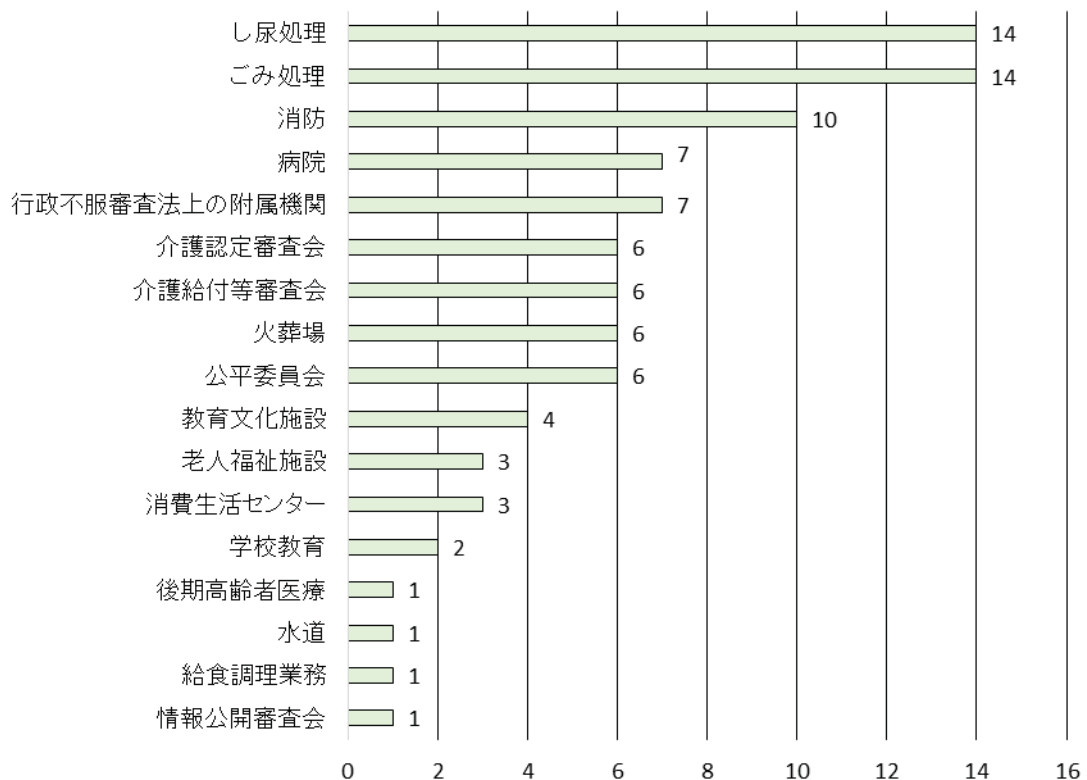
⁴ () は共同処理を行っている県内関係団体数 (一部事務組合及び広域連合を含む)

「介護認定審査会」が6件（18団体）、「介護給付等審査会」が6件（18団体）、「火葬場」が6件（6団体）、「教育文化施設」が4件（4団体）、「老人福祉施設」が3件（3団体）、「消費生活センター」が3件（4団体）、「学校教育」が2件（3団体）、「給食調理業務」が1件（2団体）、「情報公開審査会」が1件（2団体）、「後期高齢者医療」が1件（1団体）、「水道」が1件（1団体）となっている。【図8参照】

【図7 県内市町村における共同処理の状況】



【図8 県内市町村において共同処理を行っている主な事務】



3. 調査による本県内市町村の現状と課題の把握

(1) 「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」の実施

① 「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」の概要

本部会において調査・研究を開始するにあたり、まずは、現在、県内各市町村が広域連携の必要性についてどのような認識を持っているのか、生の声を聞く必要があると考えた。

そこで、県内市町村に対し、広域連携の手法である共同処理について、今後、検討の必要性が生じると考えられる事務（単独処理が困難となることが想定される事務、他団体と共同処理することで効率化が図られることが想定される事務）を具体的に把握するため、調査を実施した。

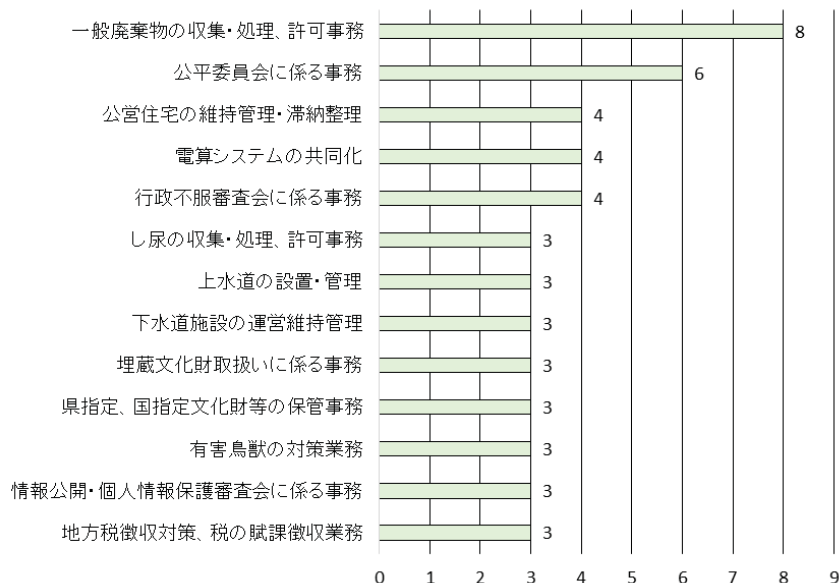
調査対象	県内全市町村（35市町村）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・共同処理等の検討の必要性がある事務 ・共同処理等の検討の必要性がある理由 ・検討の必要性の度合い（必要性の度合いを「大」「小」から選択）
調査時点	平成29年7月24日現在

② 「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」の結果概要

県内市町村において、「共同処理の検討の必要性が生じると考えられる事務」として回答が4団体以上あった事務は、「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」（8団体）、「公平委員会に係る事務」（6団体）、「公営住宅の維持管理・滞納整理」（4団体）、「電算システムの共同化」（4団体）、「行政不服審査会に係る事務」（4団体）の5事務という結果となった。【図9参照】

その他、「有害鳥獣の対策業務」や「地方税徴収対策・税の賦課徴収業務」等、90種類に及ぶ多岐にわたる事務について、共同処理の検討の必要性があると市町村が考えていることが把握できた。

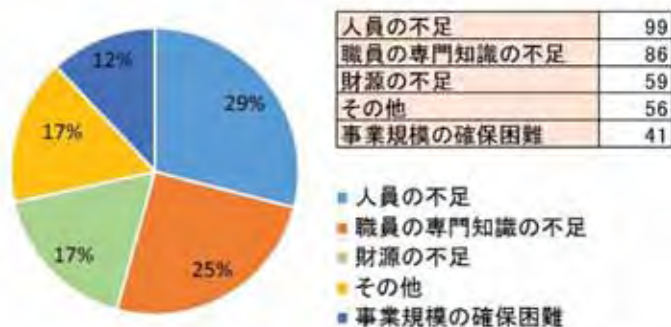
【図9 県内市町村における共同処理の検討の必要性がある事務】



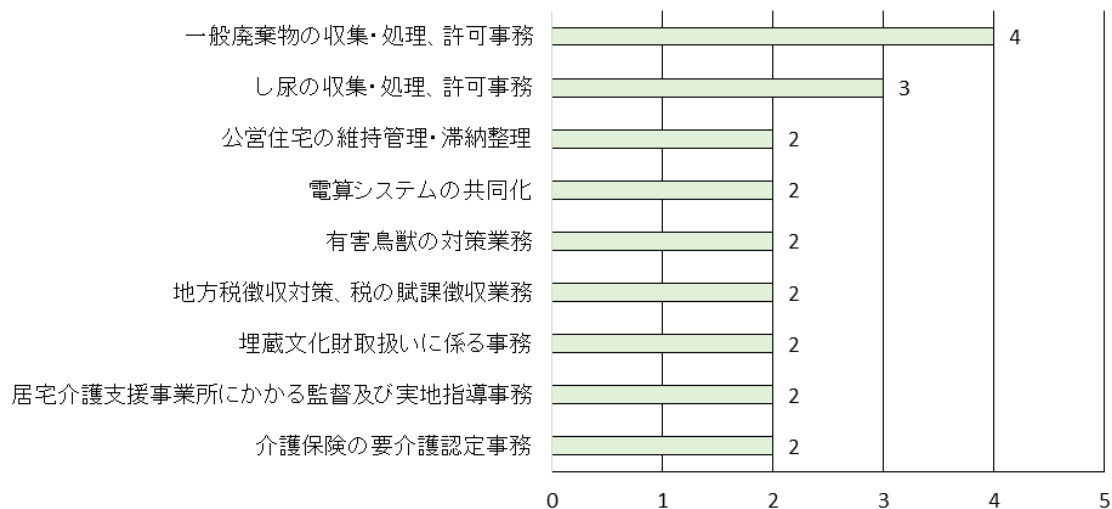
また、検討の必要性があるとする理由については、事務毎にその理由を調査したところ、「人員の不足」(99件)、「職員の専門知識の不足」(86件)、「財源の不足」(59件)、「その他」(56件)、「事業規模の確保困難」(41件)となっており、人的な課題が多くを占めている(複数回答)。**【図10参照】**

必要性の度合いが大きい事務について、回答団体数が2団体以上あった事務は、一般廃棄物の収集・処理、許可事務(4団体)、「し尿の収集・処理、許可事務」(3団体)、「公営住宅の維持管理・滞納整理」(2団体)、「電算システムの共同化」(2団体)、「有害鳥獣の対策業務」等であった。**【図11参照】**

【図10 共同処理の検討の必要性がある理由】



【図11 県内市町村における共同処理の検討の必要性の度合いが大きい事務】



(2) 『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の実施

① 『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の概要

「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」において、共同処理の検討の必要性があると考えられる事務として、「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」や「公平委員会に係る事務」を始め、実に多岐にわたる事務があると考えていることが認められた。

この結果を受け、まずは、それらの事務について共同処理が進まない理由等を把握するため、再度調査を実施した。

調査対象
県内全市町村（35市町村）
調査項目
共同処理等を実現するにあたっての課題
調査時点
平成29年9月20日現在

② 『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の結果概要

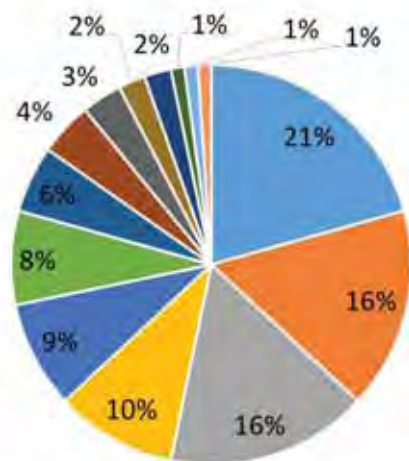
共同処理が進まない理由として、回答団体数が5団体以上あったものは、「検討する余裕がない」（19団体）、「協議・検討する場がない」（15団体）、「共同処理する事務や方法を判断できない」（15団体）、「必要性を感じていない」（9団体）、「自治体間で実情が異なる」（8団体）、「共同処理する相手がない」（7団体）、「調整・検討事項が多数ある」（5団体）というものであった。【図12参照】

「検討する余裕がない」（19団体）、「協議・検討する場がない」（15団体）、「共同処理する事務や方法を判断できない」（15団体）という回答団体数が多い3つの理由で全体の半数以上を占めている。

部会における議論においても、「特に町村においては、職員一人に対し、幅広い業務を分掌させているため、課題を認識しても検討する時間的な余裕がない。」という意見や、「市町村の中で、共同処理について議論や検討をする場がないため、発信していくのが難しい」といった意見、「他の自治体の状況が把握できないので、どこも協議を進めていいのかわからない。」といった意見等があった。

共同処理が進まない理由を分類すると、「検討する余裕がない。」、「協議・検討する場がない。」、「共同処理する事務や方法が判断できない。」、「調整・検討事項が多数ある。」という団体内部における職員の業務の負担感や体制に関する課題と、「共同処理をする相手がない。」、「自治体間で実情が異なる。」、「自治体間で共通の認識が醸成されていない。」、「調整役となる団体がない。」という他団体との調整過程における課題の、2つに大別することができる。【図13参照】

【図 12 共同処理が進まない理由】



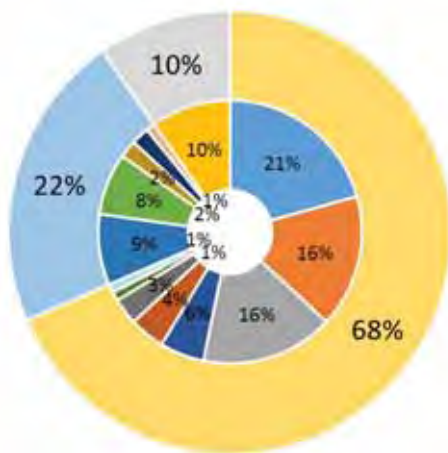
- 検討する余裕がない
- 共同処理する事務や方法を判断できない
- 自治体間で実情が異なる
- 調整・検討事項が多数ある
- 経費や負担が増加する可能性がある
- 調整役となる団体がいない
- 職員からの発起が難しい

内容	団体数
検討する余裕がない	19
協議・検討する場がない	15
共同処理する事務や方法を判断できない	15
必要性を感じていない	9
自治体間で実情が異なる	8
共同処理する相手がない	7
調整・検討事項が多数ある	5
共同処理するという発想が生まれにくい	4
経費や負担が増加する可能性がある	3
自治体間で共通の認識が醸成されていない	2
調整役となる団体がいない	2
住民の同意を得ることに懸念がある	1
職員からの発起が難しい	1
秘匿性の高い情報が共有されてしまう可能性がある	1
計	92

※複数回答あり

- 協議・検討する場がない
- 必要性を感じていない
- 共同処理する相手がない
- 共同処理するという発想が生まれにくい
- 自治体間で共通の認識が醸成されていない
- 住民の同意を得ることに懸念がある
- 秘匿性の高い情報が共有されてしまう可能性がある

【図 13 共同処理が進まない理由（2種類に大別）】



	内容	団体数
団体 課題 における	検討する余裕がない	19
	協議・検討する場がない	15
	共同処理する事務や方法を判断できない	15
	調整・検討事項が多数ある	5
	共同処理するという発想が生まれにくい	4
	経費や負担が増加する可能性がある	3
	住民の同意を得ることに懸念がある	1
自治体 間での 実情	職員からの発起が難しい	1
	自治体間で実情が異なる	8
	共同処理する相手がない	7
	自治体間で共通の認識が醸成されていない	2
	調整役となる団体がいない	2
その他	秘匿性の高い情報が共有されてしまう可能性がある	1
	必要性を感じていない	9
計		92

※複数回答あり

Ⅲ 市町村間又は県と市町村の連携への支援

1. 全国の各都道府県における支援状況

(1) 『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』の実施

① 『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』の概要

前述の『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の結果から、共同処理が進まない理由は、大別すると、団体内部における職員の業務の負担感や体制に関する課題と他団体との調整過程における課題があることがわかった。

では、共同処理の検討を進めるためには何が必要か。それには、まず、団体内部における検討過程の業務負担を軽減させるため、検討に必要な十分な情報を収集し、調査・研究することである。次に必要なことは、他団体との調整過程における課題を軽減するために必要な、関係団体間の調整役と導入に係る事務的な支援である。

これらの必要と考えられる支援を具体的に検討するため、全国の各都道府県における市町村間又は県と市町村の連携を促進するために実施している取組を把握し、調査を実施することとした。また、先進的な取組である「奈良モデル」を実施している奈良県に御協力いただき、意見交換会を開催し、支援の状況や成果等について情報収集することとした。

調査対象

全国の各都道府県（47 都道府県）

※結果については、回答のあった 45 都道府県の状況を取りまとめたもの

調査項目

- ・都道府県で実施している市町村間又は県と市町村における連携に対する支援（仕組みや財政的支援等）

調査時点

- ・平成 29 年 11 月 1 日現在

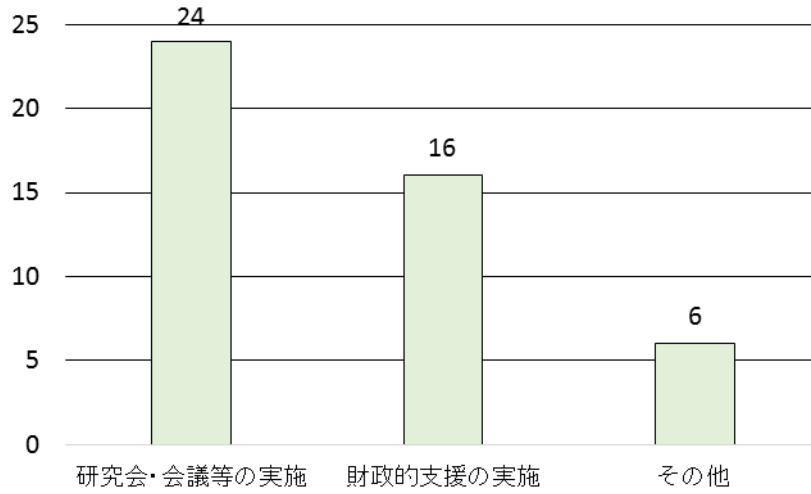
② 『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』の結果概要

調査の結果、研究会や会議等による支援を実施している都道府県が 24 団体、財政的支援を実施している道県が 16 団体、その他が 6 団体であった。【図 14 参照】

研究会や会議等による支援の例としては、「複数市町村を単位として共通課題に関する話し合いの場作り」や「県と市町村との勉強会の開催」等があり、他にも多種多様な回答を得られた。

また、その他の支援については、共同処理の手続き等を記載した「広域行政の手引」を作成して広域行政制度の導入を支援している事例や、市町村担当課職員等を「市町支援員」として県内市町村に各 2 名任命し、ワンストップの相談窓口を設けている事例等があった。【詳細は「VI 参考資料」に記載】

【図 14 各都道府県における広域連携等に係る支援状況】



(2) 奈良県との意見交換会

奈良県では、地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営を目指す、市町村同士又は県と市町村の連携・協働の仕組みである「奈良モデル」を実施しており、道路インフラの長寿命化や消防の広域化、広域医療提供体制の再構築等に取り組んでいる。

本部会において、県と市町村が協力して検討する仕組みを検討する際の参考とするために、先進事例として、奈良県で実施している「奈良モデル」について、事例発表を行っていただき、部会構成員と意見交換を実施した。



【事例発表及び意見交換会の様子】

① 取組の背景・目的

奈良県では、平成の合併において、47市町村から39市町村に減少したのみで市町村合併があまり進まず、小規模で財政基盤の弱い市町村が多く存在していた。そこで、奈良県において、合併に代わる市町村行政の強化・効率化を図る手法、特に体制の脆弱な町村の強化のために、将来を見据えて県との連携を視野に入れたシステムの構築が必要と考え、取り組み始めたのが「奈良モデル」である。【図15参照】

「奈良モデル」は「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」であるとともに、人口減少・少子高齢化社会を見据え、「地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざす、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみ」と定義されている。

また、奈良県においては、市町村への支援策として、財政支援（補助金、貸付金等）、人的支援（職員派遣、共同採用）、県有資産の有効活用による支援（県域ファミリーマネジメント）、その他支援を行っており、その他支援では、県が「シンクタンク機能⁵」と「調整機能⁶」を発揮して、市町村への課題解決策の提案や検討の場づくり等を行い、支援をしている。

例として、県が「シンクタンク機能」や「調整機能」を発揮する手段として、「奈良県・市町村長サミット」等、知事と市町村長が一堂に会し、課題の共有や意見交換を行う場を定期的に創出している。

② 主な取組内容【図16参照】

ア 道路インフラの長寿命化に向けた支援

インフラの老朽化対策が課題となっていることから、道路インフラの機能を適切に維持し、道路交通の安全・安心を確保する必要がある。しかし、市町村の土木技術職員が減少し、土木技術職員がいない町村もあることを背景に、橋梁長寿命化修繕計画の策定、橋梁点検や修繕事業を平成22年度から県が市町村から受託し、実施している。

⁵ シミュレーションやデータ分析を基に各市町村に特徴や順位を提示し、課題解決モデルの提案を行う、施策実施の方法が未定で難度の高い課題について協働しながら解決策を提案する等。

⁶ 市町村間の利害対立等のために市町村同士では広域連携が難しい取組において、検討の場を設置し、広域化に向けての調整役を担う。

イ 消防の広域化

広域化推進計画、広域消防運営計画の策定、消防広域化協議会の運営等の面において、県が強いリーダーシップを発揮して、11消防本部を1つの消防本部に統合、39市町村のうち37市町村で構成する奈良県広域消防組合を設立し、消防の広域化を実現した。まずは、総務部門を統合し、平成28年度に通信部門を統合、平成33年度に現場部門を統合する。

ウ 南和地域における広域医療提供体制の再構築

南和医療圏には、3つの公立病院があったが、その全てが急性期に対応する病院であった。それぞれの病院が医師・看護師の減少に歯止めをかけることができない状況下でありながら、急性期を脱した回復期・慢性期の患者需要にも対応していたため、本来果たすべき急性期医療の機能が低下していた。そこで、患者の減少、医師の減少、医療機能の低下といった悪循環を脱し、地域医療環境を改善するため、3つの公立病院を1つの広域医療拠点として再編整備し、救急医療の強化、へき地医療サービスの充実を目指して、県と関係市町村で検討を重ねた。結果として、県と過疎地域の1市3町8村が一体となり、複数の公立病院を再編し効率的に経営する体制を構築し、急性期から慢性期まで切れ目のない医療提供体制を構築している。

【図15 「奈良モデル」の概要】



(出典) 総務省 HP

【図 16 「奈良モデル」の取組形態と主な取組例】

形態	内容	イメージ	主な取組例
1 広域連携支援型	(1) 県は、市町村間の広域連携を促進するため、助言、調整、人的・財政的支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人的、財政的支援 ・情報提供 ・市町村間の連携支援 	消防の広域化 市町村税の税込強化(ネットワーク型) 移動ニーズに応じた交通サービスの実現 ごみ処理の広域化
	(2) 県も市町村と同様の業務を行っている場合は、県が実施主体として参画し、協働で事業を実施する。		南和地域における 広域医療提供体制の再構築 パーソネルマネジメント(共同採用) 県域水道ファシリティマネジメント (広域連携)
2 市町村事務代行型	市町村が単独で事務を行うのが困難な場合、県が市町村の事務を代わって行う。		道路インフラの長寿命化に向けた支援 パーソネルマネジメント(職員派遣) 市町村税の税込強化(職員派遣)
3 市町村業務への積極的関与型	市町村の取組を一層効果的なものにするため、県が、必要な助言や人的・財政的支援等を積極的に行う。県の施策とも連携して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人的、財政的支援 ・情報提供 ・市町村間の連携支援 	県域水道ファシリティマネジメント (簡易水道の技術支援) 県と市町村との連携・協働によるまちづくり

(出典) 奈良県『「奈良モデル」のあり方検討委員会 報告書』

2. 市町村における課題を解決するための仕組みの検討・提案

(1) 市町村における課題を解決するための仕組みの検討

前述のとおり、『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』及び『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の結果から、県内市町村において、今後、共同処理の検討の必要が生じると考えられる事務が、「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」、「公平委員会に係る事務」、「電算システムの共同化」等 90 種類と多岐にわたっているものの、「検討する余裕がない。」、「協議・検討する場がない。」、「共同処理する事務や方法が判断できない。」、「調整・検討事項が多数ある。」という団体内部における職員の業務の負担感や体制に関する課題と、「共同処理をする相手がいない。」、「自治体間で実情が異なる。」、「自治体間で共通の認識が醸成されていない。」、「調整役となる団体がいない。」という他団体との調整過程における課題の、大別すると2つの理由により、共同処理を実現するに至っていない実情が把握できた。

従って、共同処理を進めるためには、団体内部における検討過程の業務負担を軽減させるため、検討に必要な十分な情報の収集と調査・研究のサポートをする支援（調査・研究機能）と、他団体との調整過程における課題を軽減させるために必要な、関係団体間の調整と導入に係る事務的な支援（調整・支援機能）が必要である。

また、他都道府県において「市町村間又は県と市町村の連携」について、現在、どのような支援を行っているのか把握するために行った『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』の結果によれば、回答のあった45都道府県のうち24都道府県（53.3%）において、市町村間又は県と市町村の連携等を支援する取組として、協議会や、勉強会、研究会等を行っていることが把握できた。例えば、「複数市町村を単位として共通課題に関する話し合いの場作り」や「県と市町村との勉強会の開催」、「県職員を市町支援員に任命し、市町村からの相談に対し、ワンストップで対応する」等、多種多様な回答を得られたが、全市町村を対象とするか、特定の市町村を対象とするか、または、協議機関であるのか、情報提供の場であるのか、といった違いはあるものの、多くは、必要な情報提供や課題解決に向けた検討をする場の設置を行っていることが認められた。

これらを踏まえ、本部会においては、各団体に対する情報提供や研究のサポートを行う「調査・研究機能」と各団体間における検討や調整の場を提供する「調整・支援機能」を果たせる仕組みを検討した。

検討した具体的な内容は、次の「(2) 市町村における課題を解決するための仕組みの提案」のとおりである。

(2) 市町村における課題を解決するための仕組みの提案

① 県及び市町村による協議会の設置

<趣 旨>

県内 35 市町村と県による任意の協議会を設置し、県と市町村の役割分担や連携・協力等について検討し、解決策を模索する。【図 17 参照】

○ポイント

- ・県と市町村が一同に会し、意見交換をする場である。
- ・検討するテーマは、県と市町村の要望により選定する。
- ・具体的な検討は、テーマを所管する各団体の担当職員が作業部会で検討する。

<概 要>

ア 協議会の構成等

- ・協議会 … 知事と各市町村長により構成する。決定機関
- ・幹事会 … 県と市町村の総務課長等により構成する。協議会運営等の調整を行う。
- ・作業部会 … 課題や解決策の検討等、実質的な作業を行う。

イ 事務の流れ

(ア) 幹事会は定期的開催。協議会運営に係る調整を行う。



(イ) 幹事会は県内市町村から課題等を抽出し、協議会に課題案を諮る。



(ウ) 協議会において課題毎に作業部会を設置する。



(エ) 作業部会により、テーマに係る検討・解決策の検討をし、幹事会に提案する。

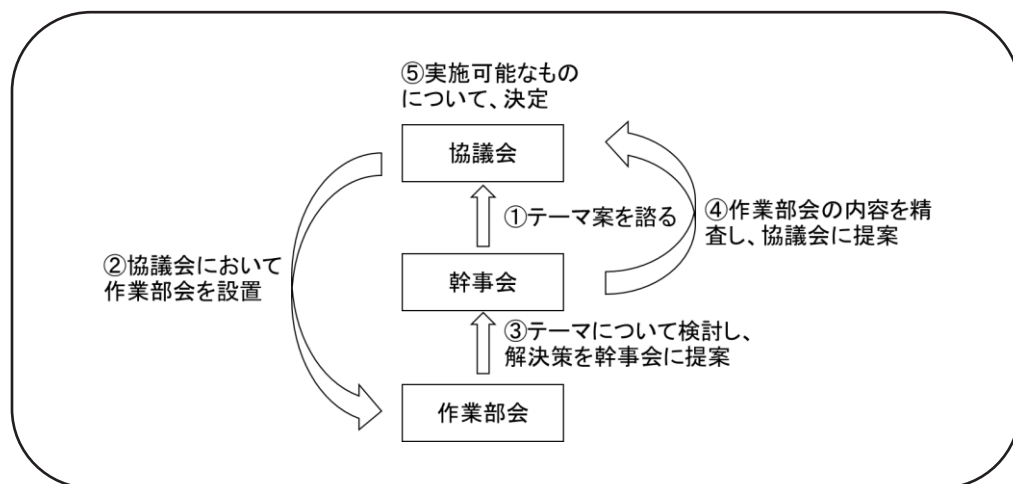


(オ) 幹事会において作業部会の提案内容について精査し、協議会に提案する。



(カ) 協議会において検討し、実現可能なものについて決定する。

【図 17 協議会イメージ】



② 県及び市町村による共同研究会の設置

<趣 旨>

市町村と県において共通する行財政の課題について職員が共同して調査研究することにより、課題に対する県と市町村の共通認識と協動的取り組みを促し、連携を図る。【図 18 参照】

○ポイント

- ・ 研究を行うテーマは、県と市町村の要望により選定する。
- ・ 研究は、設定されたテーマ毎に参加を希望する団体により行う。
- ・ 研究した結果は、県及び市町村に対して報告する。

<概 要>

ア 共同研究会の構成等

- ・ 共同研究会 … 県と市町村の総務課長又は行政改革担当課長により構成する。
- ・ 研究部会 … 課題の調査研究等、実質的な作業を行う。

イ 事務の流れ

(ア) 共同研究会は、県と市町村の意見を聴取し、研究テーマを設定する。



(イ) 共同研究会において研究テーマ毎に研究部会を設置する。

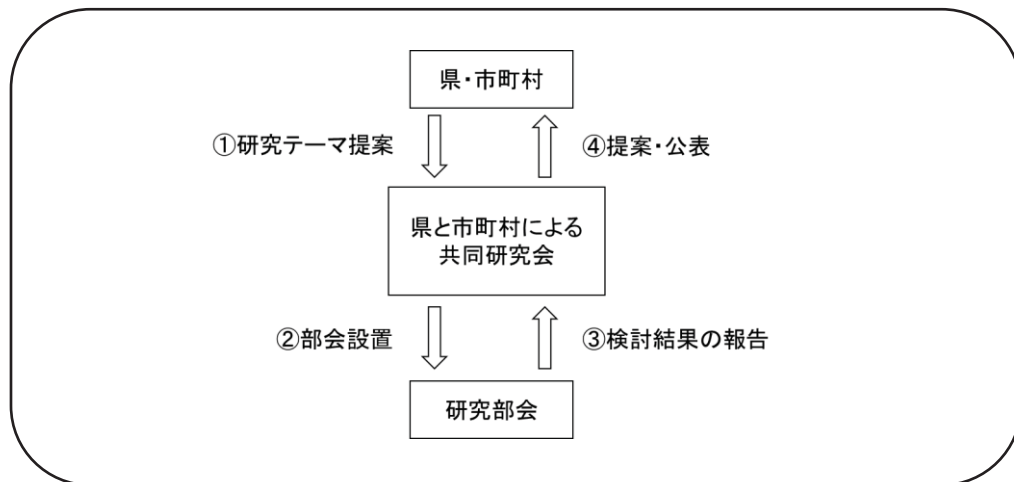


(ウ) 研究部会により、テーマに係る調査研究を行い、結果を共同研究会に報告する。



(エ) 共同研究会において研究部会の報告を精査し、県と市町村に提案する。

【図 18 研究会イメージ】



③ 近隣市町村による協議会の設置

<趣 旨>

近隣市町村で構成する任意の協議会を設置し、地域の共通する課題等について検討することにより、共同処理の協調的な取組を促進するとともに、より迅速かつ合理的に解決を図る。【図 19 参照】

○ポイント

- ・幹事会を定期的で開催することにより、地域に共通した課題等の情報共有を図る。
- ・具体的な検討は、テーマを所管する各団体の担当職員が作業部会で検討する。
- ・県はオブザーバーとして参加し、必要な情報提供に努める。

<概 要>

ア 協議会の構成等

- ・協議会 … 参加団体の市町村長により構成する。決定機関
- ・幹事会 … 市町村の総務課長等により構成する。定期的に会議を開催し、情報共有を諮ると共に、共通する課題の抽出、作業部会の選定案を調整する。また、協議会運営等の調整を行う。
- ・作業部会 … 幹事会で選定された検討課題毎に担当者による部会を設置し、課題の検討し、解決策案等を作成する等実質的な作業を行う。

※県はオブザーバーとして参加し、情報の収集及び提供や技術的助言等を行う。

イ 事務の流れ

(ア) 幹事会は定期的開催。必要な情報を構成団体で共有する。また、地域の共通する課題の中から作業部会で検討するテーマ案を選定



(イ) 幹事会は県内市町村から課題等を抽出し、幹事会は協議会に、テーマ案を諮る。



(ウ) 協議会において作業部会を設置する。



(エ) 作業部会により、テーマに係る検討・解決策の検討をし、幹事会に提案する。

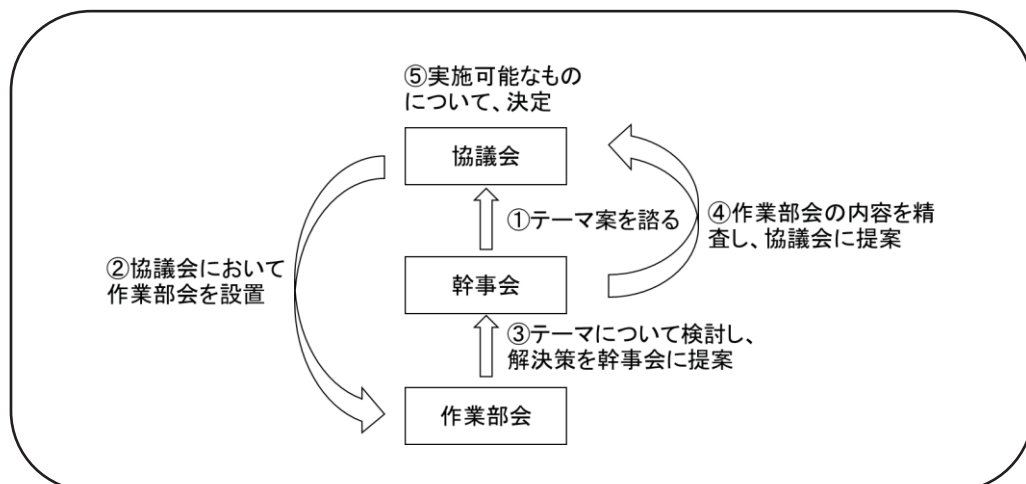


(オ) 幹事会において作業部会の提案内容について精査し、協議会に提案する。



(カ) 協議会において検討し、実現可能なものについて決定する。

【図 19 協議会イメージ】



IV 個別事案の検討

県内の市町村に対して、「今後、共同処理の検討の必要が生じると考えられる事務」の状況について調査を行ったところ、90種類と多岐にわたる事務について、検討が必要になると考えていることが把握されたが、部会における検討において、これらのうちから2つの事務を選定し、各団体が共同処理を具現化していくための必要な支援を行うことを目的とし、更に調査を実施することとした。

選定にあたっては、前述の「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」において「検討の必要性がある」と回答した団体が多い事務から選定することとした。

4団体以上から回答があった事務は、回答団体が多い順に、「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」（8団体）、「公平委員会に係る事務」（6団体）、「公営住宅の維持管理・滞納整理」（4団体）、「電算システムの共同化」（4団体）、「行政不服審査会に係る事務」（4団体）の5つであった。更に各々の事務について県関係課等に問い合わせたところ、次の状況が把握された。

① 「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」については、『群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画）』等に基づき、既に広域化について検討を行っている。

② 「公営住宅の維持管理・滞納整理」については、総務省によると全国的に管理代行及び民間委託の事例が多いとの助言があり、共同処理の検討課題としては最適ではない。

については、「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」及び「公営住宅の維持管理・滞納整理」については、今回は部会の設置を見送ることとし、2番目に回答団体の多い「公平委員会に係る事務」を選定することとした。更に「電算システムの共同化」及び「行政不服審査会に係る事務」については回答団体数が同数であるが、「検討の必要性の度合い」が大きい事務であると回答した団体数は「電算システムの共同化」の方が多いため、「電算システムの共同化」を選定した。

1. 公平委員会に係る事務についての検討

(1) 『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の実施

① 『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の概要

「公平委員会に係る事務」についての調査概要は次のとおりである。

調査対象

県内全市町村（35市町村）

調査項目

- ・事務局の体制
- ・過去5年間の処理件数
- ・現状の課題
- ・共同処理等を検討する必要性の有無とその理由
- ・適当と考える共同処理等の方法
- ・共同処理等を行う場合の構成団体の枠組み
- ・共同処理等を行うとした場合に懸念される課題

調査時点

平成29年9月20日現在

② 「公平委員会に係る事務」に係る調査の結果概要

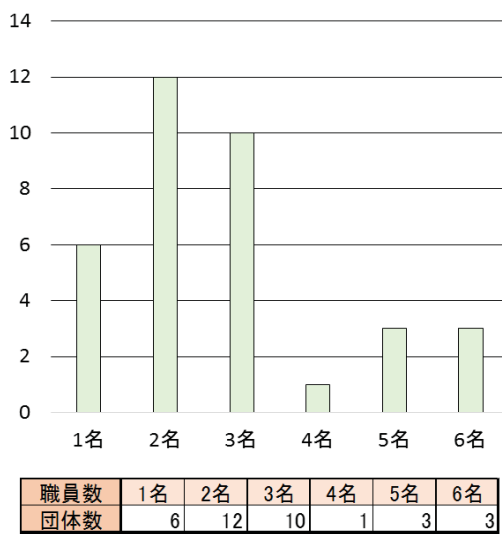
ア 事務局の体制

事務局の体制については、公平委員会事務局の職員数は、1名（6団体）、2名（12団体）、3名（10団体）、4名（1団体）、5名（3団体）、6名（3団体）となっており、35団体中8割の28団体が3人以下の人数で対応している。【図20参照】

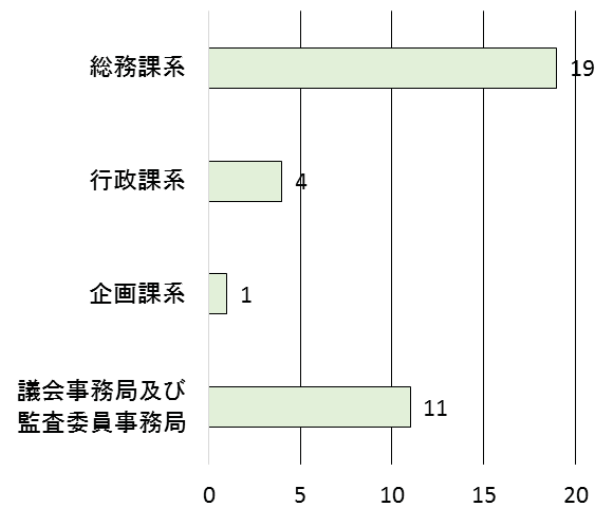
また、公平委員会事務局の職員の専任又は兼務の状況は、県内全市町村が兼務という状況であり、兼務先の内訳は、総務課等の市町村部局の職員（24団体）、議会事務局・監査委員事務局の職員（11団体）となっている。なお、総務課等の市町村部局の内訳は、総務課系（19団体）、行政課系（4団体）、企画課系（1団体）となっている。

【図21参照】

【図20 公平委員会事務局の職員数】



【図21 兼務先の内訳】



次に、公平委員の職業については、公務員OB（30人）、会社員OB（13人）、会社役員（8人）となっており、公務員OBが多くを占めている（28.6%）ということが分かる。【図22参照】

【図22 公平委員の職業等】



イ 過去5年間の処理件数

各市町村における過去5年間（平成24年から28年）の処理件数については、苦情相談（17件）、措置要求（2件）、審査請求（平成27年3月31日までは不服申立て。以下同じ。）（2件）であり、非常に少ないことがわかる。【図23参照】

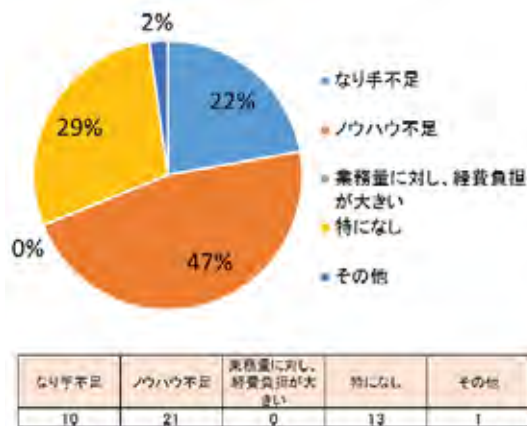
【図23 県内市町村における過去5年間の処理件数】

	H24	H25	H26	H27	H28	計
苦情相談	4	1	4	3	5	17
措置要求	0	1	0	0	1	2
審査請求(不服申立)	0	0	0	1	1	2

ウ 現状の課題

公平委員会に係る事務に関し、現在、各市町村において抱える課題について調査（複数回答）したところ、「公平委員のなり手不足」10団体、「ノウハウ不足」21団体、「特になし」（13団体）、「その他」（1団体）という状況であり、「公平委員のなり手不足」と「ノウハウ不足」が大半（69%）を占めている。【図24参照】

【図24 現状の課題】

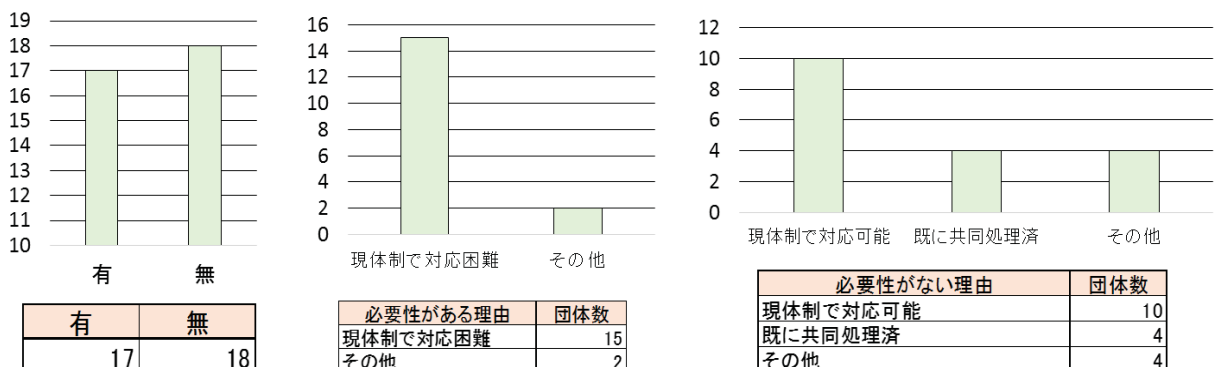


エ 共同処理を検討する必要性の有無とその理由

共同処理を検討する必要性については、「有」と回答した団体が17団体、「無」と回答した団体が18団体であった。

また、「必要性がある」理由としては、17団体中15団体が「ノウハウ不足により現体制で対応が困難」と回答しており、「必要性がない」理由としては、「事案がないため、現体制で対応が可能」という団体が18団体中10団体で最も多く、他に「既に共同処理済」という回答があった。【図25参照】

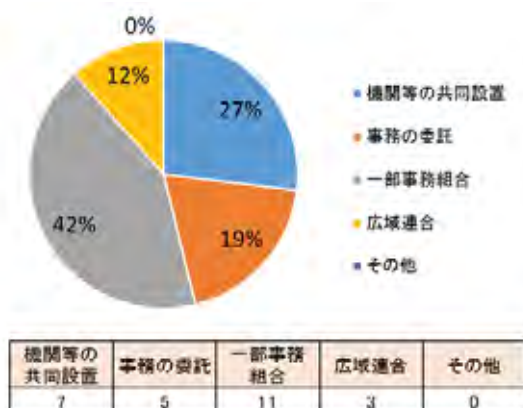
【図25 検討の必要性がある団体・検討の必要性がある理由・検討の必要性がない理由】



オ 適当と考える共同処理の方法

適当と考える共同処理の方法については、「機関等の共同設置」（7団体）、「事務の委託」（5団体）、「一部事務組合」（11団体）、「広域連合」（3団体）となっており、「一部事務組合」を共同処理の方法として適当と考えている団体が多いことが分かった。【図26参照】

【図26 適当と考える共同処理の方法】

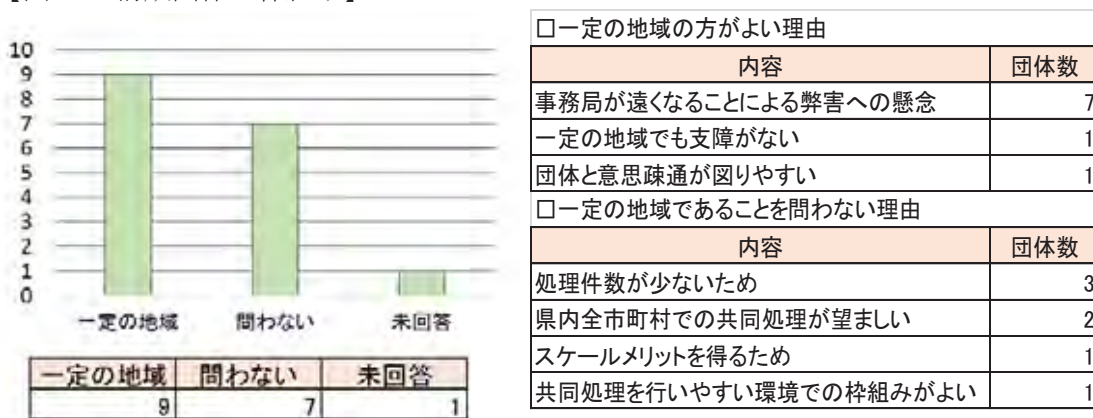


カ 構成団体の枠組み

仮に共同処理を行うとした場合の構成団体の枠組みについて、その地域性について調査した結果、「一定の地域に限定した方がよい」と回答した団体が9団体であり、「地域を問わない」と回答した団体が7団体であった。

「一定の地域に限定した方がよい」とした理由としては、「公平委員会の事務局が遠くなることによる弊害への懸念」が多くの割合を占めており、また、「一定の地域であることを問わない」理由としては、「処理件数が少ないため」、「県内全市町村での共同処理が望ましい」という回答が多い。【図27参照】

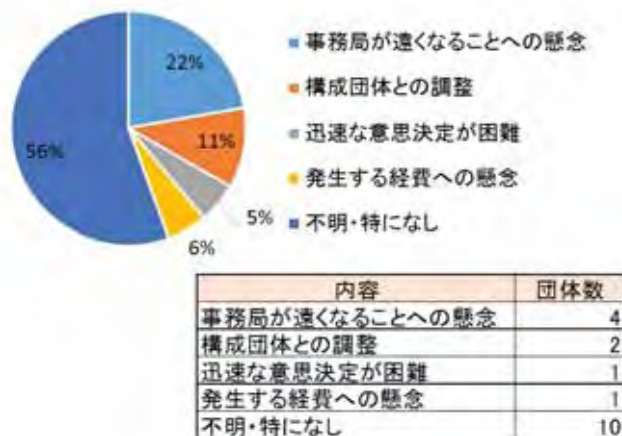
【図27 構成団体の枠組み】



キ 懸念される課題

仮に共同処理を行うとした場合の課題については、「公平委員会の事務局が遠くなる事への懸念」や「構成団体との調整に対する不安」、「迅速な意思決定が困難になるのではないか」といった意見が回答として挙がっている。【図 28 参照】

【図 28 共同処理を行うとした場合の課題】



(2) 新潟県市町村総合事務組合との意見交換会

県内市町村において、公平委員会に係る事務に関し、現在抱えている課題や、共同処理等を行おうとする場合の課題については前述(25 頁図 24、27 頁図 28) のとおりであるが、これらの課題について、本部会において解決策の検討をするため、実際に共同処理を実施している先進自治体との意見交換会を開催することとした。

なお、先進自治体の選定にあたっては、『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』において、「公平委員会に係る事務の適当な共同処理等の方法」として最も回答の多かった「一部事務組合」の中から、新潟県市町村総合事務組合に依頼することとした。

新潟県市町村総合事務組合は、平成 16 年に設立され、組合市町村の常勤職員等に対する退職手当の支給や公務上の災害等に対する補償に関する事務等を共同処理しているほか、公平委員会に係る事務の共同処理を実施している。



【事例発表及び意見交換会の様子】

① 取組の背景・目的

元々は、新潟県町村人事事務組合において、公平委員会に係る事務を共同処理していたが、構成団体である市町村等の枠組みの変化に対する的確な対応、財源の効率的な活用並びに事務事業の見直しによる効率化・合理化を図るため、新潟県消防団員等公償組合、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合、新潟県交通災害共済組合及び新潟県自治会館管理組合を解散し、これらの共同処理事務を一元的に処理する新たな一部事務組合（新潟県市町村総合事務組合）を設立した。

② 取組内容

新潟県内の 20 市 10 町村 25 一部事務組合等のうち 12 市、10 町村、19 一部事務組合等において、公平委員会に係る事務について共同処理を行っている。【図 29 参照】

措置要求については、平成 15 年から平成 28 年の間で 3 件、審査請求については、昭和 41 年から平成 28 年の間で 32 件の事案を処理している。

【一部事務組合により共同処理を行った場合のメリット・デメリット】

<メリット>

- (ア) 事務の合理化が図られる。
- (イ) 公平委員の人材確保が図られる。
- (ウ) 公平審査制度に関する専門的知識や事例が蓄積され、充実した公平審査を行うことができる。

<デメリット>

- (ア) 団体によっては、単独設置の場合よりも経費の負担が増える場合がある。(単独設置の場合、案件が少ないため経費も少ない傾向にある。)
- (イ) 共同処理団体毎に組織、勤務条件、懲戒処分の基準等が異なるため、事務処理にあたり、その把握に時間がかかる。
- (ウ) 管理職員等の範囲の指定について、共同処理団体の機構改革の状況等の把握や各団体のスケジュールに合わせた委員会の開催が難しい。

【図 29 新潟県市町村総合事務組合における共同処理イメージ】



(3) 「公平委員会に係る事務」に関する課題の検討

① 課題等の検討

新潟県市町村総合事務組合の取組事例等を踏まえ、公平委員会に係る事務について共同処理を実施するにあたって検討すべき課題の検討を整理した結果は以下のとおりである。

ア 現状の課題の検討・分析

公平委員会に係る事務については、『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の結果から、共同処理を検討する必要があると回答している団体は35市町村のうち17市町村であった。これらの市町村が現状の課題としている「公平委員のなり手不足」及び「ノウハウ不足」について、順次検討する。

(ア) 公平委員のなり手不足

公平委員会は、3人の委員をもって組織し、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な処理に理解があり、且つ、人事行政に関し、識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、長が選任することと定められている。(地方公務員法第9条の2)

また、公平委員会の権限は、準司法的権限、準立法権限及び行政権限に分類され、特に準司法的権限に重きが置かれていると考えられる。

県内市町村のうち「公平委員のなり手不足」を課題としている団体は10団体であるが、更に聴取したところ、公平委員会の有する権限の性質から、「弁護士や大学教授等、法の専門家を3名のうち1名は任命したいが、(市町村の)区域内又は近隣に適当な方が見つからない。」、「できるだけ異なる分野の方を委員に任命したいが難しい。」という意見があった。

現在、県内市町村の公平委員の職業については、前述のとおり(24頁図22)、公務員OBが105名中30名を占めており、圧倒的に多くなっている。また、各団体における3名の公平委員のうち2名以上を公務員OBが占めている団体は7団体であり、内訳は1市5町4村である。団体によっては委員の分野に偏りが見られることが認められ、中には、公平委員の選任に苦慮している団体があることが推測できる。

共同処理を実施することにより、構成団体が多ければ多いほど、必要とされる公平委員の人数の割合は必然的に減少するため、「公平委員のなり手不足」の解消につながるものと考えられる。

実際に、公平委員会を共同処理している新潟県市町村総合事務組合においては、元新潟日報社総務局長、弁護士、元県人事委員会委員を任命しており、共同処理を開始した昭和41年から今日まで、委員の選任についてのなり手不足に係る課題は生じていないということであった。

(イ) ノウハウ不足

県内市町村における公平委員会に係る事務の処理件数は、前述のとおり(25頁図23)、平成24年から平成28年の5年間で、審査請求2件、苦情相談17件、措置要求2件とかなり少なく、35市町村の中で、この5年の間に実績が皆無であった団体は28団体であった。

県内市町村のうち「ノウハウ不足」を課題としている団体は21団体であったが、その原因としては、「事務がほとんど発生しない。」、「専任の事務職員がいない。」ことが上げられた。先の調査でも、現に、県内市町村における公平委員会事務局の職員が全団体で兼務であることが把握されているが、これも事務処理件数が少ないことを考慮すればやむを得ないところである。ただ

し、仮に審査請求が発生した場合には、そもそも公平委員会には裁判のような長期にわたる審理ではなく簡易迅速な手続きが定められている趣旨を鑑み、適正、迅速な審査を行うよう努めなければならず、ノウハウ不足が大きな弊害になることが懸念される。

共同処理を実施することにより、審査請求等の事務処理の蓄積が期待され、「ノウハウ不足」の解消が期待できる。

新潟県市町村総合事務組合においては、措置要求が平成15年から平成28年の間で3件、審査請求が昭和41年から平成28年の間で32件と、新潟県内12市10町村19一部事務組合等の事案を処理している。

イ 共同処理を行うとした場合の課題の検討・分析

続いて、『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』結果から、共同処理を行おうとした場合に考えられる懸念材料として挙げられていた、「事務局が遠くなることへの懸念」、「構成団体との調整」、「迅速な意思決定が困難」、「発生する経費への懸念」という4つ課題について、順次検討する。

(ア) 事務局が遠くなることへの懸念

調査によれば、「共同処理を行うとした場合の課題」として、最も回答が多かった事項が、「事務局が遠くなることへの懸念」であった。公平委員会は、地方公務員の労働基本権が制限されていることの代償措置として設置されているものであり、地方公務員の権利と身分を保護するためのものであるから、市町村の職員がその権利を行使するに支障がある体制はあってはならない。共同処理により事務局が勤務場所から遠方になることにより生じる支障は確かに懸念されることである。

実際に共同処理を行っている新潟県市町村総合事務組合に対し、前述の意見交換会において状況を伺った。

同組合は、新潟県内の12市10町村19一部事務組合等の公平委員会に係る事務を共同処理しているが、このうち、事務局から最も遠方にある糸魚川市までは150km以上あり、また、構成団体には離島である佐渡市も含まれている。これまで、30件以上の審査請求とその他措置要求等を取り扱っているが、事務局が遠方にあることによる苦情等はなく、特段の支障はなかったということであった。これは、該当する職員や当該団体とのやりとりを、基本的には電話や書面により行うこととされているためということである。

公平委員会の審査方法は、法により書面審理か口頭審理のいずれか又は併用が可能であるが、その判断は公平委員会の裁量に任されている。もっとも、処分を受けた職員から口頭審理の請求があれば、これを実施しなければならない。このような場合には、必要に応じ、適宜、当該団体に出張して審理することも可能である。

公平委員会の事務は審査請求等のみではないが、審査方法の工夫により、事務局が遠方にあることの懸念は払拭されるものと考えられる。

(イ) 構成団体との調整

「共同処理を行うとした場合の課題」として、2団体が「構成団体との調整」と回答している。具体的には、共同処理をする相手方をどうやって選定するかという問題や、実際に共同処理を実施する上での調整や事務処理上の負担感等を懸念するものである。

共同処理を実施する場合には、例えば一部事務組合を設置する場合であれば、規約や各種条例、規則等の制定等々、様々な事務手続きが必要となる。共同処理の相手方の選定の課題と事務処理上の負担感がある程度解消するためには、例えば既

存の一部事務組合に共同処理する事務として追加することにより、多少は事務手続きの負担は軽減されると考えるが、やはり一定の調整と負担は必要である。

共同処理の相手方の選定については、県や市長会、町村会等、第三者の協力を求めることも一つの方法として考えられる。

(ウ) 迅速な意思決定が困難

「共同処理を行うとした場合の課題」として、「迅速な意思決定が困難になるのではないか」と回答した団体が1団体あった。

これについては、実際に共同処理を行っている新潟県市町村総合事務組合に、このような懸念について、伺ってみた。同組合によれば、単独設置の場合に比べ、時間がかかるとすれば、構成団体毎に組織、勤務条件、懲戒処分の基準等が異なるため、事務処理に当たって、その把握に時間がかかる場合があるということであった。

審査請求の場合であれば、職員の権利利益を救済し、行政の適正な運営を確保するため、裁判のような長期にわたる審理ではなく簡易迅速な手続きが定められているものであり、迅速な意思決定が求められるものではあるが、単独設置に比べ、より時間がかかる要素が、同組合で事例とされたような「構成団体毎の基準等の把握に費やす時間」程度のものであるならば、法が求める「迅速な手続き」を妨げるとまではいえないのではないかと考える。

(エ) 発生する経費への懸念

「共同処理を行うとした場合の課題」として、「発生する経費への懸念」について回答した団体が1団体あった。

共同処理をする場合の経費負担の割合については、関係団体の協議により決定することになるが、経費としては、委員報酬、事務局職員の事務費等の経常的な経費と、審査請求等があった場合には、これにかかる経費を臨時的な経費として負担することになる。

共同処理をすることにより事務処理が合理化されるため、一般的に経費の削減が見込まれるが、経費負担については関係団体の協議により決定するものであるため、先進自治体の事例を参考とし、自団体の経費削減効果を精査しながら、納得のいくよう、協議を重ねることが重要である。

参考として、新潟県市町村総合事務組合においては、職員数が約500人の団体では年間30万円程度、職員数が約200人の団体では年間13万円程度の経費負担をしているとのことである。

ウ 検討結果

以上、「公平委員会に係る事務」について県内市町村に対する調査結果をもとに、現状の課題と共同処理を行おうとする場合の課題について検討してきた。

現状の課題である「公平委員のなり手不足」や「ノウハウ不足」については、共同処理の構成団体数が多いほど必要とされる公平委員の人数の割合が減少し、また、処理件数については合算されるため、各々十分に解消することが期待できる。

また、共同処理を行おうとする場合の4つの課題についてであるが、まず、「事務局が遠くなることへの懸念」については、電話や文書でやりとりをすることや、審査方法を書面審理とする、出張審理を行う等の工夫により、概ね解決できるものと考えられる。次に「構成団体との調整」については、やはり一定の事務的な負担は免れないものの、既存の一部事務組合に事務を追加する方法や、県、市長会、町村会等の協力を求めることにより負担の軽減が期待できる。「迅速な意思決定が困難になるのではないか」という懸念については、構成団体毎の基準等の把握に費やす時間が、単独設置の場合に

比ベ余計に必要となることがわかったが、法が求める「迅速な手続き」を妨げるとまではないえず、共同処理の実施の支障になるほどではないと考える。

最後に「発生する経費への懸念」についてである。共同処理をすることにより事務処理が合理化されるため、経費の削減が見込まれるものであるが、共同処理の経費負担については構成団体の協議により決定するものであるため、先進自治体の事例を参考とし、自団体の経費削減効果を精査しながら、納得のいくよう、協議を重ねることが重要である。

以上、県内市町村から挙げられた課題については、大半が事務処理方法の工夫により解消され、負担の軽減が可能であると考えられる。

また、部会での議論の中では、前述の1(1)の「事務局の体制」に係る調査結果の中にも懸案事項が指摘された。公平委員会事務局職員の兼務先として最も多かったのは総務課系(19 団体)という結果であったが、団体によっては、審査請求の対象となる懲戒処分や分限処分に係る事務を総務課が所管している場合があり、審査請求に係る事務と対象となる処分に係る事務を同一の職員が担当している場合がある。当然、各々の立場で適正に事務を遂行しているのであるが、より中立性を確保するためにも、共同処理により事務を独立させることが効果的である。

公平委員会は中立的、専門的な行政機関であるから、多分野からの、より専門性の高い公平委員の選任や、事務局のノウハウの蓄積、中立性の確保等、共同処理を実施することによる利点は多い。特に小規模な団体ほど、その効果は高いと思われる。

共同処理の導入にあたっては、事務の合理化による経費削減や、公平委員の人材確保、職員の権利・利益の保護等様々な見地から利点と課題の検討が必要であるが、各団体の実情を鑑み、また公平委員会のそもそもの設置目的を考慮した上で、最も適切な方法を選択するため、検討することが重要である。

② 全国の市町村における共同処理の状況

前述の「① 課題等の検討・分析(公平委員会に係る事務)」においては、公平委員会に係る事務について、共同処理の方法として主に一部事務組合を中心に検討を行ってきたが、全国の市町村における共同処理の状況や傾向等を把握することを目的として、次のとおり、調査を実施した。

調査対象

全国の各都道府県(47 都道府県)

※結果については、回答のあった45 都道府県(1,671 市町村(762 市 727 町 182 村))の状況を取りまとめたもの

調査項目

公平委員会に係る事務の共同処理状況

調査時点

平成28年7月1日現在

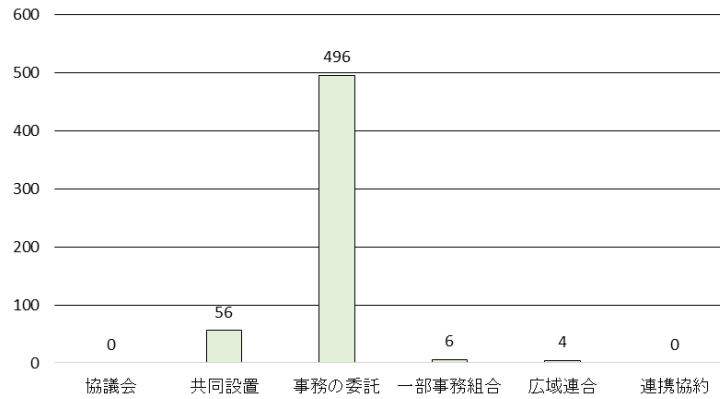
※ 調査結果については、市町村間における共同処理の傾向を人口規模別に把握するため、下記「ア(ア)全国における共同処理の状況」、「ア(イ)人口規模別の共同処理の実施状況」及び「ア(ウ)人口規模別の制度別共同処理の状況」においては、一部事務組合及び広域連合を含めていない。

ア 『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』の結果概要

(ア) 全国の市町村における共同処理の状況

全国の1,671市町村のうち、956市町村（57.2%）が公平委員会に係る事務について共同処理を実施しており、共同処理の制度別の件数は、「事務の委託」（496件）、「共同設置」（56件）、「一部事務組合」（6件）、「広域連合」（4件）であった。【図30参照】

【図30 全国の市町村における共同処理の状況】



(イ) 人口規模別の共同処理の実施状況

人口規模別（市、人口1万人以上の町村、人口1万人未満の町村）の共同処理の実施状況は以下のとおりである。【図31参照】

【図31 全国の市町村における共同処理の実施状況】

	全市町村数	共同処理実施市町村数	共同処理実施市町村数				実施割合
			共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	
市	762	243	75	113	51	4	31.9%
人口1万人以上の町村	408	313	99	187	20	7	76.7%
人口1万人未満の町村	501	400	167	196	34	3	79.8%
合計	1,671	956	341	496	105	14	57.2%

(ウ) 人口規模別の制度別共同処理の状況

人口規模別（市、人口1万人以上の町村、人口1万人未満の町村）の共同処理状況は以下のとおりである。

<全体>

全国の市町村における共同処理の状況は、「共同設置」が341市町村（36%）、「事務の委託」が496市町村（52%）、「一部事務組合」が105市町村（11%）、「広域連合」が14市町村（1%）であった【図32参照】

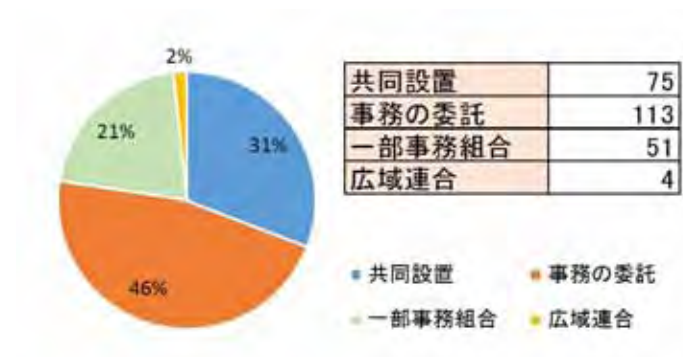
【図32 全国の市町村における制度別共同処理の状況】



<市>

市における共同処理の状況は、「共同設置」が75市（31%）、「事務の委託」が113市（46%）、「一部事務組合」が51市（21%）、「広域連合」が4市（2%）であった。【図33参照】

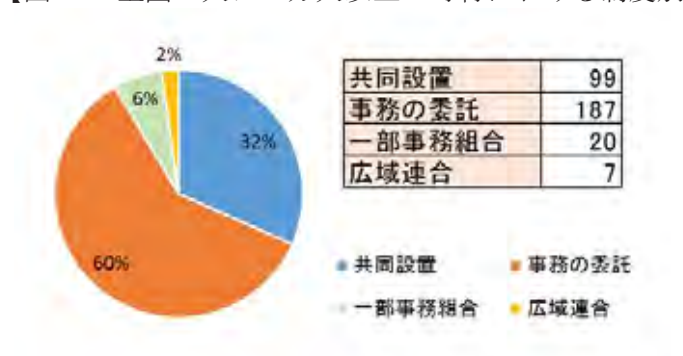
【図33 全国の市における制度別共同処理の状況】



<人口1万人以上の町村>

人口1万人以上の町村における共同処理の状況は、「共同設置」が99町村（32%）、「事務の委託」が187町村（60%）、「一部事務組合」が20町村（6%）、「広域連合」が7町村（2%）であった。【図34参照】

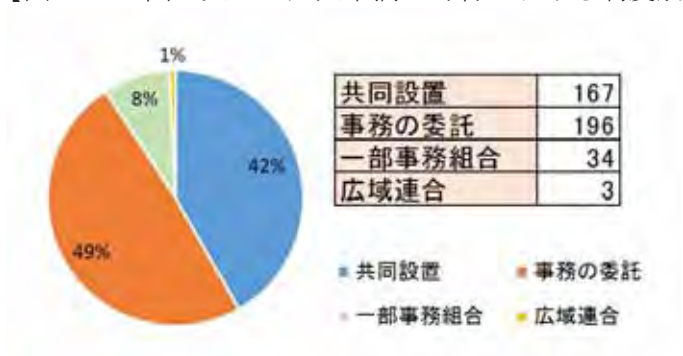
【図34 全国の人口1万人以上の町村における制度別共同処理の状況】



<人口1万人未満の町村>

人口1万人未満の町村における共同処理の状況は、「共同設置」が167町村（42%）、「事務の委託」が196町村（49%）、「一部事務組合」が34町村（8%）、「広域連合」が3町村（1%）であった。【図35参照】

【図35 全国の人口1万人未満の町村における制度別共同処理の状況】



イ 『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』結果の分析

調査の結果から、公平委員会に係る事務については、回答のあった1,671市町村のうち、6割近くの956市町村において共同処理を実施していることがわかった。団体の規模別の状況は、市においては全762団体中243団体(31.9%)、人口1万人以上の町村は全408団体中313団体(76.7%)、人口1万人未満の町村は全501団体中400団体(79.8%)である。

共同処理の制度別の状況については、「事務の委託」(496市町村(51.9%))により共同処理を行っている市町村が最も多く、次いで「共同設置」(341市町村(35.7%))、「一部事務組合」(105市町村(11.0%))、「広域連合」(14市町村(1.5%))の順であった。

本県においては市町村間の公平委員会に係る事務の共同処理の実績がないが、他都道府県においては既に過半数が実施しており、町村を中心に共同化が着々と進んでいることが確認された。また、共同処理の方法としては、「共同設置」や「事務の委託」が全国的に多く活用されている。「事務の委託」については、受託団体が全て都道府県(23県)となっている。

また、人口規模別の共同処理の制度別の状況(図31~35)から、市・人口1万人以上の町村・人口1万人未満の町村のいずれにおいても、「事務の委託」及び「共同設置」の割合が高い傾向は同様である。規模別の傾向については、市においては「一部事務組合」の割合が全団体における割合に比べ比較的高く、1万人以上の町村においては「事務の委託」が、人口1万人未満の町村においては「共同設置」が、各々全団体における割合に比べ比較的高い傾向となっている。

③ まとめ

公平委員会に係る事務について、県内市町村においては市町村間における共同処理の事例がないが、前述の「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」から、共同処理の必要性があると考えている団体も多い。

本部会においては、県内の市町村が現在抱えている課題と、共同処理の導入に対する課題を把握し、現在一部事務組合により共同処理を行っている新潟県市町村総合事務組合との意見交換会等を通して課題の一つ一つについて検討した。

結果として、県内市町村から挙げられた課題については、大半が事務処理の工夫により解消され、負担の軽減が可能であるという結論に至った。

また、他都道府県の市町村の状況をみると、回答のあった1,671市町村のうち、956市町村(57.2%)が共同処理を実施しており、特に町村では約8割に上る団体において既に導入していることが確認された。共同処理の制度については、事務の委託、共同設置、一部事務組合等様々ではあるが、特に小規模団体ほど共同処理を積極的に活用している状況である。

県内市町村においても、個々の団体の実情を踏まえつつ、共同処理の導入の可否及び是非を検討し、最も適した共同処理の方法を選択することが重要である。

2. 電算システムの共同化についての検討

(1) 『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の実施

① 『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』の概要

「電算システムの共同化」についての調査概要については次のとおりである。

調査対象	県内全市町村 (35 市町村)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同処理等を検討する必要性の有無とその理由 ・ 適当と考える共同処理等の方法 ・ 共同処理等を行う場合の構成団体の枠組み ・ 共同処理等を行うとした場合に懸念される課題
調査時点	平成 29 年 9 月 20 日現在

② 「電算システムの共同化」に係る調査の結果概要

ア 共同処理を検討する必要性の有無とその理由

次に、電算システムの共同化についての調査結果であるが、共同処理の検討の必要性については、「有」とした団体が 19 団体、「無」とした団体が 16 団体であった。

また、検討する必要性がある理由としては、「有」と回答した全団体が、「経費の削減」と回答しており、必要性がない理由としては、「既の実施済み」の団体が 16 団体中 9 団体と多くを占めているが、「現体制で対応可能」という回答も 4 団体あった。また、現時点では共同化の対応が困難とする団体も 2 団体あった。【図 36 参照】

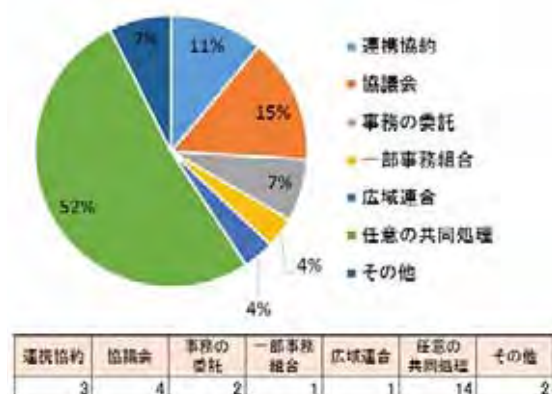
【図 36 検討の必要性がある団体・検討の必要性がある理由・検討の必要性がない理由】



イ 適当と考える共同処理の方法

適当と考える共同処理の方法については、「連携協約」（3団体）、「協議会」（4団体）、「事務の委託」（2団体）、「一部事務組合」（1団体）、「広域連合」（1団体）、「任意の共同処理」（14団体）、「その他」2団体となっており、「任意の共同処理」を共同処理の方法として適当と考えている団体が大半を占めている。【図 37 参照】

【図 37 適当と考える共同処理の方法】

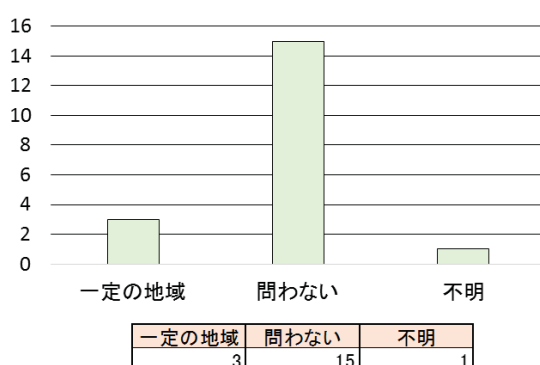


ウ 共同処理を行う場合の構成団体の枠組みの検討

仮に共同処理を行うとした場合の構成団体の枠組みについては、「一定の地域に限定した方がよい」と回答した団体が3団体、「地域を問わない」と回答した団体が15団体であった。

一定の地域に限定した方がよい理由としては、「団体と意思疎通が図りやすい」、「一定の地域の方がまとまりやすい」という回答があり、一定の地域であることを問わない理由としては、回答した全団体が「システムの管理・運営上支障がない」と回答している。【図 38 参照】

【図 38 構成団体の枠組み】

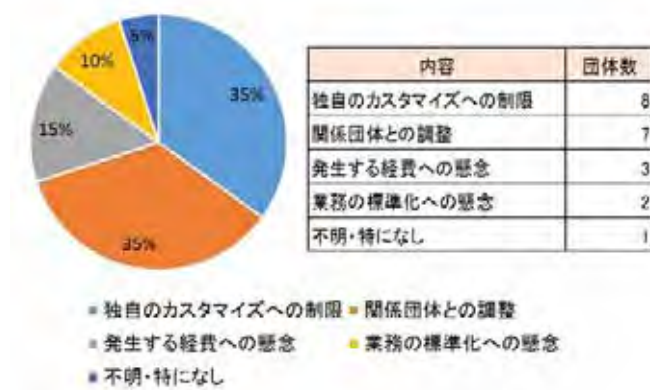


□ 一定の地域の方がよい理由	
内容	団体数
団体と意思疎通が図りやすい	2
一定の地域の方がまとまりやすい	2
□ 一定の地域であることを問わない理由	
内容	団体数
システムの管理・運営上支障がない	15

エ 共同処理を行うとした場合に懸念される課題

仮に共同処理を行うとした場合の課題については、「独自のカスタマイズへの制限」や「関係団体との調整」を課題として回答した団体が多く、他に「発生する経費への懸念」や「業務の標準化への懸念」を持っている団体もあった。【図 39 参照】

【図 39 共同処理を行うとした場合の課題】



(2) 吾妻広域町村圏振興整備組合との意見交換会

吾妻広域町村圏振興整備組合では、平成 25 年に「吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会」を発足し、情報システム経費の削減を図るため、群馬県内において初めて吾妻郡 6 町村（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）で電算システムの共同化を実現した。

本部会において、電算システムの共同化について検討する際の参考とするために、実際に任意の協議会（群馬県吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会）により電算システムの共同化を実現している吾妻広域町村圏振興整備組合に事例発表を行っていただき、部会構成員と意見交換を実施した。

なお、『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』結果において、電算システムの共同化の適当な共同処理の方法として任意の共同処理が回答として多く挙げられていたことから吾妻広域町村圏振興整備組合に依頼した。

① 取組の背景・目的

情報システム全体の経費が膨大であることやベンダーロックインにより経費を削減できないこと等から経費削減を主な目的として電算システムの共同化を実施した。

また、吾妻郡 6 町村近隣には連携できる中核市がなく、従来の広域行政圏の枠組みを存続し、事務の共同処理を進めてきたことから、吾妻広域圏において電算システムの共同化の検討を行った。

② 取組内容

吾妻広域町村圏振興整備組合では、組合規約の変更等の煩雑な手続きが不要である任意の協議会を設置し、住民基本台帳や国民年金業務等の基幹系システムの共同化を行った。

システムの共同化によりデータ移行費を含めた総軽減率は△20.59%と約 2 億 6 千万の経費削減を実現している。【図 40 参照】

また、平成 29 年度には、構成団体である嬭恋村、高山村の基幹系システムが稼働し、6 町村全てのシステムが稼働。システムの更新時期は平成 34 年度に設定されている。【図 41 参照】

【任意の協議会により共同処理を行った場合のメリット・デメリット】

<メリット>

- (ア) 情報システム経費の削減
- (イ) 次回更新時のベンダーロックインの解消
- (ウ) ノンカスタマイズ化による町村間の業務共通化
- (エ) 災害時のデータ保存環境の向上及び業務継続体制の確保並びに高度なセキュリティ対策
- (オ) サーバー等の管理及び設置場所が不要

<デメリット>

- (ア) 独自のカスタマイズが困難
- (イ) データ移行費がかかる
- (ウ) 団体間の調整が必要

【図 40 基幹系システム コスト削減効果検証一覧】

(単位:千円)

町村名 事業者の移行	中之条町 A→B	長野原町 A→B	嬭恋村 A→B	草津町 A→B	高山村 A→B	東吾妻町 B→B	合計
今回見積額(5年換算) A	174,277	121,093	136,752	125,257	110,637	167,984	836,000
現契約額(5年利用料) B	216,715	241,731	213,931	211,264	178,919	217,274	1,279,834
比較差額(A-B) C	△42,438	△120,638	△77,179	△86,007	△68,282	△49,290	△443,834
軽減率(C/B) D	△19.58%	△49.91%	△36.08%	△40.71%	△38.16%	△22.69%	△34.68%
データ移行費 E	38,910	37,220	32,460	37,220	34,550	0	180,360
移行費用総額(A+E) F	213,187	158,313	169,212	162,477	145,187	167,984	1,016,360
比較差額(F-B) G	△3,528	△83,418	△44,719	△48,787	△33,732	△49,290	△263,474
総軽減率(G/B) H	△1.63%	△34.51%	△20.9%	△23.09%	△18.85%	△22.69%	△20.59%

(出典) 吾妻広域町村圏振興整備組合「吾妻郡6町村による自治体クラウド導入の取り組みについて」(事例発表資料)

【図 41 基幹系システム共同化の経過】

共同化のための主な動き	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度
吾妻広域理事会 共同化調査研究開始を決定	■						
吾妻広域理事会 協議会設置を決定	■						
吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会発足		■					
基幹系システム共同化検討会議		■	■				
基幹系システムプロポーザル実施、事業者決定			■				
基幹系システム共同アウトソーシング実施協定締結				■			
基幹系システム稼働(中之条町)					■		次回更新
基幹系システム稼働(草津町)					■		
基幹系システム稼働(長野原町)					■		
基幹系システム稼働(東吾妻町)					■		
基幹系システム稼働(嬭恋村)						■	
基幹系システム稼働(高山村)						■	

(出典) 吾妻広域町村圏振興整備組合「吾妻郡6町村による自治体クラウド導入の取り組みについて」(事例発表資料)

(3) 「電算システムの共同化」に関する課題の検討

① 課題等の検討

吾妻広域町村圏振興整備組合の取組事例等を踏まえ、電算システムの共同化を実施するにあたって検討すべき課題や留意事項を整理した結果は以下のとおりである。

ア 共同処理を行うとした場合に想定される効果の検討・分析

電算システムの共同化については、前述の『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』結果から、35市町村のうち19市町村が共同処理を検討する必要があると回答しており、必要がある理由として挙げられている「経費の削減」、「業務の効率化」、「セキュリティの向上」、「品質の確保」について、順次検討する。

(ア) 経費の削減

電算システムを共同化しようとして検討する場合に効果として最も期待されるのは、経費の削減である。

これについては、共同処理に参加する団体が多いほど、スケールメリットが大きいのではないかと期待される場所であるが、団体間の調整に係る経費や既存のデータの移行経費等、導入に係る経費も見込まれる場所、実際に経費の削減につながるのか懸念される場所である。

先進自治体である吾妻広域町村圏振興整備組合に具体的な経費の状況を伺ったところ、共同処理を行った場合の効果である「経費の削減」については、関係団体における共同処理前の5年利用料の合計額12億7,983万4千円が、共同処理後の5年換算の見積額8億3,600万円に減額となっており、軽減率は△34.68%という結果が出ている。

また、データ移行費を加味しても△20.59%であり、確実に経費の削減が図られていることがわかる。

(イ) 業務の効率化

電算システムを共同化する際には、関係団体の業務を標準化する必要が生じる。この業務プロセスを統一させる課程において、関係団体の協議により、最も効率的な業務手順が選択され、見直しが行われるため、業務プロセスの各団体において業務の効率化が期待できる。

(ウ) セキュリティの向上

セキュリティの向上については、電算システムの共同化にあたって、最も配慮の必要な事案である。

吾妻広域町村圏振興整備組合の事例によれば、クラウド化により、データの管理を、各構成団体の庁舎ではなく、ベンダーのデータセンターで集中管理を行っているため、災害時のデータ保存環境の向上やセキュリティ対策が図られている。セキュリティの向上は確実に期待できる。

(エ) 品質の確保

通常のシステムと同様に、電算システムの品質管理についてはベンダーにおいて管理されているが、単独で処理している場合に比べ、共同化することで構成団体全ての職員によるチェック機能が働くことになる。結果として、更に品質の向上が期待できる。

イ 共同処理を行うとした場合の課題の検討・分析

続いて、共同処理を行うとした場合の課題として挙げられていた「独自のカスタマイズへの制限」、「関係団体との調整」、「発生する経費への懸念」、「業務の標準化への懸念」について、順次検討する。

(ア) 独自のカスタマイズへの制限

電算システムを共同化することにより、単独で実施していた際に使用していたシステムの一部については、変更や廃止はやむを得ないものである。また、共同化の実施後に独自のカスタマイズが可能か否かは、未導入団体にあっては気になるところである。

吾妻広域町村圏振興整備組合の事例では、平成 29 年度に関係団体のシステムが全て稼働してから、まだ間もない状況ではあるが、現時点のところ、各構成団体からの独自のカスタマイズの要望は受けておらず、業務を遂行する上で特段の支障は生じてはいない状況であるとのことであった。

なお、今後、各構成団体から、独自のカスタマイズの要望があった場合には、当該団体で負担することにはなるが、カスタマイズをすることは可能ということである。

共同化にあたっては、協議段階において、将来的な需要をシミュレーションしながら、関係団体間でじっくり検討することが必要である。

(イ) 関係団体との調整

関係団体の調整にどの程度の負担が生じるのかということは、共同処理の相手方を選定する際の地理的な要件を検討する際に重要である。

吾妻広域町村圏振興整備組合の事例では、協議会設立前に、月 1 回程度のペースで、定期的に構成団体が一堂に会して会議を開催したということであるが、これは、協議会要綱、システム共同化の基本目標、共同化の方法及び共同化する業務の検討等のため、直接打ち合わせする必要があったためということであった。

協議会設立後は、各専門部会を開催し、プロポーザルに向けた仕様書及び採点表の検討等が行われた。業者の選定が終了し、共同システムに移行した後は、定期的に会議を開催する必要はなくなり、現在は必要に応じて開催されているということである。

仮に、他の自治体が吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会に参入しようとする場合には、現在 6 町村で結んでいる協定書に同意すること、また、6 町村の同意を得ることが必要となるが、協議会設立前から業者を選定するまでの調整は不要となるということである。

(ウ) 発生する経費への懸念

上記ア（ア）参照のこと。

(エ) 業務の標準化への懸念

システムの共同化においては、業務の標準化は必須の要件であり、これを避けることはできない。導入する際には、他団体との調整と現在のシステムとの調整に相当の労力が必要なことは予測されるが、既に先進自治体の事例も多数あることから、これらの情報収集を行い、参考としながら、労力の軽減を図れるよう検討が必要である。

ウ 検討結果

以上のことから、電算システムの共同化については、導入に至るまでの調整等の人的な負担はあるものの、経費の削減については十分な効果が認められる。

また、共同処理の方法については、一部事務組合や任意協議会等の様々な選択肢があるが、いずれの方法を選択しても、電算システムの共同化についてはその効果に及ぼす影響はほとんどないと考えられるため、組合規約の変更や関係条例等の整備に手間がかかる一部事務組合等による共同処理に比べ、より簡便な手続きで設置が可能な任意の協議会による共同化を選択することにより、迅速で効率的な導入が可能となる。

なお、共同処理を行う際の構成団体の枠組みについては、導入の検討段階では、構成団体の意見調整のため、定期的に会議を開催する必要があるため、各団体の地理的な条件を考慮する必要も生じてくるが、システム稼働後は、基本的に定期的な意見調整が不要であるため、遠方の団体の参入も可能である。

② 全国の市町村における共同処理の状況

前述の「① 課題等の検討」においては、「電算システムの共同化」について、共同処理の方法として、任意の協議会を中心に検討を行ったが、全国の市町村における共同処理の状況や傾向等を把握することを目的として、次のとおり、調査を実施した。

調査対象

全国の各都道府県（47 都道府県）

※結果については、回答のあった 45 都道府県（1,671 市町村）の状況を取りまとめたもの

調査項目

電算システムの共同化の状況

調査時点

平成 28 年 7 月 1 日現在

※「任意の協議会等」については、平成 29 年 11 月 1 日現在で、各都道府県の担当課において把握している限りで回答を求めた。

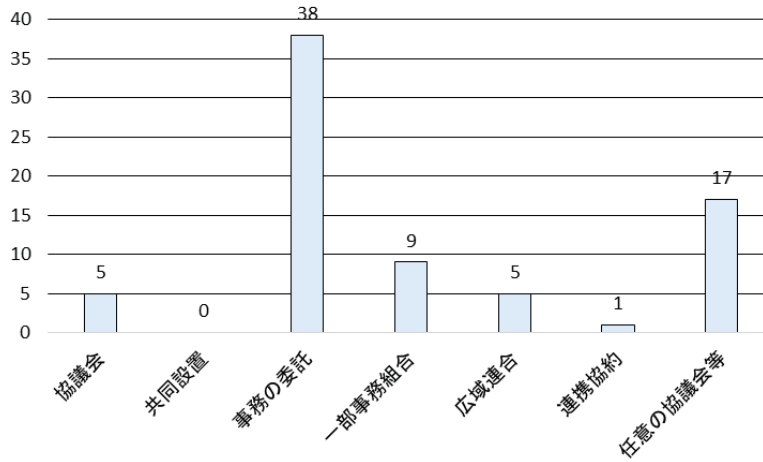
※ 調査結果については、市町村間における共同処理の傾向を人口規模別に把握するため、下記「ア（ア）全国の市町村における共同処理の状況」、「ア（イ）人口規模別の共同処理の実施状況」及び「ア（ウ）人口規模別の制度別共同処理の状況」においては、一部事務組合及び広域連合を含めていない。

ア 『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』の結果概要

（ア）全国の市町村における共同処理の状況

全国の 1,671 市町村のうち、490 市町村（29.3%）が電算システムの共同化を実施しており、各都道府県における共同処理の状況は、「事務の委託」（38 件）、「任意の協議会等」（17 件）、「一部事務組合」（9 件）、「協議会」（5 件）、「広域連合」（5 件）、「連携協約」（1 件）であった。【図 42 参照】

【図 42 全国の市町村における共同処理の状況】



(イ) 人口規模別の共同処理の実施状況

人口規模別（市、人口1万人以上の町村、人口1万人未満の町村）の共同処理の実施状況は以下のとおりである。【図 43 参照】

【図 43 全国の市町村における共同処理の実施状況】

	全市町村数	共同処理実施市町村数	共同処理の実施形態						実施割合
			協議会	事務の委託	一部事務組合	広域連合	連携協約	任意の協議会等	
市	762	146	7	7	40	9	4	79	19.2%
人口1万人以上の町村	408	119	3	6	42	5	8	55	29.2%
人口1万人未満の町村	501	225	23	25	69	14	7	87	44.9%
合計	1,671	490	33	38	151	28	19	221	29.3%

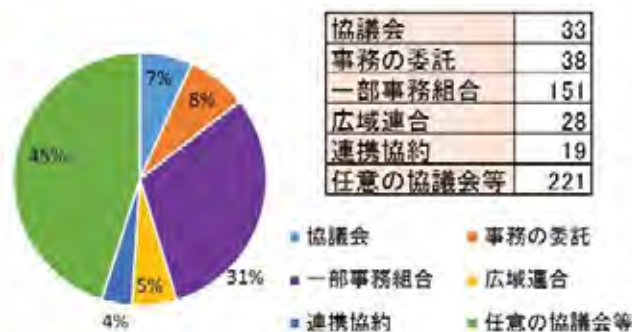
(ウ) 人口規模別の制度別共同処理の状況

人口規模別（市、人口1万人以上の町村、人口1万人未満の町村）の共同処理状況は以下のとおりである。

<全体>

全国の市町村における共同処理の状況は、「協議会」が33市町村（7%）、「事務の委託」が38市町村（8%）、「一部事務組合」が151市町村（31%）、「広域連合」が28市町村（5%）、「連携協約」が19市町村（4%）、「任意の協議会等」が221市町村（45%）であった。【図 44 参照】

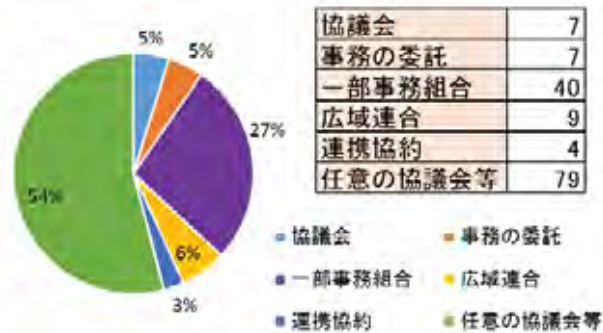
【図 44 全国の市町村における制度別共同処理の状況】



<市>

市における共同処理の状況は、「協議会」が7市（5%）、「事務の委託」が7市（5%）、「一部事務組合」が40市（27%）、「広域連合」が9市（6%）、「連携協約」が4市（3%）、「任意の協議会等」が79市（54%）であった。【図45参照】

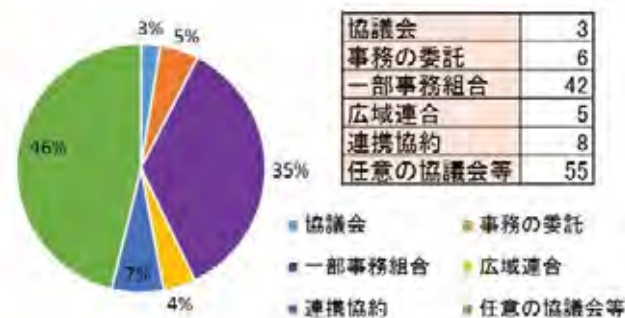
【図45 全国の市における制度別共同処理の状況】



<人口1万人以上の町村>

人口1万人以上の町村における共同処理の状況は、「協議会」が3町村（3%）、「事務の委託」が6町村（5%）、「一部事務組合」が42町村（35%）、「広域連合」が5町村（4%）、「連携協約」が8町村（7%）、「任意の協議会等」が55町村（46%）であった。【図46参照】

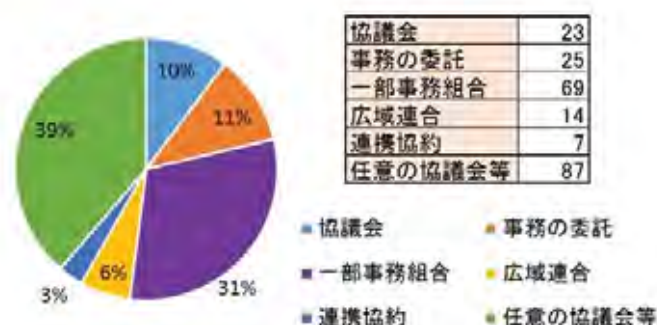
【図46 全国の人口1万人以上の町村における制度別共同処理の状況】



<人口1万人未満の町村>

人口1万人未満の町村における共同処理の状況は、「協議会」が23町村（10%）、「事務の委託」が25町村（11%）、「一部事務組合」が69町村（31%）、「広域連合」が14町村（6%）、「連携協約」が7町村（3%）、「任意の協議会等」が87町村（39%）であった。【図47参照】

【図47 全国の人口1万人未満の町村における制度別共同処理の状況】



イ 『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』結果の分析

調査の結果から、電算システムの共同化について、回答のあった1,671市町村のうち、約3割の490市町村において共同処理を実施していることがわかった。団体の規模別の状況は、市においては全762団体中146団体(19.2%)、人口1万人以上の町村は全408団体中119団体(29.2%)、人口1万人未満の町村は全501団体中225団体(44.9%)である。

共同処理の制度別の状況については、「任意の協議会等」(221市町村(45.1%))により共同化を行っている市町村が最も多く、次いで「一部事務組合」(151市町村(30.8%))、「事務の委託」(38市町村(7.8%))、「協議会」(33市町村(6.7%))、「広域連合」(28市町村(5.7%))、「連携協約」(19市町村(3.9%))の順であった。

本県においては、吾妻郡の6町村において任意の協議会による市町村間の電算システムの共同化が実施されているが、他都道府県においては約3割の市町村において既に共同化が実施されており、1万人未満の町村においては5割弱の団体で共同化が行われている。また、共同処理の方法としては、「任意の協議会等」や「一部事務組合」が全国的に多く活用されている。

また、人口規模別の共同処理の制度別の状況(図43~47)から、市・人口1万人以上の町村・人口1万人未満の町村のいずれにおいても、「任意の協議会等」や「一部事務組合」の割合が高い傾向は同様である。規模別の傾向については、市においては「任意の協議会等」の割合が全団体における割合に比べ比較的高く、1万人以上の町村においては「一部事務組合」及び「連携協約」が、人口1万人未満の町村においては「協議会」及び「事務の委託」が、各々全団体における割合に比べ比較的高い傾向となっている。

③ まとめ

電算システムの共同化について、県内市町村においては吾妻郡の6町村における事例があるのみであるが、前述の「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」から、共同処理の必要性があるとする団体が複数あった。

本部会においては、県内の市町村が現在抱えている課題と、共同処理の導入に対する課題を把握し、現在任意の協議会により共同化した吾妻広域町村圏振興整備組合との意見交換会等を通して課題について検討した。

結果として、電算システムの共同化については、導入に至るまでの調整等の人的な負担はあるものの、経費の削減については実際に十分な効果が認められることが確認できた。また、共同処理の方法については、いずれの方法を選択してもその効果に及ぼす影響はほとんどないと考えられることから、より簡便な手続きで設置が可能な任意の協議会による共同化が効率的な方法である。

また、他都道府県の市町村の状況をみると、回答のあった1,671市町村のうち、490市町村(29.3%)が共同処理を実施しており、特に1万人未満の町村においては、半数近く(44.9%)の団体において共同化が図られていることが確認された。共同処理の制度については、任意の協議会、一部事務組合、事務の委託、連携協約等様々ではあるが、簡便な手続きで共同化が実施できる任意の協議会が45%と大半を占めている。小規模団体を中心とし、簡便な方法により共同化が図られつつあることが認められる。

県内市町村においても、共同化の動きがいくつか認められるが、現在検討していない団体においても共同処理の導入の可否及び是非の検討を早急に開始する必要がある。

V おわりに

人口減少・少子高齢化が進行し、人的・財的資源に限られる中で、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、市町村間又は県と市町村の広域連携について検討することは極めて重要な課題である。

一方で、市町村においては、地方分権の進展による業務量の増加や多様化する行政需要、「集中改革プラン」の推進による職員数の減少等により、職員一人一人の業務量が格段に増加しており、担当職員がそれぞれの分野における広域連携の必要性を感じつつも、日々の業務に追われ、具体的な検討を進める時間的な余裕がないというのが実情ではないだろうか。

本部会は、「地方公共団体相互間の協力」について研究・検討を行うことにより、行財政運営の効率化に資することを目的として設置された。市町村間又は県と市町村の連携、特に共同処理を中心に、その現状と課題を調査し、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換会を通して、課題解消の検討を行った。

1. 市町村間又は県と市町村の連携への支援

まず、県内の市町村において、現在単独で実施しているが、今後、共同処理の検討の必要が生じると考えられる事務」の状況について調査を行った。この結果、「一般廃棄物の収集・処理、許可事務」、「公平委員会に係る事務」、「電算システムの共同化」等、90種類と多岐にわたる事務について、人的・財政的な要因により、検討が必要になると考えていることが把握された。

更に、これらの事務について共同処理が進まない理由を調査したところ、「検討する余裕がない。」、「協議・検討する場がない。」、「共同処理する事務や方法が判断できない。」、「調整・検討事項が多数ある。」という団体内部における職員の業務の負担感や体制に関する課題と、「共同処理をする相手がない。」、「自治体間で実情が異なる。」、「自治体間で共通の認識が醸成されていない。」、「調整役となる団体がない。」という他団体との調整過程における課題の、大別すると2つの理由により、共同処理を実現するに至っていない実情が把握できた。

では、共同処理を促進するためには何が必要か。それには、まず、団体内部における検討過程の業務負担を軽減させるため、検討に必要な十分な情報の収集と調査・研究のサポートをする支援（調査・研究機能）が必要である。次に必要なことは、他団体との調整過程における課題を軽減させるために必要な、関係団体間の調整と導入に係る事務的な支援（調整・支援機能）である。

この2つの支援により、市町村の共同処理の検討を促進することが可能となる。そして、この役割については、市町村に関する連絡調整や広域にわたる事務を処理する県が旗振り役を務めるのが適当と考えられる。

次に、共同処理の検討を促進するための具体的な仕組みを検討するため、全国の各都道府県に対して「市町村間又は県と市町村における連携を促進するため実施している支援」について調査するとともに、先進的な取組を行っている奈良県の協力により、意見交換会を実施した。

これらを踏まえ、本部会において、各団体に対する情報提供や研究をサポートする「調査・研究機能」と各団体間における検討や調整の場を提供する「調整・支援機能」を果たせる仕組みとして、「県及び市町村における協議会」、「県及び市町村による共同研究会」、「近隣市町村による協議会」の3つの仕組みを検討した。

これらについては、「県・市町村パートナーシップ委員会」や本部会の上部組織である「行革研究会」、「郡の町村会」等、類似の制度が整備されている場合もあるため、既存の制度を活用することにより、積極的に共同処理を促進していくことが望ましい。

2. 個別事務の検討

県内の市町村に対して、「今後、共同処理の検討の必要が生じると考えられる事務」の状況について調査を行ったところ、90種類と多岐にわたる事務について、検討が必要になると考えていること把握されたが、部会における検討において、これらのうちから2つの事務を選定し、各々の事務に係る現状の課題と共同処理を実施しようとする場合の課題について調査するとともに、先進自治体との意見交換会を踏まえて、検討結果をとりまとめた。

(1) 公平委員会に係る事務の共同処理

「公平委員会に係る事務」については、県内において市町村間における共同処理の実績がない状況であるが、県内の市町村が現在この事務について抱えている課題と、共同処理の導入に対する課題を把握した上で、他県において一部事務組合による共同処理を行っている団体の事例を参考としながら、順次、課題について検討を行った。

まず、単独で処理をしている場合の課題である「公平委員のなり手不足」や「ノウハウ不足」については、共同処理の構成団体数が多いほど必要とされる公平委員の人数の割合が減少し、また、処理件数については合算されるため、各々十分に解消することが可能と考えられる。

次に、共同処理を実施するにあたり課題として捉えられていた、「事務局が遠くなることによる弊害」や「構成団体との調整」等については、大半が事務処理の工夫により解消され、負担の軽減が可能であるという結論に至った。

実際に一部事務組合の設立を検討する際には、共同処理を行う構成団体を必ずしも近隣の地域に限定する必要はなく、また、公平委員会に係る事務については、現状でも事務量が少ないことを考慮し、共同処理を希望する団体を幅広く募り、構成団体数を増やすことにより、更に効率的な運営を目指すべきと考える。

また、他都道府県の市町村においては、回答のあった1,671市町村のうち、6割近くの団体において共同処理を実施しており、特に人口1万人未満の町村においては約8割にのぼることが把握された。共同処理の制度については、事務の委託、共同設置、一部事務組合等様々ではあるが、特に小規模団体ほど共同処理を積極的に活用している状況が認められる。

県内市町村においては、前述のとおり、市町村間における共同処理の実績はないが、各種共同処理制度の特徴を踏まえ、各団体の規模や事務の実績等様々な実情を勘案して最適な方法を検討していく必要がある。

(2) 電算システムの共同化

「電算システムの共同化」については、県内では、吾妻郡6町村における任意協議会による共同化の事例があるが、今後、導入を考えている市町村は多いという情報もある。こちらについても県内の市町村が現在抱えている課題と、共同処理の導入に対する課題を把握し、県内唯一の事例である任意の協議会による共同化の事例を参考とし、課題について検討を行った。

結果として、電算システムの共同化については、導入に至るまでの調整等の人的な負担はあるものの、十分な経費の削減効果が認められ、また、共同処理の方法については、一部事務組合や任意協議会等の様々な選択肢があるが、いずれを選択しても電算システムの共同化については、その効果に及ぼす影響は少ないと考えられるため、より簡便な手続きで設置が可能な「任意の協議会」による共同化が最も効率的であり、適当と考える。また、共同処理を行う際の地理的な問題については、システム稼働後であれば、遠方の団体であってもほとんど支障は生じないため、構成団体を増やすことにより、スケールメリットを増大させることが可能である。

また、他都道府県の市町村の状況をみると、回答のあった1,671市町村のうち、約3割の市町村が共同処理を実施しており、特に1万人未満の町村においては、半数近くの団体にお

いて共同化が図られていることがわかった。また、共同処理の制度については、任意の協議会による共同化が約半数を占めており、小規模模団体を中心とし、簡便な方法により共同化が図られていることが認められる。

県内市町村においても、共同化の動きが認められるが、現在検討していない団体においても共同処理の導入の可否及び是非の検討を早急に開始する必要がある。

3. 今後の取組み

本部会では、これまで、市町村間又は県と市町村の連携を促進するために、「県及び市町村における協議会」、「県及び市町村による共同研究会」、「近隣市町村による協議会」の3つの仕組みの提案と、「公平委員会に係る事務の共同処理」及び「電算システムの共同化」の2つの個別案件について課題の検討を行ってきた。

県内市町村においては、今後、各自治体が単独で処理することが困難になるであろうと見込まれる事務や、他の自治体と共同処理することで効率化が期待できる事務等、将来的に共同処理の検討が必要と考えている事務が90種類にも及ぶことが把握されたところであり、これを真摯に受け止め、順次解決が図れるよう、県と市町村が協力して検討できる仕組みを早期に確立する必要があると考える。

次に、個別案件として検討を行った「公平委員会に係る事務」及び「電算システム」については、共同処理の実施により、効率的な行財政運営を行う上で高い効果が認められるため、本報告書における検討内容を参考に、各市町村において共同処理の実現に向けて検討されることを期待したい。

また、共同処理の検討にあたり課題とされていた、「団体間における検討や調整の場」を提供するため、「公平委員会に係る事務」及び「電算システム」の共同処理の実現を支援する場として、行政改革研究会に各々部会を設置することを希望する。

最後になるが、今後、ますます多様化する行政需要や地方分権の進展に対応するため、更に効率的かつ効果的な行政体制を整備し、行財政基盤を強化することが必要となる。その手段として、広域連携を含めた様々な行政改革の手法を情報収集し、各自治体の実情に応じて活用していくことが重要である。

平成の合併を経験し、集中改革プラン等の度重なる行政改革のニーズに引き続き、自治体によっては「行革疲れ」との声も聞こえてくる場所である。しかし、自治体を取り巻く環境は引き続き厳しいことが予測され、また、目まぐるしく変化を続けている。

県と市町村が更に連携を深め、たゆまぬ行政改革に取り組んでいくことが県民であり市町村民である住民のニーズに応えることにつながるのではないだろうか。

今後の行政改革の検討にあたり、本報告書をその一助として御活用いただければ幸いである。

VI 参考資料

- ・「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」記載要領・・・・・・・・・・ 資料1
- ・「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」調査表・・・・・・・・・・ 資料2
- ・『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』記載要領・・・・・・・・・・ 資料3
- ・『「地方公共団体相互間の協力」に係る追加調査』調査表・・・・・・・・・・ 資料4
- ・『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』記載要領・・・・・・・・・・ 資料5
- ・『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』調査表・・・・・・・・・・ 資料6
- ・『「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査』調査結果・・・・・・・・・・ 資料7

共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査

調査内容

貴団体が処理する事務のうち、次の(1)から(2)のいずれかに該当する事務（共同処理等の検討の必要性がある事務）の有無及びその状況について調査するものです。

- (1) 単独処理が困難となることが想定される事務
- (2) 他団体と共同処理することで効率化（人員、財政等）が図られることが想定される事務

【記入要領】

1 「検討の必要性がある事務の具体的内容」

- ・ 別添の「【参考】事務の種類一覧と事務の例示」を参考に、上記(1)(2)に該当する具体的な事務の内容を記入してください。
- ・ なお、該当する事務が複数ある場合は、適宜行を挿入して記入してください。

2 「検討の必要性がある理由」

- ・ 次の①から⑤のうち、該当するものを選択してください。
①財源の不足 ②人員の不足 ③職員の専門知識の不足
④行政サービスの提供に必要な事業規模の確保が困難
⑤その他（自由記述）
- ・ なお、該当する理由が複数ある場合は、該当するもの全てを選択してください。

3 「必要性の度合い」

- ・ 「大」「小」のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ・ なお「大」「小」の目安は次のとおりです。

○「大」：共同処理等について、現在から概ね5年以内までに検討が必要であると考えられる場合。

○「小」：共同処理等について、5年後以降（中長期的に）検討が必要であると考えられる場合。

【参考】事務の種類一覧と事務の例示

事務の種類		事務の一例
福祉	児童福祉・子育て支援	保育所の設置・管理、児童福祉施設の設置・管理
	障害者福祉	障害者自立支援給付事務
	母子等福祉	児童扶養手当の支給、母子自立支援員の設置
	生活保護	生活保護の実施、社会福祉主事等の設置
	高齢者福祉	養護老人ホームの設置・管理、老人クラブへの助成
	介護保険	介護保険の給付、介護保険の認定
	その他福祉	
医療・保健	病院・診療所	病院・診療所の設置・管理
	保健衛生	保健所・市町村保健センターの設置・管理、感染症対策、母子衛生
	その他医療・保健	
衛生	ごみ処理	一般廃棄物の収集・処理
	し尿処理	し尿の収集・処理
	火葬場	火葬場に関する事務
	その他衛生	
土木	道路・橋りょう	市町村道・橋りょうの整備・維持管理
	河川管理	準用河川の管理
	上水道	上水道の設置・管理
	下水道(集落排水等含む)	下水道の設置・管理
	公営住宅	公営住宅の設置・管理
	公園	公園の設置・管理
	その他土木	
教育	小学校・中学校	教育委員会事務局の運営
	社会教育	青少年育成、生涯学習
	図書館・博物館等施設	図書館・博物館の設置・管理
	文化財	文化財の保護
	その他教育	
産業振興等	農林水産振興	農業関連産業の活性化、造林対策
	地域産業振興	中心市街地活性化、企業誘致
	観光	観光に関する事務
	地域振興	独自の地域づくり・まちづくり、地域文化の振興
	集落・コミュニティ対策	集落活動支援、人材育成
	その他産業振興等	
その他	消防・救急	消防用設備、消火活動、救急業務、防災
	戸籍・住民基本台帳等の窓口事務	住民票の交付に関する事務、住民基本台帳の閲覧に関する事務
	消費者	消費生活相談窓口の設置
	総務関係	文書、法規、電算システムの共同化、職員研修
	行政委員会	監査、選挙、公平委員会に係る業務
	その他上記に該当しない事務	税の賦課徴収業務

※「事務の種類」については、平成25年1月11日に総務省自治行政局市町村体制整備課が実施した「市町村における事務処理のあり方に関する調査について」を参照

共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査

市町村名

事務区分	1 検討の必要性がある事務の具体的内容	2 検討の必要性がある理由 (※複数選択可)					⑤の内容を記述	3 必要性の度合い	
		①財源の不足	②人員の不足	③職員の専門知識の不足	④事業規模の確保困難	⑤その他		大	小
福祉	児童福祉・子育て支援								
	障害者福祉								
	母子等福祉								
	生活保護								
	高齢者福祉								
	介護保険								
	その他福祉								
医療・保健	病院・診療所								
	保健衛生								
	その他医療・保健								
衛生	ごみ処理								
	し尿処理								
	火葬場								
	その他衛生								
土木	道路・橋りょう								
	河川管理								
	上水道								
	下水道								
	公営住宅								
	公園								
	その他土木								
教育	小学校・中学校								
	社会教育								
	図書館・博物館等施設								
	文化財								
	その他教育								
産業振興等	農林水産振興								
	地域産業振興								
	観光								
	地域振興								
	集落・コミュニティ対策								
	その他産業振興等								
その他	消防・救急								
	戸籍・住民基本台帳等の窓口事務								
	消費者								
	総務関係								
	行政委員会								
	その他上記に該当しない事務								

※該当する事務が多数ある場合など、行が不足する場合には、適宜行を追加してご記入ください。

『地方公共団体相互間の協力』に係る追加調査・記載要領

問 1 共同処理等を実現するにあたっての課題についてお答えください。

平成 29 年 7 月 24 日付け「共同処理等の検討の必要性がある事務に関する調査」（市第 315 19 号）において、「検討の必要性がある」と御回答いただいた団体が 3 団体以上であった事務は次の 13 事務でした。

- ・一般廃棄物の収集・処理、許可事務（8 団体）
- ・公平委員会に係る事務（6 団体）
- ・公営住宅の維持管理・滞納整理（4 団体）
- ・電算システムの共同化（4 団体）
- ・行政不服審査会に係る事務（4 団体）
- ・し尿の収集・処理、許可事務（3 団体）
- ・上水道の設置・管理（3 団体）
- ・下水道施設の運営維持管理（3 団体）
- ・埋蔵文化財取扱いに係る事務（3 団体）
- ・県指定、国指定文化財等の保管事務（3 団体）
- ・有害鳥獣の対策業務（3 団体）
- ・情報公開・個人情報保護審査会に係る事務（3 団体）
- ・地方税徴収対策、税の賦課徴収業務（3 団体）

これらについて、前回調査（市第 315 19 号）における貴団体の回答内容に関わらず、貴団体が上記等の共同処理を実現しようと仮定した場合、共同処理等が進まない主な理由についてお答えください。

問 2 「公平委員会に係る事務」について以下の質問にお答えください。

- (1) 公平委員会について、調査時点での事務局の体制（例：○名、○課職員が兼務）及び委員の職業（例：弁護士 1 名、市（町・村）職員 ○ B 2 名等）を記入してください。
- (2) 過去 5 年間の処理件数（苦情相談、措置要求、審査請求（不服申立））を記入してください。
- (3) 現状の課題について、該当する項目を次の①から⑤の中から選択してください。
 - ① 適当な委員の選任ができない（なり手不足等）
 - ② 案件が少ないため、ノウハウの蓄積がなく、十分な対応ができない
 - ③ 案件はないが委員を設置しなければならないため、実際の業務量に対し経費負担が大きい
 - ④ 特になし
 - ⑤ その他（自由記述）

なお、該当する課題が複数ある場合は、複数選択してください。

※②については、処理すべき事案が発生した場合を想定して回答してください。

- (4) 「公平委員会に係る事務」について、前回調査（市第 315 19 号）における貴団体の回

答内容に関わらず、共同処理等を検討する必要性の有無と、各々その理由を記入してください。
※（４）において「無」とご回答いただいた場合は、（５）から（７）までの質問への回答は不要です。

（５） 適当と考える共同処理等の方法について、該当する項目を次の①から⑤の中から選択してください。なお、該当する方法が複数ある場合は、複数選択してください。

- ①機関等の共同設置
- ②事務の委託
- ③一部事務組合
- ④広域連合
- ⑤その他（自由記述）

（６） 共同処理等を行う場合の構成団体の枠組みについて、次の①又は②から選択してください。また、選択した理由をお答えください。

- ①一定の地域毎（中部地域、西部地域、吾妻地域、利根沼田地域、東部地域等）で行った方がよい
- ②地域は問わない

（７） 共同処理等を行うとした場合に懸念される課題を記入してください。

問 3 「電算システムの共同化」について以下の質問にお答えください。

（１） 「電算システムの共同化」について、前回調査（市第 3 1 5 1 9 号）における貴団体の回答内容に関わらず、共同処理等を検討する必要性の有無と、各々その理由を記入してください。
※（１）において「無」とご回答いただいた場合は、（２）から（４）までの質問への回答は不要です。

（２） 適当と考える共同処理等の方法について、該当する項目を次の①から⑦の中から選択してください。なお、該当する方法が複数ある場合は、複数選択してください。

- ①連携協約
- ②協議会
- ③事務の委託
- ④一部事務組合
- ⑤広域連合
- ⑥地方自治法を根拠としない任意の共同処理
- ⑦その他（自由記述）

（３） 共同処理等を行う場合の構成団体の枠組みについて、次の①又は②から選択してください。また、選択した理由をお答えください。

- ①一定の地域毎（中部地域、西部地域、吾妻地域、利根沼田地域、東部地域等）で行った方がよい
- ②地域は問わない

（４） 共同処理等を行うとした場合に懸念される課題を記入してください。

『地方公共団体相互間の協力』に係る支援状況の調査について

1. 調査の趣旨

本県では、人口減少や高齢化の進行、行政需要の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、行政運営の効率化や最適化を実現するために、県内の市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究・検討を行う「行政改革研究会」を平成29年の3月に設置するとともに、その下部組織として3つの部会を設置いたしました。

現在、そのうちの1つである「地方公共団体の相互間の協力」部会において、市町村間又は県と市町村の連携について検討及び研究を行っており、この度、全国の都道府県において実施されている市町村間又は県と市町村の連携に係る支援状況について把握し、当部会の検討及び研究の参考とするために、本調査を実施するものです。

なお、本調査の結果については、当部会の研究結果をまとめた報告書に掲載させていただき、本県内市町村に共有させていただくとともに、県HPへの掲載も予定しております。

2. 調査内容（※本調査依頼時点の状況について御回答をお願いいたします）

問1 貴都道府県における市町村間又は県と市町村での連携に対する支援について、以下の質問にお答えください。

- (1) 市町村間又は県と市町村での連携に対して支援を行う仕組み（会議や研究会など）がある場合は、その概要を御記入ください。

<記載例>

- ・〇月〇日に、県内市町村の担当課長を構成員として、市町村間又は県と市町村の連携について検討及び研究をする研究会を設置。
- ・〇〇部会を設置し、〇〇について検討及び研究を行っている。

※仕組みの概要や設置要綱などがございましたら、御恵与いただけますと幸いです。

- (2) 財政的な支援（補助金など）を行っている場合は、その概要を御記入ください。

<記載例>

- 予算額：2,000千円（平成29年度）
- 対象経費：市町村間の連携を検討するために必要な経費を助成
- 対象経費：報償費、旅費、需用費、委託料
- 補助率：1/2（上限50万円）

※補助金交付要綱などがございましたら、御恵与いただけますと幸いです。

- (3) その他、上記に該当しない支援を行っている場合は、その概要を御記入ください。

※該当がある場合は、その概要が分かるものを御恵与いただけますと幸いです。

問2 貴都道府県内市町村における公平委員会の共同処理及び電算システムの共同化の状況について、以下の質問にお答えください。

- (1) 公平委員会に係る事務を地方自治法上に規定されている機関及び職員等の共同設置や一部事務組合などにより共同処理している場合は、別紙調査表2（第1表から第6表）に御記入ください。
- (2) 地方自治法上に規定されている機関及び職員等の共同設置や一部事務組合などにより電算システムを共同化している事例がある場合は、別紙調査表2（第1表から第6表）に御記入ください。

また、任意の協議会などにより電算システムの共同化を実施している場合は別紙調査表2（第7表）に御記入ください。

※調査表2について、記入欄が足りない場合は、適宜行の追加をお願いいたします。

以上

【都道府県名】 ○○県

【所属名】 ○○部○○課

【職名・氏名】 ○○・○○○○

【電話番号】 ○○○ ○○○ ○○○○

【メールアドレス】 ○○○○

【第1表】

<公平委員会に係る事務について協議会を設置している場合>

	名 称	構成団体名				
例	〇〇協議会	〇〇市	〇〇町	〇〇町		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計	0	0				

<協議会により電算システムの共同化を行っている場合>

	名 称	構成団体名				
例	〇〇協議会	〇〇市	〇〇町	〇〇町		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計	0	0				

【第2表】

＜公平委員会に係る事務について機関及び職員等の共同設置を行っている場合＞

	名 称	構成団体名				
		〇〇町	〇〇組合			
例	〇〇町等公平委員会	〇〇町	〇〇組合			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計	0	0				

＜機関及び職員等の共同設置により電算システムの共同化を行っている場合＞

	名 称	構成団体名				
		〇〇町	〇〇組合			
例	〇〇	〇〇町	〇〇組合			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計	0	0				

【第3表】

<公平委員会に係る事務について事務の委託を行っている場合>

	委託団体	受託団体
例	〇〇町	〇〇市
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	0

<事務の委託により電算システムの共同化を行っている場合>

	委託団体	受託団体
例	〇〇町	〇〇市
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	0

【第4表】

＜公平委員会に係る事務を一部事務組合により共同処理している場合＞

	組合の名称	構成団体名
例	〇〇総合事務組合	〇〇市、〇〇町、△△町、〇〇村
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	

＜一部事務組合により電算システムの共同化を行っている場合＞

	組合の名称	構成団体名
例	〇〇総合事務組合	〇〇市、〇〇町、△△町、〇〇村
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	

【第5表】

＜公平委員会に係る事務を**広域連合**により共同処理している場合＞

	広域連合の名称	構成団体名
例	〇〇広域連合	〇〇市、〇〇町、△△町、〇〇村
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	

＜**広域連合**により電算システムの共同化を行っている場合＞

	広域連合の名称	構成団体名
例	〇〇広域連合	〇〇市、〇〇町、△△町、〇〇村
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	

【第6表】

<公平委員会に係る事務を連携協約により共同処理している場合>

	名称	締結団体名
例	〇〇	〇〇市、〇〇町、△△町、〇〇村
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	

<連携協約により電算システムの共同化を行っている場合>

	名称	構成団体名
例	〇〇	〇〇市、〇〇町、△△町、〇〇村
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計	0	

【第7表】

<任意の協議会などにより電算システムの共同化を行っている場合>

	名 称	構成団体名				
例	〇〇協議会	〇〇市	〇〇町	〇〇町		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計	0	0				

都道府県名		連携に対して支援を行う仕組み
県と市町村における広域連携を協議する検討会や研究会の設置		
北海道		<ul style="list-style-type: none"> 平成22年10月に、地域が抱える様々な課題に対処し地域活性化を図ることを目的として、北海道市長会、北海道町村会及び北海道の三者で「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」を設置し、市町村と道の職員によるワーキンググループでの広域連携の検討や、専門人材の派遣等を行っている。 また、道の出先機関である14の振興局ごとに「地域自律圏形成推進検討会議」を開催し、広域的な連携などをテーマに市町村との意見交換等を行っている。
青森県		<ul style="list-style-type: none"> 本県では、定住自立圏や連携中枢都市圏といった、市町村の自主的な広域連携の取組を支援するため、各圏域の関係市町村による担当課長会議等に出席し、他圏域での取組を紹介するなど、情報提供や助言を行っている。 また、各圏域において、広域連携に係る課題の共有や解決方策等の協議等を行う意見交換会を実施してきたところであり、このような意見交換会が契機となり、例えば定住自立圏における広域空き家バンクの設置や、婚活支援事業の広域化といった取組が行われているところである。
岩手県		<ul style="list-style-type: none"> 県政の重要課題について、知事、県幹部職員及び市町村長が意見交換を行う場として、「県政に関する県と市町村との意見交換会」を年1回実施。 実務的な観点での意見交換等を行う場として、「県市町村連携推進会議」を年1～2回実施。
宮城県		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度以降、宮城県市町村広域行政検討会議を年1回に開催し、市町村間連携等に関する先進事例の紹介を行っている。 今年度、同会議に地域部会を設置し、市町村間の意見交換の場づくりを行っている。
秋田県		<ul style="list-style-type: none"> 将来の人口減少社会においても、住民サービスの水準を確保するため、県と市町村の有する行政資源の効果的・効率的な活用方策について、県・市町村が共同で実施する研究会を平成25年7月に設置。 現在、研究会の下で「道路・橋梁の維持管理」、「生活排水処理事業運営」、「公営住宅の管理運営」、「水道事業の広域連携」の4つの作業部会を選定し、共同管理・運営等の方策について検討を進めている。
山形県		<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より、総合出先機関である総合支庁に「連携支援室」を設けるとともに、各部横断の「連携支援サポートチーム」を設置、地域での推進体制を整備 平成29年8月31日に「県・市町村連携推進会議」を設置、新たな連携の取組みを検討・協議中。
福島県		<ul style="list-style-type: none"> 県内7箇所の出先機関（地方振興局）に復興支援・地域連携室を設置し、市町村と連携の上、地方創生や人口減少対策など、地域の課題を解決するための会議や職員研修を適宜開催している
栃木県		<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村間の連携については、本県（総合政策部）が所管する会議で市町村から課題の抽出を行い、市町村から具体的に広域化、共同化を図るべき課題が提出された場合は、広域連携等について検討を行うこととしている。 現在、水道事業について、水道サービスの持続性を確保するため、広域連携をはじめとした多様な取組について幅広く検討している。 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等水道事業広域連携等検討会 （構成） 県：市町村課長、生活衛生課長、企業局水道課長 市町：各市町の水道担当課長、上水道企業団の事務局長
群馬県		<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月に、県内市町村行政改革担当課長等を構成員として、行政運営の効率化や最適化を目指すために、県内市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討を行う「行政改革研究会」を設置した。 平成29年度においては、「窓口業務改革の推進」、「地方公共団体相互間の協力」、「PPP・PFIの推進」をテーマに3部会を設置し、部会毎に研究及び検討を行っている。
東京都		<p><企画情報連絡会></p> <ul style="list-style-type: none"> 各特別区の企画担当課を対象に、特別区が抱える課題等について意見交換を行う連絡会を年1回実施している。平成29年度は「区民サービス向上に向けた自治体間連携の取組」を会議テーマとして平成29年5月に開催した。
神奈川県		<p>平成8年6月より、市長会長及び町村会長が指定した市町村（現在、9市4町村）の権限移譲主管課長、県の市町村課長及び広域連携課長を構成員として、市町村への権限移譲の推進、国の地方分権改革に対応した県から市町村への権限移譲に向けた検討、市町村の広域連携の推進に向けた検討を主な取組事項とする県・市町村間行財政システム改革推進協議会を開催。</p>
山梨県		<p>平成28年度から、各地域県民センター（中北、峡東、峡南、富士・東部）に地域創生担当を新設。地域創生の推進を図るため、県、市、関係団体などが連携し、地域課題の解決に向けた具体的な取組み等の検討を行う連携会議を、平成29年度から地域毎に定期的に（年3回程度）開催。</p> <p>※ 連携会議の構成団体、要綱の内容等は各地域によって異なる。</p>
長野県		<ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月に、市町村・県の担当課長を構成員として、市町村単独では処理が難しい事務や、市町村で処理した方が効果の大きい事務等にかかる県と市町村の連携について検討する「事務連携作業チーム」を設置 H28・29年度は介護保険部会及び旅券事務部会を設置。介護保険部会では市町村や広域連合が実施する地域密着型介護保険事業所の指導・監査への支援について検討。旅券事務部会では旅券（パスポート）事務の市町村等への移譲・集約について検討
静岡県		<ul style="list-style-type: none"> 県副知事と伊豆半島賀茂地域1市5町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町）の首長により構成する賀茂地域広域連携会議を平成27年度に設置し、地域内市町村の連携強化、一体的な振興を図るための取組や処理体制等の検討を行っている。
愛知県		<ul style="list-style-type: none"> 毎年1回、学識経験者等を講師とする広域連携についての講演会及び先進自治体の職員による事例発表を行い、県と市町村の職員で広域連携について検討を行い、その内容を報告書に取りまとめ、県内市町村に配付している。
三重県		<p><市町と県との勉強会の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村間の先進事例等の情報共有、市町財政担当者のレベルアップ並びに市町及び県とのネットワーク形成を図るため、勉強会を開催している

大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村間の広域連携の促進方策等を協議し、本府がきめ細やかなサポートを行うため、平成26年度から府内各地域において地域ブロック会議を開催している。 ・また、今年度からは、本府市町村課及び府内市町村の職員を構成員として、将来にわたって住民サービスを維持・充実してけるよう必要な方策を研究する「基礎自治機能の維持・充実に関する研究会」を設置。 ・11月にテーマ別研究会として、「課題・将来見通しに関する研究会」「広域連携に関する研究会」、「合併に関する研究会」を立ち上げ、各テーマについて検討・研究を行う。
奈良県	<p><「奈良県・市町村長サミット」の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事と市町村長が一堂に会し、課題の共有や意見交換を行う会議を平成21年度より定期開催(年間5回程度)。 ・県から課題提起した後にグループでの意見交換・発表を実施したり、先進的な取組を行っている市町村長や市町村行政に関する有識者を招いて講演を行ったりしている。 ・事務の共同化の取組等について課題設定し、スリット分析等のデータを提示することにより、市町村の行政経営の効率化を支援している。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「奈良モデルのあり方検討委員会報告書」(平成29年3月)にも、市町村間連携に対する支援についてまとめている。
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県は、平成17年2月1日から副市町村長・県総務部長・県関係部長・県振興局長・市長会事務局長・町村会事務局長・地方税回収機構事務局長をメンバーとする、和歌山県・市町村連携会議を設置。平成27年度から連携会議の下に新たに必要に応じて適宜実務的な検討を行う事務連携小委員会を加えた。 ・この体制でより効率的な行政体制構築のため県から市町村への垂直補完及び市町村間の水平連携について取り組んでいる。具体的には市町村間の水平連携構築に役立つよう先進事例に係る情報提供、市町村相互の情報共有や交渉の場であるテーマごとの分科会の運営などの支援を行っている。
広島県	<p>以下の会議を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長・町長会議 ・県・市町共同会議 ・県・市町連携会議 ・市町企画担当課長会議 ・行政懇談会(事務局:市長会・町村会)
愛媛県	<p><H23.2月 県・市町連携政策会議を設置(H24.4月 県・市町連携推進本部へ改組)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町連携の取組について、知事と県内20市町村長が幅広い分野で協議する「県・市町連携推進本部」を設置し、県と市町が連携して取り組むことができる連携施策について検討(年2～3回程度、県・市町連携推進本部会議を開催)し、平成23年度から毎年度「県・市町連携推進プラン」を策定している。 ※「連携推進プラン29年度版」までに151の連携施策を創出・実行
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内を15の広域地域振興圏域に分け、うち12の圏域で、県と市町村とで広域連携プロジェクト推進会議を設置し、地域振興のプロジェクトを進めている。 ・平成27年度に、「地方創生市町村圏域会議」を15広域地域振興圏域に設置し、県と市町村の企画担当課長を構成員として、県と市町村あるいは市町村同士の連携方策について検討している。
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生に関して、知事及び市町村長を構成員とする「創生本部会議」と担当課長を構成員とする「幹事会」をそれぞれ設置、地方創生に関する重要情報の共有、取組状況のヒアリング等を行っている。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、研究会を設置し、海外離島特有の行政課題や小規模自治体固有の課題を有する三島村、十島村における行政機能を維持していくために有効な広域連携のあり方について、県、両村及び関係自治体による検討・研究を行うとともに、市町村間の広域連携のみでは解決が難しい課題については、県と両村が連携して取り組むための検討を行っている。
広域連携に係る財政的な支援	
北海道	<p><地域づくり総合交付金(市町村連携地域モデル事業)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額:2億円(平成29年度) ・対象:定住自立圏の活用が困難な地域等で広域的な連携に取り組む市町村等 ・対象事業:地域連携ビジョンに掲載し、新たに連携して取り組むソフト事業 ・対象経費:需用費、役務費、委託料、使用料等 ・交付率:定額(上限:1市町村当たり950万円)
岩手県	<p><広域連携事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額:30,000千円 ・対象市町村:連携中核都市圏又は定住自立圏構成市町村以外の市町村 ・対象事業:原則として、同一広域振興圏内の2以上の市町村が取り組む事業で、広域連携の推進に資すると認められる事業 ・補助率:原則1/2以内
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額:1,500千円(H29年度) ・対象事業:市町村同士が自主的に検討を行う場合に、協議等のために必要な経費を助成。 ・対象経費:報償費、旅費、需要費、役務費、委託費、使用料及び賃借料等 ・補助率:10分の10(上限:1団体あたり500千円)
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・「県・市町村連携推進会議」において具体的な連携テーマと位置付けられた取組については、必要に応じて財政支援を実施。 ・なお、外郭団体である(公財)山形県市町村振興協会においては、市町村間の共同事業に係る助成金を所管。
茨城県	<p><市町村連携サポート事業></p> <ol style="list-style-type: none"> ①市町村連携サポートチームの派遣(H23～) <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の職員や有識者等の派遣 ・H29予算額:343千円(報償費等) ②市町村広域連携スタートアップ支援事業(H28～) <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携の検討に係る経費を補助(補助率1/2以内、上限1,750千円) ・事業実施1年目のみ支援 ・H29予算額:1,750千円(補助金) ③市町村広域連携ステップアップ支援事業(H29～) <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携の検討に係る経費を補助(同上) ・事業実施2年目のみ支援、事業費1,000千円以上 ・H29予算額:1,750千円(補助金)
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額:15億(平成29年度)※埼玉県ふるさと創造資金総額 上記資金のうち、「自治連携支援事業」における概要は以下のとおり ・対象経費:協議会、機関の共同設置及び一部事務組合等の新設や拡大に要する準備経費の一部を助成 ・対象経費:市町村負担額に相当する経費(食糧費、施設の維持管理経費等除く) ・補助率:1/2(上限4,000万円)

神奈川県	<p><①神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 16億円(平成29年度) ・対象事業: 別紙制度概要のとおり。 ・対象経費: 対象事業により異なる。 ・補助率: 1/2(広域連携事業の場合、原則1/3) ・団体限度額: 原則5,000万円、広域連携事業の加算+5,000万円 <p><②神奈川県市町村振興資金貸付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 41億円(平成29年度) ・対象事業: 別紙制度概要のとおり。 ・貸付利率: 対象事業により異なる。 ・償還(据置)期間: 原則として5年(据置1年)~40年(据置5年)以内 ・限度額: 1団体あたり10億円(※) <p>※但し、借換事業は別に定める。なお、権限移譲型広域連携事業及び市町村提案型全県モデル事業は限度額加算あり(各1.5億円)</p>
富山県	<p><市町村連携推進モデル事業費補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体: 市町村、一部事務組合 ・内容: 各市町村等の間または県・市町村等が連携に向けた取り決めに基づき協働して実施する取組で、本県における地域連携のモデルとなることが認められる取組に対し支援する。 ・対象経費: 連携に向けた取り決め等に基づき実施する連携事業に要するソフト経費 ・補助金額: 1事業につき3,000千円を上限 ・予算額: 15,000千円
長野県	<p><市町村の広域連携推進事業交付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的: 国の広域連携の支援制度(連携中核都市圏や定住自立圏)が適用されない地域の市町村間連携を促進するため、県が連携の初期段階の取組みに対して支援 ・予算額: 15,000千円(平成29年度) ・対象経費: 市町村が策定した連携ビジョンに基づく事業 ・支援期間: 4年間 ・補助率: 1/2(人口規模等により上限を設定)
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度交付予定額: 交付額16,912千円(交付件数: 12件延べ64団体) ・対象経費: 広域連携事業(a及びbに該当する事業) <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な連携・役割分担による「清流の国ぎふ」観光回廊づくりに向けた取り組み ・「岐阜の宝もの」等、新たな観光資源を活用した取組他 ・補助対象者: 次に掲げるもののいずれかで構成する観光関係協議会等 <ul style="list-style-type: none"> ①複数の市町村、②市町村及び観光関係事業者、③複数の観光関係事業者 等 ・対象経費: 総務費、会場費、展示演出費、行催事費、広報宣伝費、施設整備費 等 ・補助率: 当該事業に要する経費の2分の1以内。限度額は5,000千円 他
大阪府	<p><大阪府市町村振興補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 1,000,000千円 ・対象事業: 市町村が実施する自律化に向けた事業又は緊急課題へ対応するものうち知事が認める事業 ・算定項目: 別添「大阪府市町村振興補助金(施設整備等補助)交付要綱取扱要領」要綱3のとおり ・補助率: 補助対象事業費(特定財源を伴うものにあたっては、その額を控除した額)の2/3以内
奈良県	<p><「奈良モデル」推進補助金></p> <p>※「奈良モデル」: 市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 5,000万(年間) ・対象事業: 新たな広域連携を図るための調査・検討・計画策定等に要する一時的な経費 ・対象経費: 報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他必要と認める経費 ・補助率: 1/2以内
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 前年に各市町村に実施予定事業及び事業費を照会のうえ予算額を決定 ・対象事業: ①地方自治法に基づく組織等を活用した事務の共同処理等に関する検討協議 <ul style="list-style-type: none"> ②地方自治法に基づく組織等を活用した事務の共同処理等の開始にあたって実施する所要の整備 ・対象経費: ①補助事業を実施するために要する経費(報償費、旅費、役務費、委託料等) <ul style="list-style-type: none"> ②初期導入事業を実施するために要する経費(役務費、委託料、使用料等) ・補助率: ①定額 <ul style="list-style-type: none"> ②2分の1以内
福岡県	<p><個性ある地域づくり推進事業費補助金(広域地域連携事業)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 49,169千円(平成29年度) ・対象経費: 2以上の市町村が共同で実施するソフト事業の実施に必要な経費を助成 ・対象経費: 謝金、旅費、需用費、委託料、その他知事が必要と認める経費 ・補助率: 1/2(上限500万円) <p><広域元気づくり事業費補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 0千円(平成29年度)※平成29年度は、希望市町村がなかったため。 ・対象経費: 市町村が自らの境界を越えた広域的な地域の元気づくりを実施するために必要な経費を助成 ・対象経費: (ソフト事業) 報償費、旅費、需用費、委託料、その他知事が必要と認める経費 <ul style="list-style-type: none"> (ハード事業) 設計監理費、工事費、設備費、その他知事が必要と認める経費 ・補助率: 事業メニューによる
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金名: 熊本県地方創生広域連携支援交付金 ・予算額: 20,000千円(平成29年度) ・対象事業: 国が推進する定住自立圏及び連携中核都市圏構想の要件に該当する圏域以外の市町村間の連携や一部事務組合等の統合及び新たな連携事務等に対して行うもので、対象団体が取り組む行政の効率化や行政体制の強化等に資する新たな広域連携を支援する。 ・対象経費: 事業実施に要する経費(ハード、ソフト可)※但し、事業費から国庫補助金等の特定財源を控除した額に限る。地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費は対象外。 ・補助率: 上限額(1団体あたり10,000千円)
沖縄県	<p><沖縄県地域のスクラム促進事業交付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額: 4,600千円(平成29年度) ・対象経費: 市町村間の連携を検討するために必要な経費を助成 ・対象経費: 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、交付金 ・補助率: 1市町村あたり30万円。ただし、離島市町村については40万円、幹事市町村には10万円加算。

広域連携等に係るその他の取組	
福島県	・復興支援・地域連携室が定期的に管内の市町村を訪問し、地域振興及び地域の課題解決に向けた支援を行っている。
茨城県	・定住自立圏構想等の新たな広域連携に向けた取り組みを支援することを目的とした「市町村連携サポート事業」を実施している。
埼玉県	・「広域行政の手引(平成28年3月改定)」を作成し、広域行政制度の導入を支援している。
徳島県	・東部地区広域市町村圏協議会:振興整備に関する計画の策定及び実施の連絡調整を行う。 ・徳島県南部地区広域市町村圏振興協議会:共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行う
福岡県	・定住自立圏構想における、中心市宣言、定住自立圏協定等及び定住自立圏共生ビジョンの作成段階において、助言及び支援を行っている。
佐賀県	・県と市町村での連携強化のため、市町支援課職員等を「市町支援員」として県内市町村に各2名任命し、市町にその旨を通知し、ワンストップの相談窓口を設けている。

【第1表】

<公平委員会に係る事務について協議会を設置している場合>

No	名称	構成団体名					都道府県名	
1								
2								
3								
4		該当なし						
5								
6								
#REF!								
#REF!								
計	0						0	0

<協議会により電算システムの共同化を行っている場合>

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
1	上川管内電算事務 共同処理協議会	東神楽町	比布町	当麻町	愛別町	上川町	20	北海道
		東川町	美瑛町					
2	留萌地域電算共同 化推進協議会	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	7	福島県
		遠別町	天塩町					
3	渡島・檜山6町戸 籍システム電算共 同運用協議会	七飯町	鹿部町	知内町	松前町	江差町	6	滋賀県
		奥尻町						
4	会津地方市町村電 子計算機管理運営 協議会	会津若松市	磐梯町	北塩原村	昭和村	金山町	3	
		湯川村	柳津町					
5	おうみ自治体クラ ウド協議会	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	5	
		近江八幡市						
計							33	3

【第2表】
 <公平委員会に係る事務について機関及び職員等の共同設置を行っている場合>

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
1	岩見沢市・桂沢水道企業団・岩見沢地区消防事務組合・南空知ふるさと市町村圏組合公平委員会	岩見沢市	桂沢水道企業団	岩見沢地区消防事務組合	南空知ふるさと市町村圏組合			
2	砂川地区公平委員会	砂川市	砂川地区広域消防組合	砂川地区保健衛生組合				
3	滝川市ほか6組合公平委員会	滝川市	中空知広域市町村圏組合	中空知衛生施設組合	滝川地区広域消防事務組合	空知教育センター組合		
		石狩川流域下水道組合	中・北空知廃棄物処理広域連合					
4	奈井江町ほか3団体公平委員会	奈井江町	浦臼町	奈井江、浦臼町学校給食組合	空知中部広域連合			
5	北石狩公平委員会	石狩市	当別町	新篠津村	石狩北部地区消防事務組合			
6	北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会	北広島市	石狩教育研修センター組合					
7	後志公平委員会	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	ニセコ町		
		真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町		
		共和町	岩内町	泊村	神恵内村	積丹町		
		古平町	仁木町	余市町	赤井川村	北後志衛生施設組合		
		南部後志環境衛生組合	羊蹄山麓環境衛生組合	羊蹄山ろく消防組合	岩内・寿都地方消防組合	北後志消防組合		
南部後志衛生施設組合	岩内地方衛生組合	後志広域連合						
8	胆振支庁管内公平委員会	伊達市	豊浦町	壮瞥町	白老町	厚真町		
		洞爺湖町	安平町	むかわ町	安平・厚真行政事務組合	西胆振消防組合		
		胆振東部消防組合	胆振東部日高西部衛生組合					
9	日高東部公平委員会	日高東部衛生組合	日高東部消防組合	日高管内地方税滞納整備機構				
10	渡島公平委員会	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町		
		七飯町	鹿部町	森町	八雲町	長万部町		
		山越郡衛生処理組合	南渡島衛生処理組合	渡島西部広域事務組合	南渡島消防事務組合	渡島廃棄物処理広域連合		
		渡島・檜山地方税滞納整理機構						
11	檜山管内公平委員会	江差町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町		
		今金町	せたな町	江差町外2町学校給食組合	北部檜山衛生センター組合	南部檜山衛生処理組合		
		檜山広域行政組合						
12	上川町村等公平委員会	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町		
		上川町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町		
		南富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町	下川町		
		美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	大雪浄化組合		
		大雪消防組合	大雪清掃組合	愛別町外3町塵芥処理組合	大雪葬斎組合	大雪地区広域連合		
富良野広域連合	上川広域滞納整理機構							
13	名寄市外2組合公平委員会	名寄市	名寄地区衛生施設事務組合	上川北部消防事務組合				
14	留萌地域公平委員会	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村		
		遠別町	天塩町	羽幌町外2町村衛生施設組合	北留萌消防組合	留萌南部消防組合		
15	宗谷公平委員会	稚内市	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町		
		豊富町	礼文町	利尻町	利尻富士町	幌延町		
		稚内地区消防事務組合	南宗谷衛生施設組合	南宗谷消防組合	利尻礼文消防事務組合	利尻島国民健康保険病院組合		
		利尻郡清掃施設組合	利尻郡学校給食組合	西天北五町衛生施設組合				
		美幌町	津別町	清里町	小清水町	訓子府町		
		置戸町	佐呂間町	湧別町	滝上町	興部町		

191 北海道

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
16	オホーツク町村公平委員会	西興部村	雄武町	大空町	美幌津別広域事務組合	斜里郡3町終末処理事業組合		
		遠軽地区広域組合	斜里地区消防組合					
17	大樹町公平委員会	大樹町	南十勝複合事務組合					
18	釧路町村公平委員会	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町		
		鶴居村	白糠町	川上郡衛生処理組合	釧路北部消防事務組合	釧路東部消防組合		
		釧路白糠工業用水道企業団	釧路・根室広域地方税滞納整理機構					
19	根室町村等公平委員会	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室北部衛生組合		
		根室北部消防事務組合	中標津町外2町葬斎組合	根室北部廃棄物処理広域連合				
20	東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会	茨城町	大洗町	城里町	茨城地方広域環境組合	大洗, 鉾田, 水戸環境組合		
		茨城美野里環境組合	水戸地方農業共済事務組合	茨城県市町村総合事務組合				
21	鹿島地方公平委員会	鹿嶋市	神栖市	鉾田市	鹿行広域事務組合	鹿島地方事務組合		
22	坂東市外2か町公平委員会	坂東市	五霞町	境町	清水丘診療所事務組合	さしま環境管理事務組合		
23	つくば市等公平委員会	つくば市	かすみがうら市	つくばみらい市	新治地方広域事務組合			
24	稲敷市・稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会	稲敷市	美浦村	阿見町	河内町	江戸崎地方衛生土木組合		
25	那珂地方公平委員会	常陸大宮市	那珂市	東海村	大宮地方環境整備組合			
26	取手地方公平委員会	取手市	守谷市	利根町	取手地方広域下水道組合	取手市外2市火葬場組合		
		利根川水系県南水防事務組合	常総地方広域市町村圏事務組合					
27	筑西市等公平委員会	筑西市	筑西広域市町村圏事務組合					
28	石岡市及び事務組合公平委員会	石岡市	湖北環境衛生組合	霞台厚生施設組合	石岡地方畜場組合			
29	笠間市等公平委員会	笠間市	笠間・水戸環境組合	笠間地方広域事務組合				
30	日立市公平委員会	日立市	日立・高萩広域下水道組合					
31	ひたちなか市及びひたちなか・東海広域事務組合公平委員会	ひたちなか市	ひたちなか・東海広域事務組合					
32	常陸太田市及び一部事務組合公平委員会	常陸太田市	茨城北農業共済事務組合					
33	桜川市ほか一部事務組合等公平委員会	桜川市	県西総合病院組合	筑北環境衛生組合				
34	下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会	下妻市	下妻地方広域事務組合					
35	牛久市等公平委員会	牛久市	牛久市・阿見町斎場組合					
36	高崎市等公平委員会	高崎市	高崎工業団地造成組合	高崎市・安中市消防組合				
37	下仁田町等公平委員会	下仁田町	甘楽西部環境衛生施設組合	下仁田南牧医療事務組合				
38	藤岡市等公平委員会	藤岡市	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	多野藤岡医療事務市町村組合				
39	嬭恋村公平委員会	嬭恋村	西吾妻衛生施設組合					
40	長野原町等公平委員会	長野原町	西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻福祉病院組合				

60 茨城県

18 群馬県

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
41	群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会	群馬県市町村会館管理組合	群馬県市町村総合事務組合					
42	渋川市等公平委員会	渋川市	渋川地区広域市町村圏振興整備組合					
43	坂戸市、鶴ヶ島市外三組合公平委員会	坂戸市	鶴ヶ島市	坂戸地区衛生組合	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	坂戸・鶴ヶ島消防組合		
44	越生町、毛呂山町外四組合公平委員会	越生町	毛呂山町	西入間広域消防組合	埼玉西部環境保全組合	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合		
		広域静苑組合						
45	埼玉県中央広域公平委員会	北本市	桶川市	鴻巣市	北本地区衛生組合	埼玉県中央広域事務組合	28	埼玉県
		埼玉中部環境保全組合						
46	比企広域公平委員会	比企広域市町村圏組合	東松山市	滑川町	嵐山町	小川町		
		川島町	吉見町	ときがわ町	東秩父村	小川地区衛生組合		
		埼玉中部資源循環組合						
47	特別区人事委員会	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区		
		台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区		
		大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区		
		豊島区	北区	練馬区	板橋区	荒川区		
		足立区	葛飾区	江戸川区				
48	東京都市公平委員会	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市		
		昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市		
		日野市	東村山市	国分寺市	小平・村山・大和衛生組合	東京都十一市競輪事業組合		
		東京都六市競艇事業組合	東京都四市競艇事業組合	南多摩斎場組合	立川・昭島・国立聖苑組合	ふじみ衛生組合		
		浅川清流環境組合	東京市町村総合事務組合					
49	東京都市町村公平委員会	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市		
		東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市		
		あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村		
		奥多摩町	大島町	利島村	新島村	神津島村		
		三宅村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村		
		東京都島嶼町村一部事務組合	瑞穂斎組合	湖南衛生組合	西多摩衛生組合	多摩川衛生組合		
		東京都市町村職員退手当組合	羽村・瑞地区学校食組合	西秋川衛生組合	東京都三市収益事業組合	多摩ニュータウン環境組合		
福生病院組合	稲城・府中墓苑組合	柳泉園組合	多摩六都科学館組合					
50	加茂市、加茂市・田上町消防衛生組合公平委員会	加茂市	加茂市・田上町消防衛生組合				2	新潟県
51	富山市公平委員会	富山市	富山地区広域圏事務組合					
52	高岡市公平委員会	高岡市	高岡地区広域圏事務組合					
53	魚津公平委員会	魚津市	新川広域圏事務組合					
54	砺波市公平委員会	砺波市	砺波広域圏事務組合				28	富山県
55	富山県町村公平委員会	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町		
		下山用水組合	砺波地方衛生施設組合	中新川広域行政事務組合	富山県市町村会館管理組合	砺波地方介護保険組合		
		新川地域介護保険組合	富山県市町村総合事務組合	砺波地域消防組合	富山県東部消防組合	新川地域消防組合		

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
56	羽咋郡市公平委員会	羽咋市	宝達志水町	志賀町	羽咋郡市広域圏事務組合		13	石川県
57	珠洲公平委員会	珠洲市	奥能登クリーン組合					
58	手取川流域事業組合公平委員会	手取川流域環境衛生事業組合	手取郷広域事務組合	能美介護認定事務組合				
59	穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会	穴水町	輪島市穴水町環境衛生施設組合					
60	七尾鹿島公平委員会	七尾市	中能登町				8	山梨県
61	山梨県東部地域公平委員会	都留市	大月市	上野原市	道志村	小菅村		
62	小諸市等公平委員会	小諸市	浅麓環境施設組合				86	長野県
63	岡谷市等公平委員会	岡谷市	湖北行政事務組合	湖周行政事務組合				
64	諏訪市等公平委員会	諏訪市	諏訪市・茅野市衛生施設組合					
65	茅野市等公平委員会	茅野市	諏訪南行政事務組合	白樺湖下水道組合	諏訪中央病院組合			
66	上伊那地域公平委員会	辰野町	箕輪町	飯島町	南箕輪村	中川村		
		宮田村	上伊那広域連合	伊南行政組合	両小野国保病院組合	辰野町塩尻市小学校組合		
67	安曇野市等公平委員会	安曇野市	穂高広域施設組合	安曇野松筑広域環境施設組合	安曇野・松本行政事務組合			
68	千曲市・坂城町等公平委員会	千曲市	坂城町	葛尾組合	千曲坂城消防組合			
69	長野県町村公平委員会	小海町	佐久穂町	川上村	南牧村	南相木村		
		北相木村	軽井沢町	御代田町	立科町	長和町		
		青木村	下諏訪町	富士見町	原村	上松町		
		南木曾町	木曾町	木祖村	王滝村	大桑村		
		麻績村	生坂村	山形村	朝日村	筑北村		
		池田町	松川村	白馬村	小谷村	小布施町		
		高山村	信濃町	飯綱町	小川村	佐久平環境衛生組合		
		南佐久環境衛生組合	小海町北相木村南相木村中学校組合	北佐久郡老人福祉施設組合	川西保健衛生施設組合	佐久市・北佐久郡環境施設組合		
		上田市長和町中学校組合	依田窪医療福祉事務組合	南諏衛生施設組合	木曾広域連合	松塩安筑老人福祉施設組合		
		麻績村筑北村学校組合	東筑摩郡筑北保健衛生施設組合	中信地域町村交通災害共済事務組合	池田松川施設組合	北アルプス広域連合		
		白馬山麓環境施設組合	須高行政事務組合	北部衛生施設組合	東北信市町村交通災害共済事務組合	長野県市町村自治振興組合		
		長野県市町村総合事務組合						
70	大垣地域公平委員会	大垣市	養老町	垂井町	関ヶ原町	神戸町	9	岐阜県
		輪之内町	安八町					
71	高山市白川村公平委員会	高山市	白川村				24	静岡県
72	三島市外4組合公平委員会	三島市	三島市外三ヶ市町箱根山林組合	三島市外五ヶ市町箱根山林組合	三島函南広域行政組合	富士山南東消防組合		
73	掛川市外2組合公平委員会	掛川市	掛川市・菊川市衛生施設組合	小笠老人ホーム施設組合				
74	磐田市外1組合公平委員会	磐田市	中遠広域事務組合					
75	焼津市ほか1組合公平委員会	焼津市	志太広域事務組合					
76	袋井市外4組合公平委員会	袋井市	太田川原野谷川治水水防組合	袋井市森町広域行政組合	中東遠看護専門学校組合	浅羽地域湛水防除施設組合		

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
77	御殿場市外1組合公平委員会	御殿場市	御殿場市・小山町広域行政組合					
78	富士市ほか1組合公平委員会	富士市	岳南排水路管理組合					
79	伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会	伊豆市	伊豆の国市	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合				
80	三重県市町公平委員会	いなべ市	木曾岬町	東員町	菰野町	川越町	28	三重県
		多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町		
		大紀町	南伊勢町	三重県多気郡多気町松阪市学校組合	わたらい老人福祉施設組合	宮川福祉施設組合		
		三重県三重郡老人福祉施設組合	朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター	奥伊勢広域行政組合	三重県市町総合事務組合	紀勢地区広域消防組合		
81	志摩市公平委員会	志摩市	志摩広域行政組合	志摩広域消防組合	鳥羽志勢広域連合			
82	南河内広域公平委員会	富田林	河内長野市	大阪狭山市	太子町	河南町	6	大阪府
		千早赤坂村						
83	淡路公平委員会	洲本市	南あわじ市	淡路市	洲本市・南あわじ市山林事務組合	南あわじ市・洲本市小中学校組合		
		洲本市・南あわじ市衛生事務組合	淡路広域行政事務組合	淡路広域消防組合				
84	中播公平委員会	市川町	福崎町	神河町	中播衛生施設組合	姫路福崎斎苑施設事務組合		
		くれさか環境事務組合	中播農業共済事務組合	中播北部行政事務組合				
85	掛龍公平委員会	たつの市	太子町	掛龍保健衛生施設事務組合	掛龍地区農業共生事務組合			
86	但馬公平委員会	豊岡市	養父市	朝来市	香美町	新温泉町	45	兵庫県
		公立豊岡病院組合	公立八鹿病院組合	美方郡広域事務組合	北但行政事務組合	丹波広域行政事務組合		
		南但広域行政事務組合						
87	西脇多可行政事務組合及び北播磨清掃事務組合公平委員会	西脇多可行政事務組合	北播磨清掃事務組合					
88	小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平委員会	小野加東広域事務組合	小野加東加西環境施設事務組合					
89	丹波市・一部事務組合公平委員会	丹波市	氷上多可衛生事務組合	丹波少年自然の家事務組合				
90	加東公平委員会	加東市	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	播磨内陸医務事業組合	北播衛生事務組合	北はりま消防組合		
91	加古川市・播磨町公平委員会	加古川市	播磨町					
92	北葛城郡公平委員会	上牧町	三宅町	広陵町	河合町	香芝・王寺環境施設組合	6	奈良県
		静香苑環境施設組合						
93	日高郡公平委員会	美浜町	日高町	由良町	印南町	みなべ町		
		日高川町	御坊日高老人福祉施設事務組合	御坊広域行政事務組合	日高広域消防事務組合			
94	西牟婁郡公平委員会	上富田町	白浜町	すさみ町	公立紀南病院組合	紀南地方老人福祉施設組合		
		紀南地方児童福祉施設組合	田辺周辺広域市町村圏組合	富田川衛生施設組合	上大中清掃施設組合	大辺路衛生施設組合		

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
		紀南環境広域施設組合					31	和歌山県
95	東牟婁郡公平委員会	那智勝浦町	太地町	古座川町	北山村	串本町		
		東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	紀南学園事務組合	紀南環境衛生施設事務組合	新宮周辺広域市町村圏事務組合		
		串本町古座川町衛生施設事務組合						
96	江津市及び江津邑智消防公平委員会	江津市	江津邑智消防組合				2	島根県
97	宇部市公平委員会	宇部市	宇部・山陽小野田消防組合				2	山口県
98	うきは久留米環境施設組合ほか一組合公平委員会	うきは久留米環境施設組合	浮羽老人ホーム組合					
99	筑紫公平委員会	春日市	筑紫野市	大野城市	太宰府市	那珂川町		
		筑紫自治振興組合	春日・大野城・那珂川消防組合	筑紫野太宰府消防組合	大野城太宰府環境施設組合	春日大野城衛生施設組合		
		筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	筑慈苑施設組合	福岡都市圏南部環境事業組合				
100	糟屋郡公平委員会	糟屋郡自治会館組合	古賀市	宇美町	篠栗町	志免町		
		須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合		
		玄海環境組合	古賀高等学校組合	北筑昇華苑組合	粕屋南部消防組合	粕屋北部消防組合		
		須恵町外二ヶ町清掃施設組合						
101	田川郡町村公平委員会	福智町	香春町	川崎町	糸田町	大任町		
		赤村	田川郡東部環境衛生施設組合	田川地区斎場組合	田川地区清掃施設組合	田川地区消防組合		
		下田川清掃施設組合						
102	吉富町外二組合公平委員会	吉富町	吉富町外1町環境衛生事務組合	吉富町外一市中学校組合				
103	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	筑前町	東峰村	甘木・朝倉・三井環境施設組合			
104	福岡県自治会館管理組合等公平委員会	福岡県自治会館管理組合	福岡県市町村職員退職手当組合	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	福岡県自治振興組合	福岡県介護保険広域連合		
		福岡県後期高齢者医療広域連合						
105	京都郡公平委員会	苅田町	みやこ町					
106	飯塚市等公平委員会	飯塚市	飯塚市・桂川町衛生施設組合					
107	嘉麻市及びふくおか県央環境施設組合公平委員会	嘉麻市	ふくおか県央環境施設組合					
108	中間市等公平委員会	中間市	中間市行橋市競艇組合	福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合				
109	別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会	別府市	別杵速見地域広域市町村圏事務組合					
110	杵築市・一部事務組合公平委員会	杵築市	杵築速見消防組合	杵築速見環境浄化組合			7	大分県
111	日田市、日田玖珠広域消防組合公平委員会	日田市	日田玖珠広域消防組合					
112	東臼杵郡公平委員会	門川町	美郷町	諸塚村	椎葉村	入郷地区衛生組合		

No	名称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
113	西白杵郡公平委員会	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	西白杵広域行政事務組合		17	宮崎県
114	西都児湯公平委員会	西都市	高鍋町	新富町	西米良村	木城町		
		川南町	都農町	宮崎県東児湯消防組合				
計		114					754	22

【第2表】

<機関及び職員等の共同設置により電算システムの共同化を行っている場合>

No	名 称	構成団体名				
1						
2						
3		該当なし				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計		0				0

【第3表】

<公平委員会に係る事務について事務の委託を行っている場合>

No	委託団体	受託団体	都道府県名
1	北海道後期高齢者医療広域連合	札幌市	北海道
2	札幌広域圏組合		
3	石狩湾新港管理組合	北海道	
4	北海道市町村総合事務組合		
5	北海道市町村職員退職手当組合		
6	北海道市町村備荒資金組合		
7	苫小牧港管理組合		
8	青森市	青森県	青森県
9	弘前市		
10	八戸市		
11	黒石市		
12	五所川原市		
13	十和田市		
14	三沢市		
15	むつ市		
16	つがる市		
17	平川市		
18	平内町		
19	今別町		
20	蓬田村		
21	外ヶ浜町		
22	鱒ヶ沢町		
23	深浦町		
24	西目屋村		
25	藤崎町		
26	大鰐町		
27	田舎館村		
28	板柳町		
29	鶴田町		
30	中泊町		
31	野辺地町		
32	七戸町		
33	六戸町		
34	横浜町		
35	東北町		
36	六ヶ所村		
37	おいらせ町		
38	大間町		
39	東通村		
40	風間浦村		
41	佐井村		
42	三戸町		
43	五戸町		
44	田子町		
45	南部町		
46	階上町		
47	新郷村		
48	宮古市	岩手県	
49	大船渡市		
50	花巻市		
51	北上市		
52	久慈市		
53	遠野市		
54	一関市		
55	陸前高田市		
56	釜石市		
57	二戸市		
58	八幡平市		
59	奥州市		
60	滝沢市		
61	雫石町		
62	葛巻町		
63	岩手町		
64	紫波町		
65	矢巾町		
66	西和賀町		
67	金ヶ崎町		
68	平泉町		
69	住田町		
70	大槌町		
71	山田町		
72	岩泉町		
73	田野畑村		

74	普代村	岩手県			
75	軽米町				
76	野田村				
77	九戸村				
78	洋野町				
79	一戸町				
80	岩手県競馬組合				
81	岩手県市町村総合事務組合				
82	岩手県自治会館管理組合				
83	岩手県沿岸知的障害児施設組合				
84	宮古地区広域行政組合				
85	大船渡地区消防組合				
86	大船渡地区環境衛生組合				
87	北上地区広域行政組合				
88	岩手中部広域行政組合				
89	北上地区消防組合				
90	一関地区広域行政組合				
91	釜石大槌地区行政事務組合				
92	岩手沿岸南部広域環境組合				
93	二戸地区広域行政事務組合				
94	盛岡北部行政事務組合				
95	奥州金ヶ崎行政事務組合				
96	滝沢・雫石環境組合				
97	岩手・玉山環境組合				
98	紫波、稗貫衛生処理組合				
99	盛岡・紫波地区環境施設組合				
100	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合				
101	気仙広域連合				
102	久慈広域連合				
103	岩手県後期高齢者医療広域連合				
104	塩竈市			宮城県	宮城県
105	気仙沼市				
106	白石市				
107	名取市				
108	角田市				
109	多賀城市				
110	岩沼市				
111	登米市				
112	栗原市				
113	東松島市				
114	富谷市				
115	蔵王町				
116	七ヶ宿町				
117	大河原町				
118	村田町				
119	柴田町				
120	川崎町				
121	丸森町				
122	亘理町				
123	山元町				
124	松島町				
125	七ヶ浜町				
126	利府町				
127	大和町				
128	大郷町				
129	大衡村				
130	色麻町				
131	加美町				
132	涌谷町				
133	美里町				
134	女川町				
135	南三陸町				
136	能代市				
137	大館市				
138	男鹿市				
139	湯沢市				
140	鹿角市				
141	由利本荘市				
142	潟上市				
143	大仙市				
144	北秋田市				
145	にかほ市				
146	仙北市				
147	小坂町				
148	上小阿仁村				
149	藤里町				
150	三種町				

151	八峰町	秋田県	秋田県
152	五城目町		
153	八郎潟町		
154	井川町		
155	大潟村		
156	美郷町		
157	羽後町		
158	東成瀬村		
159	秋田県市町村総合事務組合		
160	北秋田市周辺衛生施設組合		
161	北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合		
162	湯沢雄勝広域市町村圏組合		
163	大仙美郷環境事業組合		
164	本荘由利広域市町村圏組合		
165	能代山本広域市町村圏組合		
166	大曲仙北広域市町村圏組合		
167	能代市山本郡養護老人ホーム組合		
168	鹿角広域行政組合		
169	男鹿地区消防一部事務組合		
170	男鹿地区衛生処理一部事務組合		
171	大仙美郷介護福祉組合		
172	湖東地区行政一部事務組合		
173	八郎潟町・井川町衛生処理施設組合		
174	八郎湖周辺清掃事務組合		
175	秋田県後期高齢者医療広域連合		
176	須賀川市	福島県	福島県
177	喜多方市		
178	相馬市		
179	二本松市		
180	田村市		
181	南相馬市		
182	伊達市		
183	本宮市		
184	桑折町		
185	国見町		
186	川俣町		
187	大玉村		
188	鏡石町		
189	天栄村		
190	下郷町		
191	檜枝岐村		
192	只見町		
193	南会津町		
194	北塩原村		
195	西会津町		
196	磐梯町		
197	猪苗代町		
198	会津坂下町		
199	湯川村		
200	柳津町		
201	三島町		
202	金山町		
203	昭和村		
204	会津美里町		
205	西郷村		
206	泉崎村		
207	中島村		
208	矢吹町		
209	棚倉町		
210	矢祭町		
211	塙町		
212	鮫川村		
213	石川町		
214	玉川村		
215	平田村		
216	浅川町		
217	古殿町		
218	三春町		
219	小野町		
220	広野町		
221	檜葉町		
222	富岡町		
223	川内村		
224	大熊町		
225	双葉町		
226	浪江町		
227	葛尾村		
228	新地町		
229	飯舘村		

230	矢板市	栃木県	栃木県
231	さくら市		
232	那須烏山市		
233	上三川町		
234	益子町		
235	茂木町		
236	市貝町		
237	芳賀町		
238	壬生町		
239	野木町		
240	塩谷町		
241	高根沢町		
242	那須町		
243	那珂川町		
244	宇都宮市街地開発組合		
245	那須地区広域行政事務組合		
246	佐野地区衛生施設組合		
247	芳賀郡中部環境衛生事務組合		
248	芳賀地区広域行政事務組合		
249	南那須地区広域行政事務組合		
250	黒磯那須共同火葬場組合		
251	石橋地区消防組合		
252	那須地区消防組合		
253	小山広域保健衛生組合		
254	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合		
255	塩谷広域行政組合		
256	宇都宮西中核工業団地事務組合		
257	栃木県市町村総合事務組合		
258	栃木県後期高齢者医療広域連合		
259	埼玉県浦和競馬組合	埼玉県	埼玉県
260	彩の国さいたま人づくり広域連合	さいたま市	
261	埼玉県後期高齢者医療広域連合	特別区人事・厚生事務組合	東京都
262	臨海部広域斎場組合		
263	東京二十三区清掃一部事務組合		
264	東京都後期高齢者医療広域連合		
265	特別区競馬組合	神奈川県	神奈川県
266	伊勢原市		
267	海老名市		
268	座間市		
269	南足柄市		
270	綾瀬市		
271	葉山町		
272	寒川町		
273	大磯町		
274	二宮町		
275	中井町		
276	大井町		
277	松田町		
278	山北町		
279	開成町		
280	箱根町		
281	真鶴町		
282	湯河原町		
283	愛川町		
284	清川村		
285	永平寺町	福井県	福井県
286	池田町		
287	南越前町		
288	越前町		
289	美浜町		
290	高浜町		
291	おおい町		
292	若狭町		
293	中濃消防組合	中濃地域広域行政事務組合	
294	瑞穂市・神戸町水道組合		
295	岐阜羽島衛生施設組合		
296	大垣衛生施設組合		
297	南濃衛生施設利用事務組合		
298	木曾川右岸地帯水防事務組合		
299	大垣輪中水防事務組合		
300	揖斐川水防事務組合		
301	土岐川防災ダム一部事務組合		
302	可児川防災等ため池組合		
303	揖斐郡養基小学校養基保育所組合		
304	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合		
305	岐阜県市町村会館組合		
306	檜原谷林野組合		
307	足打谷林野組合		
308	本巣消防事務組合		

309	揖斐郡消防組合	岐阜県	岐阜県		
310	西濃環境整備組合				
311	大垣消防組合				
312	岐北衛生施設利用組合				
313	西南濃老人福祉施設事務組合				
314	東濃西部広域行政事務組合				
315	西南濃粗大廃棄物処理組合				
316	岐阜地域児童発達支援センター組合				
317	土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合				
318	飛騨農業共済事務組合				
319	あすわ苑老人福祉施設事務組合				
320	西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合				
321	東濃農業共済事務組合				
322	中濃地域農業共済事務組合				
323	岐阜県市町村職員退職手当組合				
324	岐阜県地方競馬組合				
325	不破消防組合				
326	東郷町			愛知県	愛知県
327	豊山町				
328	大口町				
329	扶桑町				
330	大治町				
331	蟹江町				
332	飛島村				
333	阿久比町				
334	東浦町				
335	南知多町				
336	美浜町				
337	武豊町				
338	幸田町				
339	設楽町				
340	東栄町				
341	豊根村				
342	名古屋港管理組合				
343	愛知県競馬組合				
344	岡崎市額田郡模範造林組合				
345	海部南部広域事務組合				
346	公立陶生病院組合				
347	知多中部広域事務組合				
348	愛知県市町村職員退職手当組合				
349	愛北広域事務組合				
350	中部知多衛生組合				
351	東部知多衛生組合				
352	衣浦衛生組合				
353	常滑武豊衛生組合				
354	蒲郡市幸田町衛生組合				
355	西知多医療厚生組合				
356	尾張東部衛生組合				
357	海部地区環境事務組合				
358	小牧岩倉衛生組合				
359	知多南部衛生組合				
360	尾張旭市長久手市衛生組合				
361	刈谷知立環境組合				
362	江南丹羽環境管理組合				
363	尾張市町交通災害共済組合				
364	新城北設楽交通災害共済組合				
365	半田常滑看護専門学校管理組合				
366	北設広域事務組合				
367	海部東部消防組合				
368	尾三消防組合				
369	北名古屋衛生組合				
370	海部南部消防組合				
371	海部地区水防事務組合				
372	瀬戸旭看護専門学校組合				
373	尾張東部火葬場管理組合				
374	尾三衛生組合				
375	日東衛生組合				
376	知多南部消防組合				
377	知北平和公園組合				
378	五条広域事務組合				
379	海部地区急病診療所組合				
380	春日井小牧看護専門学校管理組合				
381	知多北部広域連合				
382	丹羽広域事務組合				
383	衣浦東部広域連合				
384	西春日井広域事務組合				
385	知多南部広域環境組合				
386	名古屋競輪組合	名古屋市			
387	愛知県後期高齢者医療広域連合				

388	四日市港管理組合	三重県	三重県		
389	滋賀県市町村職員退職手当組合	滋賀県	滋賀県		
390	公立甲賀病院組合				
391	彦根市犬上郡営林組合				
392	湖北広域行政事務センター				
393	滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合				
394	甲賀広域行政組合				
395	湖東広域衛生管理組合				
396	愛知郡広域行政組合				
397	滋賀県市町村職員研修センター				
398	兵庫県競馬組合			兵庫県	兵庫県
399	兵庫県後期高齢者医療広域連合	神戸市			
400	吉野町	奈良県	奈良県		
401	大淀町				
402	下市町				
403	黒滝村				
404	天川村				
405	野迫川村				
406	十津川村				
407	下北山村				
408	上北山村				
409	川上村				
410	東吉野村				
411	吉野広域行政組合				
412	奈良県広域消防組合				
413	岩美町	鳥取県	鳥取県		
414	若桜町				
415	智頭町				
416	八頭町				
417	三朝町				
418	湯梨浜町				
419	琴浦町				
420	北栄町				
421	日吉津村				
422	大山町				
423	南部町				
424	伯耆町				
425	日南町				
426	日野町				
427	江府町				
428	鳥取県町村総合事務組合				
429	米子市日吉津村中学校組合				
430	日野町江府町日南町衛生施設組合				
431	南部町・伯耆町清掃施設管理組合				
432	鳥取県東部広域行政管理組合				
433	鳥取県西部広域行政管理組合				
434	八頭環境施設組合				
435	日野環境施設組合				
436	日野病院組合				
437	鳥取県中部ふるさと広域連合				
438	南部箕蚊屋広域連合				
439	鳥取県後期高齢者医療広域連合				
440	奥出雲町	島根県	島根県		
441	飯南町				
442	川本町				
443	美郷町				
444	邑南町				
445	津和野町				
446	吉賀町				
447	海士町				
448	西ノ島町				
449	知夫村				
450	隠岐の島町				
451	鹿足郡事務組合				
452	鹿足郡養護老人ホーム組合				
453	島前町村組合				
454	鹿足郡不燃物処理組合				
455	雲南市・飯南町事務組合				
456	島根県市町村総合事務組合				
457	邑智郡公立病院組合				
458	邑智郡総合事務組合				
459	雲南広域連合				
460	隠岐広域連合				
461	島根県後期高齢者医療広域連合				
462	井原市				
463	総社市				
464	高梁市				
465	新見市				
466	備前市				

467	瀬戸内市		
468	赤磐市		
469	真庭市		
470	美作市		
471	浅口市		
472	和気町	岡山県	岡山県
473	早島町		
474	里庄町		
475	矢掛町		
476	新庄村		
477	鏡野町		
478	勝央町		
479	奈義町		
480	西粟倉村		
481	久米南町		
482	美咲町		
483	吉備中央町		
484	府中町		
485	海田町		
486	熊野町		
487	坂町		
488	安芸太田町		
489	北広島町		
490	大崎上島町		
491	世羅町		
492	神石高原町		
493	安芸地区衛生施設管理組合	広島県	広島県
494	山県郡西部衛生組合		
495	甲世衛生組合		
496	広島県市町総合事務組合		
497	宮島競艇施行組合		
498	三原広域市町村圏事務組合		
499	福山地区消防組合		
500	芸北広域環境施設組合		
501	広島中部台地土地改良施設管理組合		
502	広島県後期高齢者医療広域連合		
503	広島中央環境衛生組合		
504	勝浦町		
505	上勝町		
506	佐那河内村		
507	石井町		
508	神山町		
509	那賀町		
510	牟岐町		
511	美波町	徳島県	徳島県
512	海陽町		
513	松茂町		
514	北島町		
515	藍住町		
516	板野町		
517	上板町		
518	つるぎ町		
519	東みよし町		
520	さぬき市		
521	東かがわ市		
522	土庄町		
523	小豆島町		
524	三木町		
525	直島町	香川県	香川県
526	宇多津町		
527	綾川町		
528	琴平町		
529	多度津町		
530	まんのう町		
531	上島町		
532	久万高原町		
533	松前町		
534	砥部町		
535	内子町		
536	伊方町		
537	松野町		
538	鬼北町		
539	愛南町		
540	愛媛県市町総合事務組合	愛媛県	愛媛県
541	松山市、東温市共有山林組合		
542	松山養護老人ホーム事務組合		
543	伊予市松前町共立衛生組合		
544	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合		
545	大洲・喜多衛生事務組合		

546	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合		
547	八幡浜地区施設事務組合		
548	伊予地区ごみ処理施設管理組合		
549	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合		
550	伊予消防等事務組合		
551	宇和島地区広域事務組合		
552	大洲地区広域消防事務組合		
553	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合		
554	愛媛県後期高齢者医療広域連合		
555	室戸市		
556	安芸市		
557	南国市		
558	土佐市		
559	須崎市		
560	宿毛市		
561	土佐清水市		
562	四万十市		
563	香南市		
564	香美市		
565	東洋町		
566	奈半利町		
567	田野町		
568	安田町		
569	北川村		
570	馬路村		
571	芸西村	高知県	高知県
572	本山町		
573	大豊町		
574	土佐町		
575	大川村		
576	いの町		
577	仁淀川町		
578	中土佐町		
579	佐川町		
580	越知町		
581	梶原町		
582	日高村		
583	津野町		
584	四万十町		
585	大月町		
586	三原村		
587	黒潮町		
588	大刀洗町		
589	水巻町		
590	小竹町		
591	岡垣町	福岡県	福岡県
592	遠賀町		
593	芦屋町		
594	鞍手町		
595	鳥栖市		
596	多久市		
597	武雄市		
598	鹿島市		
599	小城市		
600	嬉野市		
601	神埼市		
602	吉野ヶ里町		
603	基山町	佐賀県	佐賀県
604	上峰町		
605	みやき町		
606	玄海町		
607	有田町		
608	大町町		
609	江北町		
610	白石町		
611	太良町		
612	水俣市		
613	上天草市		
614	宇城市		
615	阿蘇市		
616	天草市		
617	合志市		
618	美里町		
619	玉東町		
620	南関町		
621	長洲町		
622	和水町		
623	大津町		
624	菊陽町		

625	南小国町		
626	小国町		
627	産山村		
628	高森町		
629	西原村		
630	南阿蘇村		
631	御船町		
632	嘉島町		
633	益城町		
634	甲佐町		
635	山都町		
636	氷川町		
637	芦北町		
638	津奈木町		
639	錦町		
640	多良木町		
641	湯前町		
642	水上村		
643	相良村	熊本県	熊本県
644	五木村		
645	山江村		
646	球磨村		
647	あさぎり町		
648	苓北町		
649	熊本県市町村総合事務組合		
650	菊池養生園保健組合		
651	小国町外一ヶ町公立病院組合		
652	菊池環境保全組合		
653	御船地区衛生施設組合		
654	大津町西原村原野組合		
655	氷川町及び八代市中学校組合		
656	上天草衛生施設組合		
657	御船町甲佐町衛生施設組合		
658	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合		
659	山鹿植木広域行政事務組合		
660	人吉下球磨消防組合		
661	上益城消防組合		
662	上球磨消防組合		
663	八代広域行政事務組合		
664	八代生活環境事務組合		
665	阿蘇広域行政事務組合		
666	人吉球磨広域行政組合		
667	有明広域行政事務組合		
668	水俣芦北広域行政事務組合		
669	宇城広域連合		
670	菊池広域連合		
671	上益城広域連合		
672	天草広域連合		
673	熊本県後期高齢者医療広域連合		
674	指宿市		
675	垂水市		
676	曾於市		
677	いちき串木野市		
678	南さつま市		
679	志布志市		
680	南九州市		
681	三島村		
682	十島村		
683	さつま町		
684	長島町		
685	湧水町		
686	大崎町		
687	東串良町		
688	錦江町		
689	南大隅町		
690	肝付町		
691	中種子町		
692	南種子町		
693	屋久島町		
694	鹿児島県市町村総合事務組合		
695	いちき串木野市・日置市衛生処理組合		
696	南薩地区衛生管理組合		
697	指宿南九州消防組合	鹿児島県	鹿児島県
698	指宿広域市町村圏組合		
699	曾於北部衛生処理組合		
700	南大隅衛生管理組合		
701	中南衛生管理組合		
702	阿久根地区消防組合		
703	伊佐湧水消防組合		

704	大口地方卸売市場管理組合		
705	伊佐北始良環境管理組合		
706	大隅曾於地区消防組合		
707	大隅肝属地区消防組合		
708	伊佐北始良火葬場管理組合		
709	曾於地域公設地方卸売市場管理組合		
710	北薩広域行政事務組合		
711	曾於南部厚生事務組合		
712	熊毛地区消防組合		
713	南薩介護保険事務組合		
714	始良・伊佐地区介護保険組合		
715	曾於地区介護保険組合		
716	種子島地区広域事務組合		
717	大隅肝属広域事務組合		
718	公立種子島病院組合		
719	鹿児島県後期高齢者医療広域連合		
720	種子島産婦人科医院組合		
721	宜野湾市		
722	石垣市		
723	浦添市		
724	名護市		
725	糸満市		
726	沖縄市		
727	豊見城市		
728	うるま市		
729	宮古島市		
730	南城市		
731	国頭村		
732	大宜味村		
733	東 村		
734	今帰仁村		
735	本部町		
736	恩納村		
737	宜野座村		
738	金武町		
739	伊江村		
740	読谷村		
741	嘉手納町	沖縄県	沖縄県
742	北谷町		
743	北中城村		
744	中城村		
745	西原町		
746	与那原町		
747	南風原町		
748	渡嘉敷村		
749	座間味村		
750	粟国村		
751	渡名喜村		
752	南大東村		
753	北大東村		
754	伊平屋村		
755	伊是名村		
756	久米島町		
757	八重瀬町		
758	多良間村		
759	竹富町		
760	与那国町		
計	760	35	30

【第3表】

<事務の委託により電算システムの共同化を行っている場合>

No	委託団体	受託団体	都道府県名	
1	つくばみらい市	那珂市	茨城県	
2	小美玉市			
3	茨城町			
4	五霞町			
5	中央市	昭和町	山梨県	
6	下諏訪町	岡谷市	長野県	
7	富士見町			
8	原村			
9	諏訪市			
10	高森町	飯田市		
11	根羽村			
12	下條村			
13	泰阜村			
14	喬木村			
15	豊丘村			
16	大鹿村			
17	上松町			
18	南木曾町	木曾町		
19	木祖村			
20	玉滝村			
21	大桑村			
22	山県市			
23	下呂市	各務原市	岐阜県	
24	野迫川村	御所市(戸籍システム)	奈良県	
25	黒滝村	吉野広域行政組合 (戸籍システム)		
26	天川村			
27	下北山村			
28	上北山村			
29	三宅町	曾爾村(戸籍システム)		
30	御杖村	かつらぎ町		和歌山県
31	高野町			
32	湯浅町			
33	美浜町			
34	由良町	日高町		
35	海土町			
36	西ノ島町	知夫村	島根県	
37	うきは市	飯塚市	福岡県	
38	芦屋町			
計		38	13	8

【第4表】

＜公平委員会に係る事務を一部事務組合により共同処理している場合＞

No	組合の名称	構成団体名	構成団体数	都道府県名
1	千葉県市町村総合事務組合	(31市)銚子市、館山市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市 (17町村)酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 (30一部事務組合)三芳水道企業団、長門川水道企業団、香取市東庄町病院組合、国保国吉病院組合、君津中央病院企業団、東葛中部地区総合開発事務組合、鋸南地区環境衛生組合、佐倉市酒々井町清掃組合、東金市外三市町清掃組合、山武郡環境衛生組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、印旛衛生施設管理組合、印西地区衛生組合、東総衛生組合、夷隅環境衛生組合、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合、一宮聖苑組合、印旛利根川水防事務組合、布施学校組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、君津郡市広域市町村圏事務組合、安房郡市広域市町村圏事務組合、長生郡市広域市町村圏組合、匝瑳市横芝光町消防組合、山武郡市広域行政組合、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、東総地区広域市町村圏事務組合、印西地区消防組合、九十九里地域水道企業団、夷隅郡市広域市町村圏事務組合、印旛郡市広域市町村圏事務組合、東総広域水道企業団、君津富津広域下水道組合、八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団、印西地区環境整備事業組合、南房総広域水道企業団 (1広域連合)千葉県後期高齢者医療広域連合	79	千葉県
2	新潟県市町村総合事務組合	51団体(20市、10町村、20一組、1広域連合) うち、公平委員会の事務を共同処理しているのは41団体(12市、10町村、19一組)	51	新潟県
3	下伊那郡市町村総合事務組合	松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 下伊那郡土木技術センター組合 下伊那郡西部衛生施設組合 下伊那自治センター組合 下伊那南部総合事務組合 南信州広域連合	18	長野県
4	中濃地域広域行政事務組合	関市、美濃市、中濃消防組合	3	岐阜県
5	可茂広域行政事務組合	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児市・御嵩町中学校組合、美濃加茂市富加町中学校組合	15	
6	山口県市町村総合事務組合	下松市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	10	山口県
計	6		176	5

<一部事務組合により電算システムの共同化を行っている場合>

No	組合の名称	構成団体名	構成団体数	都道府県名
1	秋田県町村電算システム共同事業組合	小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村	12	秋田県
2	置賜広域行政事務組合	米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町	8	山形県
3	神奈川県町村情報システム共同事業組合	葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	14	神奈川県
4	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市、坂井市、永平寺町	3	福井県
5	福井県丹南広域組合	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	5	
6	山梨県市町村総合事務組合	27市町村(県内全市町村)	27	山梨県
7	長野県市町村自治振興組合	県内全市町村	77	長野県
8	邑智郡総合事務組合	川本町、美郷町、邑南町	3	島根県
9	三原広域市町村圏事務組合	三原市、世羅町	2	広島県
計	9		151	8

【第5表】

<公平委員会に係る事務を**広域連合**により共同処理している場合>

No	広域連合の名称	構成団体名	構成団体数	都道府県名
1	北信広域連合	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、北信保健衛生施設組合、岳北広域行政組合、岳南広域消防組合	9	長野県
2	揖斐広域連合	揖斐川町、大野町、池田町	3	岐阜県
3	もとす広域連合	瑞穂市、本巣市、北方町	3	
4	羽島郡広域連合	岐南町、笠松町	2	
計	4		17	2

<**広域連合**により電算システムの共同化を行っている場合>

No	広域連合の名称	構成団体名	構成団体数	都道府県名
1	西いぶり広域連合	室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町、(豊浦町、洞爺湖町) ※広域連合を構成する6市町のうち、電算事務の共同化は4市町で実施	6	北海道
2	北アルプス広域連合	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	5	長野県
3	上伊那広域連合	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	8	
4	諏訪広域連合	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	6	
5	中芸広域連合	安田町、田野町、奈半利町、北川村、馬路村	5	高知県
計	5		30	3

【第6表】

＜公平委員会に係る事務を連携協約により共同処理している場合＞

No	名称	締結団体名	都道府県名
1			
2			
3	該当なし		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計	0	0	0

＜連携協約により電算システムの共同化を行っている場合＞

No	名称	構成団体名	都道府県名
1	鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約	【鳥取県】鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町(4市14町1村)	鳥取県
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計	1	1	1

【第7表】

<任意の協議会などにより電算システムの共同化を行っている場合>

No	名 称	構成団体名					構成団体数	都道府県名
1	北海道自治体情報システム協議会	三笠市	奈井江町	島牧村	寿都町	蘭越町	38	北海道
		ニセコ町	真狩村	喜茂別町	京極町	倶知安町		
		共和町	泊村	仁木町	安平町	むかわ町		
		えりも町	檜山広域行政組合	中富良野町	津別町	置戸町		
		佐呂間町	滝上町	興部町	西興部村	音更町		
		鹿追町	新得町	更別村	陸別町	広尾町		
		浜中町	標茶町	別海町	中標津町	標津町		
		羅臼町	森町	長万部町				
2	弘前地区電算共同化推進協議会	弘前市	大鰐町	田舎館村	西目屋村	6	青森県	
	(電算システムの共同利用に関する協定締結)	黒石市	六戸町					
3	群馬県吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会	中之条町	長野原町	嬭恋村	草津町	6	群馬県	
		東吾妻町						
4	新潟県市町村情報システム共同利用連絡会議	長岡市	三条市	見附市	魚沼市	8	新潟県	
		聖籠町	出雲崎町	関川村				
5	富山県情報システム共同利用推進協議会	射水市	滑川市	舟橋村	上市町	6	富山県	
		朝日町						
6	あいち電子自治体推進協議会	愛知県	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	65	愛知県
		半田市	春日井市	豊川市	津島市	碧南市		
		刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市		
		犬山市	常滑市	江南市	小牧市	稲沢市		
		新城市	東海市	大府市	知多市	知立市		
		尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市		
		田原市	愛西市	清須市	北名古屋市	弥富市		
		みよし市	あま市	長久手市	東郷町	豊山町		
		大口町	扶桑町	大治町	蟹江町	飛島村		
		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町		
		幸田町	設楽町	東栄町	豊根村			
		名古屋港管理組合	小牧岩倉衛生組合	愛知中部水道企業団	尾三消防組合	名古屋高速道路公社		
		愛知県道路公社	愛知県住宅供給公社	公益財団法人愛知水と緑の公社	海部南部水道企業団	北名古屋水道企業団		
		丹羽広域事務組合						

7	大阪版自治体クラウド	豊能町	河南町	千早赤阪村			3	大阪府
8	奈良県基幹システム共同化検討会	香芝市	葛城市	川西町	田原本町	上牧町	7	奈良県
		広陵町	河合町					
9	和歌山県電子自治体推進協議会 (基幹系クラウド運営部会)	有田市	御坊市	美浜町	由良町	印南町	20	和歌山県
		上富田町						
10	和歌山県電子自治体推進協議会 (クラウド化・共同化検討部会)	かつらぎ町	九度山町	高野町	湯浅町	広川町	28	岡山県
		日高町	みなべ町	日高川町	白浜町	すさみ町		
		那智勝浦町	大地町	北山村	串本町			
11	岡山県 電子自治体 推進協議会	岡山市	岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	28	岡山県
		笠岡市	井原市	総社市	高梁市	新見市		
		備前市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市		
		浅口市	和気町	早島町	里庄町	矢掛町		
		新庄村	鏡野町	勝央町	奈義町	西粟倉村		
		久米南町	美咲町	吉備中央町				
12	山口県市町情報システム共同利用推進会議	周南市	下松市	光市	柳井市	阿武町	5	山口県
13	物部川流域ブロック広域行政検討協議会	南国市	香南市	香美市			8	高知県
14	高知県中西部 電算協議会	土佐市	須崎市	中土佐町	津野町	四万十町		
15	粕屋3町自治体クラウド連絡調整会議	宇美町	志免町	須恵町			9	福岡県
16	田川地区システム共同構築協議会	大任町	添田町	赤村	香春町	糸田町		
		福智町						
17	鹿児島県自治体情報処理連絡協議会	阿久根市	西之表市	奄美市	南九州市	三島村	26	鹿児島県
		十島村	さつま町	湧水町	大崎町	東串良町		
		錦江町	南大隅町	中種子町	南種子町	屋久島町		
		大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町		
		徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町	知名町		
		与論町						
計		18					235	14

「PPP・PFIの推進」部会報告書

～PPP・PFIの推進に資する有用情報について～

平成29年12月1日
「PPP・PFIの推進」部会

目 次

はじめに	1
I PPP・PFIの定義、国の動向及びPFI事業の実施状況について	2
1 PPP・PFIとは	2
2 国の動向について	2
3 PFI事業の実施状況について	5
II PPP・PFIの推進に資する有用情報について	7
1 有用情報（主なもの）	7
（1）組織及び体制について	7
（2）アドバイザリー契約について	8
（3）実施方針及び要求水準書の策定について	9
（4）民間事業者の募集、評価・選定について	11
（5）監視（モニタリング（測定・評価含む））について	13
（6）審査委員会について	14
（7）議会对応について	15
2 有用情報（PPP・PFI事業フロー：詳細は別紙参照）	15
III 議事まとめ	16

はじめに

○ 部会設立の経緯

- ・ 地方公共団体は、「厳しい財政状況」「人口減少と高齢化の進行」「多様な行政需要への対応」など様々な課題に直面しており、これらの課題克服にあたり、限られた職員で更なる業務改革の推進等が求められている。
- ・ こうした実情を踏まえ、県内各市町村に共通する行政課題の解決に向けた研究・検討を行う場として、平成29年3月、県市町村課内に「行政改革研究会」が設置された。
- ・ その研究会の部会の一つとして、国の「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）」等においても、積極的な活用の推進が示されている「PPP・PFIの推進」部会が設置された。

○ 部会方針及び目標の設定

- ・ 当部会では、PPP・PFIに係る以下の各市町村の状況等を踏まえ、「最終目標」及び「今年度目標」を第1回部会において決定し、調査・研究を実施した。
 - ⇒ 多くの市町村で必要性は認識しているが、事業実施（検討含む）まで至らない。
 - ⇒ 各市町村内でPPP・PFIに対するルール等がない。

【最終目標】 各市町村が事業実施にあたり効果が見込める事業について、PPP・PFIの活用について検討・実施する（手法としてPPP・PFIの積極的活用）。

【今年度目標】 各市町村のPPP・PFIの推進に資する情報等を取りまとめ、提供する。

○ 部会活動

- ・ 第1回（平成29年6月7日）：制度概要や取組状況の把握及び部会方針の決定
- ・ 第2回（平成29年7月27日）：県内先進自治体の事例発表及び意見交換会の実施
- ・ 第3回（平成29年9月7日）：PPP・PFIの推進に資する情報の整理
- ・ 第4回（平成29年10月4日）：報告書の取りまとめ等及び次年度部会の取扱い検討
- ・ このほか、随時、必要情報等の整理のため書面のやりとり等を実施した。
- ・ なお、各部会の議事については、16頁以降の「Ⅲ 議事まとめ」を参照のこと。

○ 有用情報の整理・発信及び県内事例のデータベース化について

- ・ 今年度部会目標について、部会活動を踏まえ次頁以降（2頁～15頁及び別紙：「PPP・PFI事業フロー」）で部会として有用情報の整理を行った。
- ・ また、県内市町村でもPPP・PFI事業の事例がいくつか出てきたこと等を踏まえ、以下の運用について、部会の総意として行政改革研究会に提言することとした。

県内市町村に有意義な情報ツールとなる「PPP・PFIの導入事例」について、データベース化し、運用することとする。

【導入理由・目的】

- ⇒ 県内でPFI事業の導入・検討事例が増えてきた。
- ⇒ 身近に相談しやすい関係性の構築が可能である。

- ◎ 当報告書の作成について、県内先進自治体の館林市（館林市立学校給食センター整備運営事業）及び東吾妻町（箱島湧水発電事業）の各担当者に、事例発表及び部会構成員との意見交換に協力いただき、当情報を活用し有用情報の取りまとめを行った。また、そのほか内閣府、国土交通省及び特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会のホームページに掲載の資料等を参考及び引用している。

I PPP・PFIの定義、国の動向及びPFI事業の実施状況について

1 PPP・PFIとは

PPP (Public Private Partnership) は、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものである。

PFI (Private Finance Initiative) は、PPPの一類型であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年、以下「PFI法」という。）」に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質なサービスを提供する手法である（PPP・PFIのイメージは、図1のとおり）。

PPP・PFI手法には、民間事業者が担う業務範囲等により多くの手法があり、主な手法は、図2のとおりである。

2 国の動向について

国の近年の動向としては、

- ① 「多様なPPP・PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月)」
〔人口20万人以上の地方公共団体が地域の実情を踏まえ、管理する公共施設について優先的検討規程を策定し検討することとしたもの。〕
- ② 「PPP・PFI推進アクションプラン(平成28年5月、平成29年6月一部改定)」
〔平成25～34年の事業規模目標を21兆円に再設定（平成25年6月の「PPP・PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を見直し策定）し、i. コンセッション事業の推進、ii. 実効性のある優先的検討の推進、iii. 地域のPPP・PFI力の強化、iv. 公的不動産における官民連携の推進を重点的に推進するとされている。〕

などが示されているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等において、各種事業でPPP・PFIを積極的に活用することとしている。

これらに対応するため、内閣府等では支援策（各種マニュアル策定や専門家派遣制度等）を充実させている。

(図1) PPP・PFIイメージ図（内閣府HPから引用）



(図2-1) PPP・PFI手法の主なもの(内閣府HPから引用)

1 公共施設等の設計・建設・改修・維持管理・運営等を伴う方式

(1) PFI手法

<p>BTO方式 Build-Transfer-Operate</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス購入型のPFI事業等で広く採用されており、採用されている施設の種類は多岐にわたります。 ・維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定されます。 </div> ●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3">事業契約</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="3">特別目的会社(SPC)が多い</td> </tr> </tbody> </table> ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	事業契約			民間の契約主体	特別目的会社(SPC)が多い		
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	○														
契約形態	事業契約																
民間の契約主体	特別目的会社(SPC)が多い																
<p>BOT方式 Build-Operate-Transfer</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が利用料金収入を直接受取るなど民間事業者の裁量の余地が広いPFI事業等で採用されています。 ・民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広がっています。 </div> ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 																
<p>BOO方式 Build-Own-Operate</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができるPFI事業等で採用されています。 ・損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられます。 </div> ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 																
<p>BT方式 Build-Transfer</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託するPFI事業等において採用されています。 </div> ●業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3">事業契約</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="3">特別目的会社(SPC)又は民間企業グループ</td> </tr> </tbody> </table> ●対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。 		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	×	契約形態	事業契約			民間の契約主体	特別目的会社(SPC)又は民間企業グループ		
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	×														
契約形態	事業契約																
民間の契約主体	特別目的会社(SPC)又は民間企業グループ																
<p>RO方式 Rehabilitate-Operate</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託するPFI事業等において採用されています。 </div> ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 ●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。 																

(図2-2) PPP・PFI手法の主なもの(内閣府HPから引用)

(2) PFI手法以外の手法

DBO方式 Design-Build-Operate	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の分野等で、PFI手法と並び採用されています。 ・資金調達や工事発注、所有は公共側が担うスキームです。 ●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="2">工事請負契約</td> <td>事業契約</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="2">建設会社又は JV(設計会社と建設会社)</td> <td>特別目的会社 (SPC)が多い</td> </tr> </tbody> </table>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	工事請負契約		事業契約	民間の契約主体	建設会社又は JV(設計会社と建設会社)		特別目的会社 (SPC)が多い
		設計	建設	維持管理・運営													
	業務範囲	○	○	○													
契約形態	工事請負契約		事業契約														
民間の契約主体	建設会社又は JV(設計会社と建設会社)		特別目的会社 (SPC)が多い														
<ul style="list-style-type: none"> ●設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。 																	

2 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

(1) PFI手法

公共施設等 運営事業(コン セッション)	<ul style="list-style-type: none"> ●利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金を収受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されています。 ・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれています。
O方式 Operate	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者に公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。

(2) PFI手法以外の手法

指定管理者 制度	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に限定され、対象施設は「公の施設」に限定されますが、広く採用されています。
包括的民間 委託	<ul style="list-style-type: none"> ●(本手引における主たる想定)公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設(プラント等)で採用されています。

(図2-3) PPP・PFI手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者
(内閣府HPから引用)

<PPP/PFI手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者>

PPP/PFI手法	官民間の契約形態	業務範囲				施設の所有者	
		設計 (Design)	建設 (Build)	維持管理 (Maintenance)	運営 (Operate)		
修繕・維持管理・運営等 を行う方式	BTO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	BOT	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	BOO	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	BT	事業契約	民間	民間	—	—	公共
	RO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	DBO	設計・建設は請負契約、維持管理・運営は事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
公共施設の維持管理・運営等 を行う方式	公共施設等運営権(コンセッション)	事業契約	—	—	民間(※1)	民間	公共
	O	事業契約	—	—	民間	民間	公共
	指定管理者制度	指定(行政処分)	—	—	民間	民間	公共
	包括的民間委託	委託契約	—	—	民間	民間	公共

※1 PFI法上の「維持管理」には、いわゆる新設又は施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕(いわゆる増築や大規模修繕も含まれます。)も含まれているため、既存施設(利用料金を徴収する施設に限る。)の改築については、公共施設等運営権方式も対象となります。

3 PFI事業の実施状況について

平成11年のPFI法制定以降、国の動向等を踏まえ、図3のとおり事業数及び契約金額は着実に増加しており、各分野で全国的に取組が進んでいる。

(図3-1) PFI事業数及び契約金額の推移(内閣府HPから引用)

事業数及び契約金額の推移(累計) (平成29年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。
(注4) これまで平成24年度以前の数値は一部の事業(BT方式、DBO方式、施設整備費を一括で支払う事業)を含めていなかったが、今次集計より平成25年度以後の数値との統一を図り、修正を行った。

(図3-2) 分野別実施方針公表件数 (内閣府HPから引用)

分野別実施方針公表件数

(平成29年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	3	160	37	200
生活と福祉(福祉施設等)	0	23	0	23
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	97	2	99
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	14	116	2	132
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	8	17	0	25
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	42	14	4	60
その他(複合施設等)	7	49	0	56
合計	74	490	45	609

(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(図3-3) 都道府県別実施方針公表件数 (内閣府HPから引用)

PFI事業の実施状況

都道府県別実施方針公表件数

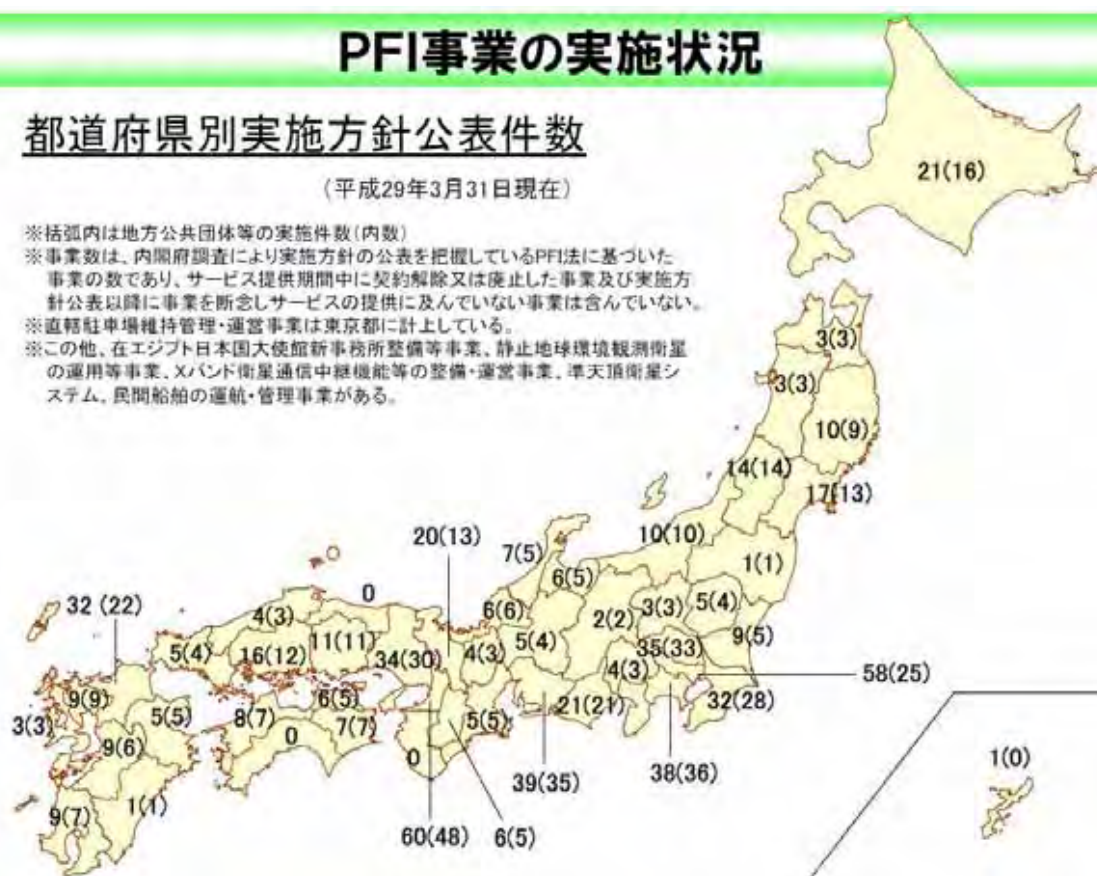
(平成29年3月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

※直轄駐車場維持管理・運営事業は東京都に計上している。

※その他、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システム、民間船舶の運航・管理事業がある。



II PPP・PFIの推進に資する有用情報について

1 有用情報（主なもの：部会での検討事項等を踏まえ、まとめたもの）

(1) 組織及び体制について（別紙：PPP・PFI事業フロー ①②関連）

① 総論（内容については、内閣府HP等を参考に記載。以下同じ）

PPP・PFI事業を検討するためには、専門性（※）等が求められる。

そのため国では、各事業所管課がより効率的に検討を進めるにあたり、事業の指針となる「優先的検討規程」の策定や事業実施（運用）を円滑に行うための「庁内体制構築」が必要であるとしている。

なお、「庁内体制構築」のポイントや事例については、「PPP・PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（平成29年1月内閣府）」において、紹介されている（図4参照）。

※ PFI事業では、PFI法に基づく専門的な事業の実施が必要

② 部会検討事項（先進自治体の事例発表及び意見交換等を踏まえ検討。以下同じ）

PPP・PFI事業の検討にあたり、前段で以下手順を踏む必要性が確認された。

ア 施設の在り方検討委員会の設置等により、保有施設の今後について、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、各施設ごとに方向性（整備（統合含む）、廃止等）を決定

イ 整備方針が決まった施設のリスト化（<例>金額、整備年度、新規・更新等）

ウ リスト化された施設の事業手法を検討する中で、従来手法である公設公営等にとらわれず、PPP・PFIの可能性や有効性等が確認できるものについては、当手法を検討

なお、PPP・PFI事業は、先述のとおり専門性等も求められており、可能性がある案件を拾い出しやすいように、庁内でのスクリーニング基準や判定フローを定める必要があることも確認された。

また、PPP・PFI案件（検討含む）で方向性が出た事業（※）については、事業を進めていく上で、事業所管課のみでなく総務部門・企画部門・財政部門・管財部門含む庁内連携・バックアップ体制が必須となる。そのため、プロジェクトチーム等のスキームについて、事前に検討・構築し、案件が出た際は、当機関で一体となってスケジュール等を含め、案件形成していくことや専任職員の配置等の推進体制の整備が重要である点も確認された。

※ 県内先進自治体の事例では、「トップダウンによるもの」も確認された。

(図4) 庁内体制構築のポイント（内閣府HPから引用）

＜庁内体制構築のポイント＞	
<input type="checkbox"/>	PPP/PFI事業の検討プロセスの確立 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業発案から事業実施の方針決定までの調整・検討プロセスを策定し、庁内に周知 ● PPP/PFI検討プロセスの中に予算確保の仕組みを含めることで、手続きを簡素化
<input type="checkbox"/>	部局の役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ● 検討プロセスに応じた関係部局の役割、権限等を明確化 ● 資産管理部局との連携により、事前に対象事業を把握し早期の検討を促進
<input type="checkbox"/>	PPP/PFI推進部局によるサポート体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の発案から事業の実施までのサポート役として、PPP/PFIに関する情報提供や、庁内方針決定に至るプロセスの支援を実施しており、庁内組織として定着化 ● 様々な分野の事業検討への関与により、PPP/PFIの検討や情報を蓄積しており、全庁的に網羅的に事業推進が可能 ● PPP/PFIの推進だけの専門部署ではなく、行政改革やファシリティマネジメント等と併せた体制の構築
<input type="checkbox"/>	その他 <ul style="list-style-type: none"> ● PPP/PFI事業のノウハウの蓄積をいかにすべく、導入可能性調査(詳細な検討)まで推進部局で実施 ● 検討プロセスの試行錯誤を踏まえた検討プロセスの見直し(PDCAサイクルの徹底)

(2) アドバイザリー契約について（別紙：PPP・PFI事業フロー ①②関連）

① 総論

PPP・PFI事業を進める上で、先述のとおり専門性が高いことや事業実績が少ないこと等から、アドバイザリー契約をコンサルタント等と締結し、PPP・PFI事業を形成している事例があることが、内閣府の先進自治体の事例の中からも確認でき、有効な一手段であると考えられる。

なお、コンサルタント等の各事業段階における主な助言・支援内容は、図5のとおりである。

② 部会検討事項

県内の先進自治体である館林市及び東吾妻町でも、アドバイザリー契約を締結しており、以下の点等で効果的であったことが確認できた。

- ・ 整備事業の基本構想や基本計画等（事業手法の検討含む）の検討及び策定にあたり、PFIの導入について検証を依頼した。
- ・ PFI事業の可能性を確認するために、導入可能性調査（サウンディング調査を含む）（※）を実施する際の「調査票様式」「対象業者選定」等において、過去の実績（他県等での）を基に提案があった。
- ・ 実施方針や要求水準書（案）等のひな型提供や的確なアドバイスがあった。
- ・ 提供のあったサウンディング調査のアンケート様式等は、他の事業でも代用が可能なものである。

これらの情報から、アドバイザリー契約は、先例のない市町村で専門性の高い事業を効率的に実施する上で、効果が大きいことが確認できた。

なお、契約締結に際し契約金が発生するため、各市町村で締結するか否かの判断が必要である。

- ※ 対象とする事業をPFI事業として実施した場合、サービス水準の向上の見込みがあるか、民間の参入意欲がどの程度か、VFM（Value for Money）シミュレーションの検証等から総合的に評価し、PFI導入の可能性を判断するもの。

(図5) 各事業段階におけるコンサルタント等の主な助言・支援内容

(国土交通省HPから引用)

○ (施設計画の概略検討)	
○ (事業スキームの検討 [事業の範囲、事業方式等])	
○ (事業リスクの抽出、最適なリスク分担者の検討 [リスクワークショップの開催等])	
○ (市場調査の実施)	
○ モニタリング原案の検討	
○ 実施方針(案)の作成	
○ 特定事業の選定(案)作成	
○ PFI事業者選定委員会(審査委員会)の運営補助	
○ 入札説明書(案)の作成	
○ 落札者決定基準(案)の作成	
○ 各種質疑回答関係業務	
○ 入札者の適格性の評価、入札提案書の整理、審査支援	
○ 契約条件の整理、契約書案の作成、契約交渉	

※ (括弧書き)部分は、発注者内で同種の先行事例がある場合やPFI事業に関するノウハウが蓄積されている場合は、発注者自ら実施することも想定される。また、それ以外の部分についても、発注者に十分なノウハウが蓄積されていれば、発注者自ら実施することも可能である。

(3) 実施方針及び要求水準書の策定について（別紙：PPP・PFI事業フロー ②関連）

① 総論

PFI事業を進める上で、実施方針の策定及び公表等はPFI法に位置づけがされており、プロセスの一つである。PFI事業の検討により特定事業の選定を行おうとする場合は、「公平性及び透明性を確保する観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されること」「民間事業者の募集開始に先立ち、民間事業者に対する準備期間を提供する及び住民に対して周知すること」等から必ず特定事業の選定の前に、実施方針の策定及び公表をすることとされている。

また、要求水準書については、公共施設等の管理者等の意図を明確に民間事業者に伝達し、併せて民間の創意工夫を最大限に誘発するため、PFI事業のプロセスにおいて、最も重要な文書の一つとされており、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（内閣府）」において、まとめられている。

② 部会検討事項

県内の先進自治体の事例から、実施方針及び要求水準書の策定について、以下の3点に留意すべきであることが確認された。

ア 記載内容の範囲

前述のとおり、PFI事業において公共施設等の管理者等の意図を明確に民間事業者に伝達し、併せて民間の創意工夫を最大限に誘発する必要があるため、市町村として担保すべき部分は明確にし、なるべく民間事業者が発案しやすいよう性能発注(参考：図6)とし、細かすぎる記載は避ける必要がある。

イ 策定時間の確保

県内先進自治体の事例では、事業開始時期にあわせ短く設定した例と4ヶ月程度の期間を設定した例があったが、いずれも「自治体として当PFI事業について、根幹となる内容である」「民間事業者により良い提案をしてもらう方針となり重要である」等の説明があり、一定期間の確保が必要であるとの確認がされた。

ウ 質問に対する慎重な回答

県内の先進自治体の事例では、実施方針等への質問が多数寄せられ、その対応について、今後の当PFI事業が市町村にとって、不利益な方向に進まない様（特定の民間事業者に優位とならない様等）に、質問の趣旨等に注意し、慎重な回答をすべきである点を確認された。

また、以上の3点において、共通する内容として以下の2点についても確認された。

ア 必要に応じた追加のサウンディング調査の実施

⇒ 民間事業者の創意工夫を最大限誘発するための調査等で有効となる可能性がある。一方、追加実施の場合はプラスで一定時間の確保が必要となる。

イ コンサルタント等の活用

⇒ PFI事業は、県内市町村において事例が多くないため、事業情報の蓄積がなく、市町村職員のみでの対応が難しいケースも想定される。一方、PFI事業に精通したコンサルタント等であれば、「サウンディング調査へのアドバイス」「実施方針及び要求水準書（案）への適確な意見」「質問等の回答に対するアドバイス」等、PFI事業への適確な対応が期待できる。

先述のとおり、各市町村でアドバイザー契約等を締結するか否かの判断は必要であるが、実施方針等の策定時点においても、先例のない市町村で専門性の高い事業を効率的に実施する上で効果は大きい。

(図6-1) 発注手法について (内閣府HPから引用)

PPP/PFI 手法の主な特徴

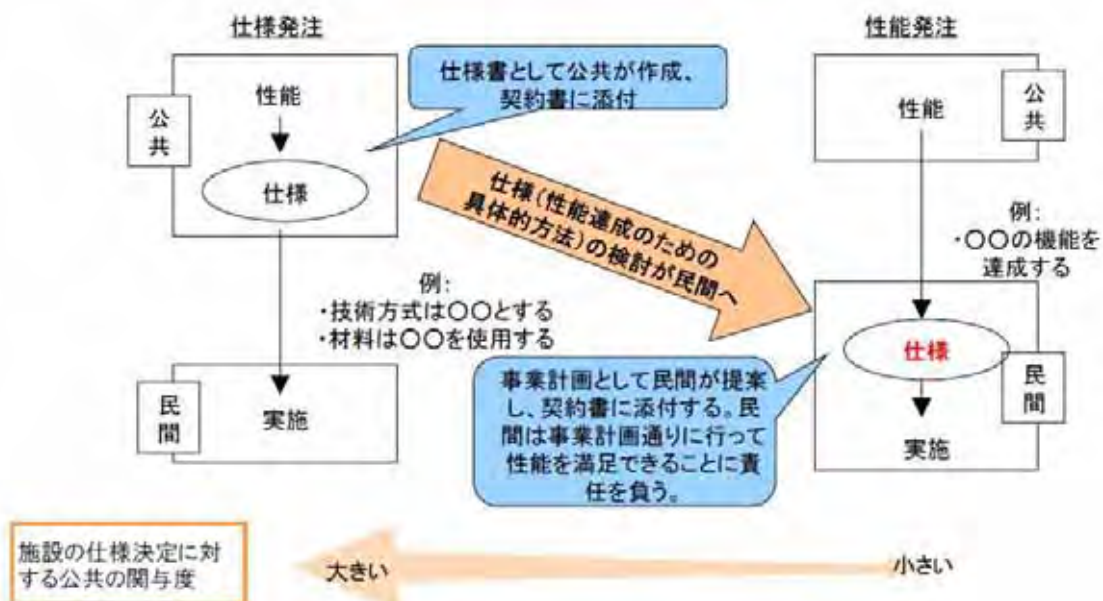
①包括発注
従来手法では「分離・分割(業務ごと)の単年度での委託」を原則とするのに対して、PPP/PFI手法では「複数の業務を包含した複数年度での委託」とするのが一般的です。例えば、PFIの場合、多くの事業において、設計・建設とその後の維持管理・運営を包括して複数年度(10年~30年程度)で発注しています。

②性能発注
PPP/PFI手法では、通常「性能発注」という考え方を uses。性能発注とは、発注者が業務の具体的な仕様・条件を細かく規定して発注する仕様発注ではなく、アウトプット(性能)に着目して民間事業者が果たすべき義務(これは「業務要求水準」と呼ばれています。)を規定して発注するものです。従って、発注者は業務の具体的な仕様・条件を細かく規定してません。下記表のとおり、性能発注は、発注者がアウトプット(性能)を達成する方法を指定しないため、民間事業者の裁量が大きくなります。事業実施に当たっては、業務要求水準に定められた条件を満たすことを前提に、民間事業者が提案した方法が採用されるため、従来型手法に比べて民間事業者の創意工夫の余地が大きい発注方法といえます。

<仕様発注と性能発注の考え方(例)>

設備・業務	仕様発注	性能発注
照明	どのような照明器具を設置するかを規定	明度の明るさを数値で規定
プラント	プラントの種類・仕様を規定	運営時に要求される性能(処理能力など)を規定
図書館運営業務	(一定の設備を前提に)民間事業者の業務内容を規定	どのような図書管理システムを採用するかも含めて民間提案を可能として、運営業務を包括的に委託

(図6-2) 仕様発注と性能発注の比較について (国土交通省HPから引用)



(4) 民間事業者の募集、評価・選定について（別紙：PPP・PFI事業フロー ③関連）

① 総論

民間事業者の募集、評価・選定等はPFI法に定められたプロセスの一つである。民間事業者の募集の段階では、入札説明書の策定が必要となり、入札説明書は、応札しようとする民間事業者に対して、事業の概要、当該入札への参加に当たっての必要事項について示すものである。入札説明書に記載すべき主な項目及び内容は、実施方針と重複する項目も多くあり、それらについては、実施方針に対する民間事業者からの意見聴取により変更となった内容を時点修正したり、実施方針公表時には検討中であった事項を具体的に記載する必要がある（参考：図7）。

また、評価・選定については、内閣府のホームページ等で「性能発注においては、評価項目ごとに、数値で判断できる評価指標を設定して、あらかじめ得点化方法を提示すること」「提案書の審査においては、基礎審査として要求水準書と齟齬のないことを確認するとともに、併せて確認書（表明保証）の提出も求め、サービスの質を確保すること」等が示されている。

② 部会検討事項

県内の先進自治体の事例から、(3)実施方針及び要求水準書の策定について、と一部重複するが、以下の4点に留意すべきであることが確認された。

ア 質問に対する慎重な回答

県内の先進自治体の事例では、入札説明書等への質問についても実施方針等と同様に多数意見が寄せられ、その対応について、今後の当PFI事業が市町村にとって、不利益な方向に進まない様（特定の民間事業者に優位とならない様等）に、質問の趣旨等に注意し、慎重な回答をすべきである点が確認された。なお、先進自治体の事例では、コンサルタント等の法務的な知識等が効果的であったとの内容も確認された。

イ 民間事業者に対する募集期間の確保

県内の先進自治体の事例では、事業開始時期にあわせ短く設定した例と4ヶ月程度の期間を設定した例があったが、時間を延ばすとスケジュールが間延びし、スピード感が薄れる可能性もあるが、民間事業者により良い提案をしてもらうには両事例とも期間が短く感じた等の説明があった。地元事業者や中小事業者への時間的配慮等も含め民間事業者に対する募集期間について、一定期間の確保が必要であるとの確認がされた。

ウ 参加資格者基準の明確化

事業に不適格な民間事業者が入札に参加しないように、適切な入札参加資格の設定を行い、そのような業者からの質問等を含み、慎重な対応を行う必要があることが確認された。

エ 提案書の内容の審査

入札の際に、各民間事業者（グループ）から提案書類が提出されるが、実施方針や入札説明書との整合性について、入念なチェック（コンサルタント等に委託したケースにおいても、依頼者として主体性を持って確認すべき）が必要であることが確認された。

なお、県内の先進自治体では審査委員会を設置し、審査を行っている。この点については、(6)審査委員会について記載することとする。

(図7) 入札説明書に記載すべき項目 (日本PFI・PPP協会HPから引用)

項目		具体的に記載する事項
1	入札説明書の概要	—
2	事業の内容に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 事業名称 2) 公共施設の種別等 3) 公共施設の管理者の名称 4) 事業の目的 5) 事業方式 6) 業務範囲 7) 事業スケジュール
3	入札参加資格	<ol style="list-style-type: none"> 1) 入札参加者の構成 2) 入札参加者の参加資格要件 3) 入札参加者等の業務遂行能力に関する資格要件 4) 入札参加者の参加資格確認基準日 5) 入札無効に関する事項 6) 入札参加者の変更
4	入札に関する留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 入札説明書等の承諾 2) 費用負担 3) 提出書類の取扱い 4) 公共が提示する資料の取扱い 5) 入札参加者の複数提案の禁止 6) 提出書類の変更禁止 7) 使用言語及び単位
5	募集及び選定の手順	<ol style="list-style-type: none"> 1) 募集及び選定スケジュール (予定) 2) 入札説明書等の配布 3) 説明会の開催 4) 既存施設の視察 5) 参考資料の閲覧 6) 入札説明書等に関する質問及び回答 7) 参加表明書・参加資格審査書類の受付 8) 参加資格審査結果の通知 9) 入札提案書類の受付 10) 入札を辞退する場合
6	提案の審査	<ol style="list-style-type: none"> 1) 落札者の決定方法 2) 審査の方法 3) 審査の手順 4) 落札者の決定及び結果の通知・公表
7	契約に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 基本協定の締結 2) 特別目的会社 (SPC) の設立 3) 事業契約の締結 4) 入札保証金及び契約保証金
8	事業者の業務内容に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 施設の完成確認及び完成確認期限 2) サービス購入料の支払条件等 3) 事業契約上の地位 4) 公共の費用負担に関する事項 5) 保険 6) 公共と事業者の責任分担 7) 業務の委託等 8) 土地の使用等
9	事業実施に際して必要な事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 誠実な業務遂行義務 2) 事業期間中の公共と事業者の関わり 3) 業務実施状況の報告 4) 事業の実施状況のモニタリング 5) 担当課

(5) 監視(モニタリング(測定・評価含む))について(別紙：PPP・PFI事業フロー ③関連)

① 総論

地方公共団体がPFI事業においてサービスの質を確保するため、先進事例では、主に次のことを行っている。

ア 事業契約書への明記

選定事業者が実施すべき事項を、事業契約書に明記し、施設の利用者等が支払う利用料金に関しても規定する。例えば、利用料金の設定、変更に際して、地方公共団体の同意が必要なことを事業契約書に規定する等がある。

イ モニタリングの実施

地方公共団体は、選定事業者が契約内容を履行していることをモニタリング(参考：図8)を通じて確認する。なお、モニタリングを実施することについても、事業契約書に明記する。

また、モニタリング支援業務をコンサルタント等に外部委託することも想定されるが、その際もモニタリングの最終責任者は地方公共団体にあることに留意する必要がある。

なお、モニタリングについては、「モニタリングに関するガイドライン(平成15年6月23日内閣府PFI推進委員会)」やコンサルタント等の意見が参考になるとされている。

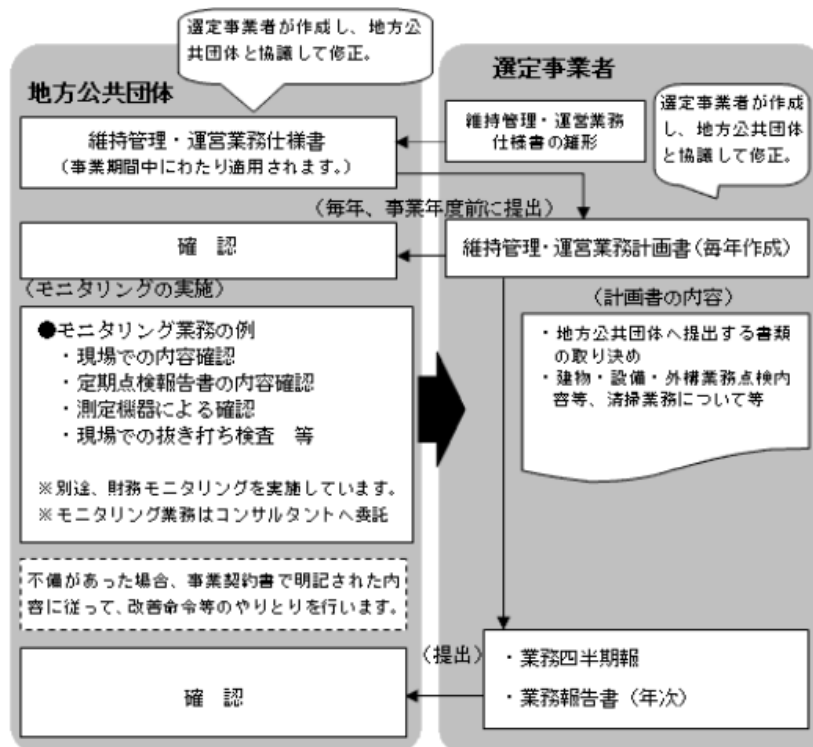
ウ サービス対価の減額等

モニタリングの結果、選定事業者の不履行が明らかになった場合、ペナルティを付与し、必要に応じてサービス対価を減額したり、事業契約を解除する。なお、減額等の方法についても、事業契約書に明記する。

② 部会検討事項

県内の先進自治体の事例では、供用開始直後又は供用開始前のため、具体的な検討等まで議論がされなかったが、要求水準書等の内容を満たしているかどうかのチェック体制の構築が重要であることや専門性や事務効率等を考慮し専門業者へ委託とするのも有用であることが確認された。

(図8) 先進事例におけるモニタリングの流れ(内閣府HPから引用)



(6) 審査委員会について(別紙：PPP・PFI事業フロー ④～⑥関連)

① 総論

審査委員会は、主に応募者提案の審査等を行うため(参考：図9)、PFIの対象とする事業に関連する技術や知識に精通した者が必要とされ、財務、法務、金融のほか地域の特性に精通した者も該当する。そのため、当該地方公共団体の職員がメンバーになる場合もある。

なお、地方自治法施行令第167条の10の2で規定のとおり、「総合評価一般競争入札」による落札者決定基準の決定を行う際は、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないため、当該分野に精通した学識経験者も必要となる。

総合評価一般競争入札において、落札者を決定するための評価値の算定方法としては、次の2つがある。

ア 加算方式

価格以外の要素による得点と価格要素による得点を加算する方式

イ 除算方式

価格以外の要素による得点を価格で除算する方式

また、審査委員会を設ける場合は、次の3点に留意する必要がある。

ア 審査委員会委員を事前に公表すること

イ 審査委員会の位置付けを明確にすること

ウ 設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること

② 部会検討事項

県内の先進自治体の事例発表では、審査委員会委員の選定方法及び委員報酬の対応、落札者決定基準の検討内容や提案書の評価などの審査委員会の立ち上げから運営していく過程の説明があり、審査委員会の活用につき、以下の情報等が有用であると確認された。

- ・ 外部委員の選定では、契約したコンサルタント等からの紹介(PFI関係の大学教授等)も有効であること
- ・ 提案書の評価等において外部委員は、予算面の考慮に重点を置かない傾向が見受けられたため、この点において内部委員とした地方公共団体職員(関係部長等)の意見が有用であること
- ・ 落札者決定基準の検討・決定について、各委員の専門分野で配点等の意向が異なるため、検討材料となる事務局の事前準備等が重要であること

(図9) 先進事例における審査委員会の具体的な事務(内閣府HPから 部引用し作成)

時点	必須事項	必要に応じて委ねる事項
実施方針公表前	—	<ul style="list-style-type: none"> ・PFIを導入することの妥当性の審議 ・実施方針の審議
入札公告前	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者決定基準の審議 (地方自治法施行令第167条の10の2の規定を審査委員会で対応する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の選定方式の審議 ・入札説明書の審議 ・要求水準書の審議 ・提案様式集の審議 ・契約書案の審議
提案書受付以後	—	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の評価 ・審査結果公表資料の検討

(総合評価 一般競争入札による場合)

(7) 議会対応について(別紙：PPP・PFI事業フロー ⑦～⑨関連)

① 総論

PFI事業において、「債務負担行為予算議案の議決」「事業契約締結議案の議決」の様に必須なものや「PFI事業者選定審査委員会設置条例議案の議決」の様に設置することとなった場合に必要なものを含め、議会対応が必要となる。

議会日程は、年間でスケジュール化されているためPFI事業の実施にあたっては、議会日程を加味したスケジューリングが必要となる。

② 部会検討事項

県内の先進自治体の事例発表を踏まえ、PFI事業は県内市町村において事例が少なく、一般的に馴染みが薄いため、手法そのものに対する懸念や議員の認識不足等も想定される。そのため、議会に対し所要所において、執行部からの懇切丁寧な説明が最も重要である旨が確認された。

2 有用情報 (PPP・PFI事業フロー)

PFI事業に係る事務等の流れを「時期」「取組内容」「対応部署等」で区分し、県内先進自治体の事例等を参考に部会でまとめたものである。

なお、先述のPPP・PFI事業における 1 有用情報(主なもの)とリンクするように資料を作成している。

詳細は、別紙「PPP・PFI事業フロー」を参照のこと。

Ⅲ 議事まとめ

【第1回部会】

事項	「PPP・PFIの推進」部会（第1回）
日時	平成29年6月7日（水）13時30分～14時55分
場所	群馬県庁10階101会議室
出席者	別添「配席図」「構成員名簿」のとおり、南牧村が所用で欠席 県市町村課：布施課長（挨拶のみ）、関口係長、生方主任
関口係長	1 開会 進行：関口係長
布施課長	2 挨拶 布施市町村課長
関口係長	3 議事 ※ 第1回部会のため、伊勢崎市より順番に各構成員の自己紹介を行った。 ※ 部長については、各構成員に希望を伺い、希望者がいなかったため、建制順で「伊勢崎市」にお願いすることとなった。 ※ (1)、(2)については、 資料1 、 資料2 に基づいて事務局より説明
事務局	(1) 「PPP・PFIの推進」部会について ・ 行政改革研究会の概要…………… 資料1 ・ 「PPP・PFIの推進」部会の概要… 資料2
	(2) PPP・PFIの活用について ・ PPP・PFIの活用について…………… 資料3
関口係長	(3) 研究テーマ等について ・ 事前に御案内したとおり各市町村から以下の2点について伺いたい。 ① 自団体のPPP・PFIに対する認識（庁内での認知度、取組状況等）や現状（具体的に検討している事例の有無等）について ② 担当職員として取り組む上で課題と捉えている事項について
伊勢崎市	①について ・ PPP・PFIの認知度は、担当職員のみで庁内ではあまりない。 ・ 取組状況は、今年度「優先的検討規程」制定に向けた庁内説明会（講師謝礼金等を予算化、講師として内閣府の「専門家派遣（費用は内閣府が負担）」も検討）の開催を予定している。 ・ 現状について、具体的に検討している事例はない。 ただし、平成27年度に検討事例が1件「給食調理場整備事業」であった。概要は、平成27年度当初の基本設計・地質調査の発注後に、館林市で同事業をPFIで行うことが発表され、庁内で平成30年4月稼働を目指して、1年事業の計画を延長させ、館林市に調査を行ったり、内閣府の専門家派遣を活用する等、検討を行った。結果、基本設計等も発注後の状況を踏まえ、「公設公営」となった。

また、平成25年度にPPPを使うという方向で進めた話ではないが、結果として実績となった（内閣府の先進事例にも選定）のが、「伊勢崎駅南口（市有地、民有地が半分ずつ）」で民間活用の導入で市街地の活性化を図るために、駅前にぎわい創出として商業施設の運営業者を公募型プロポーザルで行い、（株）ベイスシアが選定されたというもの。この際、土地契約について20年間の事業用の定期借地権設定契約で行った。

②について

- ・ 担当職員として取り組む上で課題と捉えている事項については、本市としてPPP・PFIに関する認知度が不足している点である。優先的検討規程を設定する際、各担当者でどういう対応が必要となるか、また、どのようなメリットがあるか等を全職員が理解できるよう部会で研究を行いたい。

沼田市

①について

- ・ PPP・PFIの認知度は、担当職員のみで庁内ではあまりない。
- ・ 2年前に1度、PFIの先進団体である千葉県流山市職員を講師に招いて、係長級職員を対象とした講演会（公共施設等総合管理計画関連）を実施した。
- ・ 現状、PFI事業の具体的な事例はない。PPPでは、施設は固定化しているが指定管理者制度や水道関連で包括的民間委託の活用を一部行っている。
- ・ 今後、ハード整備の予定が多くなっているため、PPP・PFIの実施に向けた検討が必要であると担当者として、危機感を持っている。

②について

- ・ 庁内で横の連携ができていない。また、工事の実務を担当している部署含む職員の意識醸成（現状、関心がない等）ができていない。
テラス（GB21）の整備もPPP・PFIの検討を進めたかった（担当として）が、合併債があったので進まなかった。

館林市

①について

- ・ PPP・PFIの認知度として、本日、企画部署が来ていないことで分かるよう、取りまとめの部署でもあまり理解をしていない状況である（PFI実績のある担当部署が出席した）。
- ・ PFI実績については、平成26年度に「給食センター整備」について、企画・財政部署等が入らず、給食センターがコンサルタントに委託し、「従来型の公共発注」「PFI方式」「リース方式」の整備手法を検討し、基本計画を策定する中で、PFI（BTO）方式が一番メリットがある結果となった。
- ・ 上記のとおり、他に計画等もなく、波及もない状況である。

②について

- ・ 担当職員として取り組む上で課題と捉えている事項については、おおもとの企画課にも確認したが、「そもそもの制度を理解しておらず計画等もないので、課題が分からない。」との回答だった。
- ・ 実務部門の担当として意見を言えば、各所管課は内容自体を充実させる事が宿命である。整備手法・予算等の財政部分は、企画・財政部署が主体的に整えた中（一定のルールのもと）で、所管課に提案すべきであると考えている。

安中市

①について

- ・ PPP・PFIの認知度は、担当している部署も含めて庁内ではあまりない。そのため、組織体制等も整っていない。
- ・ PFIの取組事例もこれまでない。なお、指定管理者制度は、21施設で導入があるが有効に機能していない印象も受けている。

②について

- ・ 担当職員として取り組む上で課題と捉えている事項については、具体的に、当

	<p>市では、本庁舎の建て替えについて、近い将来に行う事が想定され、財政的理由等により財政部署からPFIの導入を選択肢のひとつとすべきであると提言されており、現状、①のとおり検討体制ができておらず、作り上げる必要があり課題と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組むにあたり、当市の規模や業者の有無を含めて、導入可能なPPP・PFIの手法を当部会で研究できたらと考えている。 また、成功事例はよく見るが、失敗事例もあると考え、こうしたら上手くいくとの観点で研究できたらとも考えている。 <p>昭和村</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PPP・PFIの認知度については、ほぼないに等しい。 ・ 部会出席の理由として、昭和村の中で2つ公共施設の建て替えもしくは改築が予定されている。 ア) 村役場庁舎 イ) 宿泊施設(昭和の森山荘) イについて、企画課で、平成28年度から「あり方検討委員会」を立ち上げて、どのような手法で行うか等を検討しており、今年度中に方向性を出す予定となっている。そのひとつの手法として、PFIを検討しており、部会の成果等を持ち帰れたらと考えている。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員として取り組む上で課題と捉えている事項については、昭和村という地域的な部分や規模(実績が都市圏に集中している状況)を踏まえ、PPP・PFI制度が当村にあっているのかを検証したい。
玉村町	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PPP・PFIの認知度は、担当部署が定まっておらず(財政・企画)、事業課もほぼ認識していない。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員として取り組む上で課題と捉えている事項については、公共施設等総合管理計画にある施設の統廃合について、検討を進める中でPPP・PFIも、ひとつの手法として考えている。勉強の意味で当部会に参加させていただいた。
関口係長	<p>各市町の説明を集約すると、「必要性は感じているが、事業実施(検討含む)までいたらない。」状況がうかがえます。この状況を踏まえ、部会にて「検討したい事項」等があれば発言願います。</p>
各構成員	<p>特になし。</p>
関口係長	<p>特にないようであれば、(平成28年度実施の「行政改革に関するアンケート調査結果」含む)意見等を踏まえ、事務局から(案)について、御提案いたします。</p>
事務局	<p>事務局(案)を説明(目標・スケジュール)。 【資料配布】</p> <p>【今年度目標】 各市町村のPPP・PFIの推進に資する情報等を取りまとめ、提供する。</p> <p>【スケジュール】 第2回(7月) ※ 必要に応じて同内容の2回目開催(7~8月)を検討 先進自治体担当者からの事例発表及び意見交換会 第3回(8月)</p>

	<p>先進事例等を踏まえたPPP・PFIの推進に資する情報の整理を行う。</p> <p>第4回以降</p> <p>報告書の取りまとめ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局からの説明に対する「意見・質問なし」のため、部会の目標・スケジュール案について、各構成員に諮った所、「異議なし」のため方針が決定した。
関口係長	<p>今年度の部会方針決定を踏まえ、部会長から一言お願いしたい。</p>
部会長	<p>財源不足の状況の中、施設の老朽化に伴い建て替え、改築等の事例が各市町村で出てきている。財源不足を補うためにPPP・PFIの活用（検討）や仕組みづくりが必要であり、当部会でそれを行えたら良いと考える。</p> <p>※ 部会目標である「有用な情報整理」に向け、第2回部会当日の先進自治体担当者との意見交換会を円滑に行うため、意見交換のポイントやテーマを事前に取りまとめ、先進自治体に提供し、円滑に意見交換が行える様にする事とし、後日、別途事務局から当内容について、各構成員に照会することとした。</p>
館林市	<p>有用情報（取組側として）に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず始めに、どうやったら良いのか分からない（進め方）という点がひとつある。 ・ また、事業を行うにも2通りある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎（給食センター含む）等は、お金が発生せず行政サービスが全てのため、事業者が集まりやすい。これは必ず自治体からお金が支払われるからである。 ② 例えば、前橋市が検討している道の駅等は、運営費をPFIで成り立たせるものになると思われ、自治体からお金が出ないとハードルも高く、事業者が集まらない可能性が大きいと思われ、事前調査（サウンディング調査等）が必要になる。 ・ 給食センターは、建物の建設と調理のみをPFI事業として行うものであり、食材発注や給食費の管理等は、市側で引き続き行う。 ・ PFI事業では、公・民の線引きが難しく、線引き次第で事業者も変わる（事業にのってくるか来ないか等）と考える。
関口係長	<p>(4) その他</p> <p>第2回研究会の開催について、7月頃の予定とし別途日程調整（先進自治体との調整も含め）することとした。</p>
関口係長	<p>4 閉会</p>

【第2回部会】

事 項	「PPP・PFIの推進」部会（第2回）
日 時	平成29年7月27日（木）13時00分～15時40分
場 所	群馬県庁25階251会議室
出席者	別添「配席図」「構成員名簿」のとおり、玉村町が所用で欠席 県市町村課：関口係長、生方主任
部会目標	各市町村のPPP・PFIの推進に資する情報等を取りまとめ、提供する。
関口係長	1 開会 進行：関口係長
部会長	2 挨拶 足尾部会長（伊勢崎市企画部事務管理課）
館林市	3 議事 ※ 沼田市総務部財政課戸部主査が第2回参加のため自己紹介を行った。 ※ (1) について、資料1、資料2に基づき講師（館林市及び東吾妻町）から説明 ※ 事例発表に係る質疑等は、意見交換会の中で一括して実施 (1) 先進自治体事例発表 ① 館林市立学校給食センター整備運営事業について……………資料1 （館林市教育委員会学校給食センター 酒井 進也 氏） ※ PFI（BTO：Build Transfer Operateの略、民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成後に公共側に施設所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う）方式、サービス購入型（地方公共団体が民間事業者へお金を支払う形態）
東吾妻町	② 箱島湧水発電事業について……………資料2 （東吾妻町総務課東支所 大塚 徹也 氏） ※ PFI（BTO）方式、独立採算型（地方公共団体が民間事業者へお金を支払わず、利用者が料金を支払う形態）
関口係長	<休憩> (2) 意見交換会……………資料3 （第2回開催にあたり構成員から事前に募った8テーマに基づくもの） ・ 資料3に基づき、以下①～③の進め方で実施し、終了後、次テーマへ移る。 なお、事前準備の8テーマ終了後に、追加で意見交換したいテーマや先進自治体への質疑等があれば受け付ける。 ① 提案した構成員から経緯や状況を踏まえテーマについて説明 ② 先進自治体（館林市及び東吾妻町）から回答 ③ 回答を踏まえ、意見交換 ※ ①、②の説明や回答を踏まえ、他の構成員で準備したテーマや内容が一部重複する場合は、そのテーマの中で取り扱うこととする。

	<p><テーマ1> PFI事業の 連の流れについて (伊勢崎市)</p> <p><テーマ5> PFIに係る事業者の選定について (昭和村)</p> <p><テーマ6> サウンディング調査について (昭和村)</p> <p><テーマ8> 公共施設の建設事業におけるPPP・PFIの活用方法について (玉村町)</p>
伊勢崎市	<ul style="list-style-type: none"> 近い将来、1、2案件が想定される。優先的検討規程を当該が策定するが、事業実施にあたり、部門間(企画・管財・財政等)の協力が必要と考えている。 <p>① 事業取組開始時の対応について、どこが発案(トップダウン等)したのか。また、組織内で役割分担等があればあわせて伺いたい。</p>
館林市	<ul style="list-style-type: none"> 他の部署等は絡まず(市の内部連携は特になし)、事業所管課で平成26年度に基本計画を策定し、PFIが良いとの結果になり対応を行った(事業の流れ等は、資料1のスケジュール(A3資料)のとおり対応)。
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> 当事業は、トップダウンによるもの(発電所は建てたい(長く県含め検討を行っていた)が、資金がないため、PFI方式でといった流れ)である。 事業実施にあたり、県内事例がなかったため県外情報や県企業局からの情報、講師を招き研修を行ったりするなど事業を進めた。 検討当初は、企画部署だったが、地域開発特別会計(住宅事業・光ケーブル関係事業)を持っていた事や地元という理由で東支所の所管となった。
伊勢崎市	<p>② 事前にPFI事業に参加する事業者の有無の確認を行っていたか。</p>
館林市	<ul style="list-style-type: none"> 以下、3つの段階を踏まえ感触ありと判断した。 <ul style="list-style-type: none"> i 平成26年度のPFI導入可能性調査(25社の業者に10項目のアンケートを実施)で半数以上の業者から興味が持てるとの回答があった。 ii 平成27年10月に実施方針及び要求水準書案を公表し、直後に業者向けの説明会を実施し、いくつかの業者の参加があった。 iii 平成27年11月に実施方針等への質問・回答を行ったが、約10社・100項目の質問があった。
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> 調査委託を行った(NPO)環境技術研究所及び町に県内外の業者からPRがあったため、事業性がないとは考えていなかった。 最終的にプロポーザルに2社が参加した。ただ、地元企業含め、他2社も直前まで検討は行っていた(辞退理由は、「締切までの期間が短かった」「PFI事業への認識不足」)。
伊勢崎市	<p>③ 業者選定における仕様書(実施方針及び要求水準書)の作成等について、大変だった事やポイントがあれば伺いたい。また、アドバイザー契約を結んだとの説明だったが、どのくらいのアドバイスがもらえたり、仕様書の作成についてどのように関わってもらったのかあわせて伺いたい。</p>
館林市	<ul style="list-style-type: none"> 給食センター整備運営事業については、当県での事例はないが、他府県で事例が多かった事(公表あり)及びアドバイザー契約を結んだ業者からの要求水準書等のひな型提供があった事により、それらを加味し当市の独自色を出しつつ、作成を行った。
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの(NPO)環境技術研究所に協力いただき、作成した。
伊勢崎市	<p>④ 事業を通じて時間をかけた点、苦労した点、この時期にこれをするべきだったなどの反省点について伺いたい。</p>

館林市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針及び要求水準書を精査し、いかに自治体色が出せるかといった点が重要なので、一定の時間をとった方が良いと考える。 ・ 入札公告をした後、業者に提案書類を作成してもらう期間を当市は3、4ヶ月としたが、もう少し期間があれば良かったとも考える。ただ、スケジュールが間延びし、スピード感が薄れるため、要検討である。 ・ より良いものを考えた時、他の工程は短縮しても上記2つの工程は、ある程度、しっかり時間を取るべきだと考える。
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業は、FIT制度の改正に伴い買取り価格の改定があるかもしれない中、事業者決定までの時間が短かった。それに伴い、提案書の作成期間が短かったり、業者の辞退等に繋がった。 ・ 工事関係では、東電との契約で接続時期が不透明だったため、通電式の日程調整含め苦労した（施設は平成29年3月に竣工したが、5月初旬に正式な日付が告げられ、6月に行われた）。 ・ また、当事業は県の水産試験場の水を使用するが、圧力をかけると窒素が混入し、魚が死んでしまうとのことでタービン設置等、対応に苦慮した。
伊勢崎市	⑤ アドバイザリー契約額は、どのくらいか。また、金額の試算はどのようなものか。
館林市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約2,000万円超である。
伊勢崎市	⑥ サウンディング調査は自前かコンサルタント業者の実施か。
館林市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業では、平成26年度の基本計画の策定も委託しており、アドバイザリーについても一般競争入札にかけ同じ業者がとった。 ・ サウンディング調査については、業者に案を作成してもらい、当市でチェックし全国25社に送付した。
昭和村	① サウンディング調査の対象業者選出方法はどのようなものか。
館林市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザリー業者の提案による。
昭和村	② アドバイザリー契約では、どこまで実施してもらったのか。
館林市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針及び要求水準書（案）や入札公告に係る資料のひな型等を作成してもらった。東京のコンサルタント業者のため、月1、2回の打ち合わせを行ったが、その他は日々メールや電話等で担当同士で調整を行い、完成させた。 ・ また、入札説明書の質問に対する回答（案）についても、当市でも作成したがアドバイザリー業者にも回答（案）を作成してもらい、双方ですり合わせて対応した。アドバイザリー業者には、建設から法務担当までいたため、後々当市に不利益にならない様、慎重に回答を要する部分にも、うまく対応できた。 ・ 条例や議会对応については、業者の所管外なので当市で確認し対応した。
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザルの内容や質問の確認、月一会議での工程表の確認やアドバイス等を行ってもらった。
事務局	① サウンディング調査の様式について、業者から提供とあったが、（予算ゼロで実施の可能性について）他の事業でも代用等が可能なものか。

館林市	<ul style="list-style-type: none"> 事業について民間活用の可能性をさぐるもので、簡単なアンケート様式である。当市のものは10項目について、フリーで記載いただくもので対応した。 結果として、目的は同じ調査となるため、事業が変更してもある程度の代用は可能と考える。
沼田市	<p><テーマ2> PPP/PFI手法導入の判断について (沼田市)</p> <p>① サウンディング調査実施=事業実施の判断に感じられる。トップダウン等ではなく、PFI事業を事務方で進める舵取りについてどう考えるか。</p>
館林市	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の基本計画策定にあたり、コンサルタント業者含め良い整備手法を検討するように指示があり、整備手法を比較検討(5パターン:「公設公営」「公設民営」「リース」「PFI(BTO)」「PFI(BOT)」)し、PFI事業が良いのではとなり、サウンディング調査を行った。結果、良い反応・良い結果となった。
事務局	<p>① 意見交換テーマ中、提出団体の見解等にある「本市初のサウンディング調査を実施予定」について、可能な範囲で内容を伺いたい。</p>
沼田市	<ul style="list-style-type: none"> 沼田市役所の旧グリーンベル21移転に伴い、現在施設の利活用について、サウンディング調査(予算ゼロで実施)を実施するものである。 昨日、説明会を行ったが3社の参加があった。これから対話を行う予定である。 当内容は、公共施設等総合管理計画の策定にあたり、FM(ファシリティマネジメント)を進める中で、沼田市FM推進会議(市長、副市長、部長)を昨年度立ち上げ、検討を行っている。現施設は、沼田市の中心市街地のため、可能性について検討を行っている。
安中市	<p><テーマ3> PFIのデメリットについて (安中市)</p> <p>① PFIの導入過程や運用開始後において、PFIのデメリットや失敗談があれば今後実施予定の市町村の留意すべき点になろうかと思うので伺いたい。</p>
館林市	<ul style="list-style-type: none"> 議会に3議案をかけ議決を経ているが(館林市立学校給食センターPFI事業者選定委員会設置条例、債務負担行為、事業契約締結)、県内事例が少なくPFI事業への懸念が大きい。当事業については、その点も踏まえ、要所要所で議員に説明を懇切丁寧に行い、無事に議決された。 PFI事業の事例が少なく馴染みが薄いため、多すぎる位、説明しても良いと考える。
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> 稼働したばかりのため、今のところない。町としては、現状、支出なく発電所ができ、売電収入の一部収入もあるので良いことばかりの状況である。 あえて言えば、リスクを背負った上で、自前で行えば売電収入の全てが得られるという点である。
安中市	<p>② 自前(売電収入の多い)ではなく、PFIにしたのはなぜか。</p>
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> FIT制度の時間的制約も一因としてあるが、町の当事業に対するノウハウ不足が一番の要因であり、実現可能性の高いPFI手法を採用した。
伊勢崎市	<p>① 箱島湧水発電事業について、県との土地の契約等、支出はどのような状況か。</p>
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> 土地の賃借料と水の使用料で、県有地使用料が年額163,979円、水利の使用料が年額452,373円である。

	<ul style="list-style-type: none"> 収入は、年間予定どおり（発電量が予定値より低ければ発電所の使用料が減額）発電できると1,296万円（税込み）である。 得た収入は、地域特別会計に基金（目的：地元に還元）があり積み立てる予定である。何の事業に充てるかは、今後検討する予定である。 事業者は、予定どおり発電ができると月450万円位の売電収入があり、支出は建築費約3.8億円、（所有は町だが）維持管理費（5年に1度大規模な点検等）がある。 契約満了の20年後は、SPC（特別目的会社）が発電性能の80%以上を保った状態で施設整備し、町へ返還となる。
	<p><テーマ4>制度導入について（南牧村）</p> <p>南牧村 ①（当村で現状、PFIを活用する予定の事業はないが、）PFI事業を活用した民間提案の中で公共部門では思いつかないような独自のものとして、どのようなものがあったか。</p>
	<p>館林市</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務担当としての感想だが、なるほどというものはあったが、他に例を見ないような提案であったかどうかの判断は難しい。そういう意味でも審査委員会における各専門分野の学識者等に事業の審査をしてもらったのは大きいと考えている。 審査基準は、配布の「落札者決定基準【資料4】」を参照いただきたいが、加点審査（70点：設計・建設、運営等の提案内容）と価格審査（30点）を審査会で配点を検討した上で、当基準に基づき審査した。
	<p>伊勢崎市 ① 審査会の委員報酬はどのように対応したか。</p>
	<p>館林市</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査委員会設置条例に基づき、既存の当市基準を適用（準用）して、委員報酬を支出した。そのほか、交通費は実費払いした。
	<p><テーマ7>行政と事業者の負担割合等について（昭和村）</p> <p>昭和村 ① 費用負担の状況について伺いたい。また、「事業スキーム【資料5】」にある出資者はどのようなものか。</p>
	<p>館林市</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・建設費用は、BTO方式（サービス購入型）なのでSPCで資金（約25億円）を工面し、竣工後、検査を経て当市へ所有権が移るが、当費用について割賦払いである。 運営・維持経費（約35億円）についても、割賦払いである。 出資者は、SPCへの出資者であり、構成員である6社でほぼ100%になるが、ここでいう出資者とはこの構成員以外の出資者を表している。
	<p>沼田市 ① 割賦払いについて、要求水準を満たさない場合等の取扱いはどのようなものか。</p>
	<p>館林市</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・建設については、その様な状況が確認されれば期限内履行で要求水準を満たすように対応させる。 運営・維持管理については、「給食の支給ができない」「食中毒の発生」等が想定されるが、一定の基準があり減額又は契約解除もある。
	<p>安中市 ① 運営開始後のモニタリング方法はどのようなものか。</p>
	<p>館林市</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の2通りを想定している。 <ul style="list-style-type: none"> i 事業者側で要求水準との突き合わせを行い、当市へ定例報告 ii 定期的に市職員によるチェック（専門業者への委託も含め検討）

	<p>(3) 第3回部会内容について</p> <p>※ 第3回部会内容について事務局から説明（あわせてPPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）についても説明）</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回部会で承認されたとおり、8月実施予定の第3回部会では、「先進事例等を踏まえたPPP・PFIの推進に資する情報の整理」を行う予定である。 ・ 今後の事務の流れとしては、第1回同様、本日の意見交換の内容をまとめた、「議事まとめ」を後日、事務局から送付する。 ・ 最終的に事務局で報告書等の資料をまとめるが、各構成員で、本日の先進事例発表、意見交換、後日送付の議事まとめ等を踏まえ、情報の整理を行っていただくこととなる。 ・ 第3回部会当日に、当作業を実施するのは時間的に厳しいため、今回同様に簡単なフォームを事務局で作成し、事前にメール等のやりとりで情報の整理を行いやすい様、対応したい。 <p>なお、現時点での情報をまとめる柱について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 導入開始前（検討段階や導入きっかけ含む） 2 事業開始後の課題やその解決策 3 手続き 4 庁内調整 <p>などを想定している。</p> <p>● 事務局からの説明に対し「意見・質問なし」のため、第3回内容が決定した。</p>
関口係長	最後に部会長から一言お願いしたい。
部会長	館林市及び東吾妻町の両名については、講師をお受けいただきありがとうございました。本日の内容等を踏まえ、次回以降、情報の整理に取り組んで参りたい。
関口係長	<p>(4) その他</p> <p>第3回部会の開催について、8月下旬頃の予定とし別途日程調整することとした。</p>
関口係長	4 閉会

【第3回部会】

事 項	「PPP・PFIの推進」部会（第3回）
日 時	平成29年9月7日（木） 13時00分～14時50分
場 所	群馬県庁18階181会議室
出席者	別添「配席図」「構成員名簿」のとおり、南牧村及び昭和村が所用で欠席 県市町村課：関口係長、生方主任
部会目標	各市町村のPPP・PFIの推進に資する情報等を取りまとめ、提供する。
関口係長	<p>1 開会 進行：関口係長</p>
部会長	<p>2 挨拶 足尾部会長（伊勢崎市企画部事務管理課）</p>
部会長	<p>3 議事 ※ 館林市政策企画部企画課鷲澤係長代理及び同市経済部商業観光課八木主事が第3回参加のため自己紹介を行った。 ※ 本日の議事進行は足尾部会長が実施 (1) PPP・PFIの推進に資する情報の整理について・・・・・・・・資料1 ● 第3回部会において、各部会構成員間でPPP・PFIの推進に資する情報について整理を行うこととした（第1回の今年度部会方針で決定）。 当内容（有用情報）について、各構成員への事前照会により「資料1」：PPP・PFIの推進に資する有用情報」を事務局で取りまとめ、本日、「資料1」について、報告書のまとめ方や意見交換手順を以下のとおり事務局で説明し実施した。 【報告書内の有用情報のイメージ】 <u>次のIとIIをまとめたもの</u> <u>I表紙</u>：資料1の中で、重要な情報や第1回及び第2回の部会を踏まえ（部会として）特出しすべき情報を数項目抽出し整理したもの。 <u>II続紙</u>：時系列にPPP・PFIの作業等の必要情報をまとめた資料1を完成させたもの。 【意見交換手順】 資料1について、左上のマス（検討開始時（きっかけ）、庁内（所管課等））を①として⑫まで意見交換をしやすいよう便宜的にマスに番号を付しており、①から順番に 1 「I表紙」情報への記載項目・ポイント 2 「II続紙」の完成にあたり、他の内容との集約（結合）、内容の補足や見せ方等について、発表（各構成員）及び意見交換を実施 ● 各構成員で報告書のまとめ方のイメージを共有し、上記のとおり意見交換を実施した。 ● <u>意見交換実施後、整理された「特出し項目（表紙情報）」「まとめ方（続紙情報）」について、第4回部会までに事務局で報告書（案）を作成することで、部会了承</u> (2) 県内市町村PPP・PFI導入事例データベースについて・・・・・・・・資料2 ● 事務局から以下の議案内容等について提案説明</p>
部会長	<p>(2) 県内市町村PPP・PFI導入事例データベースについて・・・・・・・・資料2 ● 事務局から以下の議案内容等について提案説明</p>

【議案内容】

県内市町村に有意義な情報ツールとなる「PPP・PFI導入事例」について、データベース化を行うこととする。

なお、部会から研究会に当運用実施について報告し、対応することとする。

【導入理由】

- ・ 県内でPFI事業の導入・検討事例が増えてきた
- ・ 身近に相談しやすい関係性が構築可能 等

【運用方法】

市町村課でデータベースを管理・運用する。

⇒ 年数回（上・下半期等）、全市町村に様式（案）（※）で照会し、取りまとめ結果を全市町村に提供

※ 現時点の（案）として、内閣府の様式（平成29年1月PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引）を模倣し作成

【検討事項】

- ・ 掲載範囲について
⇒ PPPに指定管理も含まれるため、運用事例や作成する手間が多く、有益な情報とならない可能性がある。
- ・ 様式について
⇒ 記載項目・記載内容をどのようにするか。

当ツールは、今後、導入を検討している市町村にとって有意義なツールになる（県内の身近な事例として、先進地に照会しやすくなる 等）と考え、事務局から提案することとし、本日、当部会で【議案内容】についてのみ諮りたい。

- 【議案内容】について、部会で採決し、全会一致で採択された。
- 【検討事項】については、各構成員で持ち帰り検討の上、第4回部会で確認・整理することとなった。

部会長

(3) 当部会の次年度以降の取扱いについて・・・・・・・・・・資料3

- 事務局から以下の内容について説明
 - ・ 第1回部会で今年度の部会方針（【最終目標】及び【今年度目標】含む）が決定し、今年度の部会では【今年度目標】の「各市町村のPPP・PFIの推進に資する情報等を取りまとめ、提供する。」について、第3回部会含め議論等を行い、次回以降の部会で報告書の取りまとめ等になる。
 - ・ 【最終目標】の「各市町村が事業実施にあたり効果が見込める事業について、PPP・PFIの活用について検討・実施する（手法としてPPP・PFIの積極的活用）」にあたり、次年度以降の当部会の取扱いについて、今年度の部会での取組を踏まえ、当部会を継続し、次年度以降も別のテーマで目標をたて研究をすすめるべきかどうかについて、今年度の部会各構成員へ意向等を確認したい。
 - ・ なお、部会本体の「行政改革研究会」の体制・継続の有無等について、現時点で内部等において検討中である（次回以降で進捗があれば部会の中で連絡する）。
 - ・ また、研究会及び部会が継続となった場合についても、テーマを再設定し、テーマの内容に合わせて部会メンバーを再構成する予定である。
 - ・ 確認する内容については2点ある。
 1. 最終目標に向け、次年度もPPP・PFIの推進部会を継続し、調査研究等をすすめるべきかどうか。
 2. 部会継続の場合、どのようなテーマが良いか（資料3で例示あり）。
 - ※ テーマの設定にあたり、複数の市町村が調査研究を進めることになるため、個別市町村特有のテーマ（課題）は、部会になじまない点に留意の必要がある。
 - ・ 当内容については、今回部会での決定は困難であると想定されるため、各構成員で持ち帰り検討の上、第4回部会での整理としたい（事前に意見等を別途照会し、

<p>関口係長</p>	<p>事務局で確認する)。 (4) その他 ※ ここからの議事進行は事務局で実施 ● <u>第4回部会の開催について、10月4日(水) 13:00からの予定とし、詳細は別途事務局から連絡することとした。</u></p>
<p>関口係長</p>	<p>4 閉会</p>

【第4回部会】

事 項	「PPP・PFIの推進」部会（第4回）
日 時	平成29年10月4日（水）13時00分～16時00分
場 所	ぐんま男女共同参画センター3階 中研修室
出席者	別添「配席図」「構成員名簿」のとおり、館林市及び玉村町が所用で欠席 県市町村課：関口係長、生方主任
部会目標	各市町村のPPP・PFIの推進に資する情報等を取りまとめ、提供する。
関口係長	1 開会 進行：関口係長
部会長	2 挨拶 足尾部会長（伊勢崎市企画部事務管理課）
部会長	3 議事 ※ 議事進行は足尾部会長が実施 (1) 報告書の取りまとめについて・・・・・・・・・・資料1 ● 第3回部会の審議等を踏まえ、資料1のとおり、事務局で報告書の素案を作成した。当報告書（案）について、事務局から構成や意見交換手順を以下のとおり説明を行った。 【構成】 ・ 「はじめに」で『部会設立の経緯』『部会方針及び目標の設定』『部会活動』『有用情報の整理・発信及び県内事例のデータベース化について』を簡潔にまとめた。 ・ 「I PPP・PFIの定義、国の動向について」では、PPP・PFI事業の実施にあたり、制度の概要理解が必要との意見も踏まえ、『PPP・PFIとは』『国の動向について』を柱にまとめた。 ・ 「II PPP・PFIの推進に資する有用情報について」では、第3回部会で意見があった特出し事項を『1 有用情報（主なもの）』とし、7項目でまとめた。 各項目は、①総論（内閣府HP情報等を参考にまとめたもの）で事業概要等に触れ、②部会検討事項（先進自治体の事例発表及び意見交換等を踏まえたもの）で審議結果を記載した。 なお、②の記載方法は、あくまでも部会の意見のため、「重要である」「確認された」等の表現に統一した。 『2 有用情報（PPP・PFI事業フロー）』では、別紙でまとめた趣旨等を簡単に説明する記載とし、まとめたもの（第3回部会の資料1を更新したもの）を別紙とした。 ・ 「III 議事まとめ」は、各部会の議事結果をまとめたものを掲載した。 ・ なお、全体を通して、内容や掲載の図については、内閣府、国土交通省、日本PFI・PPP協会HP掲載の資料等を参考・引用し作成した。その他は、第3回審議を踏まえ、県内先進自治体の事例発表及び意見交換をベースに作成した。 【意見交換手順】 ・ 目次の項目をベースに各項目毎に、 ① 記載内容（表現や情報の加除 等） ② 記載方法（構成や言い回し 等） ③ このほか、全体的にこうした方がよい報告書になる 等

- の意見などを部会で発表及び審議
- 各構成員間で上記のとおり、発表及び審議を実施した。
- 審議された修正項目等について、事務局で10月末を目途に報告書(案)の修正を行い、11月上旬に各構成員に再度、データ送付の上、確認することとなった。
 なお、本日の審議以外で追加の修正等があれば10月末までに個別に事務局に連絡を行うこととした。

部会長

(2) 県内PPP・PFI事業事例の取扱い等について・・・・・・・・・・資料2

- 事務局から以下の検討事項について説明・提案
- 【検討事項】
 - ・ 第3回部会での審議を踏まえ、決定となった「県内市町村PPP・PFI導入事例データベース化」について、以下2点の審議をお願いしたい。
 - ① 掲載範囲について
 - ② 様式について
- 【提案内容】
 - ・ いずれも事務局で以下のとおり提案するので、内容を確認し審議いただきたい。
 - ① 掲載範囲については、「指定管理者制度や包括的民間委託」を除いた事例を取り扱うこととする。
 - ⇒ 指定管理者制度や包括的民間委託については、一般的に行われているため、既に各団体において、ノウハウ等の蓄積もあるかと思うので、除くこととする。
 - ② 様式については、内閣府のものを模倣し(案)とした。
 - ⇒ 内閣府から依頼等があった場合も対応がしやすく、一般的に他市町村に参考となる情報が漏れなく記載されている。
 - 【提案内容】について、部会で採決し、全会一致で採択された。
 - データベース化について、過去の事例の取扱い等も含め各市町村の過度な負担にならないよう配慮をした上で運営することとし、詳細な対応等は事務局に一任いただくこととなった。

部会長

(3) 次年度部会の取扱いについて・・・・・・・・・・資料3

- 事務局から以下の内容について説明を行った。
 - ・ 当議題について、各構成員に事前調査「次年度部会の取扱い調」を実施し、下記のとおり取りまとめた。
 - 1 継続=3団体
 廃止もしくは休止=4団体
 - 2 継続テーマの例
 - PPP/PFI手法導入優先的検討規程ひな形の作成
 - 公有資産マネジメントにおけるPPP・PFIの推進
 - ⇒ 全庁的な推進体制の構築(政策立案・財産管理・行財政改革の各部署と公共施設等の各所管部署の連携)・情報共有及びPFI案件形成プロセス
 - 3 廃止もしくは休止理由の例
 - 自治体の事案の有無によって差が大きく開いており、今年度の部会の議論が進まない現状を見る限り、休止せざるを得ないと思われる。具体的事業を行っていない市町村同士で議論しても、事務局に大変な思いをさせるだけではないか。
 - また、情報収集だけであれば、関東財務局や国土交通省の委託を受けた業者(大和リース)の行っているセミナーでも有益な情報は得られるため。
 - 報告書作成と、「導入事例データベース」の構築により、市町村がPPP・PFIの活用を検討する際の情報を提供する、という部会の目的はある程度達成されると考えるため。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究するテーマがあれば継続しても良いと思いますが、特になければ一時休止で良いと思う。 ○ 部会で協議すべき課題が発生したら随時に開催 ・ 結果等について、部会で審議等を行い、次年度部会の取扱いについて意見をまとめていただきたい。 なお、まとめ（採決）の際、本日の審議等を踏まえ、事前調査での回答（意見）を改めることも可能である。 ● <u>審議した結果、「継続」「廃止もしくは休止」について、部会で意見を集約することが困難であるとの結果</u>となった。 <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部会の様な場（機会）がないと、「PPP・PFI事業」について、情報収集や取り組む機会がない。取り組むきっかけとして良い場である。議論が進む様な検討テーマがあれば良い。 ○ 「PPP・PFI事業」を推進するため、他部署（公共施設等マネジメント部署等）を含めた部会で共通テーマを設定し、継続する。 ○ 現在、次年度にこのテーマ（議論が進む、PPP・PFI推進に資する等）でといったものが確定できない。 ● <u>行政改革研究会には、まとめではなく、審議状況等を報告することとした。</u>
関口係長	<p>(4) その他</p> <p>※ ここからの議事進行は事務局で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 部会開催は今回で最後となる。今後は、前述のとおり、報告書策定に向けてデータのやりとりを行い、完成したものを行政改革研究会に報告する。
関口係長	<p>4 閉会</p>

○ 「PPP・PFIの推進」部会構成員名簿

部会長	足尾裕行	(伊勢崎市企画部事務管理課)
	大平恵子	(同上)
	萩原圭	(沼田市総務部企画課)
	鷺澤雄一郎	(館林市政策企画部企画課)
	萩原康隆	(安中市総務部企画課)
	高柳仁	(南牧村総務部村づくり・雇用推進課)
	金井義徳	(昭和村企画課)
	大堀健	(玉村町経営企画課)
	村田顕	(同上)

○ 先進自治体事例発表講師

	酒井進也	(館林市教育委員会学校給食センター)
	大塚徹也	(東吾妻町総務課東支所)

(敬称略)

PPP・PFI事業フロー

別紙

取組内容	時期	検討開始時 (きっかけ)	検討中 (サウンディング調査等)	事業決定、手続き、事業開始後(庁内調整等)
庁内(所管課等)		<p>①</p> <p>a: PPP・PFI制度の概要理解 ⇒PPP・PFIと一口に言っても様々な方式や形態があり、具体的な事例やスケジュールを理解するうえで、制度自体の認識が不可欠となるため、検討開始等の前提として制度の概要・理解が重要</p> <p>b: 優先的検討規程の策定に係る情報</p> <p>c: 施設の在り方検討委員会の設置</p> <p>d: 対象事業のリスト化・情報一元管理 ⇒〇〇円以上の改修・更新を行う施設 ⇒新規整備等</p> <p>e: PFI可能性のある案件を抽出可能となるようスクリーニング基準と判定フローを整理</p> <p>f: 各部署が連携したプロジェクトチームで案件形成(トップダウンもあり得る)</p> <p>g: 基本構想、基本計画等の検討及び策定 ⇒コンサルタント等活用</p> <p>h: 事業実施手法の検討及び決定 ⇒手法検討に必要な委託契約等の予算措置 ⇒整備手法として金額・実現性等を加味し、「公設公営」「公設民営」「リース」「PFI」等を比較検討</p> <p>i: PPP・PFI導入可能性調査(サウンディング調査等)</p> <p>j: 補助金の交付の手続き等 ⇒契約に至るまでのスケジュールの設定やPFI事業実施スケジュールの設定において配慮が必要</p>	<p>②</p> <p>a: 担当職員の配置等の推進体制整備</p> <p>b: PFI導入可能性調査・サウンディング調査の手法 ⇒PFI事業実績のある事業者へのアンケート実施、アンケートの他事業への代用</p> <p>c: サウンディング調査の実施 ⇒アイデア検討段階、事業手法検討段階、事業手法具体化段階</p> <p>d: 実施方針の策定見通しの公表(PFI法第15条)</p> <p>e: 実施方針・要求水準書案等の作成 ⇒コンサルタント等活用(アドバイザー契約の締結)又は内閣府支援措置を利用 ⇒コンサルタント委託契約の予算措置、コンサルタント等の選定</p> <p>f: 事業検討に向けて市場性の有無やアイデアを把握(サウンディング調査等) ⇒事業案(実施方針)作成(一定時間の確保)</p> <p>g: 利用者の意見反映 ⇒地域住民のワーキンググループやパブリックコメントを実施</p> <p>h: 民間事業者の参加意向を把握し、民間事業者がより参加しやすい公募条件を設定し(サウンディング調査等)、参画を検討する民間事業者への、適切な情報発信 ⇒公募要項(要求水準書案)作成(一定時間の確保)</p> <p>i: 補助金交付可否の確認</p> <p>j: 実施方針・要求水準書案の公表及び質問への回答(PFI法第5条)(意見のみの受付可) ⇒要求水準書は、民間事業者の創意工夫を引き出すため、「性能発注」とすべき。ただし、団体として最低限担保すべき事項は明確に規定 ⇒必要に応じて説明会を開催</p> <p>k: 意見等を受けて実施方針等を変更した場合は、再度公表</p>	<p>③</p> <p>a: 特定事業の評価、選定(PFI法第7条) ⇒総合評価一般競争入札が原則。総合評価一般競争入札の落札者決定基準を定めるにあたっては、学識経験者の意見を聴かなければならない(地方自治法施行令第167条の10の2)。 ⇒PFI事業者選定審査委員会の設置(報酬について調整が必要)</p> <p>b: 特定事業選定にあたっての客観的評価の公表(PFI法第11条)</p> <p>c: 選定結果等の公表及び民間事業者の募集開始(入札公告) ⇒入札説明書・要求水準書・落札者決定基準・様式集・基本協定書案・事業契約書案の公表</p> <p>d: 審査委員会における各専門分野の学識者による審査</p> <p>e: 審査委員会の適切な運営方法(客観性の確保)</p> <p>f: 審査基準の設定方法</p> <p>g: 民間事業者の募集、評価・選定、公表(PFI法第8条、第11条) ⇒入札説明書等への質問・回答①、入札参加表明・参加資格審査申請受付、参加資格審査結果通知・公表、入札説明書等への質問・回答②、提案書類の受付、市による落札者の決定・公表 ⇒事業に不適格な民間事業者が入札に参加しないように、適切な入札参加資格の設定と質問への回答が重要 ⇒入札公告後、提案書類作成のための期間は少なくとも4ヶ月程度は必要(一定時間の確保、応募者の負担軽減に配慮) ⇒団体に不利益にならないよう慎重に回答 ⇒多くの場合、事業のサービス低下や中断を避けるためSPCを設立 ⇒民間事業者の創意工夫を発揮させるための選定方法・選定プロセスを選択する必要や性能発注の考え方の採用が必要(サウンディング調査結果の反映等) ⇒入札・各グループからの提案書類の受付及び提案内容の確認 ⇒最優秀グループの報告・団体による落札者の決定・公表</p> <p>h: 事業契約等の締結等、事業契約等の公開(一定時間の確保) ⇒基本協定の締結、客観的評価の結果・審査講評の公表(PFI法第11条)、事業仮契約の締結(仮契約の締結予定日を設定し、それまでにSPCの組成を求める。完了してから仮契約を行う。)、議決後事業契約の締結(PFI法第12条)、事業契約内容の公表(PFI法第15条)</p> <p>【事業提案の内容審査方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聞く。 2. コンサルタント等の活用を図る。 <p>【契約方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合評価一般競争入札 2. 競争性のある随意契約(一般競争入札を前提) <p>i: 事業の実施、監視(モニタリング)等 ⇒設計業務は、民間事業者への丸投げではなく、監督する役割がある。設計が要求水準書を満たしているかなど継続的に監視 ⇒建設業務の着工・竣工、事業開始 ⇒監視(モニタリング調査): 外部委託も選択肢になる。 ⇒モニタリング結果の公表</p>
審査委員会		④	⑤	⑥
議会		⑦	⑧	⑨